

受益者課税制度における所得区分

—事業体課税における所得属性転換機能からの示唆—

福田 智子

論文要旨

わが国の所得税法は、納税義務者の担税力に応じた課税を行うため、所得をその源泉ないし性質に応じ利子所得ないし雑所得の10種類に分類し（所法23条～35条）、各種所得金額の計算において担税力の相違を考慮した所得区分を設けている。これは担税力に応じた課税が課税公平主義の要請に合致すると考えられるからだが、この場合の担税力とは各人に帰属する所得の総量だけでなく、所得の性質によって決まるとされている。納税義務者が収受した所得が10種類の所得区分のいずれに該当するかは、その所得が所得税法23条以下に規定される各種所得の要件を充足するか否かで判断され、その際、所得の性質のみならず判断の対象となる主体が重要な要素となる。

信託税制では、信託財産が受託者に属し（信託2条③）、信託財産を利用した行為にかかる権利義務もすべて受託者に帰属するものとされる一方、受託者は信託財産から生ずる利益を享受することは認められず（信託8条）、受益者のみが利益を享受することを根拠に、二重課税排除を目的に経済的実質所得者課税の原則が採用されている。そして、受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなす擬制規定が所得税法13条1項に置かれ、法的所有権のみなし帰属等に基づき所得区分の判断主体も導管すると考えられている。しかし、この擬制が所得の帰属のみならず所得区分の判断にまで及ぶかに関しては疑問も多い。信託はその有する独自の機能から、①財産権の移動（受託者は、管理権や処分権のみならず完全権を有する）、②信託財産の独自性（受託者は固有財産と信託財産を区別して管理しなければならず、受託者の債権者は信託財産への強制執行を行うことができない）、③信託財産の質的転換（受益者は信託財産ではなく受益権という債権を有する）の3つの法的性質を有するとされ、信託に「質的転換機能」があることを思慮すれば、受託者が有する財産権と受益者が有する受益権は性質を異とする資産と考えられ、そのような性質の異なる資産から生じる所得を同質のものとし所得区分を判断することは、担税力に応じた課税に適合すると考えられないからである。つまり、担税力に応じた課税という所得区分の趣旨を考慮すれば事業体における所得区分の判断も、原則同様、納税義務者を判断主体とし、納税義務者が得た所得の性質が所得税法23条以下の各種所得の要件を充足するかにより判断することが親和的といえよう。

信託だけでなく、法人・組合などの事業体もファイナンスの面からは、キャッシュ・フローを転換させるもの、つまり所得の属性が転換するものとされている。これらの事業体を利用することにより所得属性の転換が生じるとすれば、所得区分の判断もその性質を考慮して行うことになるだろう。社会の変化に合わせ多様な目的に適合する新たな事業体が生み出されているだけでなく、既存の事業体の意義等も変質しつつあることに鑑みると、所得区分の判断を納税義務者における所得

の性質等に応じ行うことが、所得区分の本来的意義である「納税義務者の担税力に応じた課税」の実現からの要請ともいえるであろう。

そこで本稿は、受益者課税制度を原則とする信託において、導管理論が所得の帰属のみならず所得区分まで及ぶか、つまり受益者課税制度における所得区分の判断メルクマールを検証することをその目的とする。その際、事業体が所得属性転換機能を有していることを念頭に、民法上の組合や匿名組合などにおける所得区分の判断メルクマールなどを参考とする。所得区分の判断メルクマールは、学説および裁判実務において従前より議論の多いテーマであるが、本稿は各種所得区分の判断基準ではなく、所得区分の判断を行うにあたっての判断主体の検討をその主たる研究テーマとする。

《目 次》

はじめに	1
第 1 章 信託法における法的性質論	4
第 1 節 信託の法的性質論	4
第 2 節 信託の機能	8
1 代理と信託	9
2 委任と信託	9
3 寄託と信託	10
4 遺言執行制度と信託	10
第 3 節 主観的意図なき客観的信託	12
1 最高裁平成 14 年 1 月 17 日第一小法廷判決	12
2 東京地裁平成 24 年 6 月 15 日判決	17
小括	19
第 2 章 所得区分制度	20
第 1 節 所得区分制度の沿革	20
1 明治～第二次世界大戦終結まで	20
(1) 明治 20 年	20
(2) 明治 32 年	21
(3) 大正 9 年	21
(4) 大正 15 年	21
(5) 昭和 15 年	22
2 第二次世界大戦終結後	23
(1) 昭和 22 年	23
(2) 昭和 25 年	23
第 2 節 所得区分制度の概要	24
小括	28
第 3 章 事業体における所得区分の判断基準	29
第 1 節 民法上の組合	30
1 民法上の組合制度の概要	30
(1) 民法上の組合契約の法的性質	30
(2) 課税実務における取扱い	35
2 個人組合員が受ける所得に係る所得分類	38
(1) 導管理論に基づき所得区分を判断する説	38
(2) 構成員の担税力に応じて所得区分を判断する説	42

(3) 通達の取扱い	45
(4) 業務執行権	46
3 組合員における所得区分の判断基準	47
小括	49
第2節 匿名組合制度における所得区分の判断	50
1 匿名組合制度の概要	50
(1) 匿名組合契約の意義	50
(2) 課税実務における取扱い	52
(3) 匿名組合員の所得区分	54
① 旧通達の解釈を採用する説	54
② 現通達の解釈を採用する説	55
③ 貸付金の利子とする説	56
2 匿名組合員にかかる所得区分判断	57
(1) 平成27年最高裁判決の概要	57
(2) 匿名組合の法的性質	58
(3) 匿名組合員にかかる所得区分	61
(4) 所得区分の判断主体	65
(5) 監視権	66
小括	66
第4章 受益者課税制度における所得区分の判断基準	68
第1節 受益者課税の原則	71
第2節 信託税制の趣旨・沿革	75
1 平成19年度税制改正前	75
2 平成19年度税制改正	78
第3節 信託の財産権転換機能	81
1 複層化された受益権にかかる課税	83
2 東京高裁平成26年8月29日判決	87
第4節 受益者課税制度における所得区分	90
1 受益者課税制度における所得区分	90
2 受益者課税制度における所得区分の検討	94
(1) 所得税法13条1項の解釈	94
(2) 他の事業体における所得区分の判断基準	97
(3) 損失負担との関係	102
小括	107
結びに代えて	108
参考文献	110

権を有する)、の3つの法的性質を有すると捉えられ、信託に「質的転換機能」があることを思慮すれば、受託者が有する財産権と受益者が有する受益権は性質を異とする資産と考えられ、そのような性質の異なる資産から生じる所得を同質のものとし所得区分を判断することは、担税力に応じた課税に適合すると考えられないからである。これは例えば、信託財産が賃貸用不動産である場合に、貸付行為を行わず貸付業務にかかる債務も負担しない受益者が収受した所得と不動産賃貸業を行う者が受けた所得を同じ不動産所得として取扱うことが公平であるかという問題でもある。

信託だけでなく、法人・組合などの事業体もファイナンスの面からは、キャッシュ・フローを転換させるもの、つまり所得の属性が転換するものとされている。これらの事業体を利用することにより所得属性の転換が生じるとすれば、所得区分の判断もその性質を考慮して行うことになる。社会の変化に合わせ多様な目的に適合する新たな事業体が生み出されているだけでなく、既存の事業体の意義等も変質しつつあることに鑑みると、所得区分の判断を納税義務者における所得の性質等に応じ行うことが、所得区分の本来的意義である「納税義務者の担税力に応じた課税」の実現からの要請ともいえるであろう。

そこで本稿は、受益者課税制度を原則とする信託において、導管理論が所得の帰属のみならず所得区分まで及ぶか、つまり受益者課税制度における所得区分の判断メルクマールを検証することをその目的とする。その際、事業体が所得属性転換機能を有していることを念頭に、民法上の組合や匿名組合などにおける所得区分の判断メルクマールなどを参考とする。受益者課税制度における所得区分判断の検証は、第4章第4節2にて、①所得税法13条1項の解釈、②他の事業体における所得区分の判断基準、③損失負担との関係の3つの観点から行うが、その際に根拠となる事項を第1章から第4章第4節1にて確認する。

具体的には、第1章にて信託法における信託の法的性質（現行法における信託の性質論につき債権説を前提とし、信託が有する独自の機能には、①財産権の移動、②信託財産の独自性、③信託財産の質的転換の3つがあり、信託を利用することにより受託者が収受する所得と受益者が収受する所得の性質が転換することを確認する。）、第2章にて所得区分の沿革と概要（明治20年、我が国に初めて所得税が導入された後、昭和15年に現行所得区分の基となる制度が導入された経緯、課税公平原則からの要請である所得区分制度が設けられた意義等を確認する。）、第3章にて事業体における所得区分の判断メルクマールの検討を行った後（学説や過去の裁判実務などを基に、民法上の組合と匿名組合における所得区分の判断メルクマールにつき、これらの事業体が有する法的性質の差異に着目し検討を行う。）、第4章第3節までで、第1節（信託本質論にも触れつつ、わが国の信託所得課税にて採用されている受益者課税原則の内容および理由等）、第2節（大正11年の信託税制創設から平成19年税制改正までの経緯とその内容）、

はじめに

わが国の所得税法は、納税義務者の担税力に応じた課税を行うため、所得をその源泉ないし性質に応じ利子所得ないし雑所得の10種類に分類し（所法23条～35条）、各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を考慮した所得区分を設けている。これは担税力に応じた課税が課税公平主義の要請に合致すると考えられるからだが、この場合の担税力とは各人に帰属する所得の総量だけでなく、所得の性質によって決まるとされている。納税義務者が収受した所得が10種類の所得区分のいずれに該当するかは、その所得が所得税法23条以下に規定される各種所得の要件を充足するか否かで判断されることになるが、その際には、所得の性質のみならず主体が重要な判断要素となる。

現在わが国には、法人以外に組合や信託といった多数の事業体が存在するが、これらの事業体にかかる所得区分の判断については、事業体の法的性質や判断主体（事業体か納税義務者）の不明確性などから、従前より様々な議論が繰り広げられている。例えば、民法上の組合（民667）や商法上の匿名組合（商535）の組合員が収受する所得にかかる所得区分判断は、組合事業の内容に応じて行うなど、事業体が判断主体とされる。また、受益者課税の原則が採用されている信託では、「信託の受益者は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」とする所得税法13条1項を根拠に、受託者の所得区分を受益者の所得区分とみなして各種所得の金額の計算を行うとされるが、法的所有権のみなし帰属等に基づき所得区分の判断主体も導管することについては、疑問も多い。担税力に応じた課税という所得区分の趣旨を考慮すれば事業体における所得区分の判断も、原則同様、納税義務者を判断主体とし、納税義務者が得た所得の性質が所得税法23条以下の各種所得の要件を充足するかにより判断することが親和的といえよう。

信託税制では、信託財産が受託者に属し（信託2条③）、信託財産を利用した行為にかかる権利義務もすべて受託者に帰属するものとされる一方、受託者は信託財産から生ずる利益を享受することは認められず（信託8条）、受益者のみが利益を享受することを根拠に、二重課税排除を目的に経済的実質所得者課税の原則が採用され、受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなす擬制規定が所得税法13条1項に置かれている。しかし、この擬制が所得の帰属のみならず所得区分の判断にまで及ぶかは重要な論点となる。なぜなら、信託はその有する独自の機能から、①財産権の移動（受託者は、管理権や処分権のみならず完全権を有する）、②信託財産の独自性（受託者は固有財産と信託財産を区別して管理しなければならず、受託者の債権者は信託財産への強制執行を行うことができない）、③信託財産の質的転換（受益者は信託財産ではなく受益権という債

第3節（第1章で確認した信託の独自の機能である財産権轉換機能について、最近の裁判事例などを参考に税制上における問題点等）を確認する。

所得区分の判断メルクマールは、学説および裁判実務において従前より議論の多いテーマであるが、本稿は各種所得区分の判断基準ではなく、所得区分の判断を行うにあたっての判断主体の検討をその主たる研究テーマとする。

第1章 信託法における法的性質論

信託は財産管理制度のひとつであり、法的所有権の帰属者（受託者）と経済的利益の享受者（受益者）が異なることにその特徴がある。信託財産は受託者に属し（信託2条③）、信託財産を利用した行為にかかる権利義務もすべて受託者に帰属する。他方、受託者が信託財産から生ずる利益を享受することは認められず（信託8条）、受益者のみがその利益を享受する。このような信託制度にかかる所得課税は、二重課税排除を目的とし大正11年信託税制創設以降変わらず、経済的実質主義に基づく受益者課税を原則とする。受益者課税を原則とする信託税制においては、組合課税と同様に導管理論が採用されるが、導管理論が所得区分にまで及ぶかについては議論のあるところである。所得区分制度が納税義務者の担税力に応じた課税の実現からの要請であることに鑑みれば、受益者が収受する所得の性質を理解することが重要であり、そのため事業体の法的性質に関する理解が必要となる。そこで、本章では信託が有する法的性質に関し検討を行う。

信託の法的性質論は民法学者や商法学者の先達による数々の先行業績や裁判実務の集積があるため、本章ではこれらを参考に検討を進める。その際、信託が財産管理制度のひとつであることを前提に、民法における他の財産管理制度との比較により、信託の独自の性質である、①財産権の移動（受託者は、管理権や処分権のみならず完全権を有する）、②信託財産の独自性（受託者は固有財産と信託財産を区別して管理しなければならず、受託者の債権者は信託財産への強制執行を行うことができない）、③信託財産の質的転換（受益者は信託財産ではなく受益権という債権を有する）を確認する。

第1節 信託の法的性質論

大正11年に信託法が制定されて以降、信託の法的性質に関し数多くの議論が繰り広げられてきた¹。それは主として、信託法の起草者である池田寅二郎博

¹ 信託法が大正11年に制定されたのは、当時我が国において社会問題化していた高利貸の信託会社を取り締まるためとされているが（齋地義孝「信託法の制定等に伴う税制上の措置（所得税関係）」財務省『平成19年度税制改正の解説』71頁以下参照）、敗戦後の自由な風潮の下では、次々と新しい信託が発生してきたとされるように（高木文雄＝小平敦「序にかえて〔対談〕信託の過去、現在、未来」同『信託論叢—その本質的展開を求めて—』7頁（清文社1986））、混乱の中から日本独自の信託制度が生まれようとしていたことが推測される。

民法や信託法を継承する以前のが国では、世界初の信託とされる空海の綜芸種智院（空海に帰依していた貴族等が土地等を出資して教育機関を設置した際に、空海へ直接財産を譲渡できなかったため、第三者を介在した）はじめ、織田信長による信長信託（洛中、洛外の全田畑に段別米を課し、これにより徴収した米を京都の町に預託、受託した町々はこの米を他に貸し付けて収益をあげ、その収益である利米を皇室に収めさせ、皇室を経済的に支援した）、秋田感恩講（商人等が拠出した資金を秋田藩に献上し、藩がこの資金を基に知行地を買入れ、そこから小作米を収益し、この収益を飢饉等で苦しむ人々に給付した。一種の公益信託的性格を有する制度）など信託の性質を有する制度が数々存在したと言われている（新井誠『信託法〔第4版〕』25頁（有斐閣2014）、新井誠＝米倉明「日本における信託の素地

士や青木徹二教授、入江眞太郎氏が提唱された「債権説（パンデクテン体系に忠実に信託法を位置付けようとする）」²と、四宮和夫教授が提唱された「実質的法主体説（信託は法人よりも不完全かつ制限的な法主体性を有する）」³の争いであったといえよう。四宮説は実務界や学説などから高い支持を得ていたものの、信託法制定当初より債権説が有力説とされ⁴、平成18年12月の信託法改正⁵によりそれが明文化されたといわれている^{6,7}。

と展望」信託フォーラム2巻5頁以下参照）。わが国における信託の素地については、米倉明「信託法のわが国における素地」信託159号4頁以下、161号110頁以下、162号19頁以下、164号12頁以下なども参考。

² 入江眞太郎『全訂信託法原論』54頁（巖松堂書店1933）参照。債権説は信託を民法上の規定により説明しようとする。つまり、債権説によれば財産権の移転とは「完全権の移転」を意味し、管理権や処分権のみならず名義も含めすべてが委託者から受託者へ移転する。そして、受託者は債権的拘束力を通じて、信託財産の管理処分に関する制約を受けることとなるのである（新井誠・前掲注1、42頁参照）。その他、大阪谷公雄教授は賃借権を例に挙げ、信託の概念は間接支配権の概念の確立を完成したものとされる（大阪谷『信託法の研究（下）〔実務編〕』260頁（信山社1991）参照）。

³ 四宮和夫『信託法〔新版〕』69頁（有斐閣1989）参照。

⁴ 信託法創設に携わった池田寅二郎博士が債権説を採用されていた影響が大きいと考えられる。立法当初より債権説が有力説とされてきたが、四宮和夫教授による実質的法主体説（信託財産に対し、権利の客体としての地位のほかには受託者個人とは別個のそれ自体独立した法主体性があると考えられる学説（四宮・前掲注3、69頁以下参照））が現在の学説上も有力説を形成しており、実務的にも高い支持を得ているともいえる。四宮教授は信託の実質的法主体性について、「信託財産は、内面的統一性と独立性とを有するばかりでなく、実質的には他の信託財産・受託者・受益者・第三者と法律関係に立ち、しかも法律関係の項としての単一性……とそれらの法律関係の交錯する中心点として依然変わらぬ自己同一性を保持している、ということが出来る。ここに解釈上の構成として、信託財産自体の不完全な法主体性を仮定することも、許されるのではなからうか。」とされる（四宮・同項74頁以下）。

⁵ 現信託法は、最近の社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、新たな制度を導入するとともに、表記を現代用語化し、国民に理解しやすい法制とすることを目的とし（寺本昌広「新しい信託法の概要」ジュリ1335号2頁参照）、民事信託と商事信託の両方を包括する信託法の制定を目指したものである（能見善久「総論」信託法30号4頁参照）。

⁶ 長勢法務大臣は第165回国会にて、「今回の立法は、基本的には、現在の信託法の起草者が採用した、またそういう意味で信託法の制定初期から唱えられてきた、いわゆる学説上は債権説というんだそうでございますが、それに立って行われておるものでございます。」と述べている（第165回国会衆議院「法務委員会議事録第5号」平成18年10月27日）。

新井誠教授は、現信託法2条1項の定義規定において財産の移転を外していること、現信託法4条《信託の効力の発生》が極端な諾成契約的な構成を採用していることから、「現信託法が信託を要物契約から諾成契約へと変更していることは明白」であるとされる（新井・前掲注1、59頁）。改正信託法は信託法を債権法として位置付けることを可能とし、受益権の法的性質論も債権説からの説明に親しむものといえよう（小賀野晶一「信託の設定」金商1261号27頁参照）。

現信託法に関しては、新井誠・前掲注1、30頁以下、寺本・前掲注1、2頁以下、中原裕彦裕彦「信託法改正の全体像～新信託法元年とその期待」税理50巻6号8頁、中田裕康「わが国における信託法制の発展と改革」税研132号16頁以下、道垣内弘人「新信託法によって認められた新たな信託の形態」税研132号24頁以下、同「信託法改正と実務」ジュリ1322号2頁以下、同「新しい信託法理論の展望と課題」金商1261号6頁以下、道垣内弘人ほか「新しい信託法改正と実務」ジュリ1322号14頁以下、杉浦宣彦「新信託法の概要」企会59巻10号18頁以下、神田秀樹「平成18年信託法と商事信託—理論的観点から」信託法35号15頁以下など参考。

⁷ ハーグ条約（Convention on the law applicable to trusts and on their recognition）では信託の特徴を下記としている。

現信託法 2 条 1 項は、「この法律において『信託』とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。」とし、信託の定義規定を置いている。新井誠教授は「信託財産の存在が信託における中核である……、信託が設定されるのは、委託者から受託者の名義に移転されているものの、当事者からは独立しており、信託目的のみに拘束されている信託財産（信託財産の独立性）を創出しようとする場合である。信託財産の独立性が生じる契機がなければ、信託関係が発生することもない。」と信託財産の独立性⁸を重要視しつつ、「日本信託法の基本構造の把握としては、基本的に債権説の枠組みが最も的確である」とされる⁹。

信託法改正前も、信託法上、受益者が取得する受益権¹⁰は「債権」と捉えられていた^{11,12}。田中實教授は「一般に受託者は信託財産について完全な支配的

A trust has the following characteristics –

- A) the assets constitute a separate fund and are not a part of the trustee's own estate;
- B) title to the trust assets stands in the name of the trustee or in the name of another person on behalf of the trustee;
- C) the trustee has the power and the duty, in respect of which he is accountable, to manage, employ or dispose of the assets in accordance with the terms of the trust and the special duties imposed upon him by law.

信託は次の性質を有している。

- 1 信託財産は、別のファンドを構成し、受託者の固有財産には属しない。
- 2 信託財産は、受託者名義または受託者の代わりに第三者名義となる。
- 3 受託者は、信託期間中、信託財産を管理し、使用し、または処分する権限および義務を有し、法律により課される特別の義務に従う。

⁸ 固有財産の主体としての受託者個人（自己固有の立場）と、信託財産の主体としての受託者（管理者の立場）との、二重性を生ずると、受託者の法人格の二重性として説明するものもある（田中實＝山田昭（雨宮孝子補訂）『改訂信託法』50 頁（学陽書房 1998）参照）。

⁹ 新井誠・前掲注 1、60 頁。

¹⁰ 受益権の定義は、現信託法 2 条 7 項にて「この法律において『受益権』とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。」とされており、条文からも債権説が採用されているのが分かる。ちなみに現信託法 2 条 6 項では、受益者の定義を「この法律において『受益者』とは、受益権を有する者をいう。」としており、6 項と 7 項は循環規定になっている（受益者は受益権を有するものであり、その受益権は受益者が有する権利と定義されているのである）。

能見善久教授は、「受益者が有する各種の権利の総体を『受益権』と呼ぶ。」とされ、これは①信託受給権（信託財産からの給付を受領する権利）と②信託監督権の権能（書類閲覧請求権のような受託者を監督する権能）から成るとされる（能見『現代信託法』173 頁（有斐閣 2004）参照）。

¹¹ 余談だが、アメリカでは受益権はエクイティ上の所有権であるとして物権説の優位が確定している（樋口範雄『フィデューシャリー〔信託〕の時代』58 頁（有斐閣 2004）参照）。例えば、受益権の譲渡に関しアメリカ合衆国最高裁は「受益権の譲渡は債権の譲渡ではなく、財産に関する権利、権原、地位（right, title, and estate in and to the property）の譲渡である。」と判示した（Blair v. Commissioner of Internal Revenue, 300 U.S. 5 (1937)、樋口・同項 70 頁）。

¹² 信託性質論に関する新しい学説は数多くあるが、いずれも債権説が基礎となっている。

樋口範雄教授は、信託制度を信託関係（Fiduciary）という、身分関係や契約関係とは異なる

権利（完全権）を取得するものと構成して、……信託の設定によって信託財産は受託者に完全に帰属し、その反面、受益者は信託財産について直接的な権利を有することなく、ただ受託者に対して信託上の一定の請求をすることができる。すなわち債権を有する、いいかえれば、受益権の実質は債権である」とされた¹³。これに対し、新債権説の提唱者である新井教授は、受益権の法的性質に関し「民法上の債権と完全に同定されたものではなく、『信託法によって規定された（特別な）債権』として捉えるべき」とされる¹⁴。つまり、受益権は民法上の債権的要素と物権的要素の両者を併有した権利で、信託法上の受益権は信託法という特別法によって新規創設された特殊な性質を持つ権利であるため、純粹に形式論理的な視点から、民法上の物権・債権のいずれかに分類することには無理がある¹⁵。また、受益権は株式会社における株主権のように自益権と共益権からなる複合的権利ないし包括的権利であり、その場合における自益権とは、当該信託（信託財産）から経済的利益を取得できる受益者の権利（元本受益権、収益受益権）を指し、共益権とは、自益権を保護するための補足的ないし補充的な権利であり、民法上の一般的概念に還元し尽くすことの

る性質を有する別個の基盤を持つ独自のシステムとされ、4つの特色を挙げられる。「第1に、信認関係を結ぶか否かについて、選択の自由がある。……第2に、信認関係の内容についても、一定の選択の自由がある。……第3に、信認関係においては、受託者が裁量権をもち、彼が信託違反をしない限り、原則として受益者には何ら発言権がない。権力あるいは権限は、当事者の一方だけがもっている。ここにみられるのは、対等な当事者の関係ではなく、あえていえば強者対弱者という関係である。……第4として重要な点は、契約関係においては、自分の利益は自分で守らなければならないのに対し、信認関係にあっては、受託者は受益者の利益を凶らねばならない義務を負う。それどころか自らの利益を凶ってはならないのであり、受益者のためだけに行動しなければならない（樋口・前掲注11、38頁）。」

神田秀樹教授は、「民事信託の本質は、財産の存在と委託者の意思にあると考えられる。すなわち、委託者の意思を基礎とする信託目的に従って、財産の管理または処分を受託者が受益者のために行うのが信託法の想定する信託の本質的特徴である。……商事信託の本質は……第一に、財産の存在は商事信託にとって不可欠でない……商事信託にとって本質的なのは何らかの商事性を有するアレンジメントであり、そのアレンジメントを管理・実行する任務を引き受けるのが受託者であり、そのアレンジメントに実質的な出捐をし、アレンジメントの利益を享受するのが受益者である。……第二に、委託者の意思は商事信託では重要でない」と民事信託と商事信託とは原理が全く異なるものだとされる（神田「日本の商事信託一序説」江頭憲治郎ほか『現代企業立法の軌跡と展望』583頁（商事法務研究会1995））。

田中實教授は信託の特質を「委託者から受託者に権利名義を移した財産を対象に、受託者名義のもとに一定目的の管理をさせる債務を負わせるもの」とされる（田中・前掲注13、311頁）。

道垣内弘人教授は、イギリス法における信託の義務均質化機能を参考に「信託、委任、会社等の制度は連続性を有する一連の制度だと見るべき。……各制度は、信認関係に基づいて他人のために財産を管理・運用する複数の類似制度として私法体系上に位置付けられる。」とし、後発的に信託法が制定された理由は義務違反に対する救済方法の強化であるとされる。そして、「ある者が他人のために財産の管理・運用を請け負った場合には、当該財産の所有権がその管理者に移転している場合でも、権利者に所有者と同様の物権的救済を認めることにした。……これが信託法である。」とされる（道垣内『信託法理と私法体系』168頁以下（有斐閣1996）参照）。

¹³ 田中實教授も債権説を提唱される（田中『信託法入門』104頁（有斐閣1992）参照）。

¹⁴ 新井誠・前掲注1、65頁。

¹⁵ 新井誠・前掲注1、66頁参照。

できない、信託独自の強い、受託者に対する監督権限とされるのである^{16、17}。

これらの学説を思慮すれば、受益権とは財産権的性質を有する債権¹⁸であり、信託財産につき行った行為の効力は権原保有者である受託者にしか及ばないと解することができよう。つまり、信託財産を有するのは受益者でなく、受益者は信託財産から生じる所得を収受する権利を有するにすぎず、財産管理者である受託者の行為により自らに損失が及ばないようにするため、受託者を監督する権限を有するのみと考えられるであろう。

第2節 信託の機能

信託は他者のための財産管理制度のひとつとされる。財産管理制度には、信託制度のほか民法上の委任制度や代理制度など様々な制度があり、他の制度ではなく信託制度を利用する現実的な意義を理解することが重要となる。つまり、信託の独自の機能が理解できなければ、信託の本質はみえてこないともいえよう。信託の独自性を裏付ける機能に最初に注目したのは、四宮和夫教授である。四宮教授は信託が独自に持つ転換機能を、①権利者の属性の転換、②権利者の数の転換、③財産権享益の時間的転換、④財産権の性状の転換の4つに分類された¹⁹。これを引き継ぎ、さらに違った角度から信託の独自の機能を、①財産の長期的管理機能（これはさらに、(a)意思凍結機能、(B)受益者連続機能、(c)受託者裁量機能、(d)利益分配機能、の4つの機能に細分化される）、②財産の集団的管理機能、③私益財産から公益財産への転換機能、④倒産隔離機能の4つのカテゴリーに分類されたのが新井誠教授である²⁰。ここでこれらのすべてを確認することはしないが、信託がもつこのような独自の機能から、筆者は、①財産権の移動（受託者は、管理権や処分権のみならず完全権を有する）、②

¹⁶ 新井誠・前掲注1、66頁。能見善久「新しい信託法の理論的課題」ジュリ1335号11頁も同旨。新井誠教授は、このように両要素を併有した事態は、大陸法を基礎とするわが国において信託法では英米信託法の機能を意図的にシステム内に組み入れた結果として生じたものであるとされる（新井・前掲注1、65頁参照）。

¹⁷ 田中實教授は受益権を「財産権の機能的分解として把握」され、「財産権の機能を管理権能と収益支配権能とに分けて、受託者に管理権能が、受益者に収益支配権能が帰属する」と財産権の立場から解釈され（田中・前掲注13、128頁参照）、「不動産の信託の場合、受託者がそれを賃貸などの方法で管理し、そこから生ずる収益は受益者が受ける、と理解するわけである。受託者に権利名義を移すのは管理機能を与えるためであり、財産権の基本ともいべき収益支配権能は受益権として受益者にある、と解する。」とされる（田中・前掲注13、128頁）、田中實＝山田昭・前掲注8、60頁も参考。

¹⁸ 内田貴教授は、物権と債権の区別について「現実に存在している私法上の権利を全て物権か債権かのいずれかに分類しようとするは無理が伴う。……物権・債権の区別は典型的なものについては性質の違う権利の分類として意味を持つが、境界上の権利については単に言葉の問題でしかなく、むしろ分類に囚われずに、その法律関係に適合した処理を考えていくべき」だとされるが（内田貴『民法I〔第4版〕』485頁以下（東京大学出版会2008））、受益権についてもこのような複合的性質を有するものと解するのが適当ともいえよう。

¹⁹ 四宮和夫・前掲注3、14頁以下参照。

²⁰ 新井誠・前掲注1、85頁以下参照。折原誠教授は、信託の機能として、オーガナイザー機能と転換機能を挙げられる（折原誠「新しい信託法のポイント」信託239号88頁参照）。

信託財産の独自性（受託者は固有財産と信託財産を区別して管理しなければならず、受託者の債権者は信託財産への強制執行を行うことができない）、③信託財産の質的転換（受益者は信託財産ではなく受益権という債権を有する）、が信託の有する重要な法的性質と考える。そこで以下、このことを民法上の他の財産管理制度である、代理、委任、寄託、遺言執行制度との比較にて確認する²¹。

1 代理と信託

代理とは、ある人 A と一定の関係にある B が、A のために C との間で意思表示を行い、あるいは意思表示を受けることによって、その意思表示の法律効果が直接 A について生じるという制度をいい²²、民法 99 条以下にその規定が置かれている。代理も他者のための財産管理制度であるが、①当事者が本人と代理人のみであること（代理の場合、代理人は本人のために行うのに対し、信託の場合、受託者は委託者との契約の下、受益者のために行う）、②財産権の名義が移転しないこと（代理の場合、本人が有している財産が代理人に移転することはないが、信託の場合、委託者が有する財産が受託者へ移転する²³、③本人と代理人の権限は競合的であること（任意代理の場合、代理人だけでなく本人も権限を有するが、信託の場合、受託者のみが権限を有する）²⁴、④本人の死亡により代理権が消滅すること（代理の場合、本人の死亡により代理権は消滅するが（民 111 条）、信託の場合、委託者が死亡しても信託契約は継続する＝意思凍結機能）、などが信託と異なる。

このことは例えば、法定代理と自益信託を比較すれば、代理と信託は非常に類似した制度であるものの、代理では財産権が移転しないところに大きな差があることが理解できよう。

2 委任と信託

民法 643 条は「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」と定め²⁵、委任は事務の処理を委託する契約であるとされる。委任の内容は多岐にわたるため、きわめて作用の多い制度である。委任も委任者と受任者との間の信認関係に基づくものであるが、①委任における当事者は委任者と受任

²¹ 法人制度を他益信託型の財産管理機構と捉える見解もあるが（新井・前掲注 1、72 頁参照）、本節では民法上の財産管理制度との比較から信託の特質を検討する。新井誠教授は、信託を他益信託型の法人制度と自益信託型の代理・委任制度との中間的なものと位置づけられる。

²² 金子宏ほか『法律学小辞典〔第 4 版補訂版〕』819 頁（有斐閣 2011）。内田貴・前掲注 18、133 頁以下、我妻栄ほか『我妻・有泉コンメンタール民法〔第 3 版〕』231 頁以下（日本評論社 2013）、野村豊弘『民法 I 序論・民法総則〔第 2 版補訂〕』176 頁以下（有斐閣 2008）も参考。

²³ 現行信託法では財産権の移動は要件とされていない（信託 2 条①）。

²⁴ 法定代理の場合は排他的となる。

²⁵ 金子宏ほか・前掲注 22、30 頁。内田貴『民法 II 〔第 3 版〕』289 頁（東京大学出版会 2011）、我妻栄ほか・前掲注 22、1184 頁以下も参考。

者のみであること、②財産権の名義が移転しないこと、③受任者と委任者の権限は競合的であること、④本人の死亡により委任は終了すること（民 653 条）、などの点において信託と異なる。委任も代理と同様、財産権が移転しないことや意思凍結機能を有さないことなどが信託と大きく異なる点といえよう²⁶。

3 寄託と信託

寄託とは、「ある者が他人の物を預かる場合などのように、当事者の一方（受寄者）が、相手方（寄託者）のために目的物を保管することを約してその物を受け取ることによって成立する契約」とされており²⁷、民法 657 条以下に規定が置かれている。受寄者は目的物を保管する義務を負うだけであるため、寄託者の承諾なしに寄託物を使用し、又は第三者へこれを保管させることはできない（民 658 条①）。これは、受託者が信託財産の処分・管理などの完全権を有する信託と大きく異なる点であるといえよう。その他、寄託は、①当事者が寄託者と受寄者のみであること、②財産権の名義が移転しないこと、③寄託者と受寄者の権限は競合的であること、などが信託と異なる。

ただし消費寄託²⁸については、その性質上²⁹、目的物の名義は受寄者に移転するとされ、かつ受寄者の権限は排他的であるとされるなど、信託と非常に類似しているが、寄託はあくまでも寄託者のために目的物を保管することだけを目的としているところが信託と異なる点であるといえる。

4 遺言執行制度と信託

信託には意思凍結機能があるとされている。これは、信託設定当時における委託者の意思を、委託者の意思能力喪失や死亡という主観的事実（個人的事情）の変化に抗して、長期間にわたって維持するという機能であり、信託

²⁶ その他、委任と異なり信託の場合には、①信用度の高い財産を基にした資金調達ができる、②専門家である受託者の信用力によって取引を行うことができる、③受託者は独自の判断権を有するなどあげられる（樋口範雄「土地信託あるいは公有地信託とは何か―大阪高判平成 22.5.14 について」NBL937 号 14 頁参照）。

²⁷ 金子宏ほか・前掲注 22、187 頁。その他、内田貴・前掲注 25、304 頁、我妻栄ほか・前掲前掲注 22、1197 頁以下も参考。

²⁸ 消費寄託のなかで重要なのが銀行預金契約である。この銀行預金契約については、預金契約の債権者が預金口座の名義人となるのか、それとも預金の原資の提供者となるのかが従前より争われてきた。学説は、①客観説（実際に出損した者を預金者とする）、②主観説（預入行為をした者を預金者とする）、③折衷説（客観説を原則とし、預入行為者が自己の預金である旨を表明したときは、その者を預金者とする）の立場に分かれていたが、判例は客観説を採るとした（最高裁昭和 32 年 12 月 19 日第一小法廷判決・民集 11 卷 2278 頁、最高裁昭和 52 年 8 月 9 日第二小法廷判決・民集 31 卷 742 頁）。この点について判例は、原則、口座名義人が債権者であるという方向へむかいつつあるといえよう（我妻栄ほか・前掲注 22、1198 8 頁参照）。

²⁹ 寄託の目的物が代替物であり、かつ、受寄者がその目的物をいったん消費した後で、これと同種・同等・同量の物を返還するという形態をいい、銀行の預金がこれに属する（新井誠・前掲注 1、109 頁参照、我妻栄ほか・前掲注 22、1197 頁参照）。

の独自機能のひとつと考えられている³⁰。民法でも同様の制度として、遺言制度が規定されている（民 960 条以下）。遺言とは、一定の方式に従ってされる相手方のない一方的かつ単独の意思表示であり、遺言者の死後の法律関係を定める最終意思の表示であって、その者の死亡によって法律効果が発生するものとされ、この制度により死後においても自己の財産を自由に処分することが可能とされている（遺言自由の原則）³¹。遺言に記載された内容を実現するためには、一定の法律行為が必要であり、これを行う職務権限を有する者として遺言執行者を置き、当然承継制度のもと遺言執行者は相続人の代理人とみなされている（民 1015 条）。また遺言執行者は、遺言を実現するため法律行為を行う必要があり、その結果相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民 1012 条）。

遺言執行制度は、①当事者が被相続人（遺言者）・遺言執行者・相続人（受遺者）の三者であること（信託制度は、委託者・受託者・受益者の三者となる）、②被相続人の死亡後にも被相続人の意思が維持すること（意思凍結機能）、③遺言執行者が信託財産相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（排他的である）こと、など信託と非常に類似した制度となっているが、信託財産の名義が遺言執行者に移転しないこと、遺言執行者が相続人に対し何ら債務を負わない点で大きく異なっている。

【財産管理制度（総括）】

	信託 （信託法）	代理 （民法99条）	委任 （民法643条）	寄託 （民法657条）	遺言執行 （民法960条）
当事者	委託者 受託者 受益者	本人 代理人	委任者 受任者	寄託者 受寄者	遺言者 遺言執行者 受遺者
名義	受託者	本人	委任者	寄託者※1	受遺者
権限	排他的	競合的※2	競合的	競合的※3	排他的

※1：消費寄託の場合、名義人は受寄者となる。

※2：法定代理の場合、権限は排他的となる。

※3：消費寄託の場合、権限は排他的となる。

このように、信託は民法上における他の財産管理制度とは異なる性質を有する特異な制度であり、これらの比較から信託の「財産権の移動」機能が特に注目されよう。

³⁰ 新井誠・前掲注 1、86 頁参照。

³¹ 金子宏ほか・前掲注 22、15 頁。内田貴教授は、遺言制度を「相続の法定原則を修正する被相続人の意思表示手段」とされる（内田『民法Ⅳ〔補訂版〕』462 頁（東京大学出版会 2007））。

第3節 主観的意図なき客観的信託

信託法2条は「この法律において『信託』とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（……）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。」とし、契約ないし遺言という当事者による法律行為を信託の成立要件としている。しかし、上述したとおり民法上にも信託と類似の財産管理制度が存在するため、当事者が行った行為が信託行為に該当するか否かは形式でなく実質に基づき判断され、その際は信託の独自の機能が判断メルクマールとなる。このことは、当事者が信託設定するという明示的文言を使用しなかったにもかかわらず、信託行為があったものと判断された事案などから確認できる³²。そこで、以下この問題に関連する近時の判決を通して信託の性質を検証する。

1 最高裁平成14年1月17日第一小法廷判決（判時1774号42頁）³³

³² アメリカの express trust（明示信託）における信託の意思とは、本人の主観的な内心の意思を意味するのではなく、むしろ一定の内容を伴うものでなければならないことを示すとされているが、信託という文言の使用が決定的な意味を有することはない（樋口範雄『アメリカ信託法ノートI』18頁（弘文堂2000）参照）。

³³ 判例評釈として、道垣内弘人「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」法学263号198頁、中村也寸志「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」ジュリ1229号61頁、同「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」『最高裁時の判例Ⅱ 私法編(1)』319頁、同「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」『最高裁判所判例解説 民事篇（平成14年度（上））』18頁、佐久間毅「公共工事の前払金保証制度の下での前払金支払と信託契約の成立」『平成14年度重要判例解説』73頁、雨宮孝子「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」判時1794号199頁、金子敬明「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」法協123巻1号205頁、星野豊「公共工事の前払金に関する信託契約の成否」法時78巻3号94頁、勝田信篤「公共工事の請負人の破産と前払金の帰属—最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁」清和13巻2号131頁、沖野眞巳「保証事業制度下の保証に係る公共工事の前払金と信託」『倒産判例百選〔第4版〕』別冊ジュリ184号100頁、同「保証事業制度下の保証に係る公共工事の前払金と信託」『倒産判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ216号104頁、星光「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」新報113巻5=6号239頁、末弘陽一「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」判タ1125号46頁、角紀代恵「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」金法1684号7頁、吉田光碩「普通預金の預金者認定と滞納処分による差押え」金法1690号4頁、村田裕「預金債権の帰属者決定に関連する信託構成の可否—最判〔第一小〕平成十四年一月十七日を主たる手がかりとして—」名城ロースクール・レビュー30号115頁、安藤朝規「請負者の破産と預金債権の帰属」新井誠編『信託法実務判例研究』4頁以下（有斐閣2015）、藤池智則＝関口諒「預金の帰属と信託(1)」みずほ信託銀行編『詳解信託判例』2頁以下（きんざい2014）、安永正昭「預かり金の預金口座の差押え等と信託成立の抗弁」『創立20周年記念論文撰集』13頁以下（ト

本件は、公共工事の請負者 N が保証事業会社の保証を受けて地方公共団体 I から前払金の支払を受けたが、N の営業停止・破産により請負契約が解除され、保証会社から前払金の残金相当額が支払われたことに対し、前払金授受により I と N との間に信託契約が成立し、信託財産である前払金の残預金は N の破産財団に組み入れられることはないと判断された事案であり、「信託」と明示しないで行われた一般取引につき、信託の成立を認めた実質上初めての最高裁判決とされている³⁴。

最高裁は、「本件請負契約を直接規律する I 県公共工事請負契約約款は、前払金を当該工事の必要経費以外に支出してはならないことを定めるのみで、前払金の保管方法、管理・監査方法等については定めていない。しかし、前払金の支払は保証事業法の規定する前払金返還債務の保証がされたことを前提としているところ、保証事業法によれば、保証契約を締結した保証事業会社は当該請負者が前払金を適正に使用しているかどうかについて厳正な監査を行うよう義務付けられており（27 条）、保証事業会社は前払金返還債務の保証契約を締結しようとするときは前払金保証約款に基づかなければならないとされ（12 条 1 項）、この前払金保証約款である本件保証約款³⁵は、建設省から各都道府県に通知されていた。そして、本件保証約款によれば、……前払金の保管、払出しの方法、Y 保証会社による前払金の使途についての監査、使途が適正でないときの払出し中止の措置等が規定されているのである。したがって、N はもちろん I も、本件保証約款の定めるところを合意内容とした上で本件前払金の授受をしたものというべきである。このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、I と N との間で、I を委託者、N を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当であり、したがって、本件前払金が本件預金口座に振り込まれただけでは請負代金の支払があったとはいえず、本件預金口座から N に払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払として N の固

ラスト 60（2007）など参考。

第一審は名古屋地裁豊橋支部平成 12 年 2 月 8 日判決（民集 56 卷 1 号 31 頁）、控訴審は名古屋高裁平成 12 年 9 月 12 日判決（民集 56 卷 1 号 41 頁）。

³⁴ 星光・前掲注 33、246 頁参照。

³⁵ 保証約款の内容

① N は、前払金を受領したときは、これを Y 保証会社があらかじめ業務委託契約を締結している金融機関の中から N が選定した金融機関に、別口普通預金として預け入れなければならない

② N は、前払金を保証申込書に記載した目的に従い、適正に使用する責めを負い、預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出して、その確認を受けなければ、別口普通預金の払出しを受けることができない

③ Y 保証会社は、前払金の使途を監査するために、請負契約に関する書類及び請負者の事務所、工事現場等を調査し、N 及び発注者に対して報告、説明又は証明を求めることができる

④ Y 保証会社は、前払金が適正に使用されていないと認められるときには、預託金融機関に対し別口普通預金の払出しの中止その他の処置を依頼することができる、などとされていた。

有財産に帰属することになるというべきである。また、この信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受託事務の履行の結果は委託者である I に帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者である I であるというべきである。そして、本件預金は、N の一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されており、これにつき登記、登録の方法がないから、委託者である I は、第三者に対しても、本件預金が信託財産であることを対抗することができるのであって（信託 3 条 1 項参照）、信託が終了して同法 63 条のいわゆる法定信託が成立した場合も同様であるから、信託財産である本件預金は N の破産財団に組み入れられることはないものということができる。」と判旨した³⁶。

ここで、先程述べた信託の独自の機能と本事案を照らし合わせてみよう。まず財産権の移動については、I から N 名義の別口普通預金への預け入れにより充足されており、信託財産の独自性についても、本件預金が N の一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されていることから充足されているといえる³⁷。このように本件のような公共工事の前払金事例においては、信託法理を適用して、当事者間の公平な利益保護を図ることが最も適切であると思料する³⁸。ただし、このような場合、当事者間に信託設定の明示的な意図が存在していない点が問題となる。この点に関し新井誠教授は、「公共工事の持つ公共性や法による制度的裏づけという要素を考え合わせれば、本件のような公共工事の前払金に関する限り、当事者間に推定的に信託関係（推定的信託の成立）を認めてよいと思われる。」とされる³⁹。

³⁶ 本判決に対しては様々な意見がある。

本判決によって信託の成立要件は必ずしも明らかになったとはいえない（佐久間毅・前掲注 33、74 頁参照）。本件前払金が公金であったことが本判決の結論を正当化する大きな要素であった（金子敬明・前掲注 33、221 頁参照）。信託の成立を安易に推定・擬制したりすべきではないため、本判決は妥当ではない（村田裕・前掲注 33、136 頁参照）。信託財産が信託目的にしか使われないということが、まさに信託と他の法形式を分けるものであり、そのために、信託財産は各当事者から独立して、倒産隔離を受けているのであり、信託財産が流用された場合には、受益者は取消権を有するのである（伊室亜希子「預り金の信託的管理—当事者が信託として認識していないのにその契約を信託と認定するメルクマールは何か」米倉明『信託法の新展開』69 頁（商事法務 2008）参照）。

³⁷ 信託の成立要件に関してもさまざまな意見が述べられている。

信託にとって最低限必要なことは、①特定の委託者・受託者・受益者の存在、②委託者から受託者への財産権の移転、③当該財産に付随する目的的限制（分別管理等）である（安永正昭・前掲注 33、24 頁参照）。本事案では①財産権の処分、②当該財産に付随する目的的限制のほか、「信託設定意思」の存在も必要と判断したが、①②があれば信託は成立し、当事者が信託という表現を用いているかは決定的な意味をもたない（道垣内弘人・前掲注 33、199 頁参照）。一定目的に制限された財産の移転が信託の成立要件である（雨宮孝子・前掲注 33、199 頁参照）。信託の要件は、①信託関係当事者の意思、②独立性のある財産の存在、③目的に拘束された管理処分である（星野豊・前掲注 33、94 頁参照）。信託の要件は、①財産処分、②目的拘束性であるが、本判決は事例判決であり一般論を明らかにしていない（沖野眞已・前掲注 33、105 頁参照）。

³⁸ 新井誠・前掲注 1、190 頁。中村也寸志氏も同旨（前掲注 33、27 頁参照）。

³⁹ 新井誠・前掲注 1、191 頁。安藤朝規弁護士も同旨。なお、安藤弁護士は本件は信託システムに比肩すべき様々な管理体制が整っていたと評される（安藤「請負者の破産と預金債

この判決の後、損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が、損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属すると判断した最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決（民集57巻2号95頁）⁴⁰、債務整理事務を受任した弁護士が事務処理費用に充てるために交付された金銭を預け入れた銀行預金が、委任者ではなく弁護士に帰属するとして最高裁平成15年6月12日第一小法廷判決（民集57巻6号563頁）⁴¹等、預り金に関する事案が多数生じたが、信託法により

権の帰属」新井誠編著・前掲注33、13頁参照）。

⁴⁰ 田爪浩信氏は、「仮に『保険料専用口座の預金債権は代理店に帰属する』とのアプローチを採る場合には、米国のモデル法で提案されているように『信託勘定を用いることによる倒産隔離機能』を援用できないか」とされる（田爪「損害保険代理店口座の取扱実務—最二小判15.2.21を契機として—」金法1683号1頁）。損害保険代理店の保険料専用口座と信託との関係については、天野佳洋ほか「預金の帰属をめぐる最新判例と実務対応」金法1686号26頁以下も参考。

判例評釈として、甘利公人「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」判時1840号201頁、遠藤曜子「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」NBL782号69頁、馬場潤「他人のために預けられた預金の預金者」銀法638号34頁、加毛明「損害保険料保管専用口座に関する預金者の認定」法協121巻11号215頁、同「預金債権の帰属」『民法判例百選2債権〔第6版〕』ジュリ196号144頁、同「預金債権の帰属」『民法判例百選2債権〔第7版〕』別冊ジュリ224号148頁、森田宏樹「損害保険代理店の開設した保険料保管専用の普通預金口座の預金債権の帰属」ジュリ臨時増刊1269号83頁、尾島明「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」曹時58巻1号255頁、同「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」『最高裁判所判例解説 民事篇（平成15年度）』53頁、角紀代恵「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」金法1716号7頁、石毛和夫「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」銀法630号41頁、本間靖規「損害保険代理店の保険料専用口座の預金債権」『倒産判例百選〔第4版〕』別冊ジュリ184号46頁、中西正明「損害保険代理店の保険料専用口座の預金債権の帰属」リマークス28号106頁、升田純「預金帰属の主観説、客観説、折衷説—二つの最高裁判例の検討と今後の動向—」金法1686号32頁、渡辺隆生「預金の帰属に関する二つの最高裁判決と銀行実務」金法1686号41頁、吉田光碩・前掲注33、4頁、福井章代「預金債権の帰属について」判タ1213号25頁、吉岡伸一「代理店・管理者等が預かる預金の帰属について」判タ1123号72頁、岩原紳作「保険料保管専用口座と預金債権の帰属」『商法（総則・商行為）判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ194号66頁ほか参考。

第一審である、札幌地裁小樽支部平成10年12月2日判決（民集57巻2号108頁）、控訴審である、札幌高裁平成11年7月15日判決（民集57巻2号121頁）はともに、損害保険会社に預金は帰属すると判断した。

⁴¹ 最高裁は、「上告人甲野が上告会社から交付を受けた時点において、上告人甲野に帰属するものとなったのであり、本件口座は、上告人甲野が、このようにして取得した財産を委任の趣旨に従って自己の他の財産と区別して管理する方途として、開設したものであるべきである。」としており、これは信託目的が明確に認められるため、信託の成立が肯定されべき事案であったといえよう（新井誠・前掲注1、196頁参照）。小野傑「新しい信託法実務の展望と課題」金判1261号13頁も同旨。

本事案における信託契約の成立については、弁護士の委任事務処理に伴う預り金について、

判断される事案は少なく⁴²、その判断メルクマールは未だ明確にされていない

一般的に委任者との関係で分別管理義務が明確でなっていないわけではないため、信託は成立しない（安永正昭「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」民商 130 卷 4=5 号 848 頁参照）とするものもある。勝田信篤「弁護士の預り金の帰属」最判平成 15 年 6 月 12 日民集 57 卷 6 号 563 頁、清和 14 卷 1 号 94 頁も同旨。

なお判例評釈として、馬場潤・前掲注 40、34 頁、大橋寛明「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」ジュリ 1262 号 141 頁、同「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」曹時 58 卷 3 号 222 頁、同「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」『最高裁判所判例解説 民事篇（平成 15 年度）』308 頁、石毛和夫「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」銀法 630 号 42 頁、升田純・前掲注 40、32 頁、渡辺隆生・前掲注 40、41 頁、吉田光碩・前掲注 334 頁、福井章代・前掲注 40、25 頁、荻野豊「債務整理事務を受任した弁護士が委任事務処理に充てるために交付された金銭を預け入れた銀行預金が、弁護士に帰属するとされた事例」TKC 税研情報 12 卷 6 号 56 頁など参考。

第一審である宮崎地裁平成 11 年 6 月 25 日判決（民集 57 卷 6 号 582 頁）、控訴審である福岡高裁宮崎支部平成 13 年 7 月 13 日判決（民集 57 卷 6 号 590 頁）はいずれも預金は委任者に帰属すると判断した。

⁴² 信託法制定前の判決として、大審院大正 10 年 11 月 26 日判決（大審院民事判決録 27 輯 2030 頁）、判例評釈として、加藤正治「訴ノ原因ニ変更ナシトスル裁判ノ適用範囲」法協 42 卷 4 号 681 頁、同「債務名義ノ送達其他執行ノ前提要件欠缺ノ場合ノ異議ノ申立殊ニ轉付命令送達後ノ異議ノ申立及ヒ確認ノ訴ニ依ル救済」法協 44 卷 9 号 1719 頁など参考。

金銭または預金債権をもって信託財産とする初めての最高裁判決である、最高裁昭和 29 年 11 月 16 日第三小法廷判決（裁決事例集 16 号 467 頁）は、「本件預金は、元来上原恵理が訴外酒井喜三次から、同人の詐欺による被害者と目される者等を受益者として、同人の騙取金の疑ある十一万千三百円五十九銭の保管を信託され、保管の方法として自己名義を以てこれを株式会社第四百七銀行沖繩支店に預け入れたものであり、この預金債権は上原個人の財産ではないとの趣旨を認定したものであつて、原審挙示の証拠によれば右認定は是認される。」と判旨した。判例評釈として、大場茂行「銀行に対する特別当座預金債権が、信託財産と認められた事例」金法 61 号 4 頁など参考。

その他、阪急電鉄が差し入れた敷金が、被告から原告に同目的で転貸借する旨のほぼ同内容の出店契約書が作成され、これに従って原告から被告に差し入れられた敷金に充当されたものであり原告の信託財産に該当するとの主張を認めた事例である、大阪地裁平成 19 年 8 月 31 日判決（判時 2078 号 50 頁）がある。大阪地裁は「信託財産について、分別管理がなされていることは、信託の成立要件であるとはいえないと解される（ただし、その結果、信託財産であることの特定ができないために、受益者が不利益を被ることは別問題である。）」として、当該敷金の信託財産性を認めたが、控訴審である大阪高裁平成 20 年 9 月 24 日判決（判タ 1290 号 284 頁）は、「本件事案は旧信託法の適用下の時点で生じたので、信託の成立要件としては、〔1〕財産権の処分、〔2〕他人をして一定の目的に従いその財産を管理又は処分をさせること、となる。しかし、それが契約即ち意思表示の合致により成立するものである以上、効果意思即ち一定の法的効果を欲する意思の合致が必要であることはいうまでもない（我が国の法制度上擬制信託〈当該事案の妥当な解決を目的として、当事者の明示的ないし黙示的な意思と無関係に信託の成立を擬制すること〉を認めることはできない。）。信託契約における法的効果としては、受託者の義務についてだけみても信託義務遂行義務、善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務など、さまざまなものを挙げうるが、意思表示の当事者が具体的な法的効果を意識していることは必要ではなく、効果意思の内容としては、一般的に捉えることが可能であるから、委託者は受託者に対して一定の目的に従い財産の管理又は処分をさせ、受託者は目的に従って財産の管理又は処分を行うという抽象的な法的効果を欲することで足りると解される。しかし、それだけでは外延が曖昧であつて、例えば財産の移転を伴う委任契約や目的を定めた寄託契約との区別がつかないおそれがあると

いといえよう。最後に下級審判決ではあるが、預金口座への旅行代金積立てが信託と認められた興味深い事案があるため、その内容を確認する。

2 東京地裁平成 24 年 6 月 15 日判決（判時 2166 号 73 頁）⁴³

本件は、Y（被告）が A1 こと A2（原告）に対する債務名義に基づき、Y 銀行 a 支店における「すみれの会 代表者 A1」名義の預金債権を差し押え、Y 銀行から同預金債権全額を取り立てたところ、第 1 事件では、すみれの会は民法上の組合であり上記預金債権は同組合に帰属するとし、Y に対し不当利得返還請求権に基づく取立相当額の返還を求めた。第 2 事件では、上記預金債権は A3、A4 及び A5（いずれも原告）にそれぞれ 4 分の 1 ずつ帰属するものであり、A3 らを委託者兼受益者、A1 を受託者とする信託財産であるとして、A3 らが Y に対し不当利得返還請求権に基づきそれぞれ上記取立相当額の 4 分の 1 の返還を求めた。第 3 事件では、すみれの会が Y 銀行に対し上記預金債権は民法上の組合であるすみれの会に帰属するとし、普通預金契約に基づく預金返還請求権に基づき、上記取立相当額に相当する預金の支払いを求めた。第 4 事件では、A1 が上記預金債権のうち 4 分の 3 は A3 らを委託者兼受益者、A1 を受託者とする信託財産であるとし、Y に対し不当利得返還請求権に基づき上記取立相当額の 4 分の 3 の返還を求めた事案である。

東京地裁は、「原告すみれの会は、長年の友人 4 名がともに海外旅行等に行くための資金を本件口座において積み立てることを主たる目的とするものであって、構成員の個性が極めて強く、性質上実質的にはほぼ非代替的といってもよいのであって、構成員の変更にかかわらず団体が構成員から独立した実体（社団）として存続するものとは到底認められない。……個人の活動を越えた組合としての『共同の事業』の実体があるとは言い難いし、本件口座に入金された積立金も、組合財産として各個人の一般財産から区別されて扱われるべき実質を備えたものとはいえない。」とし、第 1 事件かつ第

ころ、信託については、信託財産が受託者の一般財産とは独立した法的地位に立ち、受託者の債権者からの執行や倒産手続から隔離され、執行の対象とされず、かつ、受託者が破産した場合でも委託者に取戻権が確保されることが重要となる。すなわち、受託者の財産との混淆を許容すると、信託財産から利益を得るなどの受託者の義務違反行為を防遏し難いだけでなく、上記のような独立した法的地位とは矛盾するから、信託の効果意思の内容となる財産の管理又は処分は、受託者の財産関係とは何らかの区分をつけたものであること、すなわち信託財産の分別管理が不可欠である。」として、本件は分別管理が行われていないため「信託の効果意思があったと認めることはできない」と判旨した。判例評釈として、窪幸治「転借人が転貸人（賃借人）に提供した敷金をもって転貸人が賃借人に敷金を提供した場合において同敷金返還請求権を信託目的とする旨の合意をしたとまでは認められないとされた事例」岩手県立大学／総合政策 11 巻 1 号 33 頁など参考。

⁴³ 判例評釈として、田中壯太「友人 4 名の海外旅行資金等の積立てを目的とし、うち 1 名を代表者としてされた銀行預金が、当該代表者を受託者とし、残り 3 名を委託者兼受託者とする信託財産であると認められた事例」NBL999 号 84 頁、木村仁「他人のために管理する専用預金口座に係る預金債権の帰属と信託の成否」リマックス 48 号 42 頁、井上聡「事業再生と信託」ジュリスト増刊 88 頁、佐藤勤「信託財産の独立性」新井誠編著・前掲注 33、100 頁など参考。

3 事件にかかる原告の主張を棄却した。

他方、第 2 事件及び第 4 事件については、「原告ら 4 名は、毎月一定額を原告ら 4 名で旅行するための資金として各人の固有財産から分離して確保する（当該目的のためにのみ使用し、他の目的のためには使用しない）こととして、原告 A1 に被告銀行との間で上記目的のために預金契約を締結して本件口座を開設させ、それぞれ上記一定額を同口座に振り込む方法で原告 A1 に支払い、同原告に前記目的にしたがってこれを管理させ、また上記目的にしたがって使用させることを合意し、これに基づいて、それぞれ毎月一定額を本件口座に振り込んで原告 A1 に支払ってきたこと、原告 A1 は、その管理状況について、不定期ながら原告 A3 らに報告しその確認を得ていたこと、……原告 A3 ら 3 名は、原告 A1 との間で、それぞれ、専ら原告ら 4 名で旅行するための資金として管理し、使用することを目的として原告 A1 に金員を支払い、同人をして、本件口座を開設させ、上記目的のために同金員を同口座において管理し、または使用させる旨の、原告 A3 ら 3 名各人を委託者兼受益者、原告 A1 を受託者とする信託契約（旧信託 1 条）を締結したものであり、本件差押えの時点で本件口座に現存した 241 万 7648 円のうち、それぞれ 60 万 4412 円（合計 181 万 3236 円）は、原告 A3 ら 3 名の各人を委託者兼受益者、原告 A1 を受託者とする信託財産と認めることができるというべきである。……本件口座は、原告 A1 のその余の一般財産とは分別して管理されている上、原告 A3 ら各人の信託財産たる金銭について、各別に計算を明らかにすることができる状態で管理されていることが認められるのであって、むしろ信託財産としての分別管理の実質は備えているものといえてよい。……原告 A3 らは、依然として原告 A1 に対し受益権を有するのであって、本件差押え及び取立てによってこれを害されたものとは認められない。」とし、これらの法律関係を信託と認定した。

このようにこの事案にても、「信託」という明示が行われていないにもかかわらず、一連の取引の中に、①財産権の移動（対象口座への資金の振込）、②信託財産の独自性（信託財産としての分別管理）、③信託財産の質的転換（受益権を有している）、という信託の独自の機能の存在を見出し、これらの法律関係が信託と認定されているのである⁴⁴。このように預り金の問題で信託を利用しようとするのは、信託財産の独立性から導かれる信託の倒産隔離機能を目指してのことともいえるが⁴⁵、本件のような事案は委任や寄託行為としても成立し得るため、それ以上に強力な効力を有する信託の成立を認めるだけの財産管理状態であったか、についての異論があり得るともされて

⁴⁴ 木村仁教授は、本件において信託が認められたポイントを「一定の目的に拘束された明確な用途管理の合意があったこと」とされる（木村・前掲注 43、45 頁参照）。

⁴⁵ 伊室亜希子・前掲注 36、53 頁参照。

いる⁴⁶。

小括

信託の法的性質に関し、旧信託法から現在に至るまでの学説と判決の内容を確認した。現信託法は、信託法の基本構造を巡る従来の学説に比べ、新しい信託類型が活用されるよう様々な要件を緩和し、著しい独自性を有している。しかし、信託の独自の機能は従来から変わらず、①財産権の移動、②信託財産の独自性、③信託財産の質的転換にあると考えられるであろう。ここで重要な点は、信託が独自の機能を有するため、民法上の他の財産制度とは異なる規定が置かれているのであり、信託とは最も完成された他者のための財産管理制度ということである⁴⁷。

受益者課税の原則が採用される信託税制では、「信託の受益者は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」とする所得税法 13 条 1 項を根拠に、受益者は受託者の所得区分を自らの所得区分とみなして各種所得の金額の計算を行うこととされている⁴⁸。しかし信託が、①財産権の移動、②信託財産の独自性、③信託財産の質的転換という独自の機能を有する制度であり、受託者が有する財産権と受益者の有する受益権は異なる性質を有することを考慮すると、受益者が収受する所得にかかる所得区分を、法的所有権のみなし帰属等に基づき判断することに疑念を生じ得ない。そこで、次章で所得区分が設けられた趣旨や沿革を確認し、所得区分の判断メルクマールの検討の参考とする。

⁴⁶ 田中壯太・前掲注 43、85 頁参照。

⁴⁷ 新井誠・前掲注 1、112 頁。

⁴⁸ 佐藤英明教授は「信託財産に帰せられる収入及び支出」について、「単にそれらの収入や支出に関する法的判断—その所得は何所得に区分されるか……など—も、受益者が直接、その信託財産を有しているものとして行われることになる。それはいわば、受託者を『否認』したかのような結果を生む。」とされる（佐藤「不動産の信託に関する所得税法、租税特別措置法の適用関係」税事 3 号 9 頁）。注解所得税法研究会編『注解 所得税法〔5 訂版〕』96 頁（大蔵税務協会 2011）も同旨。

第2章 所得区分制度

現行の所得税法は、利子所得、配当所得、不動産所得など10種類の所得区分を設け、これら各種所得の金額を合計し課税標準とする総合所得税制を基本としている⁴⁹。総合所得税制は、所得の量の面から納税者の担税力⁵⁰を計るものであるが、他方、所得の量は同じでもその性質や種類によって担税力は異なると考え、担税力を所得の性質等にて捉える分類所得税制という課税方式もある。

わが国では、昭和15年の税制改正によって分類所得税制と総合所得税制の併用方式が採用されたが、昭和22年及び昭和25年の税制改正により分類所得税制が廃止され総合所得税制に一本化、今日に至っている⁵¹。現行所得税法では、包括的所得概念に基づく総合所得税制の下、担税力の違いを考慮した適切な課税を実現するため、所得を分類する必要があるとされ⁵²、10種類の所得区分が設けられている。このような現行所得税法は、分類所得税制の名残とみることもできる。そこで以下、わが国における所得区分制度の沿革と概要を簡単に確認する。

第1節 所得区分制度の沿革

1 明治～第二次世界大戦終結まで⁵³

(1) 明治20年

わが国の所得税制度は、明治20年3月勅令第5号所得税法によって創設された⁵⁴。同法は全文29条及び附則より成り各人一年三百円以上の所得

⁴⁹ 総合所得税制は、今日では、総合所得税が担税力により適合した課税形態であると考えられている（清永敬次『税法〔新訂版〕』87頁（ミネルヴァ書房2013））、所得税法は、所得分類と、所得の種類に応じた所得金額の異なる計算方法、という分類所得的な要素を取り入れつつも、総合所得税の建前を採用し、個人の総合的担税力（人的担税力）に応じた公平な課税を実現しようとしている（谷口勢津夫『税法基本講義〔第4版〕』337頁（弘文堂2014））、損益通算の範囲には、ルールを設けた当時には合理的であったが、その後の法状態の変化により見直してもよさそうなものもある（増井良啓『租税法入門』156頁（有斐閣2014））などの意見がある。

⁵⁰ 担税力とは「租税を負担する経済的能力のことであり、各人の経済的富裕度(economic well-being)ないしは全体的生活レベル(overall level of living)にほかならない（金子宏『所得課税の法と政策』3頁（有斐閣2012））。」

⁵¹ 日本税理士会連合会税制審議会「所得税制における所得区分と課税方式のあり方について—平成16年度諮問に対する答申—（平成16年12月13日）」1頁参照。

⁵² 日本税理士会連合会税制審議会・前掲注51、1頁参照。

⁵³ 第二次世界大戦前の租税制度の発達は、①明治元年から明治19年までの税制の草創期、②明治20年から大正元年までの税制の確立期、③大正2年から昭和14年までの税制の発展期、④昭和15年から第二次世界大戦の終結した昭和20年までの戦時期の4つの時期に分けることができるとするものもある（金子宏『租税法〔20版〕』39頁参照）。

⁵⁴ 所得税の創設の目的は、主として財政需要の増大に対応して新しい財源を確保すること及び富者と貧者の間での税負担の不公平を是正しすべての階級と職業を通じて公平に税負担を課しうることにあつたとされる（金子宏・前掲注53、44頁、井出文雄『要説 近代日本税制史』6頁（創造社1959）参照）。所得税の創設に関しては、磯部喜久男「創設所得税法概説—明治20年の所得税法誕生物語—」税大論叢30号153頁以下、井上一郎「安井・今村・鍋島による明治20年所得税法逐条解説」税大論叢23号507頁以下にも詳しい。

ある者に対し、累進税率をもって所得税を課し、その等級を五種に分け同居家族の収入は戸主の所得に合算し、法人に対しては課税しない主義を採用していた⁵⁵。当時の所得税は、第3条3項にて「営利ノ事業に属セサル一時ノ所得」には所得税を課税しないこととし、制限所得課税制度を採用していた⁵⁶。

(2) 明治 32 年

日清戦争の結果、戦後経営に伴う歳入補填のため巨額の財源を得る必要が生じたことから、法人所得への課税や税率改正等の全面改正を行った改正所得税法が、明治 32 年 2 月 10 日法律第 17 号により公布された。改正所得税法では、第一種を法人の所得、第二種を公債社債の利子、第三種を個人の所得と種類に分類し第三種のみ累進税率をもって所得税が課され総合所得税から分類所得税へと変更された。ただし「営利ノ事業に属セサル一時ノ所得」は引き続き非課税であった⁵⁷。

(3) 大正 9 年

大正 9 年に行われた所得税の大改正は、第一次世界大戦中の会社企業の著しい発達、資本の集中、社会運動の高揚等、日本経済が高度の独占段階に入った時代に行われ、その内容において、旧来の所得税制に画期的な変化をもたらしたとされる。この改正で、法人から受ける配当金および賞与金等は、すべてこれを個人の他の所得に総合して課税し、個人所得に対する総合課税が徹底された⁵⁸。

(4) 大正 15 年

大正 15 年 3 月、二十二に上る多数の税制改正関係法律が公布され、個人所得税関係では、課税最低限の引上げ勤労所得控除・扶養家族控除などの改正が行われた。この改正で国税の体系は所得税を中心とし、これを補完するものとして地租、営業税に改善を加えて存置し新たに資本利子税を創設することとされた⁵⁹。

⁵⁵ 大蔵省内『明治財政史編纂会編纂』1頁以下（明治財政史発行所 1927）参照。当時の所得税法は 29 条しかなく、5 条以下は手続規定であった。

⁵⁶ 大蔵省内・前掲注 55、3 頁以下参照。

⁵⁷ 大蔵省内・前掲注 55、13 頁以下参照。従来的一般所得税主義を種別課税主義に改めた（井井出文雄・前掲注 54、25 頁、堀口和哉「明治 32 年の所得税法改正の立法的沿革」税大論叢 28 号 44 頁も参照）。

⁵⁸ 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第 5 巻租税』12 頁以下（東洋経済新報社 1957）参照。大正 9 年の改正によりわが国所得税は、法人所得課税の整備、社会政策的考慮、個人所得課税の合理化等によって、近代的所得税としての形態を整えたといえ、日本の所得税の発達史における重要な意義を有するとされる（同項 15 頁参照）。大正 2 年にも重要な改正が行われ、超過累進税率・勤労所得控除が採用された（金子宏・前掲注 53、48 頁参照）。

⁵⁹ 大蔵省昭和財政史編集室編・前掲注 58、86 頁以下参照。昭和 12 年 3 月、内国税に関する臨時租税増徴法ほか 4 税法が公布され、増税が行われた（同項 402 頁参照）。当時の第三種所得税の概要については、渡邊善蔵「信託に関する租税の話」信託協会会報 5 巻臨時号 136

(5) 昭和 15 年

昭和 15 年税制改正では、負担力に応じた税制にすること及び歳入の増加を図るとともに弾力性のある税制を樹立することに重きを置かれた結果、所得税に大きな改正が加えられ⁶⁰、「多年の間、第一種所得（法人所得）、第二種所得（利子配当所得）および第三種所得（利子配当所得以外の個人所得）に分けて課税されてきたわが国の所得税は、今度の改革によって、所得の種類・性質に従い、不動産所得、配当利子所得、事業所得、勤労所得、山林所得および退職所得の六種に分類して、税率その他を異にする『分類所得税』⁶¹と、各個人について各種の所得を総合し、所得額中五千円をこえる部分に対し超過累進税率を課する『総合所得税』⁶²とによって構成されることになった。」とされた⁶³。当時、制限所得課税が採用されてい

頁以下にも詳しい。阿南主税弁護士は、本改正を画期的大改正とされる（阿南『所得税法体系』169 頁（ビジネス教育出版社 1969））。

⁶⁰ 平田敬一郎「信託と改正税法に就て」第 13 回信託講習会講演集 54 頁、田中二郎『租税法〔第三版〕』440 頁（有斐閣 1990）参照。この改正により出来上がった税制は、昭和 25 年シャープ税制改革に至るまで永く我国税制の基礎を為したきわめて重要なものであり（井出文雄・前掲注 54、68 頁参照）、その後予想される非常時財政の負担に堪える税制整備の必要に迫られ画期的改正となった（阿南・前掲注 59、176 頁参照）。

税制改正案要綱では、次のような内容の試案が出された（大蔵省昭和財政史編集室編・前掲注 58、495 頁以下参照）。

一負担の均衡及普遍化を図り税制に弾力性を附与すると共に之が簡易化を期する為直接国税の体系を改組し所得税を分類所得税（仮称）及一般所得税（仮称）とし収益税制度は廃止すること

二分類所得税は大体左記により課税すること

（一）各種所得間の負担均衡を図る為所得を其の性質に依り大体左の四種に区分し負担力に応じ税率に差等を設け課税すること

不動産所得（不動産の賃貸等により生ずる所得）

配当利子所得（利益配当、公債、社債又は預金の利子、貸付信託の利益、非営業貸金の利子等）

事業所得（原始産業、営業、自由職業等により生ずる所得等）

勤労所得（俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞与等）

（二）税率は比例税率とし財政の必要に応じ伸縮を要旨ならしむること

（三）負担の普遍化を図る為税限度を相当低位に定むること

（四）事業所得、勤労所得に対しては所得金額より一定金額を控除したる残額に対し課税することとし少額所得に対する負担を緩和すること

（五）扶養家族多き者の負担を緩和する為家族控除の制度を相当拡張すること

（六）納税の簡易化を図る為成るべく源泉課税の方法を採用すること

⁶¹ 分類所得税とは、各種所得の担税力に応じて課税をする考え方であり、所得をその性質に応じていくつもの種類に分け、各種類の所得ごとに別々に課税する制度をいう。この改正により 6 つに分けられた所得は、それぞれについて異なる金額の免税点・基礎控除を設け、異なる比例税率で課税されることとなった（金子宏・前掲注 53、51 頁参照）。

⁶² 総合所得税とは、各種の所得を総合して課税する制度をいう（金子宏・前掲注 53、51 頁参照）。平田敬一郎氏は、所得が担税力をもっともよく現わすものとしたうえで、所得税においてはこれを総合計算して、一定の控除等しなければ、完全公平な所得税は期待できない、とされ「総合累進所得税が所得税としてもっとも理想的な形態をなすわけである。」とされる（平田『新税法』52 頁（時事通信社 1950）参照）。池本征男税理士は総合課税は垂直的公平の確保に優れているとされる（池本『所得税法 理論と計算〔六訂版〕』16 頁（税務経理協会 2010）参照）。

⁶³ 大蔵省昭和財政史編集室編・前掲注 58、583 頁参照。昭和 14 年 8 月 3 日、税制調査会第 11 回小委員会で大矢主税局長は「税制に大きな伸縮性を有たせると共に負担の普遍化を図る

たとはいえ、わが国における所得区分制度は、本改正にて創設されたといえる⁶⁴。

2 第二次世界大戦終結後

(1) 昭和 22 年

昭和 22 年税制改正では、所得税などの直接国税分野で申告納税制度が採用され民主的租税思想の導入が図られただけでなく、分類所得税と総合所得税の二本建制度が廃止され、総合所得税一本建の制度が採用された。同時に課税所得の範囲が拡大され、譲渡所得等の一時的所得も課税の対象とされるなど所得の認識について包括所得概念が採用され、近代的な総合累進所得税の考え方がわが国で初めて具体化された⁶⁵。

旧所得税法 9 条は、「所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額（以下所得金額という。）による。」とし、一号利子所得、二号配当所得、三号臨時配当所得、四号給与所得、五号退職所得、六号山林所得、七号譲渡所得、八号それ以外の所得（事業等所得）とし、所得の区分は存置された。

(2) 昭和 25 年

昭和 24 年 9 月 15 日、「シャープ勧告（第一次）」⁶⁶の本文が発表された。シャープ勧告は所得税に関し、①基礎控除等の既存の控除の充実、医療費控除及び不具者控除等の新設、②富裕税の導入、③キャピタル・ゲイン課税（キャピタル・ロス控除）の 3 点を主に勧告し⁶⁷、当該勧告を全面的に採用した形で昭和 25 年税制改正にて、基礎控除・扶養控除の引上げ、

為、所得を其の種類に応じて出来得る限り源泉に於て把握する方法を採るのが適当であると思はれるのであります。」とする（『税制調査会会議要録』第 1 回小委員会 6 頁以下、大蔵省昭和財政史編集室編・前掲注 58、499 頁以下参照）。

昭和 15 年改正時にもわが国は、制限所得課税制度を採用している。その後、第二次世界大戦終了まで毎年、増税が続くこととなる（大蔵省昭和財政史編集室編・前掲注 58、590 頁以下参照）。

⁶⁴ 税法にて所得の種類と名称が定められたのは昭和 15 年の分類所得税制にその淵源があり、昭和 22 年に分類所得税が廃止され総合所得税一本の制度に統合された後もこれが踏襲され、所得分類の内容にはその後変遷があったものの、所得の種類及び名称を法定する仕組みそのものは今日まで継続されている（注解所得税法研究会編・前掲注 48、246 頁参照）。金子宏「シャープ勧告と所得税」同『所得税・法人税の理論と課題』30 頁以下（日本租税研究協会 2010）も参考。

⁶⁵ 金子宏・前掲注 53、54 頁、井出文雄・前掲注 54、130 頁、北野弘久『現代税法の構造』8』8 頁（勁草書房 1975）、阿南主税・前掲注 59、193 頁参照。金子宏教授は、昭和 22 年改正を「わが国の所得税制を基本的に総合累進所得税に転換させるもので、真に改革の名に値するものであった。」とされる（金子・前掲注 64、33 頁）。

⁶⁶ シャープ勧告の基本方針は、①公平な租税制度の確立、②租税行政の改善、③地方財政の強化の 3 点に要約される（金子宏・前掲注 53、56 頁）。

⁶⁷ 大蔵省財政史室編『昭和財政史－終戦から講和まで 第 8 巻租税』21 頁以下（東洋経済新報社 1977）参照。その他の議論として、①世帯単位と所得合算、②変動所得の処理、③外国人課税、④銀行預金などの利子がある（同項 47 頁参照）。

勤労控除の引下げ、所得控除・譲渡所得の改正などが行われた⁶⁸。

昭和 25 年改正では、事業等所得が廃止され同所得から不動産所得、事業所得及び雑所得が取り出され、現行同様、10 種類の所得区分となった⁶⁹。

その後わが国の所得税法は昭和 40 年に全文改正の実施⁷⁰、昭和 61 年 10 月 28 日「税制の抜本的見直しについての答申」を受け、昭和 62 年、63 年に重要な改革が行われるなど、毎年さまざまな税制改正が行われてきたが、本稿の対象とする所得区分制度については、昭和 25 年に所得の種類が増えた外、昭和 22 年改正時より大きな変更は行われておらず、わが国における所得区分制度は約 70 年の歴史をもつ根幹的制度といえるであろう。

第 2 節 所得区分制度の概要

所得税が公平負担の要請に最も適しているとされるのは、所得が人の総合的担税力の指標として最もすぐれており、基礎控除等の人的諸控除及び累進税率と結びつくことにより、担税力に即した公平な税負担の配分を可能にすると考えられているからである⁷¹。各人の総合的担税力に着目すれば、反復的・継続的に生じる経常的な所得のみならず、一時的・偶発的に生じる非経常的な所得も含め、所得の源泉を問わずすべての所得に対して課税を行う総合所得税が相応であるといえるが、所得の発生原因や稼得形態により所得間で担税力に差異があることを考慮すれば（労務の提供による所得と資産の運用や投資から生ずる所得、反復的・継続的に得られる所得と長期間の労務提供の結果として実現した所得には担税力に差異があるとされる）、現行所得税法のように所得をその源泉ないし性質に応じ 10 種類に分類し各種所得の金額の計算を行うことが的確であるといえよう⁷²。

⁶⁸ 大蔵省昭和財政史編集室編・前掲注 58、164 頁以下、井出文雄・前掲注 54、168 頁以下参下参照。第二次シャープ勧告を受けた、昭和 26 年税制改正ではさらに所得控除の拡大が行われた（同項 264 頁以下参照）。大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27～48 年度 第 6 巻租税』16 頁以下（東洋経済新報社 1990）も参考。

⁶⁹ 日野雅彦「所得区分の在り方—不動産所得を中心として—」税大論叢 58 号 523 頁参照。金子宏・前掲注 64、33 頁、阿南主税・前掲注 59、198 頁も参考。

⁷⁰ 昭和 40 年の税制改正は、3 年間に及ぶ税制調査会の検討を受け、①規定の体系的な整備、②表現の平明化、③税制の簡素合理化の 3 点を基本方針とし全文改正が行われた（吉国一郎『昭和 40 年度版 改正税法総覧』9 頁以下（財政経済弘報社 1965）参照）。

⁷¹ 金子宏・前掲注 53、179 頁参照。

中里実教授は、「所得の種類による課税方式の差異は、課税を非中立的なものとするので、あまり望ましいものではない。……日本においては、概して、租税法上の所得分類は、私法上のそれに引きずられて決定されることが、多い」とされる（中里実「structured finance における信託の利用と課税—覚書—」『国際商取引に伴う法的諸問題（8）（トラスト 60 研究叢書）』103 頁（トラスト 60 1999））。

⁷² 金子宏・前掲注 53、187 頁以下、税制調査会基礎問題小委員会「個人所得課税に関する論論点整理（2005 年 6 月）」2 頁、日本税理士会連合会税制審議会・前掲注 51、2 頁参照。審議会答申は、「すべての所得を合算し、統一的な超過累進税率を適用する総合課税方式は、租税負担の公平を維持するとともに、所得税の基本的な機能である所得の再分配とビルト・

所得区分については、昭和 38 年 12 月税制調査会報告にて、「所得分類については、純資産増加説的考え方により、あらゆる源泉からの所得を課税対象とする場合においても、個人所得における所得形態の多様性にかえりみるときは、個別の所得の性格にしたがって所得の分類を設けることが、税法の構成の理解を容易にするためにも、また所得の性格に基づいて応能課税の考え方をとり入れる等のためにも必要と認められるので、所得税法においては所得分類を引き続き設けることが望ましいと考えられる。」とその必要性が述べられており⁷³、所得区分を定め税額計算等に差異を設けることは、応能負担の原則に由来する重要なものと考えられている⁷⁴（東京地裁平成 23 年 4 月 21 日判決（税資 261 号順号 11674）、東京地裁平成 22 年 10 月 8 日判決（訟月 57 卷 2 号 524 頁）⁷⁵）。

イン・スタビライザー（自動景気調整機能）を期待する観点からは、最も望ましい所得税制であると考えられる。しかしながら、税制は経済事情に応じた政策的な要請に答えなければならないこと、所得の種類によってはその把握が困難な場合が少なくないこと、納税者及び税務当局の事務負担等に配慮した執行上の便宜を考慮しなければならないこと、などを勘案すれば、総合所得税制によることを原則としながらも、一定範囲の所得については分離課税制度の適用も容認せざるを得ないと考えられる。」とする（日本税理士会連合会税制審議会・同項 2 頁）。

所得区分については、資産所得は不労所得の性格が強いから勤労所得に比べて重課すべしとする考え方や一時的不規則的な所得には累進税率の適用緩和を図る必要があるとの考え方等があるが、各種所得の担税力の差異につきどのような配慮を払うことが適切かについては、議論も多い（大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27～48 年度 第 15 巻租税・国債』「所得税のあり方」検討資料（昭和 39 年 5 月 23 日税制調査会）201 頁（東洋経済新報社 1997）参照）。

阿南主税弁護士は、各種所得に内包する担税力がその所得の永続性、安全性、弾力性等の点から差異があり、この不均衡を平均化するために所得区分制度が設けられたとされる（阿南・前掲注 59、590 頁参照）。

⁷³ 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申（昭和 38 年 12 月）」7 頁。日野雅彦氏は、「今日の所得税法においても、所得区分を用いた税法の構成は、税法の理解に資するものであり、所得の性質に応じた課税の実現等にも寄与するといえるのであって、所得区分を設ける必要性はあるというべきである。」とされる（日野・前掲注 69、502 頁）。

⁷⁴ 三木義一＝奥谷健「所得税」北野弘久『現代税法講義』49 頁（法律文化社 2009）参照。

所得区分制度が憲法 14 条に違反するかに関し、東京地裁平成 22 年 6 月 24 日判決（税資 260 号順号 11458）は、「憲法 14 条 1 項は、国民に対して絶対的な平等を保障したのではなく、合理的理由なくして差別をすることを禁止する趣旨であって、国民各自の事実上の差異に相応して法的取扱いを区別することは、その区別が合理性を有する限り、何ら同項に違反するものではない。そして、租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とする。したがって、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかになく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ず、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が上記目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法 14 条 1 項の規定に違反するものということとはできない（最高裁昭和 55 年（行ツ）第 15 号同 60 年 3 月 27 日大法廷判決・民集 39 卷 2 号 247 頁参照）。」と判示した。判例評釈として、北澤達夫「外国為替証拠金取引により生じた売買差損益金等は、雑所得に当たるとされた事例」税務事例 43 卷 6 号 21 頁、内芝良輔「FX 取引に係る売買差損益金等の所得区分と収入すべき時期」法セ増刊 9 号 233 頁など参考。

⁷⁵ 判例評釈として、木山泰嗣「民法上の任意組合に対して発行された新株予約権によって組

航空機リース事業を営んでいた民法上の組合が金融機関より受けた債務免除益の所得区分が争われた、東京地裁平成 27 年 5 月 21 日判決（判例集未掲載）は所得区分について、「所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得の 10 種類に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算することとしている（同法 21 条 1 項 1 号）。これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためである。したがって、ある所得がどの所得区分に該当するかについては、所得を分類し、その種類に応じた課税を定めている同法の趣旨及び目的に照らして判断するのが相当である。」としている⁷⁶。

また、社会福祉法人の理事長が法人の預金口座から受領した金員が雑所得に含まれるかが争われた事案である、東京高裁平成 25 年 2 月 21 日判決（税資 263 号順号 12152）は、所得区分の重要性について、「課税標準である総所得金額（所得税法 22 条 1 項、2 項）を構成する各種所得は、利子所得（同法 23 条）、配当所得（同法 24 条）、不動産所得（同法 26 条）、事業所得（同法 27 条）、給与所得（同法 28 条）、譲渡所得（同法 33 条）、一時所得（同法 34 条）ある

合員が得た利益に対する所得課税が争われた事案」税経通信 67 巻 6 号 161 頁、岸田貞夫「組合契約に基づく新株予約権に係る利益は雑所得とされた事例」ジュリ 1460 号 123 頁、宮崎綾望「民法上の組合を通じて得られた新株予約権の権利行使益が雑所得に該当するとされた事例」法セ増刊 14 号 205 頁など参考。

⁷⁶ 東京地裁平成 25 年 9 月 27 日判決（税資 263 号順号 12298）は、「所得税法は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得という所得区分を設けるほか（同法 23 条ないし 34 条）、それらに含まれない所得を全て雑所得として課税の対象としており（同法 35 条）、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成するという包括的所得概念を採用して、所得がその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるために、所得をその源泉ないし性質によって 10 種類に分類している。」とする。判例評釈として、松井宏「上場株式の相対取引と税務上の問題点」税理 58 巻 1 号 100 頁、木山泰嗣「株式の譲渡対価のうち評価額を超える部分（高額譲渡における時価との差額）が一時所得に該当すると判断された事案」税経通信 70 巻 3 号 175 頁など参考。

静岡地裁平成 25 年 5 月 10 日判決（税資 263 号順号 12213）は、「所得税法は、所得がその性質や発生の態様によって担税力が異なることから、所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び上記のいずれにも該当しない所得である雑所得の 10 種類に分類し、それぞれの担税力に応じた計算方法やそれぞれの態様に応じた課税方法を定めている。」とする。その他、東京地裁平成 25 年 1 月 25 日判決（税資 263 号順号 12138）、東京地裁平成 23 年 9 月 12 日判決（税資 261 号順号 11763）、東京地裁平成 19 年 11 月 16 日判決（税資 257 号順号 10826）、神戸地裁平成 4 年 10 月 28 日判決（判タ 814 号 146 頁）、国税不服審判所平成 18 年 8 月 23 日裁決（裁決事例集 72 号 89 頁）、国税不服審判所平成 15 年 6 月 6 日裁決（裁決事例集 65 号 238 頁）、国税不服審判所平成 15 年 2 月 28 日裁決（裁決事例集 65 号 168 頁）、国税不服審判所平成 14 年 8 月 20 日裁決（裁決事例集 64 号 232 頁）、国税不服審判所平成 13 年 12 月 25 日裁決（裁決事例集 62 号 92 頁）など同旨。

いは雑所得（同法 35 条）に区分されるが、その所得の種類ごとに収入金額の発生原因となる事実が異なるのみならず、所得の計算方法も異なり、収入金額あるいは総収入金額から必要経費その他の費目を控除するか否か、控除する場合の費目の内容がそれぞれ異なっている。そうすると、課税処分の対象となる所得の種類がいずれであるかは、所得の収入金額あるいは総収入金額の認定や算出についても、また、所得の計算に当たって控除すべき必要経費その他の費目の有無や種類あるいは金額の計算についても、その前提となるのであり、所得金額を確定させる基本的かつ重要な要素といえる。」とする。

このように所得区分の重要性や意義については、過去の裁判例等においても示されているが、「現行所得税法は 10 種類の所得区分の規定を置いているが、その区分の基準や考え方は必ずしも一様ではなく、明確な指標はない。」とする意見もある⁷⁷。

その他、裁決事例であるが、LPS 契約に基づき受領した収益金の所得区分が争われた、国税不服審判所平成 24 年 7 月 2 日裁決（裁決事例集 88 号 50 頁）は、所得区分の判断に関し、「我が国の所得税法が所得区分を定めた趣旨は、租税の公平負担の観点から各種の所得についてそれぞれの担税力に応じた課税を行うことにあるが、どのような『自然人以外のもの』にどのような内容の権利義務の主体性を認めるかは、例えば我が国の民法上では、法人は、我が国の各種法律によらなければ成立せず（第 33 条）、その成立後の法人が権利義務の帰属主体となり得るのは、所定の目的の範囲内に限られる（第 43 条）旨規定されているように、税法の観点のみにとどまらない様々な政策目的を実現するための各国の立法政策の問題であるから、単に『自然人以外のもの』が権利義務の帰属主体であるか否かによって、個人が当該『自然人以外のもの』から得た所得の区分が何であるかを判断するのは相当ではない。そうすると、『自然人以外のもの』から、ないし『自然人以外のもの』を介して個人が得た所得について、その区分が何であるかを判断するに当たっては、その『自然人以外のもの』が我が国の法律でいう権利義務の帰属主体であるか否かという点も考慮すべき要素ではあるものの、それのみによって決せられるべきものではなく、個人が得た所得の法律的経済実質的關係を個別具体的にみて、それを我が国の所得税法が所得区分を定めた趣旨に照らして判断すべきである。〔下線筆者〕」と事業体ではなく、個人が得た所得の法律的経済的実質的關係に基づき判断するとした⁷⁸。所得区分の制度が納税義務者の担税力に即した公平な課税の実現を図る

⁷⁷ 日本税理士会連合会税制審議会・前掲注 51、3 頁。玉國文敏教授は「所得税法では、各種の所得のそれぞれにつき定義規定を置くことにより概念的な区別の明確化を試みてはいるが、実際の法適用にあたっては、各種所得の意義と範囲について疑義の生ずることが少なくない。」とされる（玉國「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第 3 版〕』ジュリ 120 号 52 頁）。

⁷⁸ 国税不服審判所平成 18 年 8 月 14 日裁決（未掲載）、国税不服審判所平成 18 年 2 月 2 日裁決（裁決事例集 71 号 118 頁）も同旨。

制度であることを考慮すると本裁決における判断は的確といえよう。

小括

所得は、その種類に応じて計算方法および税負担、課税方法が異なるため、ある所得がどの種類の所得に該当するかという所得分類の問題は、納税者の利害に密接な関係を有する⁷⁹。納税義務者が収受した所得にかかる所得区分の判断は、一次的には所得税法 23 条以下に規定する各所得の要件に照らして判断することになるが、その判断に際しては上述したような所得区分制度の趣旨等を考慮に入れた総合的判断が求められることになろう⁸⁰。そこで、このような視点を踏まえ、次章にて事業体（任意組合・匿名組合）における所得区分の判断基準について検討する。

⁷⁹ 菅原万里子「租税法律主義と合法性原則・所得分類」山田二郎編『実務 租税法講義』285 頁（民事法研究会 2005）参照。

⁸⁰ 所得分類に関する規定は、その担税力に着目して区分しているものであるもので、この立法趣旨に照らすと、経済的実質に即して解釈適用するのがかえって合理的解釈といえんとする意見もある（山田二郎『山田二郎著作集 I 租税法の解釈と展開(1)』175 頁（信山社出版 2007）参照）。

第3章 事業体⁸¹における所得区分の判断基準

中里実教授は、パートナーシップとストラクチャード・ファイナンスに関する論稿で、「ファイナンスの視点から考えると、パートナーシップの特性は、パートナーシップを利用することにより(すなわち、ある組織を通過することにより)、それに参加するパートナーの受領ないし支払うキャッシュ・フローの形態(あるいは、その負担するリスク)が変化を被るという点にある。……何らかの仕組み組織を用いてキャッシュ・フローの再構成を行うということは、要するに、所得の属性(たとえば、性格やタイミングや源泉地)等を(少なくとも一定程度は)変更するという効果をもたらすであろう。」と述べられる⁸²。

これは法人という事業体を利用することにより、法人が事業で得た所得が、株主段階で配当所得に変質することが最も分かり易い例といえるが、事業体を利用することにより所得属性が変質することは、民法上の組合・匿名組合・信託における所得区分の判断を理解するにあたり参考となる考え方であるといえよう。

⁸¹ 事業体にかかる税務上の取扱いに関する論稿として、増井良啓「投資ファンド税制の国際的側面—外国パートナーシップの性質決定を中心として—」日税 55 卷 75 頁以下、同「組織形態の多様化と所得課税」租税 30 号 1 頁以下、同「有限責任事業組合から生ずる損失と所得税」税事 90 卷 43 頁以下、佐藤英明「新しい組織体と税制」フィナンシャルレビュー 65 号 93 頁以下、同「アメリカにおける中小企業形態の多様性と税制—企業レベルでの非課税制度の可能性—」税研 80 号 42 頁以下、同「アメリカ連邦所得税における『パートナーシップ』の範囲に関する問題点」日税 44 号 33 頁以下、吉村政穂「パス・スルー課税と 2 つの帳簿価額」ジュリ 1296 号 154 頁以下、田邊昇『新版 投資ファンドと税制』(弘文堂 2006)、高橋祐介「共同事業から生ずる所得の課税に関する—考察(一)(二)」論叢 141 卷 6 号 25 頁以下、143 卷 4 号 26 頁以下、同「パートナーシップと国際課税」フィナンシャル・レビュー 84 号 84 頁以下、同「パートナーシップ持分の基準価格について」税法 534 号 52 頁以下、竹内茂樹「フレキシブルな事業体を媒介した損益の水平的配分—わが国組合税制と米国パートナーシップ税制を中心に—」税大論叢 41 号 71 頁以下、水野忠恒「パートナーシップ課税とパススルー方式—アメリカ法を中心に—」日税 44 号 3 頁以下、谷口勢津夫「ドイツにおける人的会社(共同事業者)課税」日税 44 号 85 頁以下、高倉明「損益通算制度について—タックス・シェルターへの対応を含めて—」税大論叢 52 号 199 頁以下、森信茂樹「新たな事業体と組合税制構築の論点」中里実=神田秀樹『ビジネス・タックス』225 頁以下(有斐閣 2005)、同「わが国における法人形態の多様化と税制の展望」税弘 52 卷 3 号 90 頁以下、同「新たな事業体と組合税制」フィナンシャル・レビュー 69 号 124 頁以下、同「多様な事業体と税制を考える(上)(下)」資本市場 210 号 26 頁以下、212 号 6 頁以下、渡辺健樹「組合の税務問題と米国のパートナーシップ課税」税弘 52 卷 3 号 110 頁以下、野田秀三「組合におけるリース取引をめぐる諸問題」税事 104 号 1 頁以下、植松守雄「多様化するピークラー租税法の視点から—」ノモス 12 号 19 頁以下、平野嘉秋「ビックバン・規制緩和等により広がる企業形態及び投資形態の選択肢(上)(下)」税経通信 53 卷 6 号 256 頁以下、7 号 58 頁以下、同「ベンチャー・キャピタルと資産証券化のための税務会計(1)~(5)」税経通信 53 卷 9 号 61 頁以下、10 号 40 頁以下、11 号 44 頁以下、12 号 219 頁以下、13 号 42 頁以下、遠藤克博「企業の海外投資をめぐる会計監査と税務調査の接点—外国パートナーシップに係る組合型所得計算方式の問題点を中心に—」税大論叢 30 号 47 頁以下、景山智全「集団投資スキームにおける課税上の問題点」税大論叢 40 号 213 頁以下など参考。

⁸² 中里実「パートナーシップ課税の国際的側面」日税 44 卷 160 頁以下、同・前掲注 71、92 2 頁も同旨。中里実教授は、仕組み組織を用いた、ファイナンスの本質は、キャッシュ・フローのリパッケージング(組み替え、ないし、再構成)にあるといえるともされる(同項 161 頁)。

そこで本章では、信託と同様、事業体とされる民法上の組合及び匿名組合における組合員が収受する所得にかかる所得区分の判断基準につき、主に所得属性の性質転換に着目しその内容を確認する⁸³。民法上の組合と匿名組合は、いずれも事業体自体に法人格がないとされるが、匿名組合の場合、組合員が得る所得は営業者（法人格あり）というフィルターを通して収受されることとなるため、キャッシュ・フローが再構成されると考えられる。これは、信託においても同様である。所得属性の性質転換が生じた場合における所得区分の判断は、転換後所得を得た納税義務者において判断すべきと筆者は考えるが、これらの事業体についてそのような理解は正しいといえるのか、またその指標だけを所得区分の判断基準とすることができるのか、などの点にも留意し検証する。

第1節 民法上の組合

1 民法上の組合制度の概要

(1) 民法上の組合契約の法的性質

民法上の組合⁸⁴とは、各組合員が出資をし共同の事業を営むことを約することによって成立する組織体である（民 667 条①）⁸⁵。民法上の組合は法人格を有さず、組合財産は総組合員の共有（合有）に属し⁸⁶（民 668 条）、組合の法律行為は各組合員の行為となる。ここにいう事業とは、継続的であることを必ずしも要せず、事業の種類も営利目的・公益目的等でも構わず制限はないが、共同であること、すなわち各組合員が事業の成功に対して利害関係を有することを要する⁸⁷。組合業務の執行は組合員の過半数で

⁸³ 任意組合等や匿名組合は、私法上の枠組みに沿った形で基本的には画一的な導管性の付与が行われているが、信託はこれらと異なり、同じ信託の枠組みを使っても導管性の程度に相当の差異があるとするものもある（高橋祐介「事業体課税論」岡村忠生『新しい法人税法』79頁（有斐閣2007）参照）。

⁸⁴ 民法上の組合については、石田文次郎『債権各論講義〔第10版〕』175頁以下（弘文堂1941）、同『債権各論〔第5版〕』193頁以下（早稲田大学出版部1951）、吾妻光俊『新版債権法』242頁以下（弘文堂1979）、福地俊雄「組合と法人」松坂佐一ほか『契約法大系 VII 補巻』32頁以下（有斐閣1962）、大賀祥充「『社団・財団・組合』管見（一）（二）（三）」法研46巻8号16頁以下、9号86頁以下、10号45頁以下、後藤元伸「法人格のない人的結合体（団体）と権利共同関係—権利能力なき社団と民法上の組合の財産関係、ならびに、法人—」阪法41巻4号453頁以下なども参考。

⁸⁵ 森泉章教授は、任意組合について「組合は、二人以上の者（組合員）がそれぞれ出資をして、共同事業を営むために各組合員相互間の組合契約によって結合する団体、いわば個人の集合であるともいえる。」とされる（森泉『新・法人法入門』230頁（有斐閣2004））。

⁸⁶ 組合は法人でないため、組合自体が組合財産の主体となることはできず、組合財産は総組合員の共有とされているが、組合は共同事業を営むことを目的とする一種の団体であり、組合財産は、この団体の目的を達するために存する一種の団体財産であり（大判昭和7年12月10日判決、大審院民事判例集11巻2313頁）、各組合員の私有財産と混同を生じることはない（大判昭和11年2月25日判決、大審院民事判例集15巻281頁）（我妻栄ほか・前掲注22、1210頁以下参照）。このように総組合員の共有は通常の共有と著しく異なる制約があるため、合有とされている（最高裁昭和33年7月22日第三小法廷判決、民集12巻12号1805頁）。

⁸⁷ 我妻栄ほか・前掲注22、1206頁以下参照。例えば、札幌地裁平成14年5月29日判決（判例集未掲載）は、民法上の組合における共同事業性について、「営利事業を目的とする組

決定されるが（民 670 条①）⁸⁸、業務執行者に委任することもできる（民 670 条②）⁸⁹。また組合の常務（日々行うべきこと）は、各組合員が単独で行うことができ（民 670 条③）、組合員の損益分配は、当事者の特約で定めなかった場合、各組合員の出資の価額に応じて分配される⁹⁰（民 674 条①）。

民法上の組合であるためには、最低限、一定の目的とそれを当事者全員の共同の事業として営むという二つの事項についての合意が必要となる⁹¹。共同の事業の内容については、名古屋地裁平成 7 年 12 月 19 日判決（税資 226 号 2781 頁）が「共同事業というためには、当該経済活動を行うことについて相互に意思の連絡があり、その意思決定に各人が主体的に関与するとともに、これを各人が主体的に実現するためにそれぞれの分担又は役割を遂行すること、その活動の結果生じた所得に対する各人の持分割合が合理的に算出できることが必要であると解される。」と判示するように、相互の意思の連絡が重要となる。また、組合には法主体性がないとされるが、組合が結成されれば、各組合員の出資財産はかれらの固有財産から切離され、かつ全組合員の出資財産が統合されて、いわゆる組合財産が形成され（財産の独立性）、それが組合なるもの自体に帰属し、組合債務の引当となることに鑑みると、組合には実質的に法主体性が認められているとも解される⁹²。

合であるなら、各組合員にとってその事業から生じる利益や損失の分担が重要な問題となってくるので、それについて何らかの合意がなされているのが通常であると考えられるところ、本件事業を被告拓銀を含む三者で共同で運営し、そこから生じる利益や損失を直接三者の間でどのように分配するのかといった点の合意の存在は窺われぬ。また、本件事業の過程でできるホテル等の施設について、組合財産として三者の共有とするような合意の存在も窺われぬ。こうした点に鑑みれば、被告拓銀の第 1 次的な目的は、本件事業のために融資した金員を回収することであり、被告拓銀が本件事業融資金の回収を超えた具体的な利益の分配等を本件事業から得ようとしていたことを認めるに足りる証拠はないから、本件では、民法上の組合契約の成立要件としての共同事業性は認められない。」と判断した。控訴審は札幌高裁平成 17 年 5 月 18 日判決（裁判所ウェブサイト）。

⁸⁸ 組合員ノ過半数決議ニ因ルカ若クハ他ノ特別委任ニ因ルコトヲ確定スルニアラスンハ代理人権限内ノ法律行為ト認ムヘカラス（大審院明治 40 年 6 月 13 日判決、民録 13 輯 648 頁）。組合契約その他により業務執行組合員が定められている場合は格別、そうでないかぎりには、対外的には組合員の過半数において組合を代理する権限を有するものと解するのが相当である（最高裁昭和 35 年 12 月 9 日第二小法廷判決、民集 14 卷 13 号 2994 頁）。

⁸⁹ 組合の業務を行う者は、実質的には組合自体を代表するのだが、法形式的には、全組合員を代理して行為するのであって、かれの代理行為により全組合員が債務を負わされ、その結果かれらの「共有」の対象である組合財産が責任を負うという構成になる（鈴木禄弥『民法総則講義〔二訂版〕』77 頁（創文社 2003）参照）。なお各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる（民 673 条）。

⁹⁰ 一部の組合員のみが利益を取得するようなものは、獅子組合として否定されているが、損失を分担しない組合員がいることは認められている（大審院明治 44 年 12 月 26 日判決、民録 17 輯 916 頁）。

⁹¹ 我妻栄『債権各論 中巻二』774 頁（岩波書店 1963）、鈴木禄弥・前掲注 89、68 頁参照。

⁹² 鈴木禄弥・前掲注 89、82 頁参照。我妻栄教授は組合には①契約的性質、②組合の団体制

民法上の組合は従前より社団との比較にて論じられることが多く、社団が構成員の個性が希薄で人数も多く団体が構成員から独立した単一体をなしているのに対し、組合は構成員の個性が濃厚で人数も比較的少ないとされ、複数の人間が共同事業を営んでいるという実体はあるが、人の集合を超えた団体としての独自性はないとされる⁹³。しかし、このような組合と社団との差異には疑問点も多く⁹⁴、起草者の意図⁹⁵や今日の法人法制の全体を考慮すれば組合と社団に有意な違いはなく、権利義務の形式的な帰属主体や団体の成立の仕方などの形式的・手続的な点においてのみ差異があり、両者の実質はあまり変わらないともいえる⁹⁶。福地俊雄教授は、東京

制と組合契約の合同行為性、③組合財産の合有の3つの特色があるとされる（我妻・前掲注91、756頁参照）。森泉章教授は、組合財産は団体としての独立性を有するとされる（森泉「業務執行の方法（670）」鈴木禄弥『新版 注釈民法（17）債権（8）』101頁（有斐閣1993）参照）。

末川博教授は、組合は弛緩した形態における団体として取り扱われており、存立・内的関係・外的関係においても常に組合自体の団体性と組合員の個人性が規定上に発露しているとされる（末川「民法上の組合の本質」法と経済13巻4号14頁参照）。

⁹³ 内田・前掲注18、220頁以下参照。星野英一教授は、社団と財団との差異は民商法上大ききいものではなく、対立概念でなく連続概念だとされる（星野『民法概論Ⅳ』306頁（有斐閣1994））。匿名組合と任意組合が比較されることも多いがその際は、法的所有権の有無が論点となることが多いようである（後述参照）。

福岡高裁平成2年7月18日判決（税資180号97頁）は、「組合契約において、訴訟当事者能力が認められているのは、組合契約は、組成する組合員個々の存在に重点が置かれ、各組合員と別個独立の組織体が観念されず、組合員相互間の契約として把握される点で社団と異なるものの、組合員相互間において、一定の意思形成の基礎となる共同目的のもとに組合契約が成立し、稀弱ながらも一つの団体として存在し、活動していることを重視し、構成員により実体上の財産管理権、対外的業務執行権等が授与されているとの解釈によるものである」とする。また、福岡地裁昭和44年12月24日判決（判時593号83頁）は、「組合にあってはこれを組織する組合員個人が独立の存在を示したただ共同の目的を達成するためには必要な限度で統制され、そこに社団性を取得するものであって、これは組合員とは独立した組織体が認められない場合で権利義務は組合員個人に帰属する団体である。」とする。

⁹⁴ 内田貴教授は、①社会学的実体として組合と社団を区別することはできないこと、②民法・商法の起草者は組合と社団の区別をしておらず、人の団体という程度の意味しか有していなかったこと、③法人格を前提として社団性が要求されているとは言えないこと、④民法典から社団という概念が消えたことを組合と社団を峻別することの問題点として挙げられる（内田・前掲注18、222頁以下参照）。西本辰之助教授も同様に疑問を呈せられる（西本『私法法学の諸問題』546頁（慶応義塾大学法研会1967）参照）。

⁹⁵ 第9回帝国議会で星亨氏は、「所謂竹ヲ裂クガ如ク分カルト考ヘル『會社』ト云フノヲ『組合』ト致シタカト云フト、或ハ株式會社トカ何トカ、商法上の會社又ハ法文〔法人〕ノ如ク見エルト云フ考ヘヨリシテ、何カ宜キ文字ハ無イカ、此趣意ニ合スル所ノ文字ハアルマイカト考ヘタ所デ『會社』ヲ『組合』ト致シタ、是ハ昔カラ用ヒテ居ル文字デアッテ、俗文デアアルガ面白イト云フノデ『組合』ト致シマシタ」と報告している（廣中俊雄『第九回帝国議會の民法審議』60頁（有斐閣1986））。梅謙次郎博士はこのことに関し、「寧ロ組合ナル文字カ會社ナル文字ヨリモ立法者ノ嗜好ニ適シタルニ因レリト謂フベキカ」とされる（梅謙次郎『初版 民法要議卷之三 債権編』771頁（信山社1992））。社団と組合概念の日本における導入に関しては、高田晴仁「会社、組合、社団」法研83巻11号1頁以下に詳しい。

⁹⁶ 内田貴・前掲注18、224頁、石田穰『民法大系(1)民法総則』256頁（信山社2014）。

大賀祥充教授は、「『社団』であるか否かのディメンジョンないし団体としての組合のディメンジョンは、それがいかなる原因に基づいて生ずるかに拘らず、一定目的達成のために複数人が自由意思に基づいて結集した団体という事実上の効果を問題とするのであって、法律要件・効果のディメンジョン、殊に法律要件としての組合契約の結果法律効果として組合員相互間および組合員対第三者間に一定の法律関係を生ずるといふ法律関係のディメンジ

地裁昭和 29 年 12 月 25 日判決(判タ 47 号 60 頁)⁹⁷が「被告組合のように、商行為をなすことを目的として設立せられ、民法上の組合に比してその団体性に於て稍高度なるものあるを認ざるを得ない組合については、その外部関係に関し人的会社に関する法条を準用することが妥当であると考えられる。」と判示したことなどから組合と社団の関係は弾力的に理解すべきであるとされる⁹⁸。

他方、租税法においては人格なき社団と民法上の組合に関する課税の取扱いが異なるため、その区分が争われることが多い。例えば、従業員持株会に対する貸付金を回収するため、同会が保有する株式を代物弁済により取得した場合の組合員にかかる所得区分が争点とされた、大阪地裁平成 23 年 3 月 17 日判決(訟月 58 卷 11 号 3892 頁)⁹⁹では両者の区分について、「一般に団体がそれを構成する当事者の意思によって創設・維持されるものであることからすれば、法律行為の解釈に関する一般原則と同様に、当該従業員持株会の運営実態等から当事者の意思を合理的に解釈して決するのが相当である。」とした上で、「本件持株会は、最高裁判所昭和 39 年 10 月 15 日第一小法廷判決(民集 18 卷 8 号 1671 頁)の示した権利能力なき社団の成立要件を充足しているようにもみえる。しかしながら、上記判決は、法人格のない団体が権利能力なき社団として認められるための必要条件を示したものであって、判示された要件を充足する場合には必ず権利能力なき社団であると解すべきである旨判示したものではないから、本件持株会が上記判決の示した要件を充足するとしてもそのことから直ちに人格なき社団に当たるといふことにはならない。」とし、「本件持株会の運営実態等に係る事実から当事者の意思を合理的に解釈すれば、本件持株会は、税法上の扱いに即して、民法上の組合という組織形態を積極的に選択した上、これに沿った運営が行われてきたことは明らかであり、以上によれば、本件持株会の法的性格は民法上の組合であると認めることがで

ンとは、厳格に区別されなければならない。」とされる(大賀「『社団・財団・組合』管見(三)」法研 46 卷 10 号 60 頁)。

⁹⁷ 判例評釈として、越智伝「法人格なき社団の財産関係と社員の責任」民研 25 号 18 頁など参考。

⁹⁸ 福地俊雄「全注(667-688)」鈴木祿弥・前掲注 92、16 頁参照。

⁹⁹ 判例評釈として、品川芳宣「従業員持株会に対する貸付金回収のための自己株式の取得とみなし配当課税」TKC 税研情報 20 卷 3 号 60 頁など参考。控訴審は、大阪高裁平成 24 年 2 月 16 日判決(訟月 58 卷 11 号 3876 頁)。判例評釈として、垂井英夫「代物弁済と看做し配当をめぐる税務問題(上)(中)(下)」税理 56 卷 14 号 129 頁、15 号 96 頁、57 卷 1 号 100 頁、長戸貴之「自己株式による代物弁済に伴い生じる債務消滅益とみなし配当」ジュリ 1461 号 127 頁、太田洋「自己株式による代物弁済に伴って生じる債務消滅益とみなし配当—竹中工務店従業員持株会事件」税研 178 号 93 頁、西中間浩「従業員持株会からの自己株式の取得による同会の借入金債務の消滅(代物弁済)は『金銭その他の資産の交付を受けた場合』に該当する等として、株式発行会社にみなし配当の源泉徴収義務があるとした事例」税経通信 69 卷 13 号 190 頁、森稔樹「自己株式による代物弁済と『みなし配当』該当性」増刊法セ 15 号 205 頁など参考。

きる。」¹⁰⁰と、従業員持株会を人格なき社団ではなく、民法上の組合に該当すると判示した。

民法上の組合は、組合員の全員が組合の運営に当たり、組合事業より生じた収益を享受するという典型的なもの(広島地裁平成19年5月9日判決、税資257号順号10707)から、社団的色彩の濃厚な組合に至るまで、多種多様の団体が連続系列のうちに存在しており¹⁰¹、また現在では、投資スキームとして利用されることも多く¹⁰²、契約内容により柔軟なスキームを作り出すことが可能とされている¹⁰³。このように各組合員の果たす役割は多々あるものの、民法上の組合の法的性質は、組合自体に法主体性はなく(組合事業として行った行為から生じた権利義務は各組合員に帰属する)、一定の目的のために組合員全員が共同で事業を営んでいるものと捉えるこ

¹⁰⁰ 大阪地裁は組合員の意思を「従業員持株会が民法上の組合として設立された場合、従業員持株会の稼得した配当所得は組合員への分配を待たずに組合員への配当所得(所得税法24条)として所得税の課税対象となり、組合員が配当控除(同法92条)の適用を受けることができるのに対し、従業員持株会を人格のない社団として設立した場合には、配当金が従業員持株会から構成員に分配されたとしても、構成員の雑所得(同法35条)となり、構成員は配当控除を受けられないという税法上の扱いの差があることを受けて、本件持株会は、原告から支払を受けた原告の決算配当のうち配分済株式に係る部分について、『名義人受領の配当所得の調書合計表』を作成するとともに、会員に対し、その配分済株式に対する配当金額及びその源泉徴収税額を記載した『名義人受領の配当所得の調書』を発行する……など、配分済株式に係る部分については、本件持株会が業務に関連して他人のために配当所得の支払を受ける者(所得税法施行規則97条1項参照)であることを前提とした計算処理を行い、本件持株会が民法上の組合であることを前提としたパススルー課税の扱いを受けていた」とした。

¹⁰¹ 品川孝二「債権者に対する組合員の責任の割合(675)」鈴木禄弥・前掲注92、131頁参照。

¹⁰² 民法上の組合に関する近年の訴訟事案では、共同事業体に関する事案と合わせて投資事業組合に関する事案が多い。共同事業体にかかる事案として、最高裁判所平成10年4月14日第三小法廷判決(民集52巻3号813頁)、大阪高裁平成16年6月29日判決(金法1727号90頁)、大阪高裁平成9年12月3日判決(金法1554号78頁)、名古屋高裁平成6年7月14日判決(民集52巻3号840頁)、横浜地裁川崎支部平成24年7月4日判決(公正取引委員会審決集59巻第二分冊323頁)、横浜地裁川崎支部平成24年4月26日判決(判例集未掲載)、東京地裁平成24年1月31日判決(判例集未掲載)、東京地裁平成14年2月13日判決(判時1793号97頁)、函館地裁平成12年2月24日判決(判時1723号102頁)、東京地裁平成9年2月27日判決(判時1648号151頁)などがある。

投資事業組合にかかる事案としては、東京高裁平成23年11月30日判決(金商1389号36頁)、東京地裁平成24年10月1日判決(判例集未掲載)、東京地裁平成24年9月28日判決(判例集未掲載)、東京地裁平成24年3月2日判決(先物取引裁判例集67号243頁)、東京地裁平成24年2月29日判決(判タ1385号282頁)、東京地裁平成24年1月16日判決(判例集未掲載)、東京地裁平成23年12月21日判決(判例集未掲載)、東京地裁平成23年6月22日判決(先物取引裁判例集65号251頁)、東京地裁平成23年4月6日判決(判例集未掲載)、東京地裁平成23年1月19日判決(金商1383号51頁)、東京地裁平成21年7月9日判決(判タ1338号156頁)、東京地裁平成21年6月18日判決(判タ1310号198頁)などがある。

¹⁰³ 安岡克美「租税回避行為の否認のあり方についてー任意組合等を利用した租税回避スキームを中心としてー」税大論叢39巻253頁参照。安岡氏は、投資家(組合員)の組合業務執行への参加を実質的に制限しているかを判断する規準として、①投資物件の購入先やリース先等の決定、②業務執行者の選定、③投資家(組合員)の業務執行への参加状況、④持分処分の可否などを挙げられる(同項254頁)。

とができるであろう¹⁰⁴。

(2) 課税実務における取扱い

所得税法上、民法上の組合契約に基づき組合事業から生ずる利益等に係る課税の取扱いについては特段の規定は設けられていない¹⁰⁵。そのため課税実務では、所得税基本通達 36・37 共-19《任意組合¹⁰⁶等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属》¹⁰⁷、36・37 共-19 の 2《任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属の時期》および 36・37 共-20《任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の額の計算等》に従って処理が行われている¹⁰⁸。所得税基本通達 36・37 共-19 は、「任意組合等の組合員の当該任意組合等において営まれる事業に係る利益の額又は損失の額は、当該任意組合等の利益の額又は損失の額のうち分配割合に応じて利益の分配を受けるべき金額又は損失を負担すべき金額とする。」とし、任意組合は事業主体であるが法人格を有さないため¹⁰⁹、組合活動によって得られる損益は、パス・スルーして直接各組合員に帰属し、各組合員において課税が行われるとされている（パス・スルー課税）^{110、111}。このことは、民法上

¹⁰⁴ 親族間においては、内的組合の存在を認定しながら課税関係について対外的業務執行を行った者の事業にかかる所得として取扱われる事案も多い（北野弘久「共同事業的性格を有する事業からの所得の帰属」シュート 99 号 26 頁参照）。例えば、広島高裁昭和 41 年 12 月 9 日判決（高刑 19 卷 6 号 810 頁）、広島地裁昭和 40 年 11 月 24 日判決（高刑 19 卷 6 号 816 頁）、広島地裁昭和 43 年 12 月 24 日判決（訟月 15 卷 2 号 209 頁）、大阪地裁昭和 50 年 3 月 24 日判決（税資 85 号 328 頁）など参考。

¹⁰⁵ 組合事業から生ずる所得が、組合の組合員に直接帰属し構成員課税が行われることを前提とし、措法 41 の 4 の 2《特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例》及び措法 27 の 2《有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例》が措置されている（森谷義光ほか『所得税基本通達逐条解説〔平成 26 年度〕』407 頁（大蔵財務協会 2014）参照）。法令規定を置かず解釈に委ねることによって、予測可能性を相当程度弱め、不作為をもって組合形式の濫用を未然に防止しようとする試みているものとみることができなくないとする意見もある（増井良啓「組合形式の投資媒体と所得課税」日税 44 卷 155 頁参照）。

¹⁰⁶ 民法上の組合は特別の法律によって設置される組合に対置する意味で任意組合とも呼ばれる（増井良啓「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」フィナンシャル・レビュー 69 号 118 頁）。

¹⁰⁷ 本通達は、任意組合の組合事業から生じる所得については、従来どおり構成員課税となることを明らかにしたものとされている（森谷義光ほか・前掲注 105、407 頁参照）。

¹⁰⁸ 岡村忠生教授は、「通達は制定法の根拠なく、所得種類の転換とそれによる損益通算の拡大を認めている」とされる（岡村「組合員がその組合事業に従事して得た収入と給与所得」民商 126 卷 6 号 912 頁）。山田二郎弁護士は、昭和 45 年に廃止となった旧所得税法基本通達 163 の所得帰属、所得分類に関する考え方を本通達は引継いでいるとされる（山田「民法上の組合から組合員が受ける所得の所得分類」ジュリ 1250 号 234 頁参照）。

¹⁰⁹ 金子宏教授は、任意組合を経済的に独立の事業体であり、会計主体でもあるとされる（金子「任意組合の課税関係」『租税法理論の形成と解明（下巻）』6 頁（有斐閣 2011）参照）。平野嘉秋教授は、法人税法 3 条で人格のない社団等については法人とみなす旨規定されているが、組合は規定されていないため、反対解釈として独立の納税義務の主体として扱わないとみることができるとされる（平野「パートナーシップ税制の法的構造に関する一考察—日米比較を中心として—」税大論叢 23 号 207 頁参照）。

¹¹⁰ 金子宏・前掲注 53、477 頁、同・前掲注 109、5 頁、清永敬次・前掲注 49、78 頁、水野、水野忠恒『租税法〔第 5 版〕』340 頁（有斐閣 2011）、注解所得税法研究会編・前掲注 48、65 頁、碓井光明「共同事業と所得税の課税—任意組合課税方式の検討—」税理 25 卷 6 号 11

の組合における所得計算方法が争われた事案である、東京地裁平成 23 年 2 月 4 日（判タ 1392 号 111 頁）¹¹²にても、「任意組合は、法人格を有せず、組合財産が組合事業の経営という目的のために各組合員個人の他の財産と独立の存在を認められる……とはいえ、法形式的には、権利義務の帰属主体になり得ないため、任意組合の行う個々の事業活動から生じた損益……は、その組合員に帰属することになる。」と示されている¹¹³。

頁、久乗哲「民法組合における労務対価提供の所得区分」税理 56 巻 9 号 93 頁参照。

谷口勢津夫教授は、導管型構成員課税をパス・スルー課税、組合課税とされ「これは、納税義務者（納税義務の主体）に関する個人と法人の二分法を前提とする所得税法および法人税法から、解釈によって導き出されるものである。」とされる（谷口・前掲注 49、235 頁）。

高橋祐介教授は組合課税を「ある団体が稼得した所得を、その団体自体ではなく団体の構成員に対し、あたかもその構成員自体が直接稼得したように課税する、いわゆるパス・スルー課税あるいは導管（conduit）課税の一形態である。」であるが（高橋『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』372 頁（清文社 2008））、所得税法 36 条での権利確定主義・管理支配基準・実現主義では説明できず、未実現所得への課税も含む新しい基準が必要であるとされる（高橋「民法上の組合の稼得した所得の課税に対する基礎的考察」税法 543 号 74 頁参照）。その他、組合を透過的の主体とするもの（岡村忠生『法人税法講義〔第 3 版〕』18 頁（成文堂 2007）参照）やパス・スルー事業形態とするものがある（安岡克美・前掲注 103、206 頁参照）。図子善信教授は、人格なき社団に該当する組合はあり、その組合は法人人とみなされて法人税が課税されるとされる（図子「任意組合から生ずる所得の計算方法」法セ増刊 13 号 175 頁参照）。

その他、民法上の組合税制に関する論稿として、岩崎政明『ハイポセティカル・ステディ租税法〔第 3 版〕』32 頁以下（弘文堂 2010）、藤本幸彦ほか『投資ストラクチャーの税務〔改訂版〕』92 頁以下（税務経理協会 2005）、西村善朗『プライベート・エクイティ・ファンドの仕組みと会計・税務』37 頁以下（中央経済社 2007）なども参考。

¹¹¹ 酒井克彦教授は、「組合は権利義務の主体となり得ず、任意組合と第三者との間の法律関係が直接組合員に帰属するとされることから、任意組合は課税客体とされず民法上の権利義務関係が直接的に組合員に及ぶとする説明が一般になされているが、このような考え方を『導管（conduit）理論』という。」とされ（酒井『ステップアップ租税法』254 頁（財経詳報社 2010）、同「組合課税と導管理論に関する一考察（上）－いわゆる航空機リース事件（名古屋地裁平成 16 年 10 月 28 日）判決に触れて－」税務事例 37 巻 5 号 2 頁）、このような解釈は一般的には民法の権利義務関係を前提とすれば妥当性を有する考え方であろうとされる（同項、254 頁）。その他、同「匿名組合契約に基づく分配金に係る所得区分－いわゆる航空機リース事件の検討を契機として－」税大ジャーナル 2 号 96 頁以下なども参考。

¹¹² 判例評釈として、品川芳宣「任意組合等から組合員が得る損益（所得）の計算方法」TKC 税研情報 20 巻 5 号 41 頁、同「任意組合等から組合員が得る損益（所得）の計算方法」税研 160 号 84 頁、岸田貞夫「任意組合からの所得の計算方法についての事例」TKC 税研情報 21 巻 1 号 15、佐藤孝一「任意組合等の事業に係る組合員の所得金額の計算に当たり総額方式、中間方式又は純額方式を均しく採用できるとして処分を取り消した事例－審理の課程（対象）からの検討」税務事例 44 巻 1 号 1 頁、中村秋市「任意組合からの所得の計算方法についての事例」TKC 税研情報 21 巻 1 号 15 頁、高橋祐介「任意組合等の組合員の所得計算方法」ジュリ臨時増刊 1440 号 213 頁、森稔樹「任意組合等から生じた所得の計算方法に関する所得税法の解釈と課税要件明確主義」法セ増刊 10 号 227 頁、図子善信・前掲注 110、175 頁など参考。

¹¹³ 東京地裁平成 27 年 5 月 21 日判決（判例集未掲載）も、「民法上の組合（任意組合）は、複数の組合員が共同の事業を営む組織であり、組合員となる者が出資をして共同の事業を営むことを約する旨の組合契約を締結することによって設立されるが（同法 667 条 1 項）、組合は事業の主体ではあっても、権利義務の帰属する法主体ではないから、その活動によって得られる損益は、組合を通り抜け、組合契約で定める損益分配割合（同法 674 条）に応じて直接各組合員に帰属する。」と判示している。

名古屋高裁平成 22 年 3 月 5 日判決（税資 260 号順号 11393）は、「民法上の組合は、通常は、組合員同士の契約関係によって構成され、団体性を有しないから、納税義務の主体とは扱わずに、組合事業から生ずる利益等も、各組合員に直接帰属すると把えるのが実情にも沿

また、所得が企業組合に帰属するのか組合員個人に帰属するのが争われた事案である、最高裁昭和 37 年 6 月 29 日第二小法廷判決（共栄企業組合事件・税資 39 号 1 頁）では、「所得の帰属者と目される者が外見上の単なる名義人にしてその経済的利益を実質的、終局的に取得しない場合において、該名義人に課税することは収益のない者に対して不当に租税を負担せしめる反面、実質的の所得者をして不当にその負担を免れしめる不公平な結果を招来するのみならず、租税徴収の実効を確保し得ない結果を来す虞があるからかかる場合においては所得帰属の外形的名義に拘ることなく、その経済的利益の実質的享受者を以つて所得税法所定の所得の帰属者として租税を負担せしむべきである。」とし、所得税法の条理としての（法的）実質所得者課税の原則を根拠として、所得は各組合員に帰属すると判断した¹¹⁴。

なお、組合員の組合事業に係る利益等の額の計算等については、組合がパス・スルーの組織体であることに鑑み、組合員の各種所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入する利益の額又は損失の額は、原則①の方法により計算され、①にて計算することが困難と認められる場合で、かつ、継続して②又は③の方法により計算している場合には、その方法によることも認められるとされている（所基通 36・37 共－20）¹¹⁵。

うし、税務上も便宜である。」とした。

¹¹⁴ 最高裁は「所得税法二条所定の課税対象となつている個人の所得とは、当該個人に帰属する所得を指称するものであることは勿論であるが、その所得の外見上又は法律形式上の帰属者が単なる名義人に過ぎずして、他にその終局的実質的享受者が存在する場合、そのいずれを所得の帰属者として課税すべきであるかについて問題を生ずる。思うに、国家経費の財源である租税は専ら担税能力に即応して負担させることが、税法の根本理念である負担公平の原理に合し且つは社会正義の要請に適うものであると共に、租税徴収を確保し実効あらしめる所以であつて、各種税法はこの原則に基いて組み立てられており、又これを指導理念として解釈運用すべきものと云わねばならない。……これがすなわちいわゆる実質所得者に対する課税（略して実質課税）の原則と称せられるものにして、該原則は吾国の税法上早くから内在する条理として是認されて来た基本的指導理念であると解するのが相当である。」「昭和二八年八月七日法律一七三号所得税法の一部を改正する法律により新たに追加された同法三条の二の規定は、従来所得税法に内在する条理として是認された右原則をそのまま成文化した確認的規定であり、これによつて所得税法が初めて右原則を採用した創設的規定ではないと解するのが相当である」とも判旨した。この最高裁判決は、経済的帰属説に基づく判旨とも読めなくはないが、「経済的利益の実質的享受者」とは真実の法律関係において所得（経済的利益）の帰属する者が通常その実質的享受者であるから、法的帰属説に基づく判旨であると解されている（金子宏・前掲注 53、540 頁参照）。

増井良啓教授は「パス・スルー課税について明示的に定める条文は、所得税法の中には見当たらない。むしろ、組合財産が総組合員の共有に属すること（民法 668 条）から、解釈上自然に導かれる帰結と考えるべきであろう。ここで、根拠条文として、あえて所得税法 12 条を持ち出すまでもない。組合の事業から生ずる収益は、法律上、組合員個人に帰属するからである。」とされる（増井「組合損益の出資者への帰属」税事 49 号 53 頁）。

¹¹⁵ 旧通達では、「①にて計算することが困難と認められる場合」という要件が付されていなかった。このことに関し、東京高裁平成 23 年 8 月 4 日判決（税資 261 号順号 11728）は、「本件通達は、継続して中間方式や純額方式により計算している場合には、『その計算を認めるものとする』と定めており、継続適用を要件としているほかは特段の要件を定めていないものであつて、本件通達に定めていない要件を、通達の改正をしないまま解釈により付加

① 総額法

当該組合事業に係る収入金額、支出金額、資産、負債等を、その分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

② 中間法

当該組合事業に係る収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法¹¹⁶

③ 純額法

当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員にあん分する方法¹¹⁷

2 個人組合員が受ける所得に係る所得分類

民法上の組合契約に基づき各組合員が組合事業から收受する所得にかかる所得区分の判断基準には、(1)導管理論に基づき所得区分を判断する説(通説)と、(2)構成員の担税力に応じて所得区分を判断する説があると考えられる。そこで以下裁判例なども参考にこれらの見解を確認する。

(1) 導管理論に基づき所得区分を判断する説

民法上の組合契約に基づき各組合員が組合事業から收受する所得は、組合段階の所得の性質を維持する(パス・スルー)ため、組合事業の内容に応じて所得区分が決定される¹¹⁸。

することは、租税法律主義の趣旨に抵触する。」とし、③純額法による計算を認めた。判例評釈として、品川芳宣・前掲注112、41頁、同・前掲注112、84頁、関子善信・前掲注110、0、175頁、伊川正樹「任意組合から生ずる所得の計算方法」税研178号81頁、岸田貞夫・前掲注112、15頁など参考。

¹¹⁶ この方法による場合には、各組合員は、当該組合事業に係る取引等について非課税所得、配当控除、確定申告による源泉徴収税額の控除等に関する規定の適用はあるが、引当金、準備金等に関する規定の適用はないとされている。

¹¹⁷ この方法による場合には、各組合員は、当該組合事業に係る取引等について、非課税所得、引当金、準備金、配当控除、確定申告による源泉徴収税額の控除等に関する規定の適用はなく、各組合員にあん分される利益の額又は損失の額は、当該組合事業の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか一の所得に係る収入金額又は必要経費とするとされている。

¹¹⁸ 佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正3版〕』287頁(有斐閣2014)参照。ただし、佐藤教授は、別稿にて「通達の場合とは異なるが、私見では、ネットネット方式においては、各組合員が組合の事業遂行上どのような役割を果たしているか、という観点から、各組合員に帰属する所得の性質決定が行われるべきである。……これらの2方式による場合に、事業所得と雑所得とを区別するには、個々の組合員の活動内容に応じ、得られる収入・支出項目の所得分類を考えるべきである。」とされる(佐藤「組合による投資と課税」税事50号39頁以下)。

金子宏教授は、匿名組合契約に関する論稿にて、内的組合では営業者段階の所得の性質を維持する(パス・スルー)とし、所得の帰属のみならず所得区分もパス・スルーするとされる(金子「匿名組合に対する所得課税の検討ービジネス・プランニングの観点を含めてー」同『租税法理論の形成と解明(下)』33頁(有斐閣2011)、金子宏編『租税法の基本問題』166頁(有斐閣2008)参照)。

その他、組合事業の種類に応じて所得区分を判断すべき(種五誠二「組合契約における構

民法上の組合として行った航空機リース事業に係る所得が、各組合員において不動産所得に該当するかが争われた事案である、名古屋地裁平成16年10月28日判決(判タ1204号224頁)¹¹⁹は、「民法上の組合においては共同事業性が認められ、組合財産は実質的に組合員の共有に属し、各組合員が業務執行に関与する権限を有し、さらに、利益と損失は原則として各組合員の出資に応じて分配がなされることに照らすと、組合の事業によって得られた所得については、組合員が実質上の帰属主体と考えることができるので、組合存続中はその利益が組合員に分配されたか組合内部に留保されたかを問わず、組合員の個人所得として課税の対象となると解される。そうすると、組合員の上記個人所得の所得区分は、組合の事業内容によって定まることになる。以上は、基本通達36・37共-20(民法上の組合の事業に係る利益等の額の計算)も前提としていると考えられる。〔下線筆者〕」とした。地裁は、「民法上の組合といえども、組合員全員が自ら業務執行に当たるものから、特定の者に業務執行を任せてその在り方に関心を持たない組合員が圧倒的に多い組合まで、その具体的態様はさまざまなものが

成員課税の在り方—組合員に係る帰属損益額の計算方法の検討を中心に—」税大論叢66巻297頁参照)。組合段階での個々の収入・支出等の内容に応じて各種の所得として分類される(長谷部啓「パス・スルー課税のあり方—組合事業における組合員の課税関係とその諸問題」税大論叢56号124頁参照)。任意組合又は匿名組合の事業による損益等は、導管理論に基づき当該組合の構成員の分割割合に応じて各組合員に帰属し、その組合員が個人の場合の所得区分は、当該組合の事業内容に従って決定されることを通達が明示したものである(大淵博義「任意組合による航空機リース事業の損失は利益配当契約による雑所得の損失として損益通算を否認した課税処分の可否(上)」税務事例37巻7号8頁)などの意見がある。その他、同旨のものとして、幸田高志「航空機リースを行う任意組合を用いた節税目的の投資に係る事件」税研119号105頁、川田剛「任意組合を利用した航空機リース取引による損益通算が租税回避にあたらないとされた事例」税経通信60巻3号51頁、薦永竜一「多様な事業体における課税の相違」フィナンシャル・レビュー69号144頁など参考。

¹¹⁹ 判例評釈として、品川芳宣「任意組合を利用した航空機リースに係る不動産所得の損益通算の可否」TKC税研情報14巻2号76頁、同「任意組合を利用した航空機リースに係る損失の損益通算と禁止措置」税研120号86頁、藤本哲也「航空機リース事業を行う民法組合の構成員が得る所得は不動産所得か雑所得か」中央ロージャーナル2巻1号151頁、川田剛・前掲注118、35頁、大淵博義・前掲注118、1頁、同「任意組合による航空機リース事業の損失は利益配当契約による雑所得の損失として損益通算を否認した課税処分の可否(下)」税務事例37巻8号10頁、酒井克彦『ブラッシュアップ租税法』109頁(財経詳報社2011)、同「組合課税と導管理論に関する一考察(上)(下)—いわゆる航空機リース事件(名古屋地裁平成16年10月28日)判決に触れて—」税務事例37巻5号1頁、6号8頁、幸田高志・前掲注118、96頁、椛島文子「任意組合を用いた航空機リース事業による所得は不動産所得であり損益通算が認められるとされた事例」税法559号207頁、末崎衛「『私法上の法律構成による否認』の問題点—民法上の組合による航空機リースに関する名古屋地裁判決を題材として—」税法553号69頁など参考。

控訴審である名古屋高裁平成17年10月27日判決(税資255号順号10180)は原審判断を維持した。判例評釈として、細川健「民法上の任意組合の税務とその問題点—航空機リース事件(平成17年10月27日名古屋高等裁判所判決)を題材にして」税弘54巻8号152頁、増田晋「節税目的を理由とした税務否認に対する司法の判断—航空機リース事件を素材として—」税理49巻4号18頁、増田晋「国際的リース取引をめぐる税務訴訟の終焉」税理51巻8号63頁、同「国際的リース取引をめぐる税務訴訟の終焉」税理51巻8号、中江博行「組合契約によるリース事業の損失についての損益通算の可否—航空機リース事件」税研148号38頁など参考。

あるから、実態に照らしてその所得区分を検討すべきであるとの主張も、一つの見識を示すものとして傾聴に値しよう。」としながらも、このような考え方は、「上記基本通達の内容は、このような主張に沿ったものとなっていないことに照らすと、課税当局は、民法上の組合に当たると判断されれば、組合の事業内容によって組合員個人の所得区分が決定されるとの前提で税務行政を行っていたと推測できるところ、本件において、上記のような主張に基づく課税を行うことは、平等原則に反するおそれを否定できない。」とした。

民法上の組合による航空機リース事件である、津地裁平成 17 年 4 月 19 日判決（税資 255 号順号 10002）も、「民法上の組合においては共同事業性が認められ、組合財産は実質的に組合員の共有に属し、各組合員が業務執行に関与する権限を有し、さらに、利益と損失は原則として各組合員の出資に応じて分配がなされることに照らすと、組合の事業によって得られた所得については、組合員が実質上の帰属主体と考えることができるので、組合存続中はその利益が組合員に分配されたか組合内部に留保されたかを問わず、組合員の個人所得として課税の対象となると解される。そうすると、組合員の上記個人所得の所得区分は、組合の事業内容によって定まることになる。以上は、基本通達 36・37 共一 20（民法上の組合の事業に係る利益等の額の計算）も前提としていると考えられる。〔下線筆者〕」と名古屋地裁と同様の判断を示した。

また航空機リース事件である、静岡地裁平成 17 年 7 月 14 日判決（税資 255 号順号 10077）は、「民法上の組合に関する権利義務の帰属主体は、個々の組合員であり、民法上の組合の組合員が当該組合を通じて行った法律行為の効果は、個々の組合員に帰属する、というのが私法上の規律であって、この理は、それが民法上の組合である以上は、当該組合の在り方や個々の組合員の活動内容等に左右されるものではない。そうすると、私法上、民法上の組合の組合員が当該組合を通じて行った航空機の貸付けによる利得であると認められるにもかかわらず、一方で当該組合員の所得区分に関する税務上の判断においては、当該組合員が当該組合を通じて行った航空機の貸付けによる所得（不動産所得）と認めないとすれば、組合に関する私法上の規律に反する税務上の取扱い（私法上の事実認定に反する税務上の事実認定）を行うものというほかなく、そのような取扱いは、それを許容する法律上の根拠規定がない限り、租税法律主義に違反するというべきである。〔下線筆者〕」とし、組合が航空機リース事業を行っているにもかかわらず、組合員の所得区分を不動産所得以外のものとすることは租税法律主義に違反するとした。

その他、組合員の所得区分は導管理論に基づき判断するとした判決及び

裁決は多数ある¹²⁰。

(2) 構成員の担税力に応じて所得区分を判断する説

(1)に対し、個々の納税者の得た所得の担税力に応じて所得区分を決定するという所得税法の基本的考え方をベースにすれば、組合課税について管理論に基づく所得区分の考え方を規定した法律はないにもかかわらず、

¹²⁰ 名古屋高裁平成 25 年 1 月 24 日判決（税資 263 号順号 12136）は、「構成員課税とは、我が国の法人税法上納税義務のない事業体における損益が直接構成員に帰属することの帰結としての課税であるから、法令に別段の定めがない限り、事業体の事業活動から生じる損益に係る所得の認識時期、所得区分、所得金額の計算等については、その所得の起因となる損益（構成員に直接帰属している損益）を生じさせた当該事業体の事業活動の内容及び性質に基づいて決定されるべきである。なぜなら、平成 17 年度税制改正で創設された措置法 41 条の 4 の 2 の規定は、任意組合及び投資事業有限責任組合、並びに外国におけるこれらに類する事業体（同条 2 項 1 号）、すなわち構成員課税が行われる場合の規律として、特定組合員のうち重要業務の執行の決定に関与等しない者や特定受益者が事業体が営む事業から生じる不動産所得を有する場合において、一定の不動産所得の損失の金額については、これを生じなかったものとみなす規定であるところ、この規定は、かかる規定が存在しないとした場合には、構成員について『事業体が営む事業から生じる不動産所得を有する』こととされるのが所得税法上の取扱いであることを前提として立法されたものであることが明らかであるからである。つまり、同条は、不動産事業を含む、事業体の事業活動に係る損益により生じた所得が、その内容に対応した所得分類のまま構成員に直接帰属することを前提として、事業への関与に乏しい構成員について不動産所得の金額の計算上生じた損失を他の所得の金額と通算すること（所得税法 69 条 1 項）を否定する別段の定めなのであり、このような規定の存在は、所得税法自体が、事業体（任意組合に限定されない、法人課税をなし得ない事業体一般を指す。）による事業から生じた所得について構成員課税を行う場合には、所得区分等について完全なパススルー課税がなされるべきこと（つまり、構成員に不動産所得の金額の計算上損失が生じること）を示しているのである。〔下線筆者〕」と判示した。

東京地裁平成 22 年 10 月 8 日判決（税資 260 号順号 11528）は、「本件組合が本件新株予約権を行使して本件株式の発行を受けることによって得られた経済的利益は、本件組合による B に対する役務の提供の対価としての性質を有しており、それがそのまま本件組合契約に基づき原告に帰属するのであるから、本件経済的利益は『役務の対価』としての性質を有するというべきである。」とした。控訴審である、東京高裁平成 23 年 6 月 29 日判決（税資 261 号順号 11705）も同旨。

名古屋地裁平成 17 年 12 月 21 日判決（判タ 1270 号 248 頁）も、「本件各組合参加契約は、民法上の組合契約として成立していると認められ、これを否定した上で、利益配当契約に該当するとの被告らの主張は採用できない。そうすると、本件各組合が行う本件賃貸事業による収益が、原告ら一般組合員についても、不動産所得として区分されるべきことは明らかである（所得税法 26 条 1 項、所得税基本通達 36・37 共-20）。」と判示した。判例評釈として、増田晋「リミテッド・パートナーシップ財産の所有権帰属についての初判断」税理 50 巻 7 号 97 頁、加藤玲子「船舶リース事件」税弘 57 巻 1 号 152 頁、2 号 140 頁、同「船舶リース事件の経緯と争点」税法 562 号 165 頁など参考。なお、控訴審である名古屋高裁平成 19 年 3 月 8 日判決（税資 257 号順号 10647）も同旨。

国税不服審判所平成 16 年 3 月 30 日裁決（裁決事例集 67 号 165 頁）は、「本件事業に係る各取引は、本件パートナーシップを通して本件組合が行い、本件事業から生じる損益もすべて本件組合に帰属しており、本件事業が本件組合員の共同事業として行われていることは明らかである。そして、本件船舶賃貸事業に係る用船料は、所得税法上、所得税基本通達 26-3 に規定するいわゆる『裸用船契約に係る所得』として所得税法第 26 条第 1 項に規定する『船舶の貸付けによる所得』に区分され、また、本件事業は、請求人を組合員とする民法第 667 条の任意組合である本件組合の事業として行っているため、所得税基本通達 36・37 共-19 及び 36・37 共-20（一）に基づき、本件船舶賃貸事業から生ずる収入及び支出を本件組合への出資持分比率に応じてあん分計算して得られた額及び本件船舶購入に要した借入金の支払利息等の額が、請求人の不動産所得の計算上算入されることとなる。したがって、本件組合の本件船舶賃貸事業を通じて得られる所得は、請求人の不動産所得に該当する。」とした。

導管理論に基づく所得区分の考え方を採用したとすることの法的根拠こそが明らかでなく¹²¹、このような所得区分の判断に関する考え方には限界があり、民法における権利義務関係のみでは組合課税を説明しきれず¹²²、「所得税法は個々の納税者の担税力に応じた課税を実現しようとする趣旨に出たものとの理解に立ち、同じ組合の構成員であったとしても、それぞれの担税力に応じて、所得区分は必ずしも同じになるとは限らないとする考え方によるべき」とする「構成員の担税力に応じた所得区分の考え方」がある¹²³。

組合が収受した所得にかかる所得区分ではなく、組合と組合員との契約により生じた所得にかかる所得区分が争われた事件だが、りんご生産組合員に対し労務費として支払われた所得の所得区分が争われた事案がある。最高裁平成13年7月13日第二小法廷判決(訟月48巻7号1831頁)¹²⁴は、「民法上の組合の組合員が組合の事業に従事したことにつき組合から金員の支払を受けた場合、当該支払が組合の事業から生じた利益の分配に該当するの否、所得税法28条1項の給与所得に係る給与等の支払に該当するの否は、当該支払の原因となった法律関係についての組合及び組合員の意味ないし認識、当該労務の提供や支払の具体的態様等を考察して客観的、実質的に判断すべきものであって、組合員に対する金員の支払であるから いって当該支払が当然に利益の分配に該当することになるものではない

¹²¹ 酒井克彦「任意組合の構成員課税における所得区分の考え方—『導管理論に基づく所得区分』と『構成員の担税力に応じた所得区分』—」税務事例40巻10号2頁。

¹²² 酒井克彦・前掲注119、6号13頁参照。

¹²³ 酒井克彦・前掲注121、4頁。岸田貞夫教授は、「経済的利益の性質の判断については、組合段階における所得の性質の判断、あるいは他の組合員の状況によって間接的に判断されるべきではなく、受益者たる組合員の状況を直接的に判断すべきではないか。……所得の区分は、利益の暫定的受け入れ口に過ぎない組合において判断すべきではなく、その経済的利益が実質的に帰属する各組合員の立場、状況において判断されるべきである。」とされる(岸田・前掲注120、125頁)。

東京地裁平成23年2月4日判決(判タ1392号111頁)は、「任意組合が多数の組合員から出資を募って共同事業を行う場合においては、その出資者が単に利益の配分を期待する資本出資者という実態を持つ場合には、その業務から生じる利益の配分として個人組合員が当該組合から受ける所得は、出資・投資の対価として雑所得に該当するとも考えられる。」とする。

¹²⁴ 判例評釈として、瀧圭吾「組合員が組合から受ける給与—りんご生産組合事件」『租税判例百選〔第4版〕』ジュリ178号64頁、高須要子「民法上の組合の組合員が組合から支払いを受けた収入に係る所得が給与所得に該当するとされた事例」判タ1096号234頁、市木雅之「任意組合形態のりんご生産組合の組合員が提供した作業労務の報酬として受ける金員が、給与所得に該当するとされた事例」税務事例38巻9号15頁、伊藤義一「りんご生産組合の組合員が組合事業に係る作業に従事して支払を受けた収入は給与所得か事業所得か」TKC税研情報12巻6号23頁、高橋祐介「組合員が組合から受ける給与—りんご生産組合事件」『租税判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ207号68頁、久乗哲・前掲注110、90頁、岡村忠生・前掲注108、908頁、酒井克彦『ブラッシュアップ租税法』168頁(財経詳報社2011)、水野忠恒「組合員が組合から受けた金銭の所得区分—りんご生産組合事件」税研106号69頁、藤曲武美「任意組合の組合員が行った労務提供の対価の所得区分」税経通信58巻4号175頁、山田二郎・前掲注108、233頁など参考。

い。また、当該支払に係る組合員の収入が給与等に該当するとすることが直ちに組合と組合員との間に矛盾した法律関係の成立を認めることになるものでもない。これを本件についてみると、本件組合から上告人ら専従者に支払われた労務費は、雇用関係にあることが明らかな一般作業員に対する労務費と同じく、作業時間を基礎として日給制でその金額が決定されており、一般作業員との日給の額の差も作業量、熟練度の違い等を考慮したものであり、その支払の方法も、一般作業員に対するのと同じく、原則として毎月所定の給料日に現金を手渡す方法が採られていたというのである。他方で、組合員に対する出資口数に応じた現金配当は平成3年度に一度行われたことがあるにすぎない。これらのことからすれば、本件組合及びその組合員は、専従者に対する上記労務費の支払を雇用関係に基づくものと認識していたことがうかがわれ、専従者に対する労務費は、本件組合の利益の有無ないしその多寡とは無関係に決定され、支払われていたとみるのが相当である。〔下線筆者〕とし、支払の原因となった法律関係についての組合及び組合員の意思ないし認識、労務の提供や支払の具体的な態様等を考察して客観的、実質的に判断し組合員が取得した所得を給与所得として認めた¹²⁵。組合からの給与に関しては、従前「法人税に関するものの取扱通達 260」にて、民法上の組合に関する規定が準用される合同会社について、「労務及び信用出資社員に対し支給した報酬は、原則として損金に算入しない。」と規定されていたにもかかわらず、昭和34年に削除されたことから、当初は労務出資の対価は収益の分配と考えられていたが削除により給与等として認められることになったとする意見もある¹²⁶。

また民法上の組合による航空機リース事業にて生じた、ローン債務免除

¹²⁵ 原審である仙台高裁平成11年10月27日判決（訟月46巻9号3700頁）は、「このような組合の法的構造に照らせば、組合の事業活動の成果たる所得に対する課税は、法人税の対象として組合に課せられるものではなく、組合員の出資等に応じて各組合員の所得に分解されて帰属し所得税の課税対象になるものと解するのが相当である。そして、組合員が組合から組合員の立場で受け取る収入は、給与、賞与などの名目で受け取るものであっても、これらの所得は当該組合の事業から生じた事業所得であるという性質が変わるものではないから、これを給与所得と解すべきではなく、組合の事業から生じた所得全体を各組合員の出資等に応じて配分した各組合員個人の事業所得と解すべきものである。」としていた。判例評釈として、佐藤英明「民法上の組合の組合員が受ける『給与』の所得分類」ジュリ1189号123頁、同「民法上の組合の組合員が受ける『給与』の所得分類」租税29号155頁など参考。

第1審、盛岡地裁平成11年4月16日判決（訟月46巻9号3713頁）は最高裁と同旨。判例評釈として、森富義明「民法上の組合の組合員が、組合から委嘱された作業に従事したことの対価として得た収入について、所得税法上の給与所得に該当するとされた事例」判タ1065号320頁など参考。

西村善朗税理士は、国税不服審判所平成17年4月14日裁決（裁決集未掲載）を参考にGPにおけるGP報酬は事業所得に該当するとされる（西村「任意組合等と組合員との役務提供に関する課税問題」税弘54巻15号156頁、同・前掲注110、97頁以下参照）。渡辺裕泰「投資ファンドの課税」金子宏『租税法の発展』492頁（有斐閣2010）、伊藤剛志「プライベート・エクイティ・ファンドと組合課税」金子宏『租税法と市場』270頁（有斐閣2014）も同旨。

¹²⁶ 伊藤義一・前掲注124、33頁参照。

益及び業務執行者への支払手数料免除益の所得区分が争われた事案である、東京地裁平成 27 年 5 月 21 日判決（判例集未掲載）は、「ある所得がどの所得区分に該当するかについては、所得を分類し、その種類に応じた課税を定めている同法の趣旨及び目的に照らして判断するのが相当である。」とした上で、「本件ローン債務免除益が利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得であることは当事者間に争いがないことから、本件ローン債務免除益の所得区分については、一時所得に該当するか否か、具体的には、除外要件を充足することを前提として、非継続要件（営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得であること）及び非対価要件（労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること）を充足するか否かが問題となる。」とし、ローン債務免除益及び支払手数料免除益はいずれも一時所得に該当すると判断している。

その他裁決事例ではあるが、国税不服審判所平成 18 年 8 月 14 日裁決（裁決集未掲載）は、「我が国の所得税法が所得区分を定めたのは、租税の公平負担の観点から各種の所得についてそれぞれの担税力に応じた課税を行うという趣旨であるが、どのような『自然人以外のもの』にどのような内容の権利義務の主体性を認めるかは、民法第 43 条において、法人は法令の規定に従って定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲内において権利を有し義務を負う旨規定されているように、税法の観点のみにとどまらない様々な政策目的を実現するための各国の立法政策の問題であるから、単に、『自然人以外のもの』が権利義務の帰属主体であるか否かによって、個人がそこから得た所得の所得区分を判断するのは相当ではない。そうすると、『自然人以外のもの』から、ないし『自然人以外のもの』を介して個人が得た所得の所得区分を定めるに当たっては、その『自然人以外のもの』が我が国の法律でいう権利義務の帰属主体であるか否かという点も考慮すべき要素ではあるものの、それのみによって決せられるべきものではなく、個人が得た所得についてその法律的事実的（経済的）関係を個別に具体的にみて、それを所得税法が各所得区分を定めた趣旨に照らして判断すべきものである。〔下線筆者〕」と示している¹²⁷。

これらの事例は、構成員の担税力に応じた所得区分の判断を行ったものとして参考になろう。

(3) 通達の取扱い

上述した名古屋地裁平成 16 年 10 月 28 日判決は、「組合員の上記個人所得の所得区分は、組合の事業内容によって定まることになる。以上は、基

¹²⁷ 国税不服審判所平成 18 年 2 月 2 日裁決（裁決事例集 71 号 118 頁）も同旨。

本通達 36・37 共-20（民法上の組合の事業に係る利益等の額の計算）も前提としていると考えられる。」と判断したが、この点に関しては疑問も多い。確かに所得税基本通達 36・37 共-20《任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の額の計算等》では、③¹²⁸「当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員にあん分する方法」によって組合員の所得計算を行った場合、「各組合員は、当該組合事業に係る取引等について、非課税所得、引当金、準備金、配当控除、確定申告による源泉徴収税額の控除等に関する規定の適用はなく、各組合員にあん分される利益の額又は損失の額は、当該組合事業の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか一の所得に係る収入金額又は必要経費とする。〔下線筆者〕」と規定されているが、この規定をもって原則的な計算方法を採用した場合にも、導管理論に基づく所得区分の考え方を採用すると解釈できるかは疑問であろう¹²⁹。

この通達は、③の計算方法を選択した場合、組合収益を構成する個々の収入の性質が明確にならないため、簡便的に組合事業の主たる事業の内容に従うとされているだけで、①や②の方法を選択した場合も同様に取扱うかは疑問であるとする意見¹³⁰や原則的な方法が①とされていること（東京地裁平成 23 年 2 月 4 日判決¹³¹）を斟酌すれば、例外的な方法に規定された

¹²⁸ 通達上は(3)であるが、本稿では③として説明済みのため以下通達上の(1)(2)(3)は、①②③として説明する。

¹²⁹ 酒井克彦・前掲注 119、5 号 3 頁参照。酒井克彦教授は、旧通達「任意組合の組合員の所得に対する課税については、給料、賞与その他組合から受ける名義のいかんにかかわらず、当該組合の事業の内容に応じ事業所得又はその他の所得として課税する……（昭和 26 年 1 月 1 日付所得税法基本通達（直所 1-1）163 号）」の記載が現通達で削除されていることから、現行の通達で導管理論に基づく所得区分の考え方が文言上明確に示されていないとされる（酒井・前掲注 119、3 頁参照）。

¹³⁰ 酒井克彦・前掲注 119、5 号 3 頁参照。高橋祐介・前掲注 110、75 頁参照。佐藤英明教授教授は、これは擬制を用いているとされる（佐藤・前掲注 118、38 頁参照）。

大淵博義教授は、③は組合事業の営業内容の詳細が明確にされないため記載されているのであり、①や②の場合は分配割合に応じて直接各組合員に帰属し、事業の内容に従って所得区分を決定することが当然であるため、記載されていないだけだとされる（大淵・前掲注 118、10 頁参照）。

¹³¹ 地裁は、「本件通達（所得税法基本通達 36・37 共-20）は、任意組合等の組合事業に係る組合員の利益等の額は、組合事業に係る収入の額、支出の額、資産、負債等をその分配割合に応じて計算することを明らかにするとともに、その計算方法は、総額方式によることを原則とするが、この方法ではそれぞれの組合員ごとに組合の各勘定を分割しなければならないため、實際上困難な場合も生ずることから、継続適用を条件として、中間方式及び純額方式によることも認めることとし、所得計算方法の簡便化を図ったものである。」とし、③を用いることによる問題点について、「任意組合の事業活動に被告指摘に係る措置法の各規定が形式的に適用されるという前提に立ち、申告分離課税の対象となる所得が含まれている場合において、任意組合等の組合事業に係る組合員の利益等の額の計算方法を中間方式又は純額方式によることとすれば、形式的には、申告分離課税の対象となる所得を総合課税の対象となる所得として把握することになり、申告分離課税の対象となる所得部分について適用される税率、損益通算の対象となる所得の範囲及び損失の繰越しの取扱いが異なることになり得る。」と述べている。

内容が原則的な方法にまで及ぶとは考え難いなどとされる¹³²。さらに、③は「当該組合事業の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか一の所得」とし、民法上の組合契約において組合員が受ける所得をこれら4つの所得に限定されることから、③の計算方法では組合から受けた所得の性質が不明確なため（さまざまな性質を有する収入や費用が混在する場合がある）、簡便的に組合事業の主たる事業の内容に従うとしたと解するのが適当ともいえる¹³³。

このことは、東京地方裁判所平成27年5月21日（判例集未掲載）が、「本件ローン債務免除益は、本件組合が行っていた営利を目的とする継続的行為である本件航空機の賃貸自体によって発生したのではなく、また、本件組合事業の終了に伴って当然に発生したのも、発生が予定されていたものでもなく、本件融資銀行の判断により、一時的、偶発的に発生したものと認めるのが相当であるから、営利を目的とした継続的行為から生じた所得以外の一時の所得に該当するものというべきである。」とし、組合員が受けた所得は一時所得に該当すると、③に示す4つの所得区分以外の所得と判断したことからも理解できよう¹³⁴。

(4) 業務執行権

民法上の組合における組合業務の執行は、組合員の過半数で決定され（民670条①）、業務執行者に委任することができる（民670条②）。組合の業務を行う者は、実質的には組合自体を代表するが、法形式的には全組合員を代理して行為するのであって、かれの代理行為により全組合員が債務を負わされ、その結果かれらの「共有」の対象である組合財産が責任を負うという構成になる¹³⁵。その場合、各組合員は組合の業務を執行する権利を有しないが、その業務及び組合財産の状況を検査することができる（民673条）。このように業務執行者への代理および業務執行者以外の組合員は検査権行使により共同事業へ参加することを考慮すると、民法上の組合

¹³² 酒井克彦・前掲注121、5頁参照。

¹³³ 酒井克彦・前掲注121、5頁参照。凶子善信教授は、純額方式を原則的方式とすること論理的であり、その場合組合事業に係る所得は全て事業所得と位置付けるべきとされる（凶子・前掲注110、175頁参照）。佐藤孝一税理士は当該通達は、損益通算限定制度及び分離課税制度に反しない限度（範囲）において、任意組合等の損益に係る構成員に対する所得税課税の取扱いを定めたものと解するのが相当とされる（佐藤・前掲注112、10頁参照）。

¹³⁴ 民法上の組合を通じて取得した新株予約権の行使による経済的利益が雑所得に該当するとされた事例である、東京地裁平成23年4月21日判決（税資261号順号11674）では一時所得か雑所得かが争われたが、組合における所得区分が4つに限られるとの判断はされていない。控訴審である東京高裁平成24年2月22日判決（税資262号順号11887）はじめ、東京高裁平成23年11月16日判決（税資261号順号11809）、東京高裁平成23年6月29日判決（税資261号順号11705）、名古屋高裁平成22年2月25日判決（税資260号順号11386）、東京地裁平成23年5月11日判決（税資261号順号11683）、東京地裁平成22年10月8日判決（訟月57巻2号524頁）、名古屋地裁平成21年6月15日判決（税資259号順号11225）も同旨。

¹³⁵ 鈴木禄弥・前掲注89、77頁参照。

における組合員は自ら業務執行を行う者と行わない者のいずれもが共同事業者としての地位を有しているものと考えられよう。

3 組合員における所得区分の判断基準

民法上の組合は、各組合員が出資をして共同の事業を営むことを約することによって成立する組織体であり（民 667 条①）、法人格を有さず、組合財産は総組合員の共有（合有）に属し（民 668 条）、組合の法律行為は各組合員の行為となる。その法的性質は、一定の目的のために組合員全員が共同で事業を営む共同事業体（集合体）であるといえる¹³⁶。集合体である事業体において所得属性の変質が生じるとは考えられないため、組合員が受ける所得にかかる所得区分は、構成員である各組合員が受けた所得の性質に応じ判断することになるであろう。

わが国の所得税法は、納税義務者の担税力に応じた課税を行うため、所得をその源泉ないし性質に応じ利子所得ないし雑所得の 10 種類に分類し（所法 23 条～35 条）、各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を考慮した所得区分を設けている。所得区分制度は課税公平主義に基づき担税力に応じた課税を行うため設けられているが、この場合の担税力とは各人に帰属する所得の総量だけでなく、所得の性質によって決まるものと考えられている。そして民法上の組合は、一定目的のため組合員全員が共同で事業を営む共同事業体であるが、法人格はなく組合事業に属する資産は全組合員の共有に属し、組合事業から生じた権利義務は各組合員に属する¹³⁷。また組合事業に係る利益等の額の計算は事業体（組合）において行われるが、これはあくまで組合員への分配金額を確定させるためであり¹³⁸、各組合員は組合事業から生じた債権債務に基づき収入や費用を認識することになる。これらを総合的に勘案すると、各組合員が受けた所得の性質は、組合事業の内容と同一になることが多く、各組合員が受けた所得にかかる所得区分を組合事業の内容に応じて決定することは相応であるといえる。

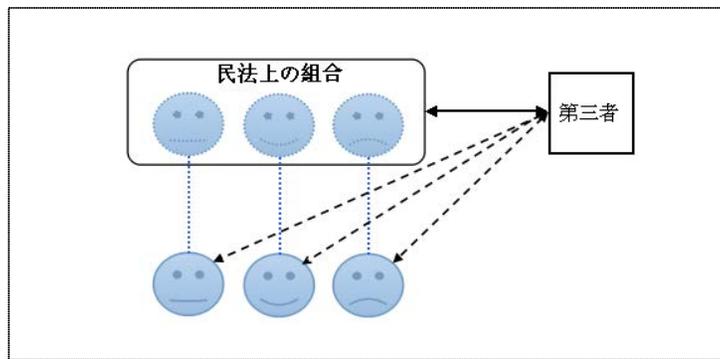
このことは例えば、組合員が共同でインターネットオークション業を営ん

¹³⁶ 実体論と集合論については、高橋祐介・前掲注 83、71 頁参考。

¹³⁷ 東京地裁平成 23 年 4 月 21 日判決（税資 261 号順号 11674）は、「任意組合（民法上の組合）は、法人格を有せず、組合財産が当該任意組合において営まれる事業の経営という目的のために各組合員個人の他の財産と独立の存在を認められる（民法 668 条、676 条 1 項、677 条参照等）とはいえ、法形式的には、権利義務の帰属主体になり得ないため、任意組合の行う個々の事業活動から生じた権利義務・損益は、その組合員に帰属することになる。」とする。福岡地裁平成 11 年 3 月 25 日判決（税資 241 号 313 頁）も同旨。判例評釈として、内川澄男「同業者からなる企業体の性格、収益計上時期、企業体と構成員との取引に対し消費税を課税することの適否」税経通信 57 巻 2 号 64 頁など参考。

¹³⁸ 高橋祐介教授は、所得計算性は所得計算の簡素化には欠かせない要素であり、組合財産の所有形態を組合員とは多少独立した合有とする考え方と親和的であるとされる（高橋・前掲注 83、92 頁参照）。

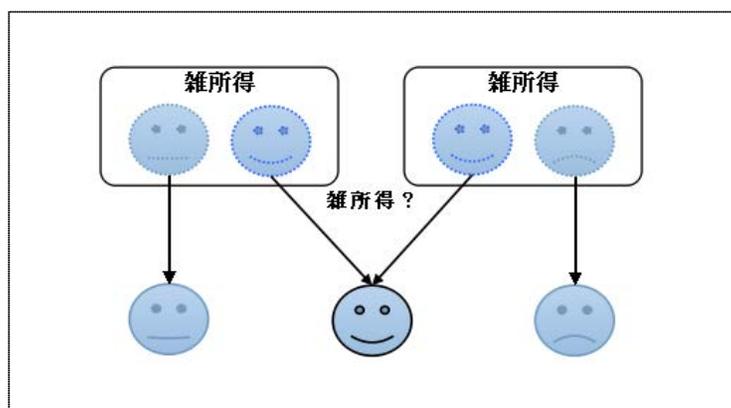
でいる場合に、無限責任を負う各組合員は、「自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に経済活動を行っている（最高裁昭和 56 年 4 月 24 日第二小法廷判決・民集 35 卷 3 号 672 頁）」ため、組合員が組合から受けた所得は事業所得に該当し、また組合で不動産を購入し第三者へ賃貸した場合、組合員は当該不動産の所有権を有し、自己の持分相当分の不動産にかかる賃貸人となるため、各組合員が得た所得は「不動産の貸付による所得」に該当する、と考えられるであろう。つまり、民法上の組合は共同事業体であるため、業務執行者以外の組合員も当然に無限責任を負い、業務執行者とともに組合事業を行い、組合事業から生ずる権利義務の帰属者となる。このことからすれば、組合員がある組合から所得の分配を受けた場合に、その所得にかかる所得区分の判断を組合事業の内容に応じ行ったとしても、各組合員における態様等に基づき行ったときと同一の所得区分に該当すると考えられるのである。



しかし組合事業の内容に応じ所得区分の判断を行った場合、いくつかの問題が生じることがある。例えば、複数の組合契約を締結している組合員 A が各組合より受ける所得の所得区分の判断において、各組合から受ける所得は事業所得を生ずる事業と称するに至らない業務活動を行うレベル（雑所得）だが、対象となる組合員は複数の組合を自己の危険と計算の下で営利継続的に投資活動を行っている場合がある。この場合、事業所得の要件を考慮すれば、組合員 A が収受した所得は事業所得に該当するのではないだろうか。また、個人で相当規模の事業を営む組合員が余剰資金を使い、多額の株式投資を行う組合に出資した場合、その組合から得る所得は当該組合員における事業所得と判断することになるかについても疑問が生ずるのである¹³⁹。

¹³⁹ 筆者は雑所得になると考える。また 50 室あるマンションを 50 名の組合員で有し、第三者へ賃貸した場合の各組合員における不動産所得の規模判定についても疑問が生じる。貸付規模の多寡に応じて所得税法上の取扱いが異なることを考慮すれば、その判断基準は組合ではなく、各組合員となると考えることになるのであろう。

高橋祐介教授は、多数の構成員から構成される事業体が事業を行っている場合に、出資額や損失の危険負担など個々の構成員 1 人あたりでは当該事業にごく零細な活動しか関与しておらず、もし構成員が単独でその零細活動を行っていたなら事業とは認められないでも、事



所得区分は、担税力の相違を考慮し設けられている制度であり、その場合の担税力とは各人に帰属する所得の総量及び所得の性質等と考えられている。同じ所得であっても、各人によって所得の総量や性質が異なることを考慮すれば、組合事業の内容だけで所得区分を判断するのは充分ではなく、各人の所得の総量や性質を適切に捉えるためにも、納税義務者ごとに所得区分を判断することになる。

小括

民法上の組合には法人格がないため、組合事業に関し生じた所得の属性が各組合員段階で変質することはないと考えられるが、総合所得課税が採用される所得税法において、組合事業に応じ各組合員における所得区分を判断することは所得区分の趣旨目的等の観点から親和的でない。所得区分の基準、考え方が、担税力を考慮し、租税負担の担い手、当該経済的利益の性質、当該取引の態様等を基準に定められることからすれば¹⁴⁰、民法上の組合における組合員が収受する所得にかかる所得区分の判断は、納税者である各組合員が受けた所得の性質等に応じ、行われることになるといえよう¹⁴¹。

業体レベルでの活動全体が事業規模とされ、そこから構成員が受ける所得が事業所得とされる事業体は非導管性（実体）を有すると考えられるとされる（高橋「事業体課税－アメリカ法を題材にして－」税法 559号 155頁参照）。

¹⁴⁰ 岸田貞夫・前掲注 120、126頁参照。

¹⁴¹ 高橋祐介教授は、通達上の①②の計算方式の場合には、組合の活動規模・内容と個々の組合員の組合活動への関与というダブル・スタンダードでこれが決定されるべきとされる（高橋・前掲注 110、78頁参照）。

第2節 匿名組合制度における所得区分の判断

1 匿名組合制度の概要

(1) 匿名組合契約の意義

匿名組合契約¹⁴²は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力が生ずるもの（商 535 条）と、商法 535 条以下にその規定が置かれている。匿名組合契約は、実質的には出資者（匿名組合員）と営業をする者（営業者）との共同企業形態とされるが、外部に対しては、商人である営業者だけが権利義務の主体として現れ、匿名組合員は営業者の行為に関し第三者に対して権利義務をもたない（商 536 条④）。法律上の性質は組合でなく¹⁴³、合資会社と起源を同じくする特別の契約である^{144、145}。ただし、合資

¹⁴² 長谷部啓・前掲注 118、175 頁参照。神作裕之教授は、匿名組合に信託的法律関係の発生を認める赤木説について興味深いとされる（神作「交互計算・匿名組合—商行為法と金融法の交錯」NBL935 号 32 頁、赤木暁「匿名組合員の出資」志林 14 卷 10 号 60 頁以下参照）。出資の移転を信託法上の信託行為と解するものもある（田中誠二『コンメンタール商行為法』221 頁（頸草書房 1973）、同『商行為法概説』181 頁（有斐閣 1949）参照）。

匿名組合契約の制度が我が国に初めて採用されたのは、明治 23 年に公布された旧商法典であり（金子・前掲注 118、14 頁参照）、匿名組合はヘルマン・ロエスレルの起草した商法草案 74 条が基礎とされている（ヘルマン・ロエスレル『商法草案（上）』221 頁（司法省 1884））。旧商法典の内容及び立法過程については、志田鉦太郎『日本商法典の編纂と其改正』25 頁以下（明治大学出版部 1933）、金子堅太郎「講演」法曹會雑誌 11 卷 1 号 27 頁以下、法務大臣官房司法法制調査部『日本近代立法資料叢書 19』363 頁以下（商事法務研究会 1985）、田中耕太郎『商行為法講義要領』85 頁以下（田中耕太郎 1938）、丸山長渡『改正商法〔明治 32 年〕要義 上巻 日本立法資料全集 別巻 358』441 頁以下（信山社出版 2005）、岡野敬次郎『商行為及保険法 日本立法資料全集 別巻 611』105 頁以下（信山社出版 2009）など参考。

匿名組合契約は、もともと 10 世紀頃から地中海沿岸で広く行われたコムメンダ（Commenda）契約にまで遡る古い歴史をもつ大陸法における契約類型であるとされており（兼平裕子「国際課税と国内法—匿名組合と LPS をめぐって—」税法 568 号 19 頁参照）、創設以来、一度も改正されたことがない古色蒼然たる規定である（宮武敏夫「匿名組合契約と税務」ジュリ 1255 号 107 頁参照）。古くは中国において広く行われていた（田中誠二『商行為法概説』177 頁参照）。コムメンダについて詳しくは、馬場正利「『コムメンダ』に関する研究」早法 9 卷 1 頁以下参考。

谷口勢津夫教授は、「匿名組合は、金融の観点からみると、『エクイティおよび負債とは異なる第 3 の資金調達方法』であるが『広い意味で株式のような「出資」による資金調達の一つであり、アメリカにおけるリミテッド・パートナーシップ等による資金調達方法に対応する。』とされる（谷口「匿名組合の課税問題—TK スキームに関する租税条約の解釈適用」日税 55 卷 143 頁、西村総合法律事務所編『M&A 法大全』394 頁（商事法務研究会 2001 年）も参考）。匿名組合契約の歴史的経緯等については、内田護文「匿名組合に付て（一）」日本大学法学部法律学研究 25 卷 9 号 33 頁以下、小町谷操三『海商法研究第三卷』60 頁以下（有斐閣 1931）、青木徹二『商行為法』197 頁以下（有斐閣 1909）に詳しい。

¹⁴³ 神作裕之教授は「民法上の組合が企業に利用されるために商法的加工を受けたもの」とされる（神作・前掲注 142、30 頁）。その他、匿名組合の性質については、立法者は匿名組合を民法上の組合の特殊型と考えていたようである（篠田四郎「非典型的匿名組合—その類型論的・法的構成（一）」名城第 31 卷 1 号 10 頁参照）。民法上の組合に酷似するが事業が共同的でないところなどの点が異なる（鳥賀陽然良『商行為法』63 頁（弘文堂 1935）参照）。實質上は匿名組合も営業者と匿名組合員との共同営業であり、これから生ずる利益分配を目的とする点において民法上の組合と同一の意味を有する類似の企業形態である（田中誠二・前掲注 142『商行為法概説』180 頁）。組織の財産が関係者と共有とみられるかが重要なポイントとなる（植松守雄「納税義務者・源泉徴収義務者（続 11）」税経通信 42 卷 9 号 48 頁

会社では社員が共に企業に関与するのに対し、匿名組合は外部に対し営業者のみの営業が存在し、資金供給者である匿名組合員はこの他人の営業に出資する契約当事者であるにすぎないとされる¹⁴⁶。

匿名組合の成立につき争った事案は多々あるが、勸業経済株式会社事件として有名な最高裁昭和 36 年 10 月 27 日第二小法廷判決（民集 15 卷 9 号 2357 頁）¹⁴⁷は、「法律が、匿名組合に準ずる契約としている以上、その契

参照）、など様々な意見がある。

¹⁴⁴ 金子宏ほか・前掲注 22、953 頁。服部栄三＝柿崎栄治『演習 商法（上巻）』212 頁（法学書院 1964）、鴻常夫ほか『演習 商法（総則・商行為）〔新演習法律学講座 8〕』223 頁（青林書院新社 1984）、小町谷操三『商行為法論』164 頁以下（有斐閣 1943）、平出慶道『商行為法』319 頁（青林書院新社 1980）なども参考。

赤木暁教授は、匿名組合の法的性質には、①變性若しくは特別消費貸借説、②變性債権関係説、③特殊関係説、④組合説の 4 つがあるとされる（赤木・前掲注 142、1115 頁参照）。

匿名組合と合資会社とはその起源を一としており（内田・前掲注 142、35 頁参照）、本質は共同的に企業を営むことを目的とした企業形態であるため、基本的商行為には適さず、商人である営業者がその営業のためにする契約、つまり附屬的商行為たる性質を有すると考えられている（田中・前掲注 142『商行為法概説』181 頁参照）。服部栄三教授は匿名組合を個人企業と契約的組合企業との中間的地位を占めるものとされる（服部『商法総則〔第三版〕』237 頁（青林書院新社 1983）参照）。また匿名組合は、共同事業組織といっても、事業遂行の主体である営業者と営業から生ずる利益の分配を目的として営業に出資する匿名組合員との結合であって、両者の機能が截然と分化している点で、組合員が各自出資し、共同事業を行う民法上の組合との間に制度上の相違があるとも考えられている（注解所得税法研究会編・前掲注 48、66 頁）。

¹⁴⁵ 過去の民事訴訟・租税訴訟においても匿名組合を「出資者が営業者の業務に重大な関心を持つとともに何らかの形で営業者の業務に参加（関与）し、その利益の配当を受ける意思を有することを必要とするという判断を下してきた。」が、この議論を進めると共同事業性を有しないものは、そもそも匿名組合自体に疑義があるということにもなり、その理解は現実的でないだろう（酒井克彦・前掲注 111、100 頁参照）。

¹⁴⁶ 田中誠二『新版 商行為法〔再全訂版〕』161 頁（千倉書房 1983）、同『新版 商法〔11 全訂版〕』311 頁（千倉書房 2012）、田村諄之輔＝平出慶道『現代法講義 商法総則・商行為法』209 頁（青林書院 1990）参照。経済的には合資会社と類似するが、法律実質は全く異なる（鳥賀陽然良・前掲注 143、64 頁参照）。

¹⁴⁷ 判例評釈として、松島諄吉「所得税法一条二号三号の『匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令に定めるもの』にあたらぬとされた事例」民商 46 卷 4 号 733 頁、北野弘久「所得税法一条二号三号の『匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令に定めるもの』にあたらぬとされた事例」シュト 5 号 24 頁、細川健「匿名組合の税務とその問題点（その 3）」税弘 54 卷 15 号 167 頁、田中真次「所得税法一条二号三号の『匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令に定めるもの』にあたらぬとされた事例」判解民事篇昭和 36 年度 359 頁、白石健三「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」『租税判例百選』別冊ジュリ 17 号 32 頁、水野忠恒「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」『租税判例百選〔第 3 版〕』別冊ジュリ 120 号 24 頁、同「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」『租税判例百選〔第 4 版〕』別冊ジュリ 178 号 30 頁、濱田洋「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」『租税判例百選〔第 5 版〕』別冊ジュリ 207 号 32 頁など参考。

第一審東京地裁昭和 33 年 7 月 3 日判決（税資 26 号 673 頁）も、「契約が匿名組合契約等に該当するかどうかは結局いわゆる出資契約の当事者間において出資者が事業者の経営する事業にいわゆる隠れている営業者として参加する意思があるか、或いは単に出資者の提供した、いわゆる出資金を利用させ、その対価として利息を受ける意思を持つにすぎないかという点について契約全体の趣旨から判断しなければならない。」と判示した。

また最高裁昭和 37 年 10 月 2 日第三小法廷判決（裁判集民 62 号 657 頁）は、「所得税法上の匿名組合契約等というためには、右の三つの要件のほかに、出資者が隠れた事業者として

約は、商法上の匿名組合契約に類似するものがあることを必要とするものと解すべく、出資者が隠れた事業者として事業に参加しその利益の配当を受ける意思を有することを必要とするものと解するのが相当である。……本件の場合、かかる事実は認められず、かえつて、出資者は金銭を会社に利用させ、その対価として利息を享受する意思を持っていたに過ぎず、しかも、かかる事実は、単に出資者の内心の意図のみならず、原判決の引用する一審判決の認定するところによれば、会社は、出資金と引換に元本に利息を加えた金額の約束手形を交付し、契約期間は三箇月以上一年の短期間であり、会社の破産直前の営業案内でも投資配当という文言を用いず、元金、利息と表示しており、会社は出資者に営業決算書等を提示したこともなく、会社の帳簿にも、出資金は短期借入金、または借入金と配当金は支払利息と記入されていたというのであつて、その他原判決の認定するところによつては、客観的にも匿名組合に類似する点はないのである。」とし、原告が締結した契約は匿名組合契約に該当しないとした。本判決は匿名組合契約には、二要件（①当事者の一方が相手方の営業または事業のために出資し、相手方がその利益を分配すること、②出資者の数が10人以上いること¹⁴⁸⁾のほか、「出資者が隠れた事業者として事業に参加しその利益の配当を受ける意思を有すること」を必要とし、匿名組合契約を出資の秘匿性と営業の自由を両立させた自由度の高い共同事業形態とした¹⁴⁹⁾。

(2) 課税実務における取扱い

所得税法上、匿名組合契約に基づき営業者が営む事業から生ずる利益等に係る課税の取扱いについて、特段の規定は設けられていない。そのため課税実務では、所得税基本通達 36・37 共-21《匿名組合契約による組合員の所得》および 36・37 共-21 の²¹⁵⁰⁾《匿名組合契約による営業者の所

事業に参加しその利益の配当を受ける意思を有することを必要とする」とし、①出資、②利益の分配、③10人以上の出資者を三要件とした。東京高裁昭和36年7月12日判決（訟月7巻9号1868頁）、東京地裁昭和33年7月3日判決（行裁例集9巻7号1350頁）、東京地裁昭和32年7月26日判決（金法150号13頁）、東京地裁昭和38年10月10日判決（行裁例集14巻10号1740頁）など参考。その他、東京地裁昭和31年9月14日判決（下民7巻9号2526頁）は、「金銭の貸付のみを業としてなしても基本的商行為たり得ないからこれにより商人の営業なる観念が生じるものではなく従つてかかる事業のために出資してもこれにより匿名組合が成立する謂れはない。」とした。

¹⁴⁸⁾ 当時の所得税法施行規則1条は、「所得税法第1条第2項第3号に規定する匿名組合契約及びこれに準ずる契約は、営業者が10人以上の匿名組合員と匿名組合を締結している場合の当該匿名組合契約その他当事者の一方が相手方の事業のために出資をなし相手方がその事業から生ずる利益を分配すべきことを約する契約で当該事業を行う者が10人以上の出資者と締結している場合の当該契約とする」としていた。

¹⁴⁹⁾ 兼平・前掲注142、21頁参照。このような事件が起こった経緯等については、増井良啓・前掲注105、133頁以下、白石健三・前掲注147、32頁、細川健・前掲注147、167頁、田中真次・前掲注147、359頁も参考。

¹⁵⁰⁾ 濱田明子准教授は、「匿名組合員への利益の分配が配当に類似するものであるとすれば、営業者におけるその損金算入は否定されるべき」とされる（濱田「匿名組合契約に基づく分

得》に従って処理が行われている¹⁵¹。所得税基本通達 36・37 共-21 は、「匿名組合契約を締結する者で当該匿名組合契約に基づいて出資をする者が当該匿名組合契約に基づく営業者から受ける利益の分配は雑所得とする。ただし、匿名組合員が当該匿名組合契約に基づいて営業者の営む事業に係る重要な業務執行の決定を行っているなど組合事業を営業者と共に経営していると認められる場合には、当該匿名組合員が当該営業者から受ける利益の分配は、当該営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする。」とし、匿名組合員が得る利益の分配は原則、雑所得に該当すると規定している。これは「典型的な匿名組合では匿名組合員は共同事業者というより単なる出資者・投資家とみる方が妥当であり、そうである限りその所得区分も、……匿名組合営業の内容とは遮断して、出資・投資の対価という側面から判断する方が合理的」と考えられているからである^{152、153}。この通達は平成 17 年 12 月 26 日に改正されたものであり、改正前は「匿名組合の組合員が当該組合の営業者から受ける利益の分配は、当該営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする。ただし、営業の利益の有無にかかわらず一定額又は出資額に対する一定割合により分配を受けるものは、貸金の利子として事業所得又は雑所得とする。」とされていた¹⁵⁴。

配利益の課税問題」税務事例 44 卷 4 号 33 頁）。

¹⁵¹ 増井良啓教授は、組合通達を法令が未整備なため法令を代替しているものと位置づけられる（増井「租税法の形成における実験－国税庁通達の機能をめぐる－考察」中里実＝中山信弘『政府規制とソフトロー』194 頁（有斐閣 2008）参照）。

匿名組合税制に関する論稿として、細川健「匿名組合の税務とその問題点－東京地裁平成 17 年 9 月 30 日判決を題材として－」税弘 54 卷 11 号 139 頁以下、西村善朗・前掲注 110、125 頁以下、藤本幸彦ほか・前掲注 110、105 頁以下、さくら総合事務所編『SPC&匿名組合の法律・会計税務と評価－投資スキームの実際例と実務上の問題点〔第 3 版〕』512 頁以下（清文社 2005）も参考。

¹⁵² 注解所得税法研究会編・前掲注 48、74 頁。「平成 17 年度税制改正及び有限責任事業組合契約に関する法律の施行に伴う任意組合等の組合事業に係る利益等の課税の取扱いについて（情報）」では、「本通達は、匿名組合契約における匿名組合員は法制上組合財産の共有持分を有さないとする法的性質を有すること及び近年の匿名組合契約は、営業者が主導権を持って複数の匿名組合契約を締結し多くの匿名組合員から事業資金の出資を募る手段として用いられる出資・投資の対価という側面が強いことから、匿名組合員が匿名組合契約に基づく営業者から受ける利益の分配は雑所得となることを明らかにしたものである。なお、『ただし』書きは、例えば、組合事業や営業者の営業が所得税法上『事業』であり、かつ、匿名組合員が重要な業務執行の決定を行っている場合など、単なる出資者としてではなく、営業者と共に経営しているものと認められる場合には、事業所得をはじめ、営業者の営業の内容に従い、その所得の性質を決めることを明らかにしたものである。」としている。

¹⁵³ 酒井克彦教授は、「匿名組合の場合、営業者の業務は営業者自身の業務活動であり、組合員が営業者の業務に積極的に参画するところまでは匿名組合契約の要件ではない。このように考えると、組合員が分配を受けた利益の所得区分を営業者の業務内容に応じて判断することは難しいのではないかとされる（酒井・前掲注 111、101 頁）。また、監視権や事業への重大な関心だけで営業者の業務内容に応じた所得区分を採用する十分な根拠とはなり得ないともされる（同・前掲注 111、103 頁参照）。内田護文教授は、匿名組合員に業務執行監督権が認められてはいるが、業務執行に関与し得ないとされる（内田・前掲注 142、35 頁参照）。

¹⁵⁴ この通達は「匿名組合契約により組合員が受ける利益の分配は、その営業の内容に従っ

(3) 匿名組合員の所得区分

匿名組合は、共同事業組織といっても、事業遂行の主体たる営業者と営業から生ずる利益分配を目的に出資する匿名組合員との結合であり、両者の機能が截然と分化しているため、匿名組合員が匿名組合から受ける所得は、共同事業組織の一員として受ける当該組合の所得の一部とも、匿名組合に対する出資のリターンともされている¹⁵⁵。そのため所得区分の判断メルクマールには、主に旧通達の解釈を採用する説、現通達の解釈を採用する説、貸付金の利子とする説が主張されており¹⁵⁶、以下でこれらの見解を簡単に確認する。

① 旧通達の解釈を採用する説

金子宏教授は、「匿名組合は共同事業であり、内的組合の性質をもつという考え方（匿名組合内的組合説）から出発すると、匿名組合に対する課税については、立法論上・解釈論上、できるだけ、民法上の組合に対する課税に準じた取扱いをすべきである」¹⁵⁷と、匿名組合の共同事業性を強調される¹⁵⁸。そして匿名組合契約は共同事業であるため、匿名組合員が収受する所得は「原理的には事業所得」に該当し、利益の分配は利益そのものの分配であるため「分配された利益は、分配前の性質をそのまま維持すると考えるべき。」とし、旧通達の内容が匿名組合の性質

て事業所得その他の所得として課税するのであるが、匿名組合契約といっても、その実体が消費寄託契約や消費貸借契約に近いものもあるので、利益の有無にかかわらず一定額又は出資額に対する一定割合によって分配を分けるものは、組合の利益を分配したとみるよりも貸付金の利子とみられるので、その出資する行為が組合員の事業として行われているかどうかにより、事業所得又は雑所得とするものである。」とされていた（高倉明ほか『所得税基本通達逐条解説〔平成16年版〕』354頁（大蔵財務協会2004））。

¹⁵⁵ 注解所得税法研究会編・前掲注48、66頁。植松守雄「納税義務者・源泉徴収義務者 第10回（続9）」税経通信42巻6号39頁も同旨。平野嘉秋教授は、単に投資のみが投資目的である場合、雑所得となり匿名組合員が事業運営に参画して事業者としてその出資をなし、それが事業の一環である場合には事業所得等となるのが妥当とされる（平野・前掲注109、216頁参照）。

¹⁵⁶ 長谷部啓氏は、実態が多様であることは、任意組合も同様であることや共同事業性の濃淡が組合の本質を左右するものでないことを考慮すると、匿名組合員が受ける利益の分配に係る所得は、すべて雑所得とすべきとされる（長谷部・前掲注118、154頁参照）。

¹⁵⁷ 金子・前掲注118、31頁以下。金子宏教授は、「匿名組合は、民法上の組合制度が今日の企業取引に必ずしも適合的でないため、その使い勝手をよくするために考案された特殊な共同企業の形態である」ともされる。内田護文教授は、匿名組合と民法上の組合とは重大な相違点が多々存在するため、匿名組合は民法上の組合の一種とは決して言い得ぬとされる（内田・前掲注142、50頁参照）。

¹⁵⁸ 金子宏・前掲注53、480頁参照。淵圭吾教授は「所得税法・法人税法に関する通達において、出資契約に他ならない匿名組合契約が、民法上の組合と同様に共同事業として扱われてきた。……これらの解釈はいずれも誤りであって、……匿名組合の本質、すなわち、匿名組合員が営業者との関係で有限責任の出資者となる契約であるという点を踏まえた法解釈を行うべきである。」とされる（淵「匿名組合契約と所得課税—なぜ日本の匿名組合契約は節税目的で用いられるのか？」ジュリ1251号177頁）。

に合致しているとされる^{159、160}。また所得区分の判断主体については、「匿名組合内の組合説に従うと、分配された所得は、営業者段階の所得の性質を維持する（パス・スルー）から、組合員の段階でも分配された利益をこれらの所得として分類する必要がある」と、営業者での所得区分判断を匿名組合員はパス・スルーするとされる¹⁶¹。

② 現通達の解釈を採用する説

酒井克彦教授は、イ)業務参加の意思を有し又は業務に重大な関心を有していること、ロ)組合員が、監視権など組合の業務の遂行に関与する権利などを有すること、ハ)その利益の配当を受ける意思を有することだけで「隠れている営業者」¹⁶²と理解し、営業者の業務内容に応じた所得区分が適用されると解するのは、やや乱暴に過ぎるとされ、「隠れている営業者」といえるには、営業者と匿名組合員との間に特別の人的、経済的繋がりがある場合や、そもそも営業者が組合員の事実上の影響力下にある場合などが該当するとされる。そして、組合員が「隠れている営業者」として営業者の業務に重大な関心を寄せ、その利益の配当を受ける意思を有すると認められ、かかる業務に何らかの形で関与するなどして、多大な影響を及ぼしているような匿名組合における組合員の受ける利益に係る所得区分は、営業者の業務内容に応じて判断されることになるが、単なる出資者と同旨し得るような場合、基本的には雑所得に該当するとされたうえで、個人が匿名組合員として契約を行う匿名組合では、組合員は単なる出資者としての地位にとどまる場合が大半であるという事実から現通達の解釈を採用される^{163、164}。また匿名組合員の所得区分を営

¹⁵⁹ 金子・前掲注 118、32 頁参照。水野忠恒・前掲注 110、343 頁以下も同旨。

¹⁶⁰ 田島秀則教授は、東京高裁平成 19 年 10 月 30 日判決の評釈にて、通達改正前の事案については旧通達を適用すべしとされる（田島「匿名組合契約に係る利益分配金の所得区分と信義則の適用の可否」ジュリ 1394 号 125 頁参照）。

¹⁶¹ 金子・前掲注 118、33 頁参照。

¹⁶² ステーキ店の経営について匿名組合の成立を認め、かつ、氏名使用許諾者の商法 537 条の責任を認めた事例である、神戸地裁昭和 62 年 3 月 31 日判決（判タ 651 号 199 頁）は、「被告は、本件ステーキ店の開業最初から……営業者の商号中に、平仮名ではあるけれども、自己の氏を使用することを許諾し、かつ同店と原告会社担当社員との取引の初め、直接その交渉に臨んで、原告会社をして被告が同店の陰の共同経営者であると信じさせているのであるから、被告は商法五三七条により、山崎と連帯して、原告会社に対し、……遅延損害金を支払う義務がある。」とし、「影の共同経営者」を匿名組合員と判断した。清河雅孝教授は、本件は匿名組合契約に関する事実関係において若干のグレイ・ゾーンを残したまま結論を落ち着いたのではないかとされる（清河「匿名組合員の氏の使用による責任が認められた事例」商事 1236 号 39 頁参照）。その他、高山浩平「ステーキ店の経営について匿名組合の成立を認め、かつ、氏名使用許諾につき商法 537 条の責任を認めた事例」判タ 706 号 196 頁も同旨。

¹⁶³ 酒井克彦・前掲注 111、97 頁以下参照。同『所得税法の論点研究』475 頁（財経詳報社 2011）、注解所得税法研究会編・前掲注 48、74 頁、植松守雄「納税義務者・源泉徴収義務者 第 14 回（続 13）」税経通信 42 卷 12 号 51 頁も同旨。なお、酒井教授の論稿は通達改正前に発表されたものである。

¹⁶⁴ 嶺山登氏は、東京高裁平成 19 年 10 月 30 日判決の評釈にて、判決が改正通達の合法性を

業者の業務内容に応じて判断するには、「営業者の業務内容が、組合員の組合活動におけるそれと同視し得るか、又は同視することまではできないとしても、営業者の業務内容と所得区分上同様に扱うべきといえる状況にある」ことが必要ともされる¹⁶⁵。

③ 貸付金の利子とする説

淵圭吾教授は、資産及び所得の帰属は原則、法律上の帰属を基準に判断するため、匿名組合員の出資が法律上、営業者に帰属する以上「匿名組合員を共同事業者とみなすべきではない。」とされる。そして、匿名組合員の負うリスクが法人の有限責任社員の負うリスクを超えることがないことなどから、「匿名組合契約に基づく利益の分配を貸付金の利子と同視するのと結論において同じことになる。」とし、現行通達のように営業者の所得分類を匿名組合員に引継ぐべきではなく、事業所得または雑所得に該当するとされる¹⁶⁶。

このように匿名組合契約において匿名組合員が受ける利益の分配にかかる所得区分については、さまざまな見解があるが、最高裁平成 27 年 6 月 12 日第二小法廷判決（裁時 1629 号 16 頁、以下「平成 27 年最高裁判決」とする。）¹⁶⁷は現通達の合法性を認める判断を行った。平成 27 年最高裁判決は航空機のリース事業を行う匿名組合契約により匿名組合員が受けた損失の分配にかかる所得区分が争われた事案であるが、匿名組合員が受けた損失の分配にかかる所得区分の判断に際し、判断主体を匿名組合内の組合説に基づく営業者ではなく匿名組合員とした判断を行い、匿名組合契約に関する現通達の合法性を認めた。下級審判決では、東京地裁平成 19 年 6 月 22 日判決（税資 257 号順号 10732）が既に、「改正通達は、所得税

認めたことは、妥当な判断であったとされる（嶺山「出資金の運用益の分配金の所得区分」税務事例 40 巻 5 号 40 頁）参照。

¹⁶⁵ 酒井克彦・前掲注 111、101 頁参照。

¹⁶⁶ 淵圭吾教授は、配当または貸付金の利子として取扱うべきとしながらも配当所得には該当しないため、貸付金の利子と同様の取扱いになるとされる（淵・前掲注 158、182 頁参照）。これに対し、金子宏教授は、「匿名組合への出資を金銭消費貸借と見ることは困難である。」とされる（金子・前掲注 118、33 頁）。兼平裕子教授は平成 17 年の改正を淵圭吾教授の主張とおりの改正とされる（兼平『民法と税法の交錯—フラットな社会を構築するために—』140 頁（愛媛大学法文学部総合政策学科 2012）参照）。

¹⁶⁷ 判例評釈として、市野瀬香子「匿名組合契約による航空機リース過少申告加算税の『正当な理由』」税研 182 号 92 頁、酒井克彦『「正当な理由」をめぐる認定判断と税務解釈』180 頁（清文社 2015）など参考。

匿名組合を利用した航空機レバレッジド・リースの概要については、レバレッジド・リース契約についての第一号判決とされる東京地裁平成 7 年 3 月 28 日（判時 1557 号 104 頁）を参考。判例評釈として、野口恵三「レバレッジド・リース契約のリース事業者に対して法人格否認論を適用しうるか」NBL597 号 60 頁、遠藤美光「匿名組合を利用したレバレッジド・リース」『商法〔総則・商行為〕判例百選〔第 4 版〕』別冊ジュリ 164 号 164 頁、同「匿名組合を利用したレバレッジド・リース」『商法〔総則・商行為〕判例百選〔第 5 版〕』別冊ジュリ 194 号 166 頁など参考。

法の正当な解釈を示しているというべきである。」と、現通達の合法性を認めていたが、匿名組合員にかかる所得区分の判断を最高裁が初めて行ったものとして注目される。そこで、平成 27 年最高裁判決を参考に匿名組合契約の法的性質および匿名組合員にかかる所得区分について検討を行う。

2 匿名組合員にかかる所得区分判断

(1) 平成 27 年最高裁判決の概要

本件は、匿名組合契約にかかる匿名組合員としての地位を譲受けた亡 A が、当該匿名組合に係る営業として行った航空機のリース事業につき生じた損失の金額は不動産所得に係る損失に該当しないと判断された事案である。本件匿名組合契約及び本件地位譲渡契約（亡 A は匿名組合員の地位を譲渡により取得した）に係る各契約書には、①本件リース事業につき各計算期間（毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで）に本件営業者に生ずる利益又は損失は匿名組合員の出資割合に応じて分配される旨が記載されている一方、②本件リース事業は本件営業者がその単独の裁量に基づいて遂行するものであり、匿名組合員は本件リース事業の遂行及び運営に対していかなる形においても関与したり影響を及ぼすことができず、③本件営業者は自らが適当と判断する条件で本件リース事業の目的を達成するために必要又は有益と思われる契約を締結するなどの行為を行うことができる旨が記載され、各契約書には匿名組合員に本件営業者の営む本件リース事業に係る重要な意思決定に関与するなどの権限が付与されていることをうかがわせる記載はなく、また、本件営業者と A との間で、A にそのような権限を付与する旨の合意がされたこともなかった。

平成 27 年最高裁判決は、匿名組合契約の性質につき「商法は、平成 17 年法律第 87 号による改正の前後を通じて（以下、同改正前の商法を「旧法」、同改正後の商法を「新法」という。）、匿名組合契約を営業者とその相手方との間の契約として定め、その相手方である匿名組合員については、営業者が行う営業のために出資をしてその営業から生ずる利益の分配を受けるものとする（旧法 535 条、新法 535 条）一方、その出資は営業者の財産に属し、また、営業者の業務を執行し又は営業者を代表することができず、営業者の行為について第三者に対して権利及び義務を有しないものとし（旧法 536 条、542 条、156 条、新法 536 条）、所定の条件の下で営業者の貸借対照表の閲覧又は謄写の請求をし、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる（旧法 542 条、153 条、新法 539 条）にとどまるものとしている。」とした上で、匿名組合員が受ける利益の分配を「匿名組合契約に基づき匿名組合員が営業者から受ける利益の分配は、基本的に、営業者の営む事業への投資に対する一種の配当としての性質を有するものと解される。イもつとも、匿名組合契約の法律関係については、契約

当事者間の合意により匿名組合員の地位等につき一定の範囲で別段の定めをすることも可能であるところ、当該契約において、匿名組合員に営業者の営む事業に係る重要な意思決定に関与するなどの権限が付与されており、匿名組合員がそのような権限の行使を通じて実質的に営業者と共同してその事業を営む者としての地位を有するものと認められる場合には、このような地位を有する匿名組合員が当該契約に基づき営業者から受ける利益の分配は、実質的に営業者と匿名組合員との共同事業によって生じた利益の分配としての性質を有するものというべきである。ウそうすると、匿名組合契約に基づき匿名組合員が営業者から受ける利益の分配に係る所得区分は、上記イのように匿名組合員が実質的に営業者と共同して事業を営む者としての地位を有するものと認められる場合には、営業者の営む事業の内容に従って判断されるべきものと解され、他方、匿名組合員がこのような地位を有するものと認められない場合には、営業者の営む事業の内容にかかわらず、匿名組合員にとってその所得が有する性質に従って判断されるべきものと解される。そして、後者の場合における所得は、前記アのような営業者の営む事業への投資に対する一種の配当としての性質に鑑みると、その出資が匿名組合員自身の事業として行われているため事業所得となる場合を除き、所得税法 23 条から 34 条までに定める各所得のいずれにも該当しないものとして、同法 35 条 1 項に定める雑所得に該当するものというべきである。」とし、平成 27 年最高裁判決は「新通達は、その内容に照らし、これと同旨をいうものと解される。」と現通達の合法性を認めた。

(2) 匿名組合の法的性質

上述したとおり匿名組合に関する規定は、商法 535 条以下に 8 条あるのみで、その内容は当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することによって、その効力を生ずるものとされている（商 535 条）。そして、匿名組合員の出資は営業者の財産に帰属し、匿名組合員は営業者の行為について第三者に対し権利義務を有せず、匿名組合員は営業者の業務を執行することもできず、損失負担は出資金までとされている（商 536 条）。これらの内容を勘案すると匿名組合員を共同事業者と捉えることに疑問もあるが、上述したとおり商法上の通説は匿名組合制度を経済的・実質的に企業家と資本家との共同事業であるとしている。

匿名組合制度が民法上の組合・合資会社・金銭消費貸借契約などと異なる法的性質を有し¹⁶⁸、その性質を利用したいニーズから商法上規定が置か

¹⁶⁸ 鈴木竹雄教授は匿名組合の法的性質を商法上の独特の契約とし、「営業者と匿名組合員との地位は異質のものであって、事業は営業者の事業であって共同の事業ではない」とされる（鈴木『新版 商行為法・保険法・海商法〔全訂第二版〕』26頁（弘文堂1993）参照。また、西原寛一教授も「民法の契約型に還元する必要はなく、商法独自の契約と解すれば十分である。」とされる（西原『商行為法』178頁（有斐閣1968））、松本丞治『商行為法〔第

れている¹⁶⁹ことに鑑みれば、匿名組合の法的性質は他の制度との比較にて理解するのが適当といえるが、匿名組合契約が損失分担、商号使用の際における責任負担、業務執行など¹⁷⁰、契約内容を自由に設定することができる（商 537 条）ことから、その法的性質は匿名組合契約ごとに応じた幅のある解釈になるものと考えられる¹⁷¹。例えば、利益の分配を定額や一定割合とする契約であれば金銭消費貸借契約に限りなく近づく一方、匿名組合員の商号使用を許諾し業務執行権を付与し、損失も負担する契約内容であれば、それは共同事業性を強く帯びたものとなる（下図参照）。つまり、匿名組合契約とは出資の秘匿性と営業の自由を両立させた自由度の高い共同事業形態であるといえるのである。

【匿名組合契約の内容には幅がある】

	金銭消費貸借 に近づく	原則規定	共同事業 に近づく
権利義務の帰属	－	営業者	－
財産権の所有	－	営業者	－
監視権	－	あり	－
利益の分配	定額・一定割合	不確定	－
業務執行権	－	なし	あり
損失負担	－	なし	あり
弁済責任	－	なし	あり



このことは消費寄託契約か否かが争われた東京地裁昭和 32 年 7 月 26 日判決（金法 150 号 13 頁）¹⁷²にて、「匿名組合とは、当事者の一方が相手

35 版〕』149 頁（有斐閣 1931）、大森忠夫『商法総則・商行為法〔第 7 版〕』219 頁（三和書房 1973）も同旨。

¹⁶⁹ 山崎昇氏は匿名組合契約の合意内容は現実的には相当程度の幅があるとされる（山崎「匿名組合と国際税務」税大論叢 52 号 299 頁参照）。

¹⁷⁰ 旧商法において準用していた合資会社における有限責任社員の業務執行の禁止規定につき、最高裁昭和 24 年 7 月 26 日第三小法廷判決（民集 3 卷 8 号 283 頁）は、「商法第一五六条の規定中業務執行に関する部分は任意規定と解するのが相当であり、従って、合資会社が定款その他の内部規約を以て有限責任社員に業務執行の権利義務ある旨を定めた場合においては、その定は有効と認むべきである。」とした。

¹⁷¹ 漆さき氏は「一口に匿名組合契約と言っても、契約内容によって共同事業性の高いものから事業への参加の意思が希薄なものまで、その実態はかなり幅広いものと思われる。」とされる（漆「匿名組合契約に係る利益分配金の所得区分と信義則の適用」ジュリ 1473 号 113 頁）。

¹⁷² 判例評釈として、山田直大「匿名組合と消費寄託との区別」金法 152 号 7 頁など参考。山田氏は、匿名組合の特質を①利益の分配、②損失の分担、③監視権をあげられる（同項 8

方の営業のために出資をなし、相手方がその営業から生ずる利益の分配を約することによつて効力を生ずる契約であるから、営業者が利益の分配につき当該営業による損益を度外視して、一定時期に一定率の利益分配をすることを約するなどということは、一般的にいつて極めて変則的な場合である。又匿名組合の以上のような本質からして、匿名組合員としては、他の、例えば銀行預金者などと異り、営業者の営業自体にかなりの関心を有するのが通常であり、その結果、何らかの形において営業者の営業に対し、監視権その他の関与権を保有することが、その一つの特徴である。」とする一方¹⁷³、民法上の組合との比較について東京地裁平成19年6月22日判決（税資257号順号10732）¹⁷⁴が、「民法上の組合契約が成立したといひ得るためには、各出資者が出資の目的である事業を共同して営むこととされていることを要し、出資者が営業に関与することなく単なる出資者にとどまる場合には、民法上の組合契約ではなく、商法上の匿名組合契約の成立を認めるべきものといひことができる。」と判示したことなどからも、その判断が相対的なものであることが理解できる¹⁷⁵。

頁参照)。

¹⁷³ 吉田徹氏は、出資者の利益が浮動するものか確定したものかということが、匿名組合契約と消費貸借契約との絶対的な区別の基準とはなり得ないとされる（吉田「複数の出資者から出えんされた資金を基にしてなされた土地の購入及び譲渡が、民法上の組合契約ではなく、商法上の匿名組合契約に基づいて行われたものであるとして、右譲渡の名義人である営業者にその譲渡利益が帰属するとされた事例」税理34巻10号237頁参照）。

¹⁷⁴ 控訴審である東京高裁平成19年10月30日判決（税資257号順号10811）は、原審判断を引用した。判例評釈として、田島秀則・前掲注160、122頁、嶺山登・前掲注164、35頁など参考。

¹⁷⁵ 国税不服審判所平成20年8月21日裁決（裁決事例集76号110頁）は、「匿名組合契約は、商法が予定する典型的なもののみならず、多種多様な契約が存在することから、匿名組合員を営業者の共同事業者ととらえたり、又は単なる出資者若しくは投資家とみることが相当な場合もある。」とし、また東京高裁平成24年7月19日判決（税資262号順号12004）は、「匿名組合につき、その法的性質等に民法上の組合と類似する側面がないわけではなく、そのような面に着目してこれを内的組合との概念で論ずることが全く否定されるものではないとしても、旧商法の規定上も、匿名組合員が営業者の行う営業への出資者と位置付けられていることからすると、匿名組合契約は消費貸借契約の特殊な形態であるともい得るのであり、また、合資会社に関する規定の一部を匿名組合に準用することとしている同法542条の規定に照らすと、匿名組合は合資会社に類似する側面があるともい得るのである。さらに、法律上、その出資は、営業者に対するものと解されており、『組合』に対するものではないのであるから、出資そのものが当事者の共有とはならないこと（旧商法536条1項。民法668条との対照。）、匿名組合員は、第三者に対する関係では営業について原則として何らの権利義務関係に立たないこと（旧商法536条2項。民法675条との対照。）など、民法上の組合とは重要な部分において異なっており、我が国の法制上、匿名組合と民法上の組合とは、その法的性質ないし内容を異にするものと位置付けられている」とした。判例評釈として、漆さき・前掲注171、111頁など参考。名古屋地裁平成2年5月18日判決（訟月377巻1号160頁）も同旨。判例評釈として、吉田徹・前掲注173、235頁、高橋靖「信義則」税研106号57頁など参考。

なお、植松守雄氏は匿名組合契約と民法上の組合は、具体的な契約内容のいかんによって、限りなく接近するとされる（植松・前掲注155、40頁）。

【他制度との差異】

	金銭消費貸借	匿名組合 (匿名組合員)	任意組合	合資会社 (有限責任社員)
法人格	－	なし	なし	あり
権利義務の帰属	－	営業者	組合員	法人
財産権の所有	－	営業者	組合員	法人
業務執行権	－	なし	あり	なし
監視権	－	あり	あり	あり
利益の分配	確定	不確定	不確定	不確定
損失の分配	なし	あり	あり	あり
責任	－	なし	無限責任	有限責任

(3) 匿名組合員にかかる所得区分

匿名組合契約において、匿名組合員が受ける利益の分配にかかる所得区分は、匿名組合員が受けた所得の性質を所得税法における各種所得の要件にあてはめ検討することになる。租税法は私法上の法律関係を尊重し課税関係を決定することを原則とするため¹⁷⁶、所得の性質決定において法的権利義務の有無が重要な判断要素の一つとなる¹⁷⁷。

上述したとおり匿名組合は実質的・経済的に営業者と匿名組合員との共同事業であると解されているものの、現在では集团的投資スキームの器を作り出す手段として多く利用されている¹⁷⁸。匿名組合員が第三者に対する権利義務や業務執行権¹⁷⁹を有さず、損失負担は出資金までしか負わないこ

¹⁷⁶ 私法準拠に関し詳しくは、金子宏・前掲注 53、120 頁以下参考。

¹⁷⁷ 名古屋高裁昭和 61 年 7 月 16 日判決（税資 153 号 119 頁）は、「匿名組合といえどもこれを経済的にみれば、匿名組合員と営業者との共同事業に外ならないが、法形式の面からみれば、外部に対し営業活動をするのはあくまでも営業者のみであつて、匿名組合員は営業に全く関与しないのである。そして、措置法六三条の適用に当たっては、その法形式の面に着目し、本件土地譲渡により生じた利益はすべて控訴人に帰属する譲渡利益金として課税されることになるのである。」とし、法形式の面から所得区分の判断を行った。判例評釈として、細川健「匿名組合の税務とその問題点（その 2）－最高裁昭和 63 年 10 月 13 日第一小法廷判決を題材に」税弘 54 卷 14 号 119 頁、横山茂晴「商法上の匿名組合契約と租税特別措置法 63 条の特別税率による法人税額の納税義務者」税務事例 20 卷 6 号 4 頁など参考。

¹⁷⁸ 神作・前掲注 142、27 頁、平出慶道『商法概論 I－商法総則、商行為法、手形・小切手手法』170 頁（青林書院 2007）、近藤光男『商法総則・商行為法〔第 6 版〕』175 頁（有斐閣 2013）参照。

不動産証券化について、平成 26 年度に取得された資産額のうち、GK-TK スキーム等が 2 兆 950 億円で全体の約 38%を占めた（国土交通省「平成 26 年度不動産証券化の実態調査（平成 27 年 5 月 29 日）」3 頁参照）。また、一定の要件に該当する匿名組合契約は有価証券とみなされ、金融商品取引法の規制を受ける場合がある（金商法 2 条 2 項 5 号）。

遠藤克博氏はレバレッジド・リースにおける組合員は、「共同事業の隠れた営業者」というより「投資資金の運用益を期待する投資家」といえるとされる（遠藤「企業の海外投資をめぐる会計監査と税務調査の接点－外国パートナーシップに係る組合理所得計算方式の問題点を中心に－」税大論叢 30 号 121 頁参照）。

¹⁷⁹ 営業者の業務執行権は、営業廃止・譲渡、営業の範囲・種類・目的の重要な変更、匿名

とから、匿名組合員が営業者と共同で事業を行っているとは捉え難く、匿名組合員が受ける利益の分配は投資に対する一種の配当と解するのが適当といえよう¹⁸⁰。所得税法上の事業所得における事業が、「自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に行う経済活動（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決（民集35巻3号672頁））¹⁸¹」と解さ

組合員に著しく不利益となるような組織変更・住所変更などに及びえないと解されている（篠田四郎「非典型的匿名組合—その類型論的・法的構成（二）」名城第31巻3・4号78頁参照）。匿名組合員の監督権・解約告知権につき篠田教授が、「民法上の典型的組合におけるような共同意思の形成を目的とするものではなく、営業者の何らかの行為を阻止し、匿名組合員が其の意思を営業者をして実現・実行させるものではない。確かに、営業者は、匿名組合契約に定められた方法に従って、匿名組合員によって出資された財産を運用すべき義務を負う。しかし、このことは、営業者の行為を阻止し得る地位を匿名組合員に認めたことにならず、営業者は、尚、その自由な営業判断により営業を遂行することができる。」とされるように（篠田・前掲注143、32頁）、営業はあくまでも営業者の裁量の下行われることになるのである。コンメンタール商行為法においても、営業者は監督権以外には営業に干渉されることはないとする（田中・前掲注142『コンメンタール商行為法』214頁参照）。匿名組合契約の規定は民法でなく、商法に置かれていること、匿名組合契約は商人が営業の資力を得るために取結ぶ契約であることを考慮すると匿名組合員が営業を行うと考えるのではないだろうか（松波仁一郎『改正 日本商行為法』501頁（有斐閣1913））参照。

¹⁸⁰ 所得税基本通達逐条解説は、「匿名組合契約における匿名組合員は法制上組合財産の共有持分を有さないとする法的性質を有すること及び近年の匿名組合契約は、営業者が主導権を持って複数の匿名組合契約を締結し多くの匿名組合員から事業資金の出資を募る手段として用いられる出資・投資の対価という側面が強いことから、匿名組合員が匿名組合契約に基づく営業者から受ける利益の分配は雑所得となることを明らかにした」とする（森谷義光ほか・前掲注105、411頁）。

法人税にかかる事案ではあるが、国税不服審判所平成4年9月16日裁決（裁決事例集44号217頁）は、「営業者は、その営む事業について各事業年度末に商法の規定により決算を行うこととなるところ、匿名組合契約に係る事業は、営業者自らの事業となるものであり、その事業の収益は営業者の収益と認識され、また、その財産は営業者に帰属することになるので、営業者は、匿名組合契約に係る事業の収益及び財産を含めて自己の各事業年度の決算を行うこととなるから、出資料が営業者より受ける利益の分配は、営業者の各事業年度の確定決算により算定された匿名組合契約に係る事業の利益又は損失の額に基づきなされることになると解するのが相当である。」と、匿名組合契約に係る事業は営業者自らの事業であるとした。判例評釈として、池田道彦「匿名組合契約における特約と税務の取扱い」税弘44巻3号117頁、加瀬昇一「匿名組合契約—商法・民法及び税法の交錯」松沢智『租税実体法の解釈と適用2』150頁（中央経済社2000）など参考。

¹⁸¹ 最高裁判決は「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい」と判示した。判例評釈として、園部逸夫「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第2版〕』別冊ジュリ79号64頁、同「いわゆる減額再更正処分の取消しを求める訴えの利益の有無」判解民事篇昭和56年度275頁、同「いわゆる減額再更正処分の取消しを求める訴えの利益の有無」法時35巻4号137頁、玉國文敏・前掲注77、52頁、高野幸大「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第4版〕』別冊ジュリ178号63頁、同「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ207号67頁、原田尚彦「減額再更正処分と訴えの利益」ジュリ臨時増刊768号49頁、清永敬次「いわゆる減額再更正処分の取消を求める訴えの利益の有無」民商85巻6号113頁、北武雄「更正処分後に減額再更正処分がされた場合の課税処分取消訴訟の対象とすべき処分等」税理25巻16号119頁、古川梯二「減額再更正処分の取消しを求める訴えの利益及び弁護士の顧問料収入は給与所得ではなく事業所得に当たるとされた事例」税弘29巻10号103頁、同「減額再更正処分の実質は当初更正処分の変更であるから、減額再更正処分の取消しを求める訴えはその利益を欠くとされた事例」税務事例13巻6号30頁、確井光明「減額再更正処分の取消しを求める訴えの利益（①事件）、増額再更正処分後に当初更正処分の取消しを求める訴えの利

れていることからすれば¹⁸²、自ら業務執行を行わず損失負担も出資金相当額までしか負わない匿名組合員が、自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に経済活動を行っているとは疑問もある¹⁸³。また、匿名組合員は法的所有権を有さず、営業にかかる債権債務の帰属者でもないため、不動産所得にも該当しないと解せるのではなかろうか¹⁸⁴。これらを総合的に考慮すると、匿名組合員が受ける利益の分配は、営業者が行う営業に匿名組合員が資金提供し、その投資の配当として得たもの、つまり雑所得に該当すると考えられるのである¹⁸⁵。このことは、平成 27 年最高裁判決の、「匿名組合契約に基づき匿名組合員が営業者から受ける利益の分配は、基本的に、営業者の営む事業への投資に対する一種の配当としての性質を有するものと解される。」との判断と同意である¹⁸⁶。

匿名組合が共同事業であることを利益の分配が原理的に事業所得であることの根拠とする見解もあるが、匿名組合における共同事業性が過去の裁判例において、出資者が営業者の業務に関心を持つとともに何らかの形で営業者の業務に参加（関与）し、その利益の配当を受ける意思を有することを必要とするものと判断されてきたことを思慮すれば¹⁸⁷、共同事業性が

益（②事件）が、それぞれ否定された事例」判時 1020 号 156 頁など参考。

第一審は、横浜地裁昭和 50 年 4 月 1 日判決（民集 35 卷 3 号 681 頁）、判例評釈として、白井皓喜「減額更正後に更正処分取消を求める利益」別冊判タ 2 号 212 頁、伴義聖「更正と再更正」ひろば 28 卷 11 号 70 頁など参考。控訴審は、東京高裁昭和 51 年 10 月 18 日判決（民集 35 卷 3 号 686 頁）。

¹⁸² 金子宏・前掲注 53、221 頁参照。この定義は抽象的概念であるため最終的には「社会通念」によって判断する以外方法はないとされている（注解所得税法研究会編・前掲注 48、421 頁参照）。

¹⁸³ 東京地裁昭和 48 年 7 月 18 日判決（税資 70 号 637 頁）は、「事業にあたるかどうかは、結局、一般社会通念によつて決めるほかはないが、これを決めるにあたっては営利性、有償性の有無、継続性・反覆性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点が検討されるべきである。」とするが、匿名組合契約における匿名組合員がこれらの要件も充足しないものと考えられよう。判例評釈として、波多野弘「株式取引による所得が雑所得と認められた事例」シュト 139 号 24 頁など参考。

¹⁸⁴ 不動産所得については、資産性所得と貸付に関わる所得のいずれの所得に該当するかの議論がある（酒井克彦・前掲注 163、107 頁以下参照）。

¹⁸⁵ 金子宏教授は、委託契約を例に匿名組合員の所得は事業所得に該当すると述べられるが（金子・前掲注 118、32 頁）、委託契約は委託者に法的な権利義務が帰属し、「自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に経済活動を行っている」と考えられるため、匿名組合契約と同様ではないともいえよう。

¹⁸⁶ 第一審、東京地裁平成 22 年 11 月 18 日判決（税資 260 号順号 11560）は、「旧商法の規定に照らすと、法的には、原則として、匿名組合契約において営業の主体となるのは営業者のみであつて、匿名組合員は、出資者として上記営業から生ずる利益の分配を受ける地位を有するにとどまるものというべきである。」とする。田中真次氏は匿名組合方式をとる会社の出資者に対する支払は、税法の規定からは雑所得とするよりほかはないとされる（田中・前掲注 147、359 頁参照）。

¹⁸⁷ 酒井克彦・前掲注 111、100 頁。最高裁昭和 36 年 10 月 27 日第二小法廷判決（民集 15 卷 9 号 2357 頁）、東京高裁昭和 36 年 1 月 31 日判決（行裁例集 12 卷 1 号 98 頁）、東京地裁昭和 32 年 7 月 26 日判決（金法 150 号 13 頁）、東京地裁昭和 33 年 7 月 3 日判決（税資 26

事業所得の必須要件とはなり得ないようにも思える¹⁸⁸。

では匿名組合員が受ける利益の分配は、配当としての性質を有するもののみと理解すべきであろうか。上述したとおり匿名組合契約では、損失分担や商号使用の責任などを契約で自由に定めることができるため、所得区分の判断も各契約内容に応じ匿名組合員が受けた所得の性質に基づき行うことになろう。商法 537 条は、匿名組合員が自己の氏名等を営業の商号に使用することを許諾した場合には、匿名組合員も営業者と連帯して債務の弁済を負うことを定めており、また損失負担についても契約で自由に設定することが可能である。確かに匿名組合員が法的な所有権や第三者に対する債権を有することはないが、所得区分が所得の源泉ないし性質を担税力の指標とし、その判断メルクマールに「自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に経済活動を行うことによる所得」や「不動産の貸付による所得」など、法的所有権等の有無を要件としていないことに鑑みれば、匿名組合員が共同事業者としてその事業を行っていると同様に解することも可能であろう（不動産所得についても同様）。

そこで平成 27 年最高裁判決は、「もっとも、匿名組合契約の法律関係については、契約当事者間の合意により匿名組合員の地位等につき一定の範囲で別段の定めをすることも可能であるところ、当該契約において、匿名組合員に営業者の営む事業に係る重要な意思決定に関与するなどの権限が付与されており、匿名組合員がそのような権限の行使を通じて実質的に営業者と共同してその事業を営む者としての地位を有するものと認められる場合には、このような地位を有する匿名組合員が当該契約に基づき営業者から受ける利益の分配は、実質的に営業者と匿名組合員との共同事業によって生じた利益の分配としての性質を有するものというべきである。」と判断したといえよう¹⁸⁹。

号 651 頁) など参考。ちなみに民法上の組合における共同事業性は、名古屋地裁平成 7 年 12 月 19 日判決 (税資 226 号 2781 頁) にて、「共同事業というためには、当該経済活動を行うことについて相互に意思の連絡があり、その意思決定に各人が主体的に関与するとともに、これを各人が主体的に実現するためにそれぞれの分担又は役割を遂行すること、その活動の結果生じた所得に対する各人の持分割合が合理的に算出できることが必要であると解される。」とされているが、酒井克彦教授は「匿名組合の場合に任意組合の共同事業性がそのまま当て嵌まるわけではなかろう」とされる (酒井・前掲注 111、101 頁)。

¹⁸⁸ 水野忠恒教授は、事業・営業への参加があったか否かは事実認定の問題であるとされる (水野・前掲注 147、31 頁参照)。

¹⁸⁹ 第一審は、「合資会社の有限責任社員に関して定める同法 156 条の規定のうち業務の執行に関する部分は、いわゆる任意規定であり、合資会社が定款その他の内部規約をもって有限責任社員に業務の執行の権利を与え、又は義務を負わせる旨を定めた場合には、その定めは有効であり、有限責任社員であっても会社の業務を執行することができることになること (最高裁昭和 23 年 (オ) 第 95 号同 24 年 7 月 26 日第三小法廷判決・民集 3 卷 8 頁 283 頁参照) からすれば、同法 542 条により同法 156 条の規定が準用される匿名組合員に関しても、匿名組合契約において匿名組合員に業務の執行の権利を与え、又は義務を負わせる旨の特約が定められている場合には、匿名組合員も業務を執行することができる地位を有することに

(4) 所得区分の判断主体

匿名組合に関する新旧通達がともに「当該営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする。」とすることに関し、所得の種類を営業者から匿名組合員に引継ぐことに理由がなく問題だとする意見がある¹⁹⁰。仮にこれらの通達が所得の種類を営業者から匿名組合員に引継いだものと解したなら、所得区分が担税力に応じた課税の実現を目的としていることや、匿名組合契約が匿名組合員と営業者との両当事者間における契約であり、営業者は商人でなければならないとされること¹⁹¹（つまり営業者が行う営業とは、継続的集团的に同種の営利行為を行うことをいい¹⁹²、所得税法上における事業所得または不動産所得に該当すると解されるであろう¹⁹³）を根拠に、本通達を問題とすることは適当であるように感じる。しかし、民法上の組合（民 667 条《組合契約》）における「共同の事業を営む」事業は、継続的であることを要さず、その種類も営利・非営利等を問わないことから¹⁹⁴、民法上の組合における所得区分の判断が、各組合員における所得の性質に従って判断されることを勘案すると¹⁹⁵、通達上の「営業者の営業の内容に従い」とは、所得の種類は営業者から匿名組合員に引継がれると解するのではなく、営業者と共に行っている営業の内容、つまり共同事業を行う匿名組合員が収受する所得の内容に応じて、所得区分判断を行うことを意味し、それは匿名組合員が営業者と共同で事業を行っていることの帰結ともいえるであろう。

平成 27 年最高裁判決は、「営業者の営む事業の内容に従って判断されるべき」とする理由について、「当該契約において、匿名組合員に営業者の営む事業に係る重要な意思決定に関与するなどの権限が付与されており、匿名組合員がそのような権限の行使を通じて実質的に営業者と共同してその事業を営む者としての地位を有するものと認められる場合には、この

なるものと解される。そうすると、そのような場合においては、匿名組合員は、営業者とともに営業の主体となっているものと評価することができるというべきである。」と判示した。

¹⁹⁰ 渚圭吾・前掲注 158、182 頁参照。なお、渚教授の論稿は通達改正前に発表されたものであるため、正しくは旧通達に対する問題提起である。

¹⁹¹ 鴻常夫ほか・前掲注 144、223 頁参照。

¹⁹² 金子・前掲注 118、56 頁参照。商人とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者（商法 4 条 1 項）であり、「業とする」とは営利の目的をもって同種の行為を反復的・継続的に行うことをいう（関俊彦『商法総論総則』108 頁（有斐閣 2003）、鴻常夫『商法総則〔新訂第 5 版〕』102 頁（弘文堂 1999）、石井照久＝鴻常夫『商法総則〔第 3 版〕』70 頁（勁草書房 1977）、大森忠夫『商法総則〔第 3 版〕』80 頁以下（青林書院 1960）参照）。

¹⁹³ 金子宏教授は「匿名組合契約に基づいて営業者が行う営業から生ずる所得は、営業者が個人の場合も法人の場合も、原理的には事業所得に当たる」とされ、その根拠を「営業の観念は、所得税法における営利事業と同義」であることとされる（金子・前掲注 118、32 頁参照）。

¹⁹⁴ 我妻栄ほか・前掲注 22、1209 頁参照。

¹⁹⁵ 酒井克彦・前掲注 163、253 頁以下参照。ただし、佐藤英明教授は「個人の組合員に帰属した所得がどの所得分類にあたるかは、組合事業の内容に応じて決定」とされる（佐藤・前掲注 118、287 頁）。

ような地位を有する匿名組合員が当該契約に基づき営業者から受ける利益の分配は、実質的に営業者と匿名組合員との共同事業によって生じた利益の分配としての性質を有するものというべきである。」とし、匿名組合員が受ける所得の性質は共同事業によって生じた利益であると判断している。このことは匿名組合内の組合説に基づく所得区分のパス・スルーを意味するものではなく、あくまでも匿名組合員を所得区分の判断主体とした判断であると理解することができよう。平成 27 年最高裁判決は、「他方、匿名組合員がこのような地位を有するものと認められない場合には、営業者の営む事業の内容にかかわらず、匿名組合員にとってその所得が有する性質に従って判断されるべきものと解される。」とし、ここでも明確に所得区分の判断主体を匿名組合員と示しているのである。

(5) 監視権

現通達が利益の分配を原則、雑所得としていることの問題につき、匿名組合員には業務執行権の代わりに監視権（業務検査権）が与えられていることをそのひとつに挙げられることがある。匿名組合員の監視権とは、匿名組合員が営業者の貸借対照表の閲覧を求め、かつ営業者の業務及び財産の状況を検査することができる権利（商 539 条）をいうが、これは業務を執行する権利ではなく営業成績等が損益分配に影響を与えるため、匿名組合員に対し認められている最低限の参加権にすぎないとされている¹⁹⁶。このような権利は株主にも認められており（会 433 条《会計帳簿の閲覧等の請求》）、これらのことを踏まえると匿名組合員が監視権を有することをもって、原理的に事業所得であるとするのは難しいようにも思える¹⁹⁷。

小括

所得税法上、匿名組合契約に基づき営業者の営む事業から生ずる利益等に係る課税の取扱いについては特段の規定は設けられておらず、課税実務では従前より所得税基本通達 36・37 共-21 に従って処理が行われてきた。平成 27 年最高裁判決にて当該通達の合法性が認められ、その判断内容に合理性があることは上述した内容より理解できるのではないだろうか。

ここで着目したいのは、平成 27 年最高裁判決が行った匿名組合通達の合法性判断ではなく、匿名組合員が受けた損失分配の所得区分にかかる判断主体を匿名組合内の組合説に基づく営業者ではなく、匿名組合員と判断した点

¹⁹⁶ 鴻常夫ほか・前掲注 144、227 頁、服部栄三・前掲注 144、218 頁。田中誠二・前掲注 146 146『新版 商行為法〔再全訂版〕』165 頁など参照。篠田四郎教授は、「共同意思の形成を目的とするものではなく、営業者の何らかの行為を阻止し、匿名組合員が其の意思を営業者をして実現・実行させるものではない。」とされる（篠田・前掲注 143、32 頁）。

¹⁹⁷ 白石健三氏は、監視権は事業への参加と利益の分配という要件の具備を否定する一つの証憑にすぎないとされる（白石・前掲注 147、33 頁）。また、細川健税理士は営業監視権の有無は民法上の任意組合か匿名組合契約であるかを判断する上での重要な論点とされる（細川・前掲注 147、129 頁参照）。

である。平成 27 年最高裁判決では匿名組合契約に関する所得区分を対象とした判断が示されたが、この判断は信託など他の事業体にかかる所得区分判断においても参考になると筆者は考える。つまり、この判断基準を参考として、受益者課税における受益者の所得区分を判断することの是非論に結び付けることが可能ではなかろうか。このことは、信託財産の所有が擬制されることを根拠に受託者の所得区分に応じた受益者の所得区分判断を行うのではなく、受益者が収受する所得の性質に応じ所得区分の判断を行う構成への理論的な足掛かりになるのではなかろうか¹⁹⁸。

匿名組合は事業体自体に法人格はなくとも、匿名組合員は法人格を有する営業者を介して所得を得るため、キャッシュ・フローは再構成されているといえよう。匿名組合で所得の性質転換が生じることからすれば、匿名組合員にかかる所得区分の判断は、転換後所得を得た納税義務者（匿名組合員）にて行われることになる。上述した内容はそのことと整合的であり、このような判断基準は、他の事業体における所得区分の判断メルクマールになり得るであろう。

¹⁹⁸ 名古屋高裁平成 25 年 1 月 24 日判決（税資 263 号順号 12136）は、「権利義務の主体として取引行為を行い、財産及び債権債務の帰属主体となる存在が、必ずしも損益の帰属主体になるとは限らないことについては、匿名組合や問屋等の例を見ても明らかである」とする。この内容は東京地裁平成 23 年 7 月 19 日判決（税資 261 号順号 11714）や東京地裁平成 24 年 8 月 30 日判決（税資 262 号順号 12027）と同旨のものである。

第4章 受益者課税制度における所得区分の判断基準

信託とは財産管理制度のひとつであり、法的所有権の帰属者（受託者）と経済的利益の享受者（受益者）が異なることにその特徴がある。信託財産は受託者に属し（信託2条③）、信託財産を利用した行為にかかる権利義務もすべて受託者に帰属するものとされている。他方、受託者は信託財産から生ずる利益を享受することは認められず（信託8条）、受益権を有する受益者のみはその利益を享受するものとされている。このような信託制度では、受益権の性質は債権とされ（債権説）、その独自の機能として、①財産の長期的管理機能（これはさらに、(a)意思凍結機能、(B)受益者連続機能、(c)受託者裁量機能、(d)利益分配機能、の4つの機能に細分化される）、②財産の集団的管理機能、③私益財産から公益財産への転換機能、④倒産隔離機能の4つが挙げられる¹⁹⁹。信託の法的性質を理解することは難解であるが、第1章で確認したとおりその重要な法的性質を、①財産権の移動（受託者は、管理権や処分権のみならず完全権を有する）、②信託財産の独自性（受託者は固有財産と信託財産を区別して管理しなければならない、受託者の債権者は信託財産への強制執行を行うことができない）、③信託財産の質的転換（受益者は信託財産ではなく受益権という債権を有する）と筆者は考える²⁰⁰。

信託税制²⁰¹は、信託が法的所有権の帰属者（受託者）と経済的利益の享受者（受

¹⁹⁹ 新井誠・前掲注1、85頁以下参照。

²⁰⁰ 神山弘行教授は、信託の特徴として、「異時点間」に存在する「異なる私人間」での資産の移転を可能にする法的仕組みをあげられる（神山「年齢・主体・課税に関する研究ノート—教育資金贈与信託を出発点に」『金融取引と課税(3)（トラスト60研究叢書）』143頁（トラスト60 2013）参照）。中里実教授は、財団法人を法人格を有する信託と位置づけられる（「法人格を有する信託としての財団法人」『金融取引と課税(3)（トラスト60研究叢書）』17頁（トラスト60 2013）参照）。

²⁰¹ 信託税制に関する論稿として、佐藤英明「他益信託をめぐる課税に関する覚書」総合税制研究5号96頁以下、同「他益信託にかかわる相続・贈与課税の立法論的検討」総合税制研究7号93頁以下、同「信託税制の課題と解決の方向」信託214号49頁以下、同「受益権分離型信託を用いた公益的寄付をめぐる税制」総合税制研究9号73頁以下、水野忠恒「組合と信託における相続税の課税関係」税事57巻47頁以下、同「後継ぎ遺贈の効力と課税関係」税事51巻69頁以下、同「相続・贈与税の一体化と個人信託の方向」信託212号66頁以下、同「土地の信託と相続税・贈与税」税事26巻55頁以下、中里実「経済社会の変化に対応した信託税制の構築に向けて」信託法250号6頁以下、占部裕典「信託による後継ぎ遺贈の課税関係—民法、信託法、相続税法の視点から—」総合税制研究9号22頁以下、藤谷武史「公益信託と税制」信託法37号33頁以下、神山弘行「信託を用いた資産形成と課税」信託法37号61頁以下、同「世代間資産移転のための『公的基金』と信託的ガバナンスに関する研究ノート—地方財政法と杉並区減税自治体構想を題材に—」『金融取引と課税(1)（トラスト60研究叢書）』73頁以下（トラスト60 2011）、同「年金信託と課税—租税法と意思決定理論—」信託研究奨励金論集32号137頁以下、淵圭吾「民事信託と相続税・贈与税に関する研究ノート」『金融取引と課税(2)（トラスト60研究叢書）』35頁以下（トラスト60 2012）、浅妻章如「信託税制の国際的側面」信託法37号83頁以下、岸田雅雄「信託の会計と税務」信託法26号33頁以下、喜多綾子「『受益者等が存しない信託』の課税と受益者等の意義—目的信託を中心として—」立命318号40頁以下、山田二郎「『土地利用と公益信託』に関する報告書の提出にあたって」信託研究奨励金論集18号66頁以下、雨宮孝子「不動産を利用し

益者)を異にする点に着目し、二重課税排除の目的から例外的²⁰²に経済的実質主義に基づく「実質所得者課税(受益者課税²⁰³)の原則」^{204、205、206}を採用している。

た公益信託の問題点」信託研究奨励金論集 18号 68頁以下、杉山肇「エステイト・プランニングにおける撤回可能信託(revocable trust)の活用に関する一考察」信託 226号 44頁以下、宮塚久「相続税法4条1項の『受益者』該当性が否定された事例」ジュリ 1433号 52頁以下、本並尚紀「外国の信託制度を利用した租税回避への対応」税大論叢 71号 426頁以下、伊藤剛志「外国投資信託に係る課税上の問題」中里実ほか『クロスボーダー取引課税のフロンティア』191頁以下(有斐閣 2014)、後藤喜一「信託課税の問題点」税務会計研究 13号 25頁以下、成道秀雄「信託と税務」税務会計研究 13号 1頁以下、浅井要「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部改正に伴う税法の改正(所得税関係)」税理 43巻 10号 141頁以下、秋元秀仁「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部改正に伴う税法の改正(法人税関係)」税理 43巻 10号 162頁以下、下野博文「相続税法第4条に関する一考察」研究科論文集第三分冊(資産税編)昭和53年6月税大研究資料第131号 1頁以下、香取稔「条件・期限・負担付の遺贈についての相続税課税上の問題」税大論叢 28号 308頁以下、阿部雪子「空中権取引の促進と課税一課税繰延べと信託一」税経通信 69巻 6号 27頁以下、同「土地信託方式における空中権取引の課税」一橋法学 14巻 2号 89頁以下、水野恵子「『受益者等課税信託』と『受益者等が存しない信託』との関係における検討」一橋法学 14巻 2号 67頁以下、小平敦=白崎浅吉「信託と税制をめぐって(その2・完)」信託法 134号 65頁以下、小平敦=吉牟田勲「信託と税制をめぐってⅡ(その2・完)」信託 143号 11頁以下、長穰「日本所得税法における信託精神の欠如について」信託法 3号 33頁以下、飯塚孝子「遺言代替の生前信託と課税」日税研究賞第26回 1頁以下、松崎為久「財産管理・承継制度における信託の新しい活用法と税務上の課題」日税研究賞第28回 33頁以下、泉絢也「租税法と信託法の交錯」租税資料館賞 21回、同「租税法上の信託の意義一信託類似の法律関係・外国信託への信託課税関係規定の適用可能性も視野に」税務事例 44巻 1号 35頁以下、西川昌孝「信託税制に関する一考察」租税資料館賞 22回、関戸隆夫「特定信託課税における一考察」成蹊大学経済学部論集 31巻 2号 259頁以下なども参考。

²⁰² 租税法の世界では、従前より所得の帰属がその重要な論点のひとつとされ、さまざまな議論が繰り返されてきたが、現在では法的実質主義による「実質所得者課税の原則」がその通説とされている。金子宏教授は、文理的には経済的帰属説・法律的帰属説いずれの解釈も可能であるが、経済的帰属説の場合所得分割や移転を認めやすく、かつ法的安定性が害されるため法律的帰属説が妥当であるとされる(金子・前掲注 53、170頁参照。金子『租税法法理論の形成と解明(上)』524頁(有斐閣 2010)参照)。なお、金子教授は法的帰属説・経済的帰属説の用語を用いられているが、本稿では法的実質主義・経済的実質主義の用語を用いるものとする。

渡邊善蔵氏は「一種特別な法律制度が法律の上に現はれ、私法上特殊の権利関係が認められることになった為に、これに対する租税の賦課方法も一種特別の途を講じなければ、事実上適合する所の課税を為し得ないことになった。」とされる(渡邊『所得税法資本利子税法積義』48頁(自治館 1927))。

²⁰³ 片岡政一氏は、「受益者が、自ら信託財産を有し、自ら投資し、運用したものと看做して、所得税を賦課するのである。」とされる(片岡政一『国民の税法』104頁(第一書房 1940))。占部裕典教授は信託財産の増減をもたらす収入又は支出は受託者に帰属するが、受託者は信託財産の管理・処分ができるだけであるから、信託の利益は「原則としてすべて受益者に帰属する」とされる(占部裕典「信託課税における受益者課税・受託者課税の再検討」総合税制研究 2号 24頁参照)。高田琴三郎『昭和26年度改正 所得税法図解』22頁(國元書房 1951)も同旨。

²⁰⁴ 佐藤英明教授は、「法律的帰属説に従って信託財産に帰属する収益が受託者に帰属するものとして扱われる場合には、信託財産に帰属する収益は、受託者段階と受益者段階とで二重課税されることになる」ことを経済的帰属説が採用された理由とされ(佐藤「信託税制の沿革」日税 62巻 48頁参照)、信託課税の性質を「信託財産の法的権原ではなく、いわばその経済的実質を表す『受益権』を独立した財産として扱うことにより」課税を行っているものと説明される(佐藤「信託をめぐる相続税・贈与税の若干の問題点」税研 87号 41頁参照)。そして、受益者課税制度を「実質所得者課税の原則」の例外であるとされる(佐藤『信託と課税』147頁(弘文堂 2000)参照)。

受益者課税の原則は所得税法 13 条 1 項本文にて、「信託の受益者²⁰⁷（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産²⁰⁸に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定され、同項を根拠に受益者が収受する所得にかかる所得区分の判断は、受託者の所得区分を受益者の所得区分とみなして各種所得の金額の計算が行われるとされている。このような法的所有権のみなし帰属等に基づく所得区分の判断は²⁰⁹、通説的理解といえるが、疑問も多い。

上述した所得区分制度の意義・趣旨や事業体における所得属性の変質機能（信託自体に法人格はないものの、受託者（人格あり）というフィルターを通して受益者が収受する所得の性質は、受託者が得る所得属性から性質が転換したものと考えられる²¹⁰）を思慮すれば、受益者が収受する所得にかかる所得区分は、みな

村井正教授は「実質所得者課税の原則の一態様」とされる（北野弘久『コンメンタール相続税法』（村井正執筆部分）55 頁（頸草書房 1974））。筆者は受益者課税は、経済的実質主義による「実質所得課税の原則」に従うものとされているが、受益者が信託財産にかかる所得の最終的な法的帰属者であることからすると、それは法的実質主義による「実質所得者課税の原則」に従うものと考えられる。

²⁰⁵ 「実質所得者課税の原則」の考え方はなく、また、その改正の考え方が信託法規から導かれたということでもなく、当時、税法の解釈として採られていた「名義主義・表見主義」の立場から、「信託法」の制定に伴い、信託から生ずる利益に対して、その利益が生ずる信託財産の所有者である受託者と利益の配分を受ける受益者との双方に課税されるという、「二重課税」が生ずることが問題とされ、その調整を図るための措置として定められたものとされる（注解所得税法研究会編・前掲注 48、98 頁参照）。占部裕典教授は、当時の受益者課税の原則を「一貫性の原則」とされる（占部『信託課税法』6 頁（清文社 2001）参照）。

²⁰⁶ 岡村忠生教授は、わが国における信託税制には、①元本全部移転型課税、②財産利益移転型課税、③受益権対象型課税の 3 つの課税方法があり、受益者課税の原則は②財産利益移転型課税に該当するとされる（岡村「不完全移転と課税」論叢 164 巻 1 号～6 号 150 頁以下参照）。

²⁰⁷ 受益者を信託法からの借用概念とするものとして、名古屋高裁平成 25 年 4 月 3 日判決（訟月 60 巻 3 号 618 頁）、名古屋地裁平成 23 年 3 月 24 日判決（訟月 60 巻 3 号 655 頁）、野一色直人「相続法における信託の受益者の意義」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』179 頁以下（清文社 2012）、仲谷栄一郎＝田中良「海外の信託を利用した租税軽減策—名古屋地裁平成 23 年 3 月 24 日判決—」国際税務 31 巻 9 号 74 頁、小平敦＝白崎浅吉「信託と税制をめぐって（補記）」信託 135 号 4 頁など参考。

佐藤英明教授は、「受益者」や「受益権」という概念は、高度に法技術的観念であるとされる（佐藤「信託の『受益者』と所得計算について—名古屋地裁平成 23 年 3 月 24 日判決を題材として—」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』127 頁（清文社 2012）参照）。川端康之教授は、受益者という概念を信託法からの借用概念と解することに関し、疑問を呈される（川端「租税条約における受益者の意義と機能」確井光明ほか『公法学の法と政策（上）』361 頁（有斐閣 2000）参照）。

²⁰⁸ 信託財産の意義については、拙稿「租税法における『信託財産』の意義」税務事例 47 巻 8 号 43 頁参考。

²⁰⁹ 正しくは、受益者が信託財産を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰属する収益及び費用は受益者の収益及び費用とみなすとされていることを根拠に所得区分が導管されている。

²¹⁰ 岡村忠生教授は、「信託の実態、信託財産に対する法的関係から見れば、受益者が信託財産や信託所得を所有支配してはいないし、そのような権利を持っていないのであるから、課税上、受益者が元本の全部を取得したとみなすことや、実際には受益していない信託所得にまで課税をすることには、無理がある」とされる（岡村「多様な信託利用のための税制の

し帰属に基づきパス・スルー（導管理論）されず、原則同様、納税義務者が収受する所得が所得税法 23 条以下の各所得区分のいずれの要件に該当するかにより判断されると考えられよう。これは例えば、信託財産が賃貸用不動産である場合に、貸付行為を行わず貸付業務にかかる債務も負担しない受益者が収受した所得と不動産貸付業を行う者が受けた所得を同じ不動産所得として取扱うかという問題である²¹¹。

そこで本章は、第 1 章で確認した信託の法的性質や第 3 章で述べた事業体における所得区分の判断基準などを参考に、受益者課税の原則の下、受益者が得る所得にかかる所得区分の判断基準に関し検討を行う。

第 1 節 受益者課税の原則

所得税法 13 条 1 項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》

信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

所得税法 13 条 1 項は受益者課税の原則を定め²¹²、大正 11 年の信託税制創設以降、この課税原則は変更されていない。信託は、委託者から受託者に目的財産を完全移転し、かつ目的財産を受益者のため管理・処分する制約を受託者に課す契約であるが、所得税法は受託者が信託の利益を享受することができないこと（信託 8 条）に着目し、法的所有権者ではない受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、信託財産に属する収益及び費用は

提言」信託研究奨励金論集 31 号 81 頁）。

²¹¹ 新井誠教授は、土地信託の特徴のひとつとして、「受託者が借入行為を行い、信託された土地の上に建物を建設し、その建物の賃貸事務を行い、その配当を受益者に交付する等の信託財産に関する一連の事業を委託者兼受益者に代わって執行する」ことをあげられる（新井『財産管理制度と民法・信託法』212 頁（有斐閣 1999））。不動産所得の性質を行為性所得と捉えた場合、受益者は不動産の貸付行為を行っているといえるであろうか。

²¹² 信託財産から生じる利益は、一旦は受託者の所得となるのであるが、経済的実質からみれば、受託者は信託財産を有するがここから生じる利益はすべて受益者に引き渡し受益者は信託の利益を享受することはないため、受益者に課税をすることとされた（小林長谷雄＝岩本巖『実務本意所得税法詳解』122 頁（経済図書 1943）参照）。原田宗蔵「信託税制論」税 5 卷 8 号 4 頁も参考。

受益者の収益及び費用とみなして、所得税法の規定を適用するとの擬制規定を置いている。

例えば、外国親会社が信託を利用して付与したストックオプションの権利行使益につき、所得税法 13 条 1 項の適用があるかが争われた事案である、横浜地裁平成 17 年 7 月 13 日判決（税資 255 号順号 10076）は、「所得税法 13 条 1 項 1 号の規定は、信託において、信託財産の所有権は委託者から受託者に移転するから、そこから生ずる所得は法律上は受託者に帰属するが、実際には、当該信託財産は受託者の固有財産から区別して管理され、当該所得を経済的に享受するのは受益者であることから、所得の法律上の帰属によらず、経済上の帰属に即して受益者に課税しようとする趣旨のものである。」とする²¹³。この規定は受託者と受益者における二重課税排除の観点からも合理的な制度とされており²¹⁴、受益者が受託者の地位を有するものとみなして課税を行うのではなく、

²¹³ 東京高裁平成 17 年 6 月 29 日判決（税資 255 号順号 10066）は、「所得税法は、このような信託の基本的な性格を踏まえ、同法 13 条 1 項ただし書に定める信託を除き、信託財産に帰せられる収入・支出につき、受益者が特定している場合には受益者が信託財産を有するものとみなして所得税法の規定を適用する旨規定する。すなわち、受益者が特定している場合には、受益者が信託財産を有して、信託財産からの収入を得、信託財産への支出をしたものとして、所得税法の規定が適用される。したがって、信託財産の譲渡による譲渡所得については、譲渡に係る所得も譲渡にかかる取得費、譲渡費用も受益者に帰属するものとして譲渡所得の計算がされることになるし、信託受益権の譲渡も、所得課税の原因は、原則として、信託財産の譲渡と解すべきことになる。」とする。判例評釈として、伊藤義一＝濱田全紀「譲渡所得の金額の計算上控除されるべき取得費の範囲」TKC 税研情報 17 巻 3 号 42 頁など参考。

法人税法に関する判決として、東京地裁平成 25 年 2 月 25 日判決（訟月 60 巻 5 号 1103 頁）は、「法人税法は、資産又は事業から生ずる収益に係る法律関係を基礎に、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合を除き、当該収益が法律上帰属する主体に着目して、法人税の課税に係る同法の規定の適用の在り方を決するものとするところ（同法 11 条）、旧法人税法 12 条 1 項本文は、……信託財産に帰せられる収入及び支出について、受益者が特定している場合は、その受益者が当該信託財産を有するものとみなして、法人税法の規定を適用する旨を定めているが（なお、平成 19 年法律第 6 号附則 34 条の規定により、本件信託契約に係る信託については、上記の規定が適用される。）、これは、信託が、財産の所有及びその管理等とその利益とを分離して、信託の利益を受益者に享受させるものである（平成 18 年法律第 109 号による改正前の公益信託に関する法律〔いわゆる旧信託法〕1 条、4 条、7 条、信託法 2 条 1 項、5 項ないし 7 項参照）ことから、このような実質に即し、法人税法上、信託財産に帰せられる収入及び支出は受益者に帰属するものとして取り扱うこととしたものと解される。」とする。判例評釈として、藤曲武美「公正処理基準に関する最近の裁判例」税弘 61 巻 10 号 149 頁など参考。

その他、法人税法に関する判決として、国税不服審判所平成 3 年 3 月 20 日裁決（裁決事例集 41 号 193 頁）は、「この（筆者加筆：法人税法 12 条 1 項）趣旨は、土地信託に係る信託財産の取得、運用若しくは譲渡についても、信託財産に帰属する財産債務は、その信託の受益者が自ら有するものとして法の規定を適用するにあると解されている。」「法第 12 条第 1 項によれば、信託財産に帰せられる収入及び支出については、その信託の受益者が特定している場合には、その受益者がその信託財産を有するものとみなして法の規定を適用することとされており、土地信託においても、その信託財産の取得、運用若しくは譲渡については、その信託財産に帰属する財産債務は、その信託の受益者が自ら有するものとして取り扱うこととされていることから、本件信託土地の運用については、その収入及び支出は、請求人に帰属するものとして計算すべきである。」とする。

²¹⁴ 淵圭吾教授は、「信託を導管とみなす現行の課税ルールは、基本的に合理的です。」とされる（淵「民事信託と課税」信託法 37 号 77 頁）。藤谷武史教授は、我が国の信託が自益

信託財産に属する資産及び負債を受益者が有するものとみなして、所得税法の規定を適用することから「みなし納税者」の規定ともいわれている^{215、216}。

受益者課税の原則の根本的な問題として、岡村忠生教授は「信託の実態、信託財産に対する法的関係から見れば、受益者が信託財産や信託所得を所有支配してはいないし、そのような権利を持っていないのであるから、課税上、受益者が元本の全部を取得したとみなすことや、実際には受益していない信託所得にまで課税をすることには、無理があり」、「信託の多様な利用を実現するためには、信託の特性を反映し、信託を信託として課税する制度が必要」とされる²¹⁷。自益信託がほとんどを占め、単純な他益信託しかなかったわが国では、導管理論^{218、219}に基づく受益者課税の原則は好都合な理論であったが、今後ますます信託の特性（柔軟性・不定型性）を生かした多様な信託が増え、他益信託の仕組みが複雑になったとき、「もはや『受託者が存在しないかのように扱

信託が中心でそこに単純な他益信託のみが存在するという状況であったため、「租税法上、受益者を信託財産の所有者と擬制し、信託を導管と見るという、我が国の信託課税理論は破綻しないばかりか、むしろ好都合であった」とされる（藤谷「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」『金融取引と課税(1)（トラスト60研究叢書）』109頁（トラスト60 2011）参照）。

²¹⁵ これに関しては、「この規定が受益者を『みなし納税者』としているのは、いささか過剰の定めとみられなくもない」との意見もある（注解所得税法研究会編・前掲注48、95頁）。

²¹⁶ 中里実教授は、「だれに帰属するか必ずしも明らかではない財産や利益を課税上どのようにあつかうか」が重要な点であり、日本の信託税制は、「信託における法関係を私法を前提として個別的に考慮するという方式を採用せず、租税法の条文により一義的にだれの所得とするか、だれの資産とするかを形式的に決めるという方式を採用している」とされる（中里・前掲注200、14頁参照）。所得は基本的に法人格あるものにしか生じないと考えられるため、法人格を有しない信託に所得が発生することはなく、受託者において発生、帰属することになる。そのように解すれば、所得税法13条1項の規定はあたかも信託という事業体に法人格があるかのような取扱いになっているようにも思える。

²¹⁷ 岡村忠生・前掲注210、81頁。受益者に帰属する経済的権利は受益債権であるから、税法では信託財産そのものにこだわらず受益債権の性質に着目すべきとする意見もある（星田寛「福祉型信託、目的信託の代替方法との税制上の比較検討」信託232号57頁）参照。

²¹⁸ 宮本十至子「投資ビークルとしての信託と課税—信託法改正を踏まえて—」信託研究奨励金論集30号85頁。信託とは信託財産に帰属する収益や費用を伝える「導管（パイプ）」のようなものであり、「信託＝導管」自体に所得等がとどまることはありえないという発想と、信託財産自体やそれに帰属する所得等は実際に受益者に具体的に与えられるまでは委託者のものと考えるのが適切であるという暗黙の実質主義的な理解の下に、信託という導管を通して受益者に伝わった所得等は受益者のものとなり、そうでないものは依然として委託者の手中にあるものとして課税しようとする考え方である（佐藤・前掲注204、43頁）。また、一般に導管理論に基づくパススルー課税と説明される（酒井克彦「税務と信託」新井誠『信託ビジネスのニュートレンド』227頁（経済産業調査会2005））。占部裕典教授は導管理論を前提に2段階目で集団投資信託、3段階目で法人課税信託やペイ・スルー課税を認めたものなど我が国の信託税制は3段階構造となっているとされる（占部「信託税制について」信託245号103頁参照）。占部「高齢化社会における信託税制・相続税制のあり方」新井誠『高齢社会における信託と遺産承継（トラスト60研究叢書）』73頁（日本評論社2006）も参考。

²¹⁹ 木村弘之亮教授は「信託法上形式的所有権が受託者に移行するが、実質的所有権は委託者（＝受益者）に依然保有されたままであるので、信託法の1940年改正以来、信託法理論に倣って譲渡所得は導管理論に基づき所得税法上実現しないものとして取り扱われる。」とされる（木村『租税法』239頁（税務経理協会1999））。

う』課税方式は維持できない」とする意見もあり²²⁰、導管理論に基づく受益者課税制度に対する問題点は、従前より多々指摘されている²²¹。

このような受益者課税に相対する考え方として、信託本質論に基づく課税がある²²²。信託本質論とは、①信託財産は委託者より受託者にまず移転し、②受託者より受益権の範囲で受益者へその財産権の一部が移転し、③財産に関する権能の一部は受託者に残っているという考え方をいうとされており²²³、信託の経済的実質ではなく法的実質に着目した課税方法といえる²²⁴。租税法が私法準

²²⁰ 藤谷武史・前掲注 214、109 頁参照。

²²¹ 信託財産そのものに対して課税を行うことを言及するのは、「何らかの意味における『担税力』を有する実体に対して課税するということを意味しているのではない。そうではなく、課税繰り延べを防止するために補完的に課税を行っておくことにすぎない。」とする意見や（神田秀樹＝弥永真生＝増井良啓「商事信託の税制及び会計に関する研究（増井良啓執筆部分）」信託研究奨励金論集 26 号 22 頁）、信託に関し単純な導管性のみしか認められていないのは、「日本の租税法における私法尊重の傾向が存在すると考えられ」、「このような形式論理……が、租税政策上望ましいか否かという点については、多少の疑問の余地がある。」とする意見もある（中里実・前掲注 71、101 頁参照）。

²²² 信託本質論に基づく課税制度は、これまで数多く提唱されている。

本来信託會社が引受けたる信託財産は信託會社の占有に歸してゐるのだから、この信託財産より生ずる収益（所得）は信託會社の収益（所得）である。唯だ信託會社は信託財産の運用に依りて得たる利益を自ら享受することを禁じられているから、結局之を受益者に歸屬せしめねばならぬが、それは信託取引の間接の結果であつて、信託そのものの果實ではない（北崎進「信託課税制度に関する若干の問題」信託協会会報 5 卷臨時号 60 頁）、受益者課税は擬制的課税の發露であつて必要以上の形式論に墮したものに過ぎない（北崎「新税法に依る信託課税の検討」信託協会会報 11 卷第 3 号 19 頁以下参照）、信託実体理論に立つた信託税制が、既に解決済みの既往の分野はともかく新たに開発される信託業務の分野において、導管理論に立つそれと平行的に検討されるべきであろう（吉村正男「個人信託の利用と課税問題」租税法 24 号 80 頁）、喜多綾子「信託課税における所得計算ルールの課題と理論的検討」立命 331 号 162 頁も同旨。その他、信託本質論に関する論稿として、吉牟田勲「信託税法」高木文雄＝小平敦・前掲注 1、291 頁、岡村忠生・前掲注 210、81 頁、藤谷武史・前掲注 214、4、109 頁、鯖田豊則「信託スキームをめぐる会計・税務上の論点」企会 59 卷 10 号 38 頁なども参考。

会計理論研究上は、信託実体論採用時のほうが、各プレイヤー間の関係を忠実に描写できるかもしれないとする意見（田口聡志「信託スキームを用いた知的財産証券化と企会の論理」企会 59 卷 10 号 50 頁参照）や信託を「会社に準ずる事業体」として独立した会計主体とし、適切な受託者会計による損益をすべて受益者に配分し、受益者がこれを受け入れ処理する方法を採用すれば、信託財産を有するものとみなして課税関係を考える必要はないとする意見もある（秋葉賢一「信託を利用した流動化スキームと会計問題」金融研究 17 卷 4 号 205 頁参照）。

²²³ 吉牟田勲「信託税法」高木文雄＝小平敦・前掲注 1、291 頁、小平敦＝吉牟田勲「信託と税制をめぐる II（その 1）」（吉牟田勲加筆部分）信託 142 号 25 頁参照。

²²⁴ ただし、信託本質論の定義については様々な見解がある。吉村正男・前掲注 222、80 頁、西巴愛「信託税制について」信託復刊 98 号 55 頁参照。受託者課税を検討したものとして、佐藤英明「委託者・受益者不存在の場合の信託課税」総合税制研究 1 号 75 頁以下、同「信託留保所得課税の立法的検討」『法形式と方実質の調整に関する総合研究 II（トラスト 60 研究叢書）』17 頁以下（関西信託研究会 2000）、商事信託では中里実・前掲注 71、96 頁などがある。金子宏教授は、「立法技術としては、……信託財産自体を納税義務の主体とすることが考えられる。」とされていた（金子宏『租税法〔第 7 版補正版〕』160 頁（弘文堂 2000））。ただし、金子教授や佐藤教授は、受益者不在の場合のみに限定されておられるようである。山田熙会計士は、信託財産に対して課税することを信託財産実体論とし、それは形式課税だとされる（山田「信託受益権の譲渡」税事 33 卷 71 頁参照）。

拠を原則とし²²⁵、所得課税が法的帰属説に基づく実質所得者課税の原則を採用していることに鑑みると²²⁶、信託本質論に基づく課税を行うことは、租税法律主義が要請する法的安定性や予測可能性に合致した課税方法であるともいえるが、受託者は信託財産から生ずる利益を享受することを認められていないことや二重課税排除の目的などから、信託税制創設時より受益者課税の原則を信託税制における根幹原則として採用している。

金子宏教授が所得税法 13 条 1 項について、「受益者課税信託は、いうまでもなく、委託者の特定財産を受託者に移転し、その財産を一定の目的のために管理・処分させ、これから得られる利益を受益者に受けさせる……契約であり……、信託財産の所有権は委託者から移転するから、そこから生ずる所得は法律上受託者に帰属するが、しかし実際には、受託者は信託財産を自己の固有財産とは分別して管理し、一定の信託報酬を受けるのみで、それを差し引いた信託利益の全部は受益者に支払われ、あるいは将来特定されるべき受益者のために積み立てることとされているので、この場合には、所得の法律上の帰属を無視し、経済上の帰属に即して受益者に課税しようとするのがこの規定の趣旨である。」と当該規定が法律上の帰属に関する定めであるとされるように²²⁷、信託税制における所得帰属は、受益者課税を原則とし所得税法 13 条 1 項にてそれが明文化されているといえるであろう。

第 2 節 信託税制の趣旨・沿革²²⁸

1 平成 19 年度税制改正前

わが国における信託税制は、大正 11 年 2 月政府が第 45 回帝国議会に信託法案を提出し、新たに信託行為に関する一般的法規が制定されたことに伴い²²⁹、新たな法制度に対応するため、所得税法等の改正により同年に創設された。改正税法は、大正 11 年 4 月 18 日に公布、大正 12 年 1 月 1 日より施行

²²⁵ 金子宏・前掲注 53、116 頁以下、谷口勢津夫・前掲注 49、53 頁以下参照。

²²⁶ 金子宏・前掲注 53、171 頁参照。

²²⁷ 金子宏・前掲注 53、172 頁。

²²⁸ 信託税制の沿革については、佐藤英明・前掲注 204、5 頁以下、占部裕典「信託課税法の課題と改革の展望」信託法 27 号 66 頁以下、同・前掲注 205、1 頁以下、武田昌輔監修『DHC コメントール法人税法〔加除式〕』953 の 2 頁以下（第一法規出版 2014）、川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税大論叢 57 号 299 頁以下、植松守雄「所得税法の諸問題第 30 回 納税義務者・源泉徴収義務者（続 29）」税経通信 44 巻 3 号 26 頁以下、谷口勢津夫「公益課税信託」日税 62 巻 145 頁以下、小平敦＝白崎浅吉「信託と税制をめぐって（その 1）」信託 132 号 74 頁以下も参考。公益信託税制に関する沿革については、高津吉忠＝星田寛「土地利用と公益信託(1)公益信託をめぐる税制上の諸課題」信託 193 号 8 頁以下にも詳しい。

²²⁹ わが国の信託法は、大正 11 年 2 月に帝国議会へ提出され、大正 12 年 1 月 1 日から施行されることとなったが、法案の整備は大正 3 年より着手されていた（『三井信託銀行五十年史』3 頁（三井信託銀行 1974）、『三菱信託銀行六十年史』5 頁（三菱信託銀行株式会社 1988）、『安田信託銀行五十年史』8 頁（安田信託銀行株式会社 1976）参照）。

された^{230、231}。

旧所得税法（法律第45號（大正11年4月18日））3条の2第1項は「信託財産ニ付生スル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者カ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得税ヲ賦課ス」とし、信託財産を受益者が所有するものとみなして課税することを原則としていた²³²。この法律の骨子は「信託財産は信託法上に於ては受託者の所有に屬するものなりと雖も、其の財産より生ずる所得は結局受益者に歸屬すべきものなるを以て、經濟上の實質より見れば、受益者は直接其の財産を所有すると同一の利益を収むるものなり。故に所得税を課する場合に於ては、受益者が信託財産を所有するものと看做して受益者に課税し、受託者及委託者に対しては課税せざることと為したり。」とされ²³³、これはわが国における信託税制の基本的な

²³⁰ 大蔵省編纂『明治大正財政史 第6巻』1154頁（經濟往来社1957）、藤沢邦弘「公益信託とその税制についての一考察」税大研究資料第151号（昭和56年6月）研究科論文集 第2分冊（所得税編Ⅱ）38頁参照。

²³¹ 戦前における信託税制に関する研究として、窪田好秋「信託と相続税の課税（一）（二）」税16巻7号27頁以下、8号31頁以下、宇佐美邦雄『相続税の課税と手続』27頁以下（賢文館1929）、泉美之松＝栗原安『相続税富裕税の実務』314頁以下（税務経理協会1951）、高橋諦「信託受益権と相続税」税10巻8号55頁以下、奈良梵夫「信託に於ける相続税関係」税11巻1号13頁以下、2号22頁以下、原田宗蔵「信託関係税法雑題」信託協会会報3巻第1号15頁以下、2号21頁以下、3号13頁以下、同「不動産の信託に因る租税関係の展望」信託協会会報8巻1号25頁以下、2号41頁以下、4号35頁以下、伴蔵人「不動産信託に於ける登録税と相続税」信託協会会報9巻6号50頁以下、濱田徳海「信託と其の税制（一）～（九）」税11巻9号20頁以下、10号19頁以下、11号25頁以下、12号11頁以下、12巻2号29頁以下、3号23頁以下、6号11頁以下、8号10頁以下、9号24頁以下、小西三郎「貸付信託に所謂運用の『限定』と第二種所得税（一）～（五）」税11巻11号95頁以下、12号90頁以下、12巻1号92頁以下、4号109頁以下、6号104頁以下、細矢祐治「信託と税務問題（一）（二）」税17巻7号18頁以下、8号16頁以下、同「信託と諸税（上）（下）」税11巻8号17頁以下、9号34頁以下、同『金融及信託（下巻）』750頁以下（瞭文堂1924）、青木徹二『信託法論』409頁以下（財政經濟時報社1926）など参考。

²³² 占部裕典教授は「一貫性の原則（principle of consistency）とされる（占部・前掲注205、66頁。またこの課税原則に関し「委託者が財産権の完全権を委託者に与え、受益者のためにその財産を信託目的に従って管理・処分すべき債務を受託者に負わせる制度であるという、いわゆる債権説に従って起草されたものであるということ」を前提にしていると解されている。」とされる（占部・前掲注205、7頁）。

²³³ 大蔵省編纂・前掲注230、1154頁。そしてこの効果について次の2点を挙げている。

「(イ)所得財産より生ずる収益は、一旦其の財産所有者たる受託者が取得するものなるが故に、現行所得税法の儘にては、受託者に対して所得税を課し、更に受託者より収益の引渡を受くるが故に、受益者にも亦其の収益に對し所得税を課するの外なく、即ち同一の収益に對し二重に課税することとなるも、改正法に依れば受益者に對してのみ課税することとなりて、實際に適合す。

(ロ)受益者が受託者より受くる所得は受益権なる一種の債権より生ずるものなるを以て、現行法の儘にては受託財産の種類如何を問はず、其の収入金全部に對し課税することとなり、受益者が直接信託財産を所有するものと看做すを以て、信託財産が田畑なるときは前三年の平均に依り所得を算定し、株式なるときは配當金中より四割を控除し、社債なるときは第二種所得税を課して第三種所得税を課せず、國債なるときは其の利子に對して所得税を免除する当、總て一般の場合と同一に取扱はれ、課税の公平を得ることとなる〔下線筆者〕。」

その他、渡邊善蔵・前掲注202、50頁以下、小林長谷雄＝岩本巖・前掲注212、123頁以下などとも参考。

考え方となり、平成 19 年改正後においても引き継がれている²³⁴。

信託税制導入時、「受益者が受託者より受くる所得は受益権なる一種の債権より生ずるものなるを以て、現行法の儘にては受託財産の種類如何を問はず、其の収入金全部に對し課税することとなり、受益者が直接信託財産を所有するものと看做すを以て、……總て一般の場合と同一に取扱はれ、課税の公平を得ることとなる」として、受益者課税が導入されたが²³⁵、当時の所得税法が法人税も含め第一種から三種の区分しか存在しなかったことを思慮すれば²³⁶、所得区分の判断は、当時と状況を異にしているともいえる。

その後、昭和 15 年の全文改正により信託関係の規定は、旧所得税法 6 条第 1 項「信託財産ニ付生ズル所得ニ関シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スベキ受益者ガ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得税ヲ賦課ス。但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支払ヲ為ス合同運用信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」とされた。本文部分の内容は、名義上の法律関係を無視して実体に即する考え方を採り、現実はその財産自体を受益者が有するものと看做して課税することになっているとされる²³⁷。平田敬一郎氏は、昭和 15 年税制改正に関する講演で「分類所得税は信託財産を信託會社が持つて居るものではなく、受益者が持つて居るものと看做して、貸家、貸地、田畑等不動産の信託であれば不動産信託として課税する。」と受益者にかかる所得区分の判断基準について言及されている²³⁸。

その後、昭和 37 年改正にて信託関係の規定は、旧所得税法 4 条第 1 項「信託財産につき生ずる所得については、その所得を信託の利益として、受くべき受益者が信託財産を有するものとみなして、所得税を課する。但し、合同運用信託、証券投資信託又は法人税法第 2 条第 2 項に規定する信託の信託財産につき生ずる所得については、この限りではない。」とされた。ここにおいても、受益者課税の原則が採用されている。

²³⁴ 大正 11 年改正で現行の信託を「導管」とする信託税制の原型が定められたが、当時は「実質所得者課税の原則」という考え方はなく、またこの考え方が信託法規から導かれた訳でもなく、当時税法の解釈として採用されていた「名義主義・表見主義」の立場から、二重課税が問題視され、その調整を図るための措置として定められたとされている（注解所得税法研究会編・前掲注 48、98 頁参照）。

²³⁵ 大蔵省編纂・前掲注 230、1154 頁。渡邊善蔵・前掲注 202、51 頁、小林長谷雄＝岩本巖・巖・前掲注 212、123 頁も同旨。なお当時は現在のような 10 種の所得区分は存在しない。田中勝次郎博士は、受託者は、自己の財産より生ずる所得として他の所得と合算課税され、又一面に於て受益者は、其の享受する利益に対し更に課税され、同一の所得が二重に課税され、法人の場合と同様に二重負担の問題を惹起することになるため、二重負担防止として受益者課税が採用されたとされる（田中『所得税法精義』97 頁（巖松堂書店 1930）参照）。

²³⁶ 昭和 15 年税制改正により分類所得税と総合所得税が導入された（小平敦＝白崎浅吉・前掲注 228、74 頁以下参照）。

²³⁷ 平田敬一郎・前掲注 60、57 頁参照。平田敬一郎氏は、この内容を「従来と同じ」とされており大正 11 年創設当初より、内容に変化がないことが分かる。

²³⁸ 平田敬一郎・前掲注 60、57 頁参照。平田氏は不動産所得を資産所得とされる（同項 55 5 頁参照）。

そして、全文改正が行われた昭和 40 年税制改正にて、旧所得税法 13 条は以下のように改正された²³⁹。この規定は実質的な利益の享受者をもって、それに収入及び支出が帰属するものとして、所得計算を行うものであるとされているが²⁴⁰、信託財産に属する資産及び負債を受益者又は委託者が有することが明確でないという指摘もあった²⁴¹。なお、昭和 40 年税制改正の基礎となった所得税法及び法人税法の整備に関する答申では、信託に対する課税について「所得税の課税に当たっては、信託財産の運用形態に応じ、利子所得、配当所得、不動産所得等として課税する。」とした²⁴²。

信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。（略）

- 一 受益者が特定している場合 その受益者
- 二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 平成 19 年度税制改正

わが国における信託法は、大正 11 年、当時社会問題化していた高利貸的な「信託会社」を取り締まることを主たる目的として信託業法とともに制定された。その後 85 年の間、信託法の実質的な改正が行われなかったため、社会・経済活動の進展状況や信託の実態を反映していない面があるとされていた。そこで、社会経済情勢の変化等に鑑み、信託に関する私法上の法律関係の通則を定めた現行の信託法を全面的に見直し、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信

²³⁹ 昭和 40 年度税制改正で全く検討されなかった公益信託は（当時、公益信託が全くなかったのが理由と吉牟田勲氏は述べられる）、昭和 62 年に行われた公益信託税制改正にて新設された（吉牟田「昭和 62 年の本格的な公益信託税制改正の経緯－みなし法人税制の協会提案から現実的な寄付金税制の容認へ－」信託 191 号 57 頁参照）。

²⁴⁰ 吉國二郎『法人税法』190 頁（財経詳報社 1965）参照。吉國氏は法人税法 12 条 1 項について、「これは前に述べた実質課税の原則からいえば、まさに法律上の名義人と実質の享受者を異にするものである。形式的にこれを解すれば、信託財産について生じた利益は一応受託者に生じ、それが受益者に移されるものということもできよう。しかし、信託という特殊な制度は、財産の所有及び管理とその収益とを分離するものであって、その実質的な利益をすべて受益者に享受せしめようとする趣旨のものであるから、租税法上の実質主義はまさにこのような場合に適用されてしかるべきものである。」とされる（同項）。

²⁴¹ 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法〔加除式〕』1135 頁（第一法規出版 1983）。

²⁴² 税制調査会・前掲注 73、57 頁。昭和 40 年改正の内容については、吉牟田勲「現行法人税法各条の立法過程の研究－第 12 条関係」税弘 45 卷 13 号 121 頁にも詳しい。

託等の新たな制度を導入するため、信託法の大幅改正が行われた²⁴³。これら「信託法」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は、平成18年12月8日に参議院本会議で可決・成立し、同年12月15日に信託法（平成18年法律第108号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）としてそれぞれ公布された²⁴⁴。

信託法の改正に伴い、多様な信託の利用ニーズに対応するための新たな類型の信託制度の創設（自己信託や目的信託など）や従来と異なる信託の利用形態に対応した制度整備が行われたため²⁴⁵、今後、信託の利用機会が大幅に拡大すると見込まれ、これらに対する税制上の対応として、課税の公平・中立の確保、新たに創設される多様な信託の類型に対する適切な対応、信託を利用した租税回避の防止などを目的に信託税制も大幅に改正された²⁴⁶。

²⁴³ 新法の要点は次の3つに集約される（寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』13頁（商事法務2008）参照）。

- ①当事者の私的自治を基本的に尊重する観点から、旧法の過度に規制的なルールを改め、受託者の義務や内容を適切な要件の下で合理化している点
- ②受益者のための財産管理制度としての信頼性を確保する観点から、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定や制度を整備している点
- ③多様な信託の利用ニーズに対応するため、新たな類型の信託の制度を創設している点

²⁴⁴ 齋地義孝・前掲注1、71頁参照。

²⁴⁵ 田中和明氏は、改正後の商事信託に関し、実務では利用しやすいものとなったが、制定に伴い、①合同運用信託のための規律、②二重信託、③同一人に対する貸出金と預金等の相殺、④信託財産に属する財産の担保取得が新たな解釈問題となったとされる（田中「平成18年信託法と商事信託—実務的観点から」信託35号7頁参照）。

²⁴⁶ 齋地義孝・前掲注1、74頁、佐藤英明「新信託法の制定と19年信託税制改正の意義」日税62巻43頁以下参照。岩崎政明教授は、法人税等の租税回避に関連した措置として、①法人課税信託、②集団投資信託に係る課税措置の整備、③信託の損失配賦制限をあげられる（岩崎「信託課税の理論と運用 事業信託を利用した租税回避の防止措置について」新井誠編『新信託法の基礎と運用』342頁（日本評論社2007）参照）。

現行信託税制に関する論稿として、金子宏ほか「信託法制と信託税制の改革」税研133巻1頁以下、武田昌輔編・前掲注228、954頁以下、水野忠恒「受益者等課税信託（個人信託）の課税問題」日税62巻71頁以下、同「信託法の全面改正と平成19年度税制改正」税研133巻66頁以下、中里実「集団信託」日税62巻87頁以下、池本征男＝酒井克彦『裁判例からみる相続税・贈与税〔三訂版〕』108頁以下（大蔵財務協会2013）、酒井克彦『裁判例からみる法人税法』59頁以下（大蔵財務協会2012）、矢内一好ほか『実務解説 信託法Q&A（矢内一好執筆部分）』1305頁以下（ぎょうせい2008）、矢内一好ほか『信託の法務・税務・会計（矢内一好執筆部分）』25頁以下（学陽書房2007）、渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税62巻171頁以下、渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」日税62巻199頁以下、増井良啓「信託と国際課税」日税62巻227頁以下、武田昌輔「信託課税（1）～（5）」税務事例39巻11号66頁以下、12号68頁以下、40巻1号68頁以下、40巻2号63頁以下、40巻3号68頁以下、阿部泰久「自己信託の創設～その仕組みと受益者課税」税理50巻6号15頁以下、平川忠雄「自己信託の事業への活用～受託者課税」税理50巻6号22頁以下、同「信託を活用した企業の経営計画の策定と税制上の規制措置への対応事例」税事99号1頁以下、中島孝一「目的信託の創設～その仕組みと受託者課税」税理50巻6号30頁以下、野島喜一郎「受益者連続型信託の創設～その仕組みと相続税課税」税理50巻6号38頁以下、菅野真美「限定責任信託と受益証券発行信託の創設～その仕組みと課税」税理50巻6号以下、平川忠雄『新しい信託の活用と税務・会計』60頁以下（ぎょうせい2007）、橋本守次『ゼミナール相続税法』631頁以下（大蔵財務協会2011）、同「信託設定時に受益者は利益を取得する地位にないとされ、贈与税課税が取り消された事例」税務事例43巻12号

平成 19 年度税制改正により税制上の信託は、①受益者等課税信託、②集団投資信託、③退職年金等信託、④法人課税信託と類型化され、新たに法人課税信託制度やみなし受託者制度が導入されたが、信託税制における根幹規定である受益者課税の原則は変更が加えられることはなかった^{247、248}。

1 頁以下、佐々木浩「信託税制について～信託税制の基本的考え方等について」信託 239 号 104 頁以下、堀口和哉「信託法の改正と租税法」本庄資『関連法領域の変容と租税法の対応』54 頁以下（財経詳報社 2008）、安井栄二「事業信託に関する税法上の問題の一考察」大阪経大論集 60 巻 2 号 109 頁以下、三菱 UFJ 信託銀行編『信託の法務と実務〔6 訂版〕』251 頁以下（きんざい 2008）など参考。

²⁴⁷ 改正後の信託税制は、①受益者段階課税（発生時に課税）、②受益者段階課税（受領時に課税）、③信託段階法人課税とされる（注解所得税法研究会編・前掲注 48、87 頁参照）。これは、三重構造とされるが（占部裕典「我が国における信託税制の発展と改革～改正信託税制の特徴と課題～」会計監査ジャーナル 623 号 66 頁、同「経済変動期における信託課税－投資信託・投資法人課税を中心にして」法時 75 巻 4 号 56 頁、喜多綾子「個別信託の発展と課税問題－信託法改正の動きと信託課税改革－」税法 556 号 37 頁参照）、これにより金融資産の課税規定がきわめて複雑化しているともいわれている（占部「信託課税の基本的仕組み－わが国の信託税制の特徴と問題点」税研 132 巻 35 頁参照）。

占部教授は、平成 19 年税制改正を既存の課税構造の中で応急的かつ部分的な改正を行ったものとされる（占部「多様な信託の活用に対する課税の影響」信託法 39 号 1 頁参照）。

²⁴⁸ 他国における信託税制を簡単に確認しておく。

アメリカにおける信託税制は、大きく通常信託 (ordinary trust) と事業体 (business entities) に区分され、通常信託 (ordinary trust) には、①委託者課税信託 (grantor trusts or grantor owned trusts)、②受益者課税信託 (beneficiary owned trusts)、③信託課税 (non-grantor trusts) があり、信託を個人とみなして信託財産から生じる所得に対する課税を行う③が原則とされるが、受益者に分配された所得は受益者に対して課税され、現年において分配された額は信託の課税所得から控除される。また、事業体として取扱われるものには、法人 (corporations) 課税、パートナーシップ (partnerships) 課税、RIC、REIT、REMIC などがある。その他、CTB 規則にも留意すべきである。

In the ordinary Case, where the trust is irrevocable and the grantor reserves little or no control over it, the trust income will be taxed either to the trust or to the beneficiaries. Trust of this character is ordinary trusts. A grantor who remains power over the economic benefits of the trust property may be taxed as the “substantial owner” thereof. There trusts are sometimes called grantor trusts. And a third person who has the right to get the income or corpus of the trust on demand may be taxed as the substantial owner of the income. Trusts of this type are sometimes called Mallinckrodt trusts. WILLIAM A.KLEIN & JOSEPH BANKMAN & DANIEL N.SHAVIRO, FEDERAL INCOME TAXATION,604(13rd ed.2003).

アメリカにおける信託税制に関しては、渚圭吾「アメリカ信託税制の諸問題」信託 239 号 27 頁以下、松永和美「米国の信託の税制について」信託 238 号 29 頁以下、佐藤英明・前掲注 204、5 頁以下、同「事業信託と法人の分類基準（上）（下）」ジュリ 998 号 114 頁以下、1001 号 118 頁以下、同「REIT における『受動性』規制の変遷」神戸 45 巻 3 号 591 頁以下、同「投資信託と課税」『法形式と方実質の調整に関する総合研究 I（トラスト 60 研究叢書）』43 頁以下（トラスト 60 1998）、同「投資信託課税の日米比較（上）（下）」ジュリ 1035 号 160 頁以下、1036 号 117 頁以下、同「投資信託課税の日米比較」信託研究奨励金論集 14 号 3 頁以下、同「資産流動化と課税－アメリカ法の概観－」租税法 24 号 91 頁以下、同「受益権分離型信託を用いた公益的寄付をめぐる税制」『資産の管理運用制度と信託（トラスト 60 研究叢書）』111 頁以下（関西信託研究会 2002）、同「『外国信託』と課税」金子宏編『国際課税の理論と実務－移転価格と金融取引』326 頁以下（有斐閣 1997）、平野嘉秋「信託税制の課題と展望」租税研究 698 号 54 頁以下、岩崎政明「米国における REIT Spin-off の意義－不動産の非課税 spin-off は許容されるか？－」証券税制研究会『企業行動の新展開と税制』183 頁以下（日本証券研究所 2006）、雨宮孝子「米国の公益法人・公益信託 (Foundation) の現状と税制の概要」信託研究奨励金論集 7 号 31 頁以下、浅妻章如「Reich 論文の” Super-Matching” Rule の紹介及び信託等を通じたマッチングの意義と限界」『金融取引と課税 (3)（トラスト 60 研究叢書）』43 頁以下（トラスト 60 2013）、川口・前掲注 228、334

所得税法 13 条 1 項は、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限られます。）がその信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし²⁴⁹、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、所得税法の規定を適用することとし、従前同様、（経済的）実質所得者課税の原則の実施および二重課税の排除をその目的とする。

第 3 節 信託の財産権転換機能

信託は、財産管理制度のひとつ、財産権を有する委託者が受益者の利益のため当該財産権を受託者に管理させる制度とされている²⁵⁰。商事信託を中心とするわが国では²⁵¹、信託を財産管理制度ではなく外部資金調達手段のひとつとし

4 頁以下、岡村忠生「永久信託増加の原因－永久支配か税負担軽減か？」米法 2009-1 147 頁以下、海原文雄「ビジネストラストの団体制と課税の問題」信託復刊 63 号 23 頁以下、海原文雄「信託の所得税におけるクリフォード原則」信託復刊 73 号 40 頁以下など参考。

イギリス信託の基本類型には、収益保有権信託 (interest in possession trusts)、裁量信託 (discretionary trusts)、受動信託 (bare trust) などがあるが、所得税法はすべての信託に対し基本税率で課税され、受託者により納付される。ただし、裁量信託や累積扶養信託 (accumulation and maintenance trusts) に対しては、さらに付加税率が課税される。受益者が受領した所得に対しても課税がされるが、信託において課された税額を控除することができる（占部裕典「英国の信託税制」『創立 20 周年記念論文撰集』472 頁（トラスト 60 2007）、イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説（トラスト 60 研究叢書）（占部裕典、渡邊幸則執筆部分）』173 頁以下（清文社 1994）、藤谷武史「イギリス信託税制」信託 243 号 29 頁参照）。イギリスにおける信託税制に関しては、占部裕典・前掲注 205、179 頁以下、同「裁量信託及び受益者連続型信託の課税関係－イギリス信託課税からの示唆－」神院 25 卷 2 号 197 頁以下、吉村政穂「UCITS IV に対応した英国税制の動向」『金融取引と課税(3)（トラスト 60 研究叢書）』97 頁以下（トラスト 60 2013）、岩崎政明「UK-REIT（イギリス型不動産投資信託）の導入と課税制度の特色」租税研究 698 号 127 頁以下、岩崎政明＝岩崎いずみ「イギリスにおける商品ファンドの法規制と租税制度」信託研究奨励金論集 14 号 40 頁以下、藤原拓哉「英国 REIT 税制における論点整理」関法 56 卷 4 号 205 頁以下、代田純「イギリス年金信託税制」信託研究奨励金論集 21 号 37 頁以下など参考。

カナダにおける信託税制は、信託そのものをいったん独立の納税義務者として認識した上で、受益者に対する分配に相当する金額を所得計算上控除することを認めるものとなっている（吉村政穂「カナダ信託税制」信託 244 号 38 頁以下）。

その他各国の信託税制に関する論稿として、中里実「信託税制の国際的概観」『創立 20 周年記念論文撰集』511 頁以下（トラスト 60 2007）、同「各国の信託税制」信託 190 号 46 頁以下、浅妻章如「フランス信託税制」信託 242 号 16 頁以下、同「信託と租税条約の適用に関する考察」『金融取引と課税(2)（トラスト 60 研究叢書）』61 頁以下（トラスト 60 2012）、渡邊幸則「ドイツにおける裁量信託の課税について」石島弘ほか編『税法の課題と超克－山田二郎先生古希記念論文集－』211 頁以下（信山社 2000）、辻美枝「G-REIT と課税」税弘 58 卷 9 号 105 頁以下、宮本十至子「国境を越える REIT と課税－ドイツにおける最近の動向を中心に－」関法 56 卷 2=3 号 401 頁以下、藤本哲也「信託に関する国際課税上の論点についての基礎的考察」中央ロージャーナル 2 卷 4 号 31 頁以下など参考。

²⁴⁹ 改正前の規定が信託の信託財産に帰せられる収入及び支出についてのみ規定されていたことと比べると、課税の取扱いが明確になったとされている（齋地義孝・前掲注 1、83 頁参照）。

²⁵⁰ 新井誠・前掲注 1、3 頁参照。

²⁵¹ 商事信託の発展はわが国の投資等に対する国民性（貯蓄意識等）を反映しながら発展を遂げてきた。これは、大正 11 年から昭和 20 年半ばまでの大口金利預金類似による利用、昭

て利用されることが多くなり²⁵²、平成5年の「特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律77号）」の導入以降、この領域に関する税制を含む法整備が進み、近年ますますその利用と重要性が増してきている。このような資産の流動化ないし証券化²⁵³（以下「資産の流動化」とする）にて信託が利用されるのは、信託における①倒産隔離機能、②信託財産の受益権への転換機能が、資産流動化の要件²⁵⁴に適合するからであるが、信託の特性を生かした資産の流動化は、信託の本質とされる財産管理制度とは性質を異にし、信託と認められるかについては議論もある²⁵⁵。

和27年から50年代後半までの貸付信託（元本補填契約がついていた）、そして昭和50年代から平成10年あたりまでの土地信託や投資信託などにみられるであろう（占部裕典・前掲注228、65頁参照）。

²⁵² 首藤重幸教授は、「日本における従来の信託は、信託という手法が有用であるとされる個人信託ではなく、集団信託としての利用が中心であった。そのうえ、受益者が委託者と一致する自益信託がほとんどであり、これらのことから従来の信託は主として投資（金融調達）手段として利用されていたことがわかる。」とされる（首藤「新信託法と贈与税・相続税」税事98号57頁）。

²⁵³ 資産の流動化・証券化とは「企業が自己の保有している資産を他の資産から区分したうえで、そのキャッシュフローや資産価値を裏付けとして投資者に証券を発行すること……、すなわち企業にとっての外部資金調達の一手段」をいう（新井誠・前掲注1、455頁）。天野野佳洋教授は、「セキュライゼーションは、従来型の企業の信用力に依拠した資金調達とは別に、企業が有する資産を切り離し、その資産のキャッシュ・フローのみを引当てとする資金調達が証券の形態で行われるファイナンス手法の1つ」（天野「セキュライゼーションにおける信託の利用と税のかかわり」中里実＝神田秀樹『ビジネス・タックス』320頁（有斐閣2005））、間接金融から直接金融への移行のひとつの形（天野「セキュライゼーションと信託」信託法13号88頁参照）とされる。中里実教授は証券化について「実際的には、将来においてキャッシュ・フローをもたらす特定の資産（債権等）を、証券のかたちで小口化して売却することである」とされる（中里『金融取引と課税』386頁（有斐閣1998））。中里教授はまた、証券は主としてアメリカで生成・発展したものであり、デリバティブと並んで最近（この書籍が書かれたのは1998年であるが）における金融革新（financial innovation）をもたらした大きな成果のひとつであるとされる（同項390頁参照、同・前掲注71、83頁参照）。資産の流動化のひとつである不動産証券化を、平野嘉秋教授は「資金調達者（企業等）にとっては当該企業等が保有する証券化対象資産（不動産等）を当該企業から切り離し（オフバランス化）、その資産が生み出すキャッシュ・フローを償還の原資として元利・配当等の支払を扱う商品が発行する金融手法であり、投資家にとっては、不動産証券化商品を取得し、不動産の管理及び処分から上がる収益の分配を受ける仕組み」とされる（平野「不動産の証券化と信託税制」税務会計研究第13号52頁）。

²⁵⁴ 資産流動化の要件は「第1に、対象資産が独立財産性を持ち、オリジネーターおよび資産管理者の破産から保護されていること。第2に、対象資産を投資家による投資に適した形に返還できること。第3に、資産管理者に十分な資産の保全・管理能力があること。」である（新井誠・前掲注1、458頁）。その他、①証券化資産の保有者（受託者）倒産時の影響が証券化資産に及ばないこと（倒産リスクの切断）②税務上二重課税とならないこと（天野佳洋・前掲注253、321頁参照）や、証券化流動化における信託の機能として、①資産を委託者から分離し受託者が確実に受益者の為に所有する機能（担保的機能）、②資産を専門的能力のある受託者が管理する機能（管理機能）、③受託した財産を、受益権という流通可能な権利に変換する機能（変換機能）がある（平野嘉秋・前掲注253、91頁）とするものもある。

このように流動化における信託の利用は、投資家から見て、投資の対象とはなりにくい金銭債権等の原資産を、投資の対象としてなじみやすい受益権に変えるという信託の機能のひとつである転換機能が遺憾なく発揮された実例であるともされている（天野佳洋＝久保淳一『図解よくわかる信託と信託ビジネス（天野執筆部分）』20頁（学陽書房2008）参照）。

²⁵⁵ 新井誠教授は、資産流動化のような受託者が信託財産の管理・処分に関し一切の権利・義務を負わない形態は名義信託であり、信託法上の信託としての効力を否認すべきであると

信託財産の受益権への転換機能とは、受託者が有する信託財産が受益権という債権に性質を転換することをいうが²⁵⁶、これは中里実教授が、「ファイナンスの視点から考えると、パートナーシップの特性は、パートナーシップを利用することにより（すなわち、ある組織を通過することにより）、それに参加するパートナーの受領ないし支払うキャッシュ・フローの形態（あるいは、その負担するリスク）が変化を被るという点にある。……何らかの仕組み組織を用いてキャッシュ・フローの再構成を行うということは、要するに、所得の属性（たとえば、性格やタイミングや源泉地）等を（少なくとも一定程度は）変更するという効果をもたらすであろう。」と述べられるように²⁵⁷、パートナーシップの特性のひとつでもある²⁵⁸。このことは、キャッシュ・フローの再構成が行われた場合における所得区分の判断主体の検討に際し、重要な論点と考えられるため、本節では信託が有する財産権の転換機能に関する租税法上の問題点について、最近の判決を参考に検討する。

1 複層化された受益権にかかる課税

信託に対する課税は、所得税法 13 条 1 項にて、「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と例外的擬制規定が置かれているように、法的所有者である受託者が有する資産及び負債（信託財産）を受益者が有しているものとみなして当該信託財産にかかる収益及び費用が認識される²⁵⁹。

信託財産が不動産の場合、受益者は法的には受益権という債権を有してい

される（新井誠・前掲注 1、459 頁参照）。

²⁵⁶ 新井誠教授は、転換機能を「委託者が財産を自分の支配権から離脱させることによって新たな付加価値を付ける」特質とされる（新井「平成 18 年信託法と民事信託」信託法 35 号 29 頁）。

²⁵⁷ 中里実・前掲注 82、160 頁以下。中里教授は、仕組み組織を用いた、ファイナンスの本質は、キャッシュ・フローのリパッケージング（組み替え、ないし、再構成）にあるといえるともされる（同項 161 頁）。

²⁵⁸ 秋葉賢一教授は、「流動化に関する信託スキームでは、通常、信託受益権を優先劣後に分割するような複層化が行われているため、当該受益権と信託財産との直接的な対応関係が失われている。従って、受益者あたかも信託財産を自ら保有するものとみなして会計処理を考えることは困難になる。」とされる（秋葉・前掲注 222、176 頁）。その他、信託の転換機能が利用される場合、導管理論の根拠に疑問が生じ得るとする意見もある（林麻里子「信託のパス・スルー課税について」金融研究 20 巻 1 号 208 頁参照）。

²⁵⁹ 淵圭吾教授は、受益者の地位には、①受益者は、信託財産を構成する個々の資産との関係でも、信託財産の総体との関係でも完全に切り離されている（＝債権説）、②信託財産の総体に対する equity holders、つまり受益者は、信託財産を構成する個々の資産に対する持分は有さないが、信託財産の総体に対する持分を有する（＝実質的法主体説）、③受益者は信託財産に属する資産自体を実質的に所有している（受益者が複数の場合にはその共有持分を有する）、④一定の受益者は、他の受益者に対し債権者としての地位にある、の 4 つの考え方があり、所得税法・相続税法は、いずれも基本的には③の見方に近い考え方を採用してきたとされる（淵「民事信託をめぐる相続税・贈与税課税のタイミングと『受益者等』の範囲について」学習院 48 巻 1 号 40 頁以下参照、淵・前掲注 214、75 頁以下参照）。

るにもかかわらず、受託者が法的に所有している不動産を有しているものとみなして所得税法が適用され、受益者が複数存在する場合は、所得税法施行令 52 条 4 項「法第 13 条第 1 項に規定する受益者が二以上ある場合における同条第 1 項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。」にて²⁶⁰、各受益者がその有する権利の内容に応じて、信託財産に属する資産及び負債の全部を有しているものとみなして、所得税法が適用される²⁶¹。

それでは資産流動化²⁶²の場合、所得税法上どのように取り扱われるのであろうか。例えば、資産流動化の一般的スキームである、委託者が有している不動産を受託者に信託譲渡し、複数の受益者が優先受益権と劣後受益権を取得した場合²⁶³、²⁶⁴、各々の受益者が有しているとみなされるのは変質した財産権（優先受益権または劣後受益権）なのか、それとも受託者が法的に有している財産権（不動産）なのだろうか。実際、このような場合における税務上の取扱いは明確でなく²⁶⁵、これを現行信託課税の原則的考え方である導管理

²⁶⁰ 「受益者が 2 以上ある場合には、信託財産に属する資産及び負債の全部並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとされている。したがって、受益者等課税信託については、たとえ劣後受益権であっても、各受益者に帰属する財産及び損益を算定することになります。」とする（渡辺淑夫＝山本清次『法人税基本通達の疑問点〔五訂版〕』797 頁（ぎょうせい 2012））が、その有する権利の内容に応じて有することが導管となっているのかは疑問である。

²⁶¹ 会計上は優先劣後構造のように質的に分割されたものは信託財産を直接保有しているものとみなされず、有価証券を有しているものとされる（秋葉賢一「実務対応報告第 23 号『信託の会計処理に関する実務上の取扱い』について」信託 232 号 68 頁参照）。

²⁶² 資産流動化に関する論稿として、小沢進「不動産の証券化を巡る実務上の留意点」税経通信 46 巻 7 号 73 頁以下、行徳一人「資産流動化・投資信託と法規制」法時 75 巻 4 号 50 頁以下、久禮義継『流動化・証券化の会計と税務〔第 4 版〕』（中央経済社 2008）など参考。

²⁶³ 通常の資産流動化スキームでは、委託者兼受益者で信託設定した後、委託者が第三者に受益権を譲渡するケースが多い。

²⁶⁴ 本件のように 1 つの原資産に対しリターンとリスクの異なった複数の証券化商品を発行する仕組みをトランシェ (tranche) 構造という。なお、トランシェ構造全体のキャッシュ・フローは、資産から発生するキャッシュ・フローと一対一で対応する（川北英隆『証券化—新たな使命とリスクの検証』14 頁（きんざい 2012）参照）。

²⁶⁵ 佐藤英明教授は「複数の受益者が有する受益権の内容が比例的でなく、元本と収益、株式の議決権と配当受領権、優先受益権と劣後受益権というように複層化ないし『斜め切り』の状態になっている場合、あるいは、裁量信託において現実の受益の有無や大きさが毎年変更される場合に、どのように課税関係を決定するかについて、さらに検討する必要がある。」とされる（佐藤・前掲注 246、52 頁）。その他、喜多綾子・前掲注 222、134 頁、同「信託税制における受益者課税の問題」税法 568 号 48 頁、占部裕典・前掲注 218、107 頁、岡正晶「民事信託と新しい信託税制」税事 100 号 42 頁以下なども参考。

吉村政徳准教授は複層化された受益権について、金融取引方式（信託の受益者を信託財産保有受益者及びその他の受益者と区分した上で、両受益者の間に債権債務関係を擬制し、その擬制に基づき課税を行う方式）にて課税を行うことを検討されている。この考え方では、質的に分割された受益証券を信託財産との結び付きが強固な受益証券と希薄な受益証券に分け、信託財産に係るリスクや利益を実質的に負担している者のみが信託財産のすべてを保有

論で説明することは非常に困難といえよう^{266、267}。

信託財産とは、受託者に属する財産であって信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいい（信託2条3項）、上記例の場合、優先受益権や劣後受益権は受託者に属する財産とはならない（あくまで受益者に属する財産である）。また信託により管理または処分すべき一切の財産も、優先受益権や劣後受益権ではなく不動産である。そうすると、各受益者は受託者が有している不動産をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、不動産に帰せられる収益及び費用の全部が、それぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとして、所得税の金額を計算することになるが、この不動産を「権利の内容に応じて有する」の具体的な内容も、上述したとおり明らかになっていない。

受益権には収益受益権（信託財産の管理及び運用等によって生ずる利益を受ける権利）と元本受益権（信託の終了の場合の信託財産の帰属の権利）があり、「受益者が複数存在するときは、各受益者の受益権は、その受益権の上記の権利が分有されるものとなり、その分有は、上記の利益・元本の双方を対象とする受益権について利益・元本別々のものとするなど種々の内容のものとして構成することができる。なお、このように種々の内容をもつ受益

していると評価（擬制）することとなる。（吉村「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する一考察」（金融庁金融研究センター2012年4月）17頁以下参照）。知的財産権の流動化について、信用リスクの差異から当初受益者へ信託受益権を交付する際の受益権の評価額と受益権売却時における評価額が異なることを問題視する論稿として、谷口聡志「信託スキームを用いた知的財産証券化と企会の論理」企会59巻10号51頁などもある。

²⁶⁶ 佐藤英明教授は「具体的にこの規定をあてはめようとする、必ずしも容易ではない事態が想定されうる。」とされ、信託財産が不動産の場合において収益受益権と残余財産受益権を各々でもつ受益者がいた場合における固定資産税の取扱い（固定資産税は不動産等の資産価値に着目してその所有者に課せられる税であるため、収益受益権を有する受益者ではなく、残余財産受益権を有する受益者が負担すべきとされる）について疑問を呈されている（佐藤「他益信託と課税—平成19年改正後の信託課税」税事109号3頁以下参照）。喜多綾子税理士は、質的に異なる受益権に分割されている場合、①減価償却費・保険金・損害賠償金の計上の配分方法、②信託受益権の取得価額の算定方法、③信託終了後の損失の帰属時期が不明確であることを重要な問題であるとされる（喜多・前掲注222、134頁以下参照）。松永和美氏も減価償却費の計上に関する問題を提言されている（松永和美「財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察」信託法第32号109頁以下参照）。

²⁶⁷ 信託受益権が質的に異なる場合の取扱いについては、以下のように様々な問題点が呈されている。

これを（所得税法施行令52条4項および法人税法施行令15条4項：筆者加筆）具体的にどう判定したらいいのかというのは非常に難しい問題です。例えば優先劣後関係を持ち込むだけでも、それぞれの受益権の内容に応じた帰属をどのように捉えればいいのかを考えると、とたんに難しくなるわけですが（吉村政穂「金融スキームと信託に関する税制」信託法37号59頁）。信託受益権が優先劣後のように質的に異なる場合の課税は悩ましい問題であり、課税上の取扱いが明確でないことはすでに明らかな点である（占部裕典・前掲注218、107頁参照）。信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合に、収益及び費用に関して、その受益者に帰属するのかが明らかではない。権利の内容に応じる帰属とはいかなることであるかが不明瞭であり、所得税基本通達に示されている通達の例示（所通13-4）では解決することができない（喜多綾子・前掲注222、122頁）。山田熙「信託受益権のみなし贈与」税研75号93頁、同・前掲注224、69頁なども参考。

権を、単体の受益権のまま、あるいは単体の受益権を区分して利益・元本（信託財産）のそれぞれを対象とする受益権に区別し、それぞれ『収益受益権』・『元本受益権』と呼ぶことがあり、受益者がその受益権について受ける配分に対する税法の適用上、その区分が用いられる。」とする意見もあるが²⁶⁸、信託財産が債権である信託において信託受益権が優先受益権と劣後受益権のように複層化している場合も、所得税法13条1項の適用を受けるため、各受益者が収益受益権と元本受益権を共に各受益者の「権利の内容に応じて」有していると解することにならないだろうか²⁶⁹。このことは信託財産が不動産の場合さらに難しくなる。

たとえば、以下のような事例を考えてみよう。

〔事 例〕

委託者：A

受託者：B

受益者：C(優先受益権：年30の分配、累積型)

D(劣後受益権：残余)

信託財産：賃貸用不動産

1年目に不動産収入が100、費用が50でCに30を分配した場合、CとDの処理はどのようになるだろうか。また2年目に収入100、費用80でCに30を分配したときはどうだろう。所得税法13条1項及び所得税法施行令52条4項に基づくと、CもDも信託財産である賃貸用不動産をその権利の内容に応じ所有するとみなして収入と費用を認識することになるが、C及びDの収入及び費用（減価償却費の計上含む）をどのように認識することになるのだろうか。このように信託受益権が複層化した場合における税務上の処理は、非常に困難といえる。

質的に異なる受益権からなる信託に対する課税については、米国の税制を参考に、「信託財産に関し、最もリスクを有する者等（『信託財産保有受益者』）に信託に係る資産・負債及び収益・費用の全てが帰属するものとしつつ、信託財産保有受益者以外の受益者（……）は、信託財産保有受益者に対し、収益分配額相当の金銭債権を保有する」方法も示されている²⁷⁰。かり

²⁶⁸ 注解所得税法研究会編・前掲注48、102頁。

²⁶⁹ 中里実教授は、所有権は①使用権②果実収受権③処分権から構成されており、その価値は①使用・果実収受権の価値②元物に関する残存権・処分権の価値に分解することができる。そして、所有権の本質は、使用・果実収受権というフローを受益する権利にあるため、使用・果実収受権が無期限に与えられれば「使用・果実収受権の割引現在価値＝所有権の価値」になるとされる（中里「信託法理の生成」『金融取引と課税(2)(トラスト60研究叢書)』7頁以下（トラスト60 2012）参照）。

²⁷⁰ 喜多綾子・前掲注222、138頁。

にこの考え方を採用した場合、劣後受益者が信託財産を有するものとし、優先劣後者が劣後受益者に対する債権者ということになるが、これは劣後受益者を受託者に擬制するなど、信託本質論に基づく課税をさらに複雑化した方法のようにも感じる²⁷¹。

2 東京高裁平成 26 年 8 月 29 日判決

資産流動化による信託の活用事例は既にかかなりの件数があるが²⁷²、信託受益権を複層化した資産流動化について争われた事案は少ない。東京高裁平成 26 年 8 月 29 日判決（裁判所ウェブサイト）²⁷³は、信託を用いた資産流動化スキームだが、原審・控訴審とも信託課税に関する検討は行われず、法人税法 22 条 4 項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の適用可否が争われた事案である。本件は法人税法における事案であるが、所得税法 13 条 1 項と法人税法 12 条 1 項がその内容を同一とし、所得課税における信託の複層化における問題点として参考となる事案であるため、ここで取り上げる。

本件は、銀行業務や信託業務等を目的とする株式会社である X（原告・控訴人）が、その有する住宅ローン債権について 2 つの流動化取引²⁷⁴、自らが

²⁷¹ 現行信託税制では、債権者である受益者を受託者と擬制して課税が行われているのであるが、喜多綾子税理士が提案される方法の場合、債権者である受益者のうち、劣後受益者のみを受託者と擬制し、さらに優先受益者を劣後受益者の債権者と擬制することとなる。債権者である優先受益者に対し、その立場に応じた課税を行うのであれば、劣後受益者を受託者と擬制するのではなく、私法上の関係（受益者は受託者の債権者である）に基づく課税を行う方が、簡明かつ私法尊重の傾向が存在する租税法に適した方法ではないかと筆者は考える。

²⁷² 流動化による信託は、2001 年 9 月末時点で 3,690 件（金銭 2,850 件、不動産 689 件、動産 149 件）3,690 億円（金銭 139,079 億円、不動産 58,714 億円、動産 484 億円）だったものが、2014 年 9 月末時点では 8,173 件（金銭 2,725 件、不動産 5,192 件、動産-件）584,347 億円（金銭 299,542 億円、不動産 276,091 億円、動産-億円）と増加している。ピークは 2006 年～2007 年であったとはいえ、累計件数や累計総額は相当な数である（信託協会）。

²⁷³ 判例評釈として、拙稿「流動化取引における劣後受益権に係る収益配当金の会計処理が争われた事案」税務事例 47 巻 7 号 23 頁、藤曲武美「債権流動化に伴う劣後受益権に係る金融商品実務指針と構成処理基準」税弘 63 巻 1 号 148 頁、片岡義広ほか「債権流動化における劣後受益権の収益配当金に係る会計処理」企会 67 巻 2 号 97 頁、佐藤修二「流動化取引につき納税者の行った会計処理が法人税法上正当なものであるとされた事例」ジュリ 1475 号 8 頁など参考。

原審は東京地裁平成 24 年 11 月 2 日判決（税資 262 号順号 12088）、判例評釈として、秋葉賢一「債権流動化における劣後受益権に関する収益認識」税弘 61 巻 4 号 132 頁、吉村政穂「劣後受益権に係る収益配当金に対する会計処理の適否が問題となった事例」ジュリ 1451 号 8 頁、浅妻章如「債権流動化における信託受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地裁平成 24 年 11 月 2 日評釈」立教 87 号 204 頁、片岡義広＝永井利幸「判批」企会 65 巻 10 号 49 頁、品川芳宣「金融商品（信託受益権）に係る収益配当金の収益計上時期」税研 172 号 98 頁、藤曲武美「構成処理基準に関する最近の裁判例」税弘 61 巻 10 号 149 頁、濱田洋「劣後受益権に係る収益配当金に対する会計処理の適否が問題となった事例」法学増刊 15 号 221 頁など参考。

²⁷⁴ 流動化取引は 2 つあるが、類似内容となっているためここでは、流動化取引 1 のみを詳解する。

保有する住宅ローン債権につき信託契約を利用することにより新たな金融商品を創設し、それを投資家等に売却する取引を行い（①信託受益権として、優先的に償還される優先受益権と優先受益権の元本が全額償還された後に元本が償還される劣後受益権の２種類の信託受益権を創設し、優先受益権を他者を經由して投資家に売却する、②劣後受益権をXが保有する取引を行い）、その劣後受益権による収益配当金の一部について、各事業年度に係る法人税の益金の額に含めず確定申告をしたところ、日本橋税務署長より更正処分等を受けたため、取消しをY（被告・被控訴人）求めたものである。

東京高裁は、委託者兼受益者である「Xが、本件各劣後受益権につき、金融商品会計実務指針105項と同様の会計処理をし、継続して同様の処理基準により収益を計上したことが、取引の経済的実態からみて合理的なものである場合には、これにより会計処理をすることも許容される、いいかえれば、金融商品会計実務指針105項を類推適用した場合と同様の会計処理することは、法人税法上も正当なものとして是認されるべきであるといえる。」「本件劣後受益権1の元本金額と帳簿価額の差額部分は、住宅ローン債権である本件債権1が、高金利となっていて、その利息部分が本件劣後受益権1に帰属したことから生じる差異の部分が含まれているといえ、このことは、本件劣後受益権2においても同様である。そうすると……本件各劣後受益権については、経済的な実態として金融商品会計実務指針105項の『金利を反映

（流動化取引1）

①平成15年2月3日、B銀行株式会社（以下「B銀行」という。）との間で、Xを委託者、B銀行を受託者として、Xがいわゆる住宅ローン契約を締結した債務者らに対して有する住宅ローン債権の一部を包括して信託譲渡する旨の契約を締結し、Xが保有する住宅ローン債権のうち元本総額204億7,431万6,907円相当分の住宅ローン債権（以下「本件債権1」という。）をB銀行に対し信託譲渡した。

②Xは、本件債権1の信託譲渡と引き換えに、B銀行から元本金額175億円の優先受益権（優先的に元本が償還される受益権。以下「本件優先受益権1」という。）及び元本金額29億7,431万6,907円の劣後受益権（優先受益権の元本が全額償還された後に元本が償還される受益権。以下「本件劣後受益権1」という。）を受領した。

③追加信託ののち、Xは、平成15年2月14日、C株式会社（以下「C」という。）に対し、本件優先受益権1を代金175億円で売却し、これにより、Xは本件劣後受益権1のみを保有することになった。Xは、平成15年3月期において、Cに対する本件優先受益権1の売却により、本件優先受益権1はXの貸借対照表に計上されなくなるが、本件劣後受益権1はXの貸借対照表に計上され続けることから、金融商品会計実務指針37項の規定する「金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合」に該当するとして、同項の定めに従い、本件優先受益権1の元本金額175億円から同項の規定する譲渡原価（本件債権1の消滅直前の帳簿価額を消滅した金融資産である本件優先受益権1の時価と信託した本件債権1から本件優先受益権1を差し引いた残存部分である本件劣後受益権1の時価で按分した結果、本件優先受益権1に配分されたもの。本件では、金融資産である本件債権1の消滅直前の帳簿価額204億7,431万6,907円に本件優先受益権1の時価174億9,998万0,265円を乗じ、本件債権1の時価227億2,312万1,479円で除した額である157億6,808万6,359円となる。）を差し引いた額である17億3,191万3,641円を本件優先受益権1の売却益として計上した。そして、Xは、本件劣後受益権1の帳簿価額を、本件債権1の帳簿価額から本件優先受益権1の譲渡原価を差し引き、上記ウの追加信託の額を加えた48億8,873万9847円とする会計処理を行った。

して』債権金額と異なる価額で債権を保有しているということができ、また、この点において同項と類似した利益状況となっているということができると解される。」と判示し、Xの請求を認容した。

本件は信託を利用した事案であるため、委託者兼受益者信託における所得計算は法人税法12条1項に基づき処理される²⁷⁵。受益者であるXは当該信託の信託財産（住宅ローン債権）を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用はXの収益及び費用とみなして計算されるため、Xは受託者において住宅ローン債権の回収があった都度、その元本返済と利息収入のうちXの有する権利の内容に応じた金額を認識することになるが、本件信託契約では、劣後受益権に対する元本の償還は優先受益権の未払元本残高が零になった後に行われるとされており、優先受益権の未払元本残高は零でなかったことから、劣後受益権に対する元本の償還は行われなかったと考えられる²⁷⁶。つまりXが分配を受けた金額には元本償還部分は含まれておらず、その全額が益金の額に計上されることになると考えられる²⁷⁷。

しかし、東京高裁は「本件各劣後受益権の内容は、Xが保有していた住宅ローン債権とは、元本の償還の時期、利息の利率などを異にし、信託受益権を優先受益権、劣後受益権と質的に異なるものとして分割され、その劣後受益権を保有するに至ったもので、住宅ローン債権の単純な残存部分とはいえないから、住宅ローン債権とは異なる内容の債権を保有するに至ったといえるのであって、この状況は、『債権を取得した』という利益状況に類似しているということができると解される。」とし、受益者が劣後受益権を有しているような内容の判断を行った。

本件は、信託の財産権の転換機能を利用したスキームであり、受益者課税の原則を適用すれば、受益者であるXは当該信託の信託財産（住宅ローン債権）を有するものとみなされ、受託者が有する当該住宅ローン債権に帳簿価額と債権金額との差額が生じることはなく、償却原価法を採用する余地はないと考えられる²⁷⁸。帳簿価額と債権金額に差額が生じたのは、信託財産がその財産権の性質を変質させたからであり、このような信託の法的性質を重視

²⁷⁵ 会計上も受益者が直接有しているものとして処理するのが原則とされる（＝信託導管アプローチ）（伊藤眞＝萩原正佳『金融商品会計の完全解説〔改訂8版〕』213頁（経緯詳報社2009）参照）。その他、信託スキームにかかる会計処理については、大雄智「信託を利用した不動産証券化の会計問題」企会59巻10号39頁以下にも詳しい。

²⁷⁶ 流動化取引1、2とも同様。

²⁷⁷ 松永和美氏は「信託行為において定義がなければ、受益者には、まず、収益から分配がなされたものとして取り扱う等のルールを形成する必要がある。」とされるが（松永・前掲注266、106頁）、その根拠は不明である。

²⁷⁸ 喜多綾子税理士は、信託が終了した場合に生じる損失の帰属時期に関する論稿において、「債権金額、すなわち分配される収益が確定している場合には、債権額と取得価額との差額を償却原価法により減算することもできるが、信託の収益受益権について分配される収益が予想でしかない場合には債権とは認められないことから、……償却原価法により減算することができないと解される。」とされる（喜多・前掲注222、161頁）。

すれば東京高裁が「異なる内容の債権を保有するに至った」と判断したことも理解できよう。

受益者課税の原則は、受託者が信託財産から生ずる利益を享受することができないことに着目し、その経済的実質に基づく課税を行うことを主眼とした合理的な制度とされるが、信託の法的性質（財産権の転換機能等）に鑑みればその実体に応じた課税となっていないようにも思える²⁷⁹。このことと同様、経済的に異なる性質を有する数種の受益権を発生させる信託の財産権移転機能は²⁸⁰、パートナーシップの特性であるキャッシュ・フローの再構成（所得の属性の変更）²⁸¹と類似の性質を有すると考えられるため、受託者が収受する信託財産から生じる所得と受益者が受益権に基づき収受する所得を、同一の性質のものとして捉えて所得区分の判断を行うことにも疑問を感じる。

第4節 受益者課税制度における所得区分

1 受益者課税制度における所得区分

わが国の所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じ、利子所得ないし雑所得の10種類に分類している（所税23条～35条）。これは、所得の担税力は一義的には各人に帰属する所得の総量により示されるが、所得者の担税力は所得の大きさだけでなく所得の源泉や性質に応じ異なるものと捉えて

²⁷⁹ 喜多綾子税理士は、信託が質的に異なる受益権に分割されている場合に生ずる様々な問題点を解決するためには「現在のパススルー課税という課税方法に捉われることなく、新たな課税方法を構築する必要があり、その「新たな課税方法とは、信託の収益及び費用は全て受託者の段階で集計し所得計算を行い、税額も納付する。収益の分配を受けた受益者は受託者の段階で納付した税額を税額控除するのである。」とされる（喜多・前掲注222、162頁）。

その他、受益権が複層化される信託については、受益者に対する給付が収益の分配か、元本の分配かを区分すること…、課税関係を整備していく必要がある（松永和美・前掲注266、114頁）。不動産証券化を株式会社を用いて行った場合、SPCを用いて行った場合、信託を用いて行った場合において経済的機能は異ならないにもかかわらず、課税上の取扱が異なることは課税の中立性及び公平性という点で問題がある（平野嘉秋・前掲注253、87頁参照）。

中里実教授は「日本においては、信託受益権の複層化が可能であるために、信託受益権と信託財産との間の関係はかなり分断されるので、……素朴な導管理論の貫徹は多少問題であるといえよう。」とされ、資産の証券化における課税を検討する場合「最も重視すべきは、課税の中立性の観点である。私法上の仕組み組織の種類にかかわらず、証券化の場合には、同様の課税上の取扱がなされることが望ましい。」とされる（中里・前掲注71、108頁参照）。

矢内一好教授は、米国における信託税制との比較の中で「信託税制のあり方は、その国の税体系のなかにおいて他の主体等との取扱いとの整合性という観点からの租税政策といえるのではなからうか。」とされる（矢内「日米租税条約と信託課税」商学論叢（中央大学）49巻3=4号318頁）。

²⁸⁰ 時友聡朗「信託を利用した資産流動化・証券化に関する一考察」信託法19号4頁参照。

²⁸¹ 中里実・前掲注82、160頁以下。証券化のための信託の機能には、①担保的機能、②管理機能、③数の変換機能、④権利の性質の変換機能の4つがあるとするものもある（杉本茂「不動産証券化の課税」田邊昇ほか『実務・不動産証券化』307頁（商事法務2003）参照）。

いるからであり、各種所得の金額の計算においてこれらの担税力の相違を加味しようという考慮に基づくものと解されている²⁸²。また所得区分²⁸³により、特別控除制度、2分の1課税方式、損益通算²⁸⁴、純損失の繰越控除等への適用が異なるため、收受した所得がどの所得区分に該当するかは納税義務者にとって重要事項となる^{285、286}。所得区分の判断は、納税者が收受した所得の源泉や性質が所得税法 23 条以下、各種所得にて規定される要件のいずれに該当するかで判断されるが、信託や組合などの事業体における所得区分の判断に疑問が多いことは、第 3 章で述べたとおりである。

第 1 章で確認したとおり信託は、法的所有権の帰属者（受託者）と経済的利益の享受者（受益者）が異なることを特徴とする財産管理制度のひとつである。受託者が信託財産を有し（信託 2 条③）、信託財産を利用した行為から生ずる権利義務もすべて受託者に帰属する。他方、受託者は信託財産から生ずる利益を享受することは認められず（信託 8 条）、受益権を有する受益者のみがその利益を享受することとなる。

信託税制は信託のこのような特質に着目し、信託財産の法的所有者である受託者ではなく経済的利益の享受者である受益者が信託財産に属する資産・負債を有するものとみなして、所得税法を適用するとし、経済的実質課税に基づく受益者課税の原則²⁸⁷を採用している。受益者課税の原則の下、受

²⁸² 金子宏・前掲注 53、188 頁、注解所得税法研究会編・前掲注 48、248 頁参照。

²⁸³ 水野忠恒教授は「包括所得概念のもとでも、所得の区分は、所得により異なる担税力を把握する意味がある……所得区分を行うのは、所得の種類ごとに異なる計算方法や課税方法を行う必要があるから」とされる（水野・前掲注 110、266 頁）。同「損益通算制度」日税 47 卷 18 頁も参照。酒井克彦教授は、「所得税法は、所得の源泉や性質によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、それぞれの態様に応じた課税方法を定めている。」とされる（酒井『スタートアップ租税法〔第 3 版〕』51 頁（財經詳報社 2015））。

²⁸⁴ 水野忠恒教授は、損益通算制度の趣旨を「所得税においては、区分された各所得の金額の計算において、それぞれ暦年による期間計算を行っている。……経常的所得……については、課税年度に区切ることはフィクションである。所得の区分および課税年度をそのままにしておくならば、所得区分相互間におけるアンバランスが生ずる。そこで、課税される所得の調整を行うために、損益通算が認められる。」とされる（水野・前掲注 110、267 頁）。同・前掲注 283、19 頁、同『所得税の制度と理論』161 頁（有斐閣 2006）も参照。興味深い意見である。

増井良啓教授は「収入側で非課税や課税繰延の扱いがされている場合、控除側を無制限にゆるめると、取引コストの許す限りいくらでも租税裁定が可能になってしまうということがあげられる。つまり、租税裁定を規制するツールとして、所得税法 69 条やその前提とする所得区分が機能する」とされる。そしてその根拠に「所得税が公共財の財源調達のために税収を確保するために存在する」からであるとされる（増井・前掲注 49、157 頁参照）。

²⁸⁵ 投資家において所得区分が異なるため、いずれの事業体を利用して投資を行うかは重要であるとする意見もある（葛永竜一・前掲注 118、147 頁参照）。

²⁸⁶ 現行所得税法における所得区分にかかる判断基準や考え方は必ずしも一様ではなく、明確な指標はないとする意見もある（日本税理士会連合会税制審議会・前掲注 51、3 頁参照）。

²⁸⁷ 佐藤英明教授は「租税法は私法上形成された法律関係を尊重し、特に課税上の弊害があると認められるような場合に特別な規定を置くなどする他は、私法上の法律関係に応じて課

受益者が収受する所得にかかる所得区分の判断は、所得税法 13 条 1 項、「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」を根拠に、受託者の所得区分を受益者の所得区分とみなして各種所得の金額の計算が行われるとされる^{288、289}。

税関係を決定することとしている。しかし、信託については、厳密に私法上の法律関係に応じて課税関係を決定することは却って不合理な結果をもたらすため、法実質ではなく、経済実質を捉えた受益者課税が行われているとされる（佐藤・前掲注 204、40 頁参照）。占部裕典教授は、信託税制を含めた税制は基本的には私法に依存する「私法の税制絶対依存説」であるとし（占部「個人信託課税の課題—多様な個人信託の発展可能性に影響を与える信託税制等—」信託 215 号 82 頁参照）、所得税法 13 条を「信託財産における『実質所得者課税の原則』を明文化したもの」とされる（占部・前掲注 203、24 頁）。

²⁸⁸ 受益者課税信託における所得区分の判断については、信託財産に帰せられる収入及び支出に関する法的判断（その所得は何所得に区分されるかなど）も、受益者が直接、その信託財産を有しているものとして行われることになる。それはいわば、受託者を『否認』したかのような結果を生む（佐藤英明・前掲注 48、9 頁）。受益者が、自ら信託財産を有し、自ら投資し、運用したものと看做して、所得税を賦課するのである。信託財産が土地であった場合は不動産所得として取扱ふこととなる（片岡政一・前掲注 203、104 頁以下）。所得税の課税にあたっては、信託財産の種類およびその運用、管理処分形態により何所得に該当するかが判断され、その区分に応じて、例えば、不動産の貸付運用であれば不動産所得というように、各種所得の金額の計算が行われることになる（小平敦＝白崎浅吉「信託本質論と税制（小平敦氏執筆部分）」高木文雄＝小平敦・前掲注 1、282 頁参照）。税法上信託財産は、受益者が之を有するものと看做されるので、信託財産が田畑であれば、田畑の所得、株式であれば、配当の所得として、税法に定められた方式に応じて所得を計算するのである（小林長谷雄＝岩本巖・前掲注 212、123 頁）。その収支の種類や性質は信託財産の収支のそれと同じものである（吉村正男・前掲注 222、80 頁）。信託財産が貸宅地の場合、受益者が貸宅地を有するものとみなされるため、その所得は不動産所得として課税される（小田満『例解問答式所得税の実務〔新訂版〕』109 頁（日本税経研究会 1993）参照）などとされるが、その根拠は明確でない。

その他同旨のものとして、植松守雄「所得税法の諸問題第 43 回 納税義務者・源泉徴収義務者（続 42）」税経通信 45 巻 4 号 26 頁、注解所得税法研究会編・前掲注 48、96 頁、渡邊善蔵・前掲注 202、54 頁、矢内一好ほか『実務解説 信託法 Q&A（高山政信執筆部分）』1354 頁（ぎょうせい 2008）、矢内一好ほか『信託の法務・税務・会計（高山政信執筆部分）』340 頁（学陽書房 2007）、鯖田豊則『信託の会計と税務』48 頁（税経経理協会 2007）、苔米地邦男編『回答事例による所得税質疑応答集』143 頁（大蔵財務協会 2006）なども参考。

外国における信託の導管性について、中里実教授は「所得の種類・性格は、受託者がそれを受益者に対して支払った後も変わらないとされている。」とされる（中里・前掲注 71、97 頁）。

²⁸⁹ 受益者の各種所得の計算上、受託者が負担した費用だけでなく受益者が負担した費用も控除することができるとするものもあるが（注解所得税法研究会編・前掲注 48、104 頁以下）、受託者が収受する所得の性質と受益者が収受する所得の性質が異なることを考慮すると、同じ所得区分の必要経費となるのか疑問もある。

アメリカの信託税制では、受益者の総所得に算入される際のその所得の性格（例えば、キャピタル・ゲインや利子所得、配当所得等の所得の性格）は、信託の段階の所得の性格をそのまま引継ぐとされている（平野嘉秋「SPV としての信託に係る税務会計上の諸問題—法人課税信託を中心としての日米比較による考察—」会計学研究 26 号 53 頁、水野忠恒「アメリカ信託税制」『創立 20 周年記念論文撰集』417 頁以下（トラスト 60 2007））。カナダ信託税制では、分配された所得のうち一定の源泉・性格のみが選択的に伝達される（吉村政穂・前掲注 248、38 頁）。ドイツ信託税制では、信託収益は、通常は資本財産所得に含まれることが多いとされている（岩崎政明「ドイツの信託税制」信託 245 号 92 頁参照）。

所得税法 13 条 1 項を根拠に所得区分が導管すると解する理由について、「所得の分類については、受託者がどのような運用を行っているかにより判断され、その所得計算の方法はそれぞれの規定により所得計算する。所得の分類を判断するうえにおいて、判断すべき基準は、受託者が行っている運用方法の内容のみであり、受託者が事業を行ってれば、事業所得となるのではないだろうか。なぜなら、所得税法 13 条の解釈からすると、信託財産を有するものとみなし、信託財産に帰せられる収入及び支出については、この法律を適用するとしていることから、受託者が行う事業は受益者が行っているものとみなされ、受託者と受益者の関係は、所得税法 13 条は何ら要求していないからである。」とする意見もあるが²⁹⁰、このような解釈には以下で述べるような疑問もある^{291、292}。

²⁹⁰ 喜多綾子・前掲注 222、127 頁。佐藤英明教授は、所得税基本通達 23～35 共-5《協同組合等から受ける事業分量配当の所得区分》が、「(3) 組合員等の所有する農地、採草放牧地等の不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の委託者に当該信託に関する業務に係る剰余金を分配したと認められるもの」は、「不動産所得又は譲渡所得に係る総収入金額に算入する。」としていることや、法人税基本通達 15-1-2《委託契約等による事業》が、「(3) 公益法人等が受益者等課税信託の受益者(法第 12 条第 2 項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》の規定により、同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。)である場合において、当該信託に係る受託者における当該信託財産に係る事業が令第 5 条第 1 項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のいずれかに該当するとき」に「公益法人等が自ら収益事業を行っているものとして取り扱うことになる」としていることから、「信託財産を用いて受託者が行う事業の性質がそのまま受益者に伝えられている」とされる(佐藤「信託収益課税に関する基礎的一考察」金子宏『所得課税の研究』113 頁(有斐閣 1991))。

²⁹¹ 増井良啓教授は、所得の性質決定に関し「神田教授は、信託財産の性質に応じて所得分類を決めることは適切でなく、しくみの実態に応じて物事を考えるべきである。……もったもな指摘であり、その方向性に共感する。」とされる(神田秀樹=弥永真生=増井良啓・前掲注 222、23 頁)。

²⁹² 従前、土地信託に関しては「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて(昭和 61 年 7 月 9 日)」が発遣されており、所得税に関する取扱い 2-1《所得区分》では、「個人の有する信託受益権の目的となっている信託財産(以下『個人の信託財産』という。)の管理、運用又は処分による所得が、当該個人の利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得のいずれに該当するかについては、当該個人がその信託財産に帰属する財産債務を有し、その管理、運用又は処分を自ら行っているとした場合に該当することとなる所得として判定する。」と規定されていた。なお、本通達は、土地信託(信託のうち次に掲げる要件のすべてを満たすもの)を対象としていた。

イ 土地若しくは土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)又は土地等及びその上にある建物その他の不動産を信託財産とし、その管理、運用又は処分を主たる目的とする信託であること。したがって、金銭のみを信託財産として設定する信託は、たとえ土地等の保有をその主たる目的とするものであってもこれに該当しないが、土地等の信託と建物等の建築のための金銭の信託とを併用するいわゆる包括信託は、これに該当するのであるから留意する。

ロ 委託者を受益者とする信託であること。

ハ 信託の利益を受ける権利が、次のいずれかに該当する場合を除き、その信託期間を通じて分割されないものであること。

(イ) 2 以上の者が共同して一の信託を設定するため、信託の設定時においてその委託者の数に相当する口数の範囲で当該信託の利益を受ける権利の分割が行われる場合

(ロ) 信託期間中に信託の受益者について相続の開始があったことにより、当該受益者の相続人(包括受遺者を含む。)の数に相当する口数の範囲で当該受益者の有していた信託の利益を受ける権利の分割が行われる場合

そこで、受益者課税における受益者が収受する所得にかかる所得区分判断に関し、第3章までで述べた内容なども参考に、(1)所得税法13条1項の解釈、(2)他の事業体における所得区分の判断基準、(3)損失負担との関係、の観点から以下検討を行う。

2 受益者課税制度における所得区分の検討

(1) 所得税法13条1項の解釈²⁹³

所得税法13条1項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》

信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。

ニ 信託の利益を受ける権利の内容が、信託財産の収益を享受する権利と信託財産の元本を享受する権利とに区分されることのないものであること。

ホ 受託者を信託業務を営む銀行とする信託であること。

土地信託に関する通達は、不動産の信託で土地信託に該当しない信託について、適用が可能であり、かつ、合理的である場合は、できるだけ土地信託と同じように解釈するのが妥当である（山田照・前掲注224、78頁参照）や、通達が対象としているような、実質的に見て受託者が受益者の代理人と考えられるような場合に関しては、概ね合理的と考える（佐藤英明「受益権が証券化された土地信託法の課税方法」ジュリ951号135頁、同・前掲注48、11頁以下）や、小口商品の場合に信託導管論を適用するのは問題である（植松守雄「所得税法の諸問題第53回 納税義務者・源泉徴収義務者（続52）」税経通信46巻2号24頁）などの意見がある。その他、高杉尚志「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」税経通信53巻11号185頁、座談会「土地信託通達と実務問題」税経通信41巻13号114頁も参考。

その後、受益権を分割した場合にも、受益者が信託財産を所有している実態にあると認められる土地信託は存在しうるとの観点から、平成10年度税制改正の要綱（平成10年1月9日閣議決定）にて「委託者を受益者とする土地信託について当初の受益権を分割した場合においても、その受益権の分割・譲渡の態様などからみて、受益者が信託財産を所有している実態にあるものの信託財産の異動及び受益権の譲渡については、受益者がその信託財産を所有しているものとして、長期譲渡所得の課税の特例等を適用する」ことが明らかにされ、「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて（平成10年3月13日）」が発遣され、対象が拡大した（森若代志雄「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」税弘46巻9号73頁、佐藤徹「土地信託受益権の分割・譲渡に係る税制改正要望について」信託195号50頁参照）。

しかし、平成19年度信託税制改正に伴い「所得税法等の一部を改正する法律、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第82号）等及び所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第12号）等により、信託法の制定に伴う信託税制が整備された」とし、平成19年6月22日付で廃止された。しかし、受益者課税制度における所得区分の判断に当該旧通達における判断基準が影響を与えていることは確かであろう。土地信託に関しては、その他、小林秀太「土地信託通達にみる信託課税の側面」中山信弘＝中里実『政府規制とソフトロー』231頁（有斐閣2008）も参考。

²⁹³ 法の解釈とは、法の意味内容を明らかにすることであり、その解釈技術には文理解釈や目的論的解釈などがある（金子宏・前掲注53、114頁参照）。

所得税法 13 条 1 項について金子宏教授は、「受益者課税信託は、いうまでもなく、委託者の特定財産を受託者に移転し、その財産を一定の目的のために管理・処分させ、これから得られる利益を受益者に受けさせる……契約であり……、信託財産の所有権は委託者から移転するから、そこから生ずる所得は法律上受託者に帰属するが、しかし実際には、受託者は信託財産を自己の固有財産とは分別して管理し、一定の信託報酬を受けるのみで、それを差し引いた信託利益の全部は受益者に支払われ、あるいは将来特定されるべき受益者のために積み立てることとされているので、この場合には、所得の法律上の帰属を無視し、経済上の帰属に即して受益者に課税しようとするのがこの規定の趣旨である。」と当該規定は、法律上の帰属に関する定めであるとされる²⁹⁴。

租税法上、納税義務の成立要件である課税要件には、共通のものとして、①納税義務者、②課税物件、③課税物件の帰属、④課税標準、⑤税率の 5 つがあるとされ²⁹⁵、帰属とは課税物件と納税義務者との結びつき、所得税法でいえば課税の対象となる所得が誰に帰属するかをいい²⁹⁶、所得税法「第一編 総則」「第四章 所得の帰属に関する通則」に規定が置かれているのに対し、所得区分は、担税力に応じた課税標準を求めるため、納税義務者に帰属した課税物件たる所得を分類することをいい、所得税法「第二編 居住者の納税義務」「第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除」「第二節 各種所得の金額の計算」に規定が置かれている。このような所得税法の構造の下、所得税法 13 条は、「第一編 総則」「第四章 所得の帰属に関する通則」に規定が置かれているため、金子教授が述べられるように当該規定は帰属に関する規定であると解することができる。ただし、このような解釈に対しては、同法 1 項が「信託の受益者は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。〔下線筆者〕」と定めていることから、同項に規定する「みなし」が所得区分も含む所得税法の規定、全てに適用されるとする意見もある²⁹⁷。

所得税法 13 条 1 項を、受託者が収受する所得の性質は引継がれ、受益者

²⁹⁴ 金子宏・前掲注 53、172 頁参照。実質主義は所得が誰に帰属するかを判断する場合の原則であって、その帰属した所得が何の種類の所得に該当するのかに関する原則ではないとする意見もある（小林一夫「信託税制の問題点について」信託復刊 91 号 117 頁参照）。

²⁹⁵ 課税要件とは、実体租税法の中に規定されている法律要件で、それが充足されることによって納税義務の成立という法律効果を生ずるものであり、これらは各種の租税に共通の課税要件とされるものである（金子宏ほか・前掲注 22、119 頁参照）。

²⁹⁶ 金子宏・前掲注 53、146 頁以下参照。発生した所得について、だれが納税義務を負うかかという問題（金子宏ほか・前掲注 22、660 頁）。

²⁹⁷ 「権利義務の帰属＝所得（損益）の帰属」という命題が所得課税において成立しないことを考慮すると、受益者の所得帰属を明確にするために「信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして」と規定したものと解することもできよう（谷口勢津夫「英国領バミューダ諸島の法律に基づいて組成された事業体である『リミテッド・パートナーシップ』の我が国の法人税法上の納税義務者該当性」判時 2253 号 119 頁参照）。

が収受する所得にかかる所得区分は受託者における態様等で判断される根拠規定と理解することも可能だが、所得税法が所得区分を定め税額計算等に差異を設けているのは、応能負担の原則に由来するもの（東京地裁平成23年4月21日判決（税資261号順号11674）、東京地裁平成22年10月8日判決（訟月57巻2号524頁））であり、所得分類はその所得の経済的実質に即して解釈適用をすることが合理的（東京地裁昭和39年5月28日判決（民集24巻11号1628頁）²⁹⁸、国税不服審判所平成18年8月14日裁決（未掲載）²⁹⁹と解されていることに鑑みると、所得区分の判断は所得が帰属する納税義務者（受益者）における態様等により行われることになる³⁰⁰。

²⁹⁸ 判例評釈として、金子宏「税法の解釈態度—借地権利金は、昭和34年法律78号による改正前の所得税法上不動産所得、譲渡所得のいずれに属するか」判時389号44頁、須貝脩一「権利金と所得類型」シュト30号1頁など参考。

²⁹⁹ その他、裁決事例として、国税不服審判所平成18年2月2日裁決（裁決事例集71号118頁）、国税不服審判所平成15年6月6日裁決（裁決事例集65号238頁）、国税不服審判所平成15年2月28日裁決（裁決事例集65号168頁）、国税不服審判所平成14年8月20日裁決（裁決事例集64号232頁）、国税不服審判所平成13年12月25日裁決（裁決事例集62号92頁）など参考。

³⁰⁰ 信託における所得区分が争われた事案ではないが、外国親会社が信託を利用して従業員に付与したストックオプションの権利行使益に、所得税法13条1項の適用があるかが争われた事案（東京高裁平成17年11月24日判決、税資255号順号10209）がある。

本件において英国A社は、本件ストック・オプション制度を運用するため、同社を委託者、ケイマン諸島法人であるE社を受託者とする信託を設け、E社はA社からの貸付金によって同社の株式の一定数を購入・保有し、受益者である従業員が権利行使を行ったとき、E社にて権利行使された数の株式を市場で売却し、その売却価格から権利行使価格及び売却に係る費用を控除した金額を従業員に支払われるスキームを利用していた。権利行使益等を得た原告（控訴人）が、権利行使等により生じた所得は、所得税法13条1項の適用を受け一時所得に該当すると主張したのに対し、東京高裁は「E社は、英国A社の委託に基づき、被付与者の権利行使に備えて同社の一定数の株式を保有するにすぎず、被付与者は勤務の継続等一定の条件を満たした上で権利を行使すれば当該株式を取得できるというものであるから、このような被付与者の地位は、通常のストック・オプション制度と何ら異なるところがない〔下線筆者〕」「控訴人が英国A社の株式について実質的な所有者となるものではなく、本件において課税の対象となる『本件ストック・オプションの行使に係る利益』とは、控訴人が本件ストック・オプションを行使し、英国A社の株式を権利行使価格で取得したことによる、権利行使時の同社の株式の時価と権利行使価格との差額に相当する経済的利益であり、法律的にも経済的にも控訴人に帰属するものであることは前示のとおりであって、それが『信託財産に係る収入』に当たらないことは明らかであるし、また、控訴人は、本件ストック・オプションを行使することによって英国A社の株式を取得し、この時点で当該株式は信託財産を構成するものでなくなり、その後の当該株式の市場での売却は控訴人が所有する株式の譲渡としての意味を有するにとどまるから、当該株式を譲渡しても『信託財産に係る収入』に当たらず、所得税法13条1項1号が適用される余地はない。」とし、控訴人の主張を斥けた。

東京高裁は、本件所得が信託財産に帰属するものではないとするが、信託を利用したスキームであることを考慮すると、所得税法13条1項の規定の適用を受けた上で、受益者が収受した所得にかかる所得区分において、「被付与者の地位は、通常のストック・オプション制度と何ら異なるところがない」と判断すべきであったのではないかと筆者は考える。

第1審である、横浜地裁平成17年7月13日判決（税資255号順号10076）は、「英国A社は、E社との信託関係に基づき、無償の貸付金をもって同社に自社の株式を取得させ、被付与者の権利行使時に、当該株式を被付与者に取得させるとともに、被付与者が支払った権利行使価格相当額を当該貸付金に対する返済として回収していることからすれば、原告に対し、E社を介して、本件ストック・オプション制度に基づき本件ストック・オプションを付

かりに所得税法 13 条 1 項、「この法律の規定を適用する。」を根拠に、「みなし」規定は所得税法全体にまで効力を及ぶと解釈するなら、所得区分も受益者に導管すると考えられるが、第 2 章で確認した所得区分の趣旨・目的や社会の変化、最近の裁判事例などを勘案すれば、同法は所得区分まで導管することを定めた規定ではなく、所得区分判断の根拠規定とはなり得ないと解することが相当といえる。

(2)他の事業体における所得区分の判断基準

第 3 章にて、民法上の組合契約と匿名組合契約における所得区分の判断メルクマールを確認した。これらは同じ組合契約でありながら、所得属性の転換、権利義務の帰属及び共同事業性の性質相違等から、所得区分の判断過程を異にするが、「納税義務者が収受する所得の性質に応じ判断する」という点において共通しているといえよう。第 3 章でも述べたが、これら事業体における所得区分の判断メルクマールは、信託にて受益者が収受する所得にかかる所得区分判断に示唆を与えてくれるものであろう。

特に匿名組合制度は信託制度と類似性を有している³⁰¹。信託と匿名組合は、①財産の所有権が移動すること（そのため権限は排他的となる）、②利益の帰属は、受託者や営業者ではなく、受益者及び匿名組合員であること、③受益者及び匿名組合員は有限責任であること、において類似性を有しており³⁰²、これらの点は第 1 章で紹介した他の民法上の財産管理制度と異なる点である。

与し、その約定に従って所定の権利行使価格で株式を取得させたことによって、本件権利行使利益を得させたものであるということが出来るから、本件権利行使利益は、英国 A 社から原告に与えられた給付に当たるものというべきである。(最高裁平成 17 年判決参照)」とし、受託者である E 社ではなく受益者である原告にて所得区分を判断するとした。

本事案は日本版 ESOP (信託や一般社団法人などの SPV を用いて自社の株式を従業員に取得させたり、従業員持株会の補完をすることによって、従業員の福利厚生や勤労意欲の向上を図ることを目的とするスキーム (太田洋監修『新しい持株会設立・運営の実務—日本版 ESOP の登場を踏まえて』232 頁 (商事法務 2011) 参照)) に類似している。日本版 ESOP では、導入企業を委託者兼受益者として信託設定し、残余財産の受益者を従業員等にするため、残余財産の分配にかかる所得は給与所得に該当するとされている (国税庁「従業員持株会を利用した信託型インセンティブプランに係る税務上の取扱いについて (平成 24 年 4 月 17 日文書回答)))。日本版 ESOP に関する税の取扱いについては、斉木秀憲「従業員持株会の課税関係に関する一考察」税大論叢 70 号 85 頁以下、新たな自社株式保有スキーム検討会「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」29 頁以下など参考。

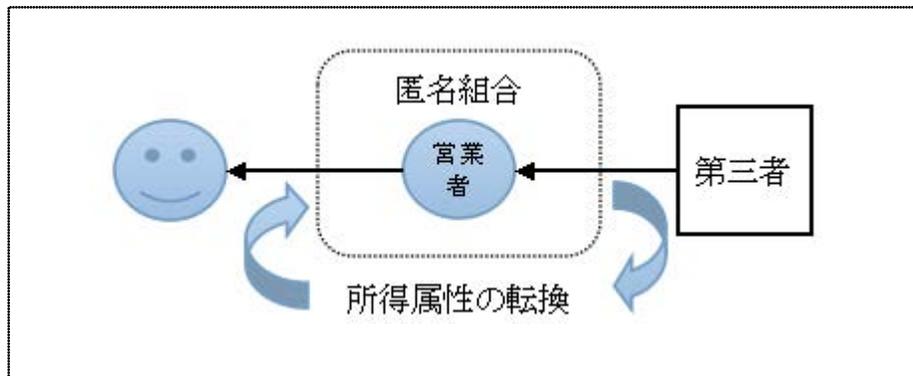
³⁰¹ 植松守雄氏は匿名組合における「導管性」は、REIT の「導管性」の内容と同様のものといえたとされる (植松「所得税法の諸問題第 84 回納税義務者・源泉徴収義務者 (続 83)」税経通信 48 卷 10 号 30 頁参照)。

³⁰² 信託も匿名組合も契約であり、法人格を創造するものではない。宮武敏夫弁護士は、匿名組合契約は納税主体を創造するものではないとされる (宮武・前掲注 142、108 頁参照)。

(信託契約と匿名組合契約)

	信託 (信託法)	匿名組合 (商法)
当事者	委託者 受託者 受益者	匿名組合員 営業者
名義	受託者	営業者
権限	排他的	排他的
利益の帰属	受益者	匿名組合員

もちろん、これらの制度についても差異はある。信託には倒産隔離機能があり、受託者の倒産によって信託財産が破産財団に組み込まれることはないが、匿名組合にその機能はなく、営業者が破産した場合、対象財産は破産財団に組み込まれることとなる。この点は私法上重要な相違点であると理解されている^{303、304}。



匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、営業から生ずる利益を分配することによって、その効力を生ずるものであり（商 535 条）、匿名組合員の出資は営業者の財産に帰属し、匿名組合員は営業者の行為について第三者に対し権利義務を有せず、営業者の業務を執行することもできず、損失負担は出資金までとなる（商 536 条）。匿名組

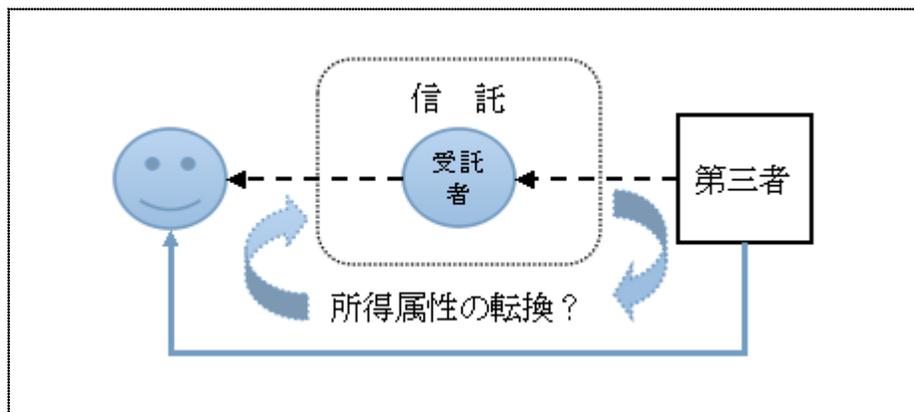
³⁰³ 新井誠・前掲注 1、113 頁参照。その他、信託との差異につき「匿名組合の実質上の共同同事業性を否定することはできず、信託説の立場で商法上の匿名組合を不都合なく説明することはできない。」とする意見もある（鴻常夫ほか・前掲注 144、230 頁）。

³⁰⁴ 篠田四郎教授は、信託の公示と信託財産の独立性に関し、信託行為説には疑問があるとされる（篠田・前掲注 179、75 頁以下参照）。

合員は、匿名組合契約により生じる所得を営業者というフィルター（法人格あり）を通して収受することになるため、その所得の性質は匿名組合事業にかかる所得とは性質を異にし、主として投資のリターンとしての性質を有すると考えられる。このように匿名組合を利用することにより、所得属性の転換が生じるため、その所得区分の判断は匿名組合という事業体でなく、納税義務者である匿名組合員が収受する所得の性質にて行われることになる。

ただし匿名組合契約の内容に応じ、匿名組合員が匿名組合事業にかかる損失負担や債務の弁済義務を負うこともあり、そのような場合には匿名組合事業の内容に応じ所得区分が判断されることになるが、その場合も事業体（匿名組合）における所得区分をそのままパス・スルー（導管）するのではなく、匿名組合員が収受した所得の法律的事実的（経済的）関係を個別具体的にみて判断することになる（国税不服審判所平成18年8月14日裁決（裁決集未掲載））。このことは、最高裁平成27年6月12日判決（第3章参照）の、「このような地位を有する匿名組合員が当該契約に基づき営業者から受ける利益の分配は、実質的に営業者と匿名組合員との共同事業によって生じた利益の分配としての性質を有するものというべきである。」とする判示内容からも理解できる。

このような匿名組合における所得区分の判断メルクマールに基づけば、受益者課税の下、受益者が収受する所得にかかる所得区分の判断は、受益者が収受する所得の性質に応じ判断することになる。

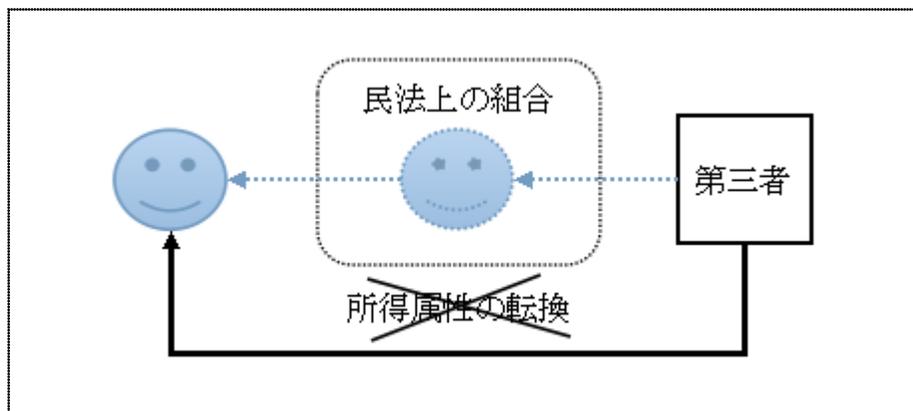


信託は、①財産権の移動、②信託財産の独自性、③信託財産の質的転換を特徴とする財産管理制度である（第1章、第4章第3節）。信託財産は受託者に帰属し（信託2条③）、信託財産を利用した行為から生ずる権利義務もすべて受託者に帰属するが、受託者は信託財産から生ずる利益を享

受することは認められず（信託8条）、受益権を有する受益者のみはその利益を享受することとなる。このような信託の法的性質に鑑みれば、受益者は受託者というフィルターを通して信託財産から生じる所得を収受すると考えられ、その前提の下では受益者が収受する所得の性質は信託財産から生じる所得とは性質を異にし、受益権に基づく分配金としての性質を有すると考えられる³⁰⁵。

しかし所得税法13条1項は、「信託の受益者は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と、受益者が信託財産等を有し信託財産に属する収益及び費用はすべて受益者に帰属するとする。同項を根拠に信託財産を利用した行為から生じる権利義務のすべてが受益者に帰属すると理解することには疑問もあるが、受益者を権利義務の帰属者とすれば、受益者課税における信託は、民法上の組合と類似性を有すると捉えることができる³⁰⁶。

そこで、次に民法上の組合における所得区分判断の基準を確認する。



³⁰⁵ 確井光明教授は、「収益の受益権は、信託財産という法形態を利用した財産運用による収益の獲得のための法的技術のあらわれ」とされる（確井「株式信託契約に基づく信託受益権の評価に際し相続開始後少なくとも五年間解除しえないという事情を考慮する必要がないとした事例」ジュリ 617号 148頁）。

³⁰⁶ 植松守雄氏は、「国税庁通達が組合の所得の各組合員への帰属について組合の『導管性』を前提としているのは、……組合の民法上の性格から、組合の所得即組合員の所得とする立場に立っているからで、その点において税法が信託の所得についてみなし規定を設けている考え方と基本的に一致している。」とされる（植松「所得税法の諸問題第83回納税義務者・源泉徴収義務者（続82）」税経通信 48巻 10号 48頁）。また、信託の場合も受益者が多数存在するときは、信託財産は受益者から多少とも離れた存在となるため、組合とパラレルな税務処理が認められてしかるべきともされる（植松「所得税法の諸問題第89回納税義務者・源泉徴収義務者（続88）」税経通信 49巻 2号 33頁参照）。

民法上の組合は、各組合員が出資をし共同の事業を営むことを約することによって成立する組織体であり（民 667 条①）、法人格は有さず組合財産は総組合員の共有（合有）に属し（民 668 条）、組合の法律行為は各組合員の行為となり、その法的性質は、一定の目的のために組合員全員が共同で事業を営む共同事業体（集合体）とされる。民法上の組合に法人格はなく、各組合員は組合事業から生ずる権利義務の帰属主体となり、組合事業から生じた所得は、各組合員に直接帰属することから、組合事業から生じる所得属性の転換が生じることはない。その結果、各組合員が収受する所得の性質は、組合事業の内容と同一になることが多く、各組合員が収受する所得にかかる所得区分を組合事業の内容に応じ、決定することに合理性があるといえよう。

しかし、総合所得課税が採用されている所得税法の下では、各組合員が収受する所得にかかる所得区分の判断を、各組合事業の内容のみで判断することには問題がある。なぜなら、所得税法における所得区分の基準、考え方は、担税力を考慮し、租税負担の担い手、当該経済的利益の性質、当該取引の態様等を基準に定められており、その趣旨・目的を総合的に勘案すれば、民法上の組合にて各組合員が収受する所得にかかる所得区分は、納税者である各組合員が受けた所得の性質等に応じ判断することが適当といえるからである。

民法上の組合契約における所得区分の判断メルクマールを参考にすれば、信託財産に属する資産及び負債を受益者が有し、信託財産に属する収益及び費用は受益者に帰属する場合においても、受益者が収受する所得にかかる所得区分の判断は、受益者における所得の性質等に応じ判断されるものと解されることになる。

事業体はファイナンスの視点から考えると、キャッシュ・フローを転換させるもの、所得の属性が転換するものと言われている。信託や組合などの事業体を利用することにより、所得属性の転換が生じるとすれば、受益者や組合員が収受する所得にかかる所得区分の判断を事業体における所得の性質により行うことは、所得区分が設けられた目的・趣旨に親和的でないといえる³⁰⁷。近年、投資商品として新しい事業体が数多く生まれ、社会の変化とともに事業体の意義も変化し、多様な用途や目的により事業体が活用されていることに鑑みると³⁰⁸、所得区分の本来的意義である「納税義

³⁰⁷ 岡村忠生教授は、帰属とはある納税者に所得が発生したという事実の問題であり、事業体に所得を帰属させることは法的な擬制にすぎないとされる（岡村・前掲注 210、82 頁以下参照）。この考え方を参考にすると、誰の所有でもない財産を作り出す信託では所得を観念できず、その所得の性質を導管させることも適当でないといえるだろう。

³⁰⁸ 平野嘉秋教授は、2007 年の講演で、信託の利用が多様化してゆけば組合等と経済的機能は異ならないにもかかわらず、組合等と信託では課税関係が異なるという状況が生じてくるとされていた（平野「多様な事業体の課税問題－信託税制の改正に伴う課税の整合的問題を

務者の担税力に応じた課税」実現のため、納税義務者における所得の性質に応じた所得区分判断の原則をすべての事業体においても適用することが、重要であると筆者は考える³⁰⁹。

(3) 損失負担との関係

所得区分は、特別控除制度、2分の1課税方式、損益通算、純損失の繰越控除等の適用に影響を与える。これらの制度は、各人の個別事情に即した負担を求めるため設けられており、所得税法69条《損益通算》は技術的な事柄を定めた規定とされる³¹⁰。所得税法69条1項は、「総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。」とし、損益通算の対象を一定所得に限定している。これは、「所得の性質からみて、ある所得の損失を他の所得から控除するのが相当ではない場合があり、担税力に相応して適正かつ効率的な課税を達成するために、所得税法は一定の損失について損益通算の対象外としている」からとされる³¹¹。損失控除が認められるのは、一般的に所得獲得のためには危険負担が必要であり、危険が損失として現実化することもあるから、損失は事業や投資を行うためのコストと捉えられ、もし損失控除が認められなければ、課税は、事業や投資における危険負担についての意思決定に中立ではなくなるとされているからである³¹²。水野忠恒教授が、損

中心として」租税研究698号42頁参照)。

³⁰⁹ 所得税法13条1項ただし書きに規定されている、集団投資信託等は「受益者課税等課税信託」にみられるような性格に欠け、その受益者の権利の中心は信託財産に対する一種の持分又は権利であるとし、一般に預貯金・株式等と並ぶ金融・証券商品の一種として認識されているが(注解所得税法研究会編・前掲注48、108頁以下参照)、集団投資信託に該当しない信託の中にも金融商品としての性質を有するものは多い。そのことから納税義務者における判断が適当であると考え。

³¹⁰ 注解所得税法研究会編・前掲注48、1025頁。損益通算制度の沿革については、同項1026頁以下、岩崎政明『ハイポセティカル・ステディ租税法〔第3版〕』226頁以下(弘文堂2010)も参考。

谷口勢津夫教授は「損益通算とは、純所得課税の原則または純額主義の下で、各種所得の金額の計算上ある種類の所得について生じたマイナスの金額(損失)を、他の種類の所得について生じたプラス(利益)から控除する手続」とされる(谷口・前掲注49、337頁)。水野野勝氏は「所得税はすべての所得を総合したところに担税力を見出すものとされていることから、……総合課税が行われる。この場合、ある所得に損失が生じた場合にはこれを他の所得から控除して課税標準額を減額するのが適正な税負担の考え方に合致することになるが反面、その所得の性質からみて、他の所得から控除するのが適当でないものもあるところである。そこで、所得の総合加算に当たっては、ある所得に係る損失を他の所得から控除する場合の順序等を明らかにするためのものとして、損益通算の制度が設けられている。」とされる(水野『租税法』192頁(有斐閣1993))。また、水野忠恒教授は、損益通算は、きわめて技術的な規定であるが、その規定の仕方いかんで、包括所得概念と制限的所得概念のどちらかに傾くことになるため、所得税法において、重要な機能を果たしているとされる(水野・前掲注110、264頁参照)。

³¹¹ 酒井克彦・前掲注163、463頁参照。

³¹² 岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について(三)・完」論叢135巻5号2頁参照。

益通算制度の趣旨のひとつに「リスクに対する中立性」を挙げられ、「損失は、事業や投資に係るコストであり、損失の通算を認めないならば、事業や投資における危険負担（リスク）について意思決定が中立でなくなる……損失の通算を認めないならば、リスクにおける中立性、つまり risk-taking について中立性を損ねるという問題も考えなければならない。そこで、この中立性の原則は、損益通算制度の基本的方針（tax policy）となる」とされるのも同旨であろう³¹³。このことからすれば、損失負担（危険負担）を伴わない所得には損益通算の必要がなく、さらには損失負担（危険負担）を負わない者が収受する所得も損益通算の対象とならないとも考えられる。所得を区分しているのは、所得は、その性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立ち、租税負担の公平を図るため、各種類の所得について、それぞれの担税力の相違を踏まえ、その性質に応じた金額の計算方法を定め、またその発生の態様に応じた課税方法を定めるためであり（東京地裁平成 25 年 1 月 25 日判決（税資 263 号順号 12138））、損益通算はこの計算方法のひとつである³¹⁴。事業体の利用により所得属性が変質し、納税義務者が損失を負わないような場合にまで損益通算等を認めることが、所得区分の本旨に合目的といえるであろうか。

信託法上、受益者は受益権のみを有し、当該受益権にかかる収益の分配を得る。受益者は信託財産にかかるリスクを負うことなく、リターンだけを得、受益者が信託財産から生じる損失を負担することはないとされている。このことは、旧信託法 36 条 2 項が、「受託者ハ受益者ニ対シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルトキ及未タ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス」と受託者が信託事務の処理に関する費用を受益者に対し補償請求することができるとしていたのを、現行信託法にて、「第 1 項又は第 2 項の場合には、受託者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けることを妨げない（信託 48 条 5 項）。」と変更されたことなどからも明らかであろう³¹⁵。現信託法は、「債務の負担に関する一般原則に照らして、信託行為の当事者となっていない受益者が信託行為の効力によって当然に補償請求権に係る債務を負担すべきものとするまでの必要性は乏しいと考え、受益者は、費用の補償につき責任を負わないものとするが、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をす

³¹³ 水野忠恒・前掲注 110、267 頁参照。

³¹⁴ 雑所得の損益通算が認められない理由として、「①雑所得が種々の態様のものを含んでいるものの、必要経費が収入を上回ることはないものが大多数であるから損益通算の実益がないこと、②……支出内容に家事関連費的な支出が多く、損益通算を存置する場合には、かえって本来の所得計算のあり方について混乱を招くおそれがあることなどが指摘された」とされる（酒井克彦・前掲注 163、469 頁）。

³¹⁵ 高橋寿一「公有地の信託契約と受益者に対する費用補償請求権」法の支配 167 号 70 頁参照。

ることは妨げないこととした」とし³¹⁶、受益者が信託財産にかかる損失を負担することは原則ない³¹⁷。このように受益者が保護されるのは、受託者に対し受益者が弱者であるという単純な理由によるものではなく、受益者が信託契約の当事者でなく、受益者の利害を信託契約に反映させることが

³¹⁶ 新井誠・前掲注1、327頁。この償還請求権については民法上の委任における受任者に関する規定（民649、650条など）を踏まえ、その整合性に留意し規定されている（新井誠監『コンメンタル信託法（小梁吉章執筆部分）』212頁（ぎょうせい2008）参照）。

ただし、最高裁平成23年11月17日第一小法廷判決（判タ1361号121頁）は、契約書に旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨を文言上明確に定めた条項はなく、「本件信託契約において、受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨の合意が成立していたとはいえないというべきである。」とし、委託者兼受益者が敗訴している。なお、本最高裁では宮川光治裁判官により、「現行信託法においては、旧信託法36条2項に相当する規定は設けられず、受託者が受益者から費用等の償還等を受けるには個別にその旨の合意をすることが必要となった（48条5項）。確かに、一律に償還請求を認めるのではなく、信託の型に相応して費用償還に関する個別合意をするということの方が、多様化している現代信託の有り様からすると合理的であるともいえよう。しかし、我が国における土地信託では、通常、委託者自身が受益者であり、信託期間の満了時には土地建物は戻ってくるのであるから、受託者の受益者に対する費用償還請求権を肯定することが合理的であり、信託契約においてはその旨の特約が付されることとなつて思われる。なお、現行信託法は、他方で、52条を新設し、償還等を受けるに信託財産が不足している場合において、受託者の定める相当の期間内に費用の償還等を受けないときは、受託者は信託を終了させることができる」とし、受託者を保護している。本件信託契約において旧信託法36条2項本文の適用は排除されていないと解釈することは、このような改正の趣旨にも何ら抵触するところはないと思われる。」と補足意見が出されている。判例評釈として、沖野眞己「公有地信託における受託者の受益者に対する費用補償請求の可否—最一小判平23.11.17をめぐって」金法1940号60頁、中務嗣治郎「公有地信託における受益者に対する費用補償請求権と受益権の放棄」金法1940号88頁、吉永一行「公有地信託における受益者に対する費用補償請求権」民商146巻6号588頁、高橋寿一・前掲注315、67頁、大山和寿「公有地の信託契約において、旧信託法36条2項本文（受益者に対する費用補償請求権）の適用を排除する合意の成立が、否定された事例」判時2163号161頁、角紀代恵「公有地信託において旧信託法に基づく受託者の受益者に対する費用補償請求権が認められた事例」金法1953号67頁、山下純司「旧信託法下の信託における受託者の受益者に対する費用補償請求の成否」ジュリ臨時増刊1453号83頁、星野豊「公有地信託契約における受託者の受益者に対する費用補償請求」ジュリ1464号120頁、水野信次「土地信託契約に基づく費用補償請求が認められた事例」銀法739号70頁など参照。

また大阪高裁平成22年5月14日判決（金融法務事情1935号59頁）も同旨、判例評釈として、樋口範雄・前掲注26、10頁、段磊「公有地信託における受託者の費用補償請求権」ジュリ1445号113頁など参考。なお神戸地裁平成21年2月26日判決（金法1935号71頁）は受託者敗訴。その他、大阪地裁平成23年12月9日判決（判時2141号50頁）、東京地裁平成21年6月29日判決（判時2061号96頁）も同旨。

ちなみに国・公有地土地信託は、昭和58年頃から検討が始められ、昭和61年に国有財産の一部を改正する法律等が施行されたことにより行われ始めた（住友信託銀行編『成功事例に学ぶ 土地信託活用のすべて』139頁（金融財政事情研究会1986））。

³¹⁷ 受益者の責任は信託財産を限度とする有限責任となった（田中和明「信託実務の視点から」ジュリ1335号26頁参照）、信託は基本的にはプラスの財産を管理する制度であるという考え方が示された（福井修「新しい信託法と実務対応」金商1261号21頁）、信託の本質は、むしろ受託者がリスクを負うのを原則とする（樋口範雄・前掲注26、15頁）、費用償還請求権は、受益者と受託者との合意に基づいて発生する権利であるため、上限金額についても当該当事者間の合意事項に含まれ、自由に決めることができる（寺本振透編集『解説 新信託法』107頁（弘文堂2007）参照）などの意見がある。その他、寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』184頁（商事法務2008）参照。

できないからとされている³¹⁸。以上のことから、信託財産から生じる損失を負担することのない受益者が損失を負担し、その損失を他の所得と損益通算することが合理的かについて、筆者は疑問なしとはしない³¹⁹。

その他、組合や信託における不動産所得にかかる損益通算を制限する規定として、租税特別措置法 41 条の 4 の 2《特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例》³²⁰がある。本規定は平成 19 年信託税制改正にあわせて改正が行われたものであるが、「今日、法人形態に限らず、多様な形態による事業・投資活動が行われるようになってきているが、こうした中で、組合事業から生じる損失を利用して節税を図る動きが顕在化している。このような租税回避行為を防止するため、適切な対応措置を講じる必要がある。」とし導入された^{321、322}。租税特別措置法は一般的に政策的規定とさ

³¹⁸ 能見善久・前掲注 5、17 頁参照。能見教授はさらに「信託財産を管理しているのは受託者であり、信託財産に起因する事故によって生じた損害賠償責任に関するリスクなども受託者が負担するのが原則であろう。」とされる。その他、信託がヴィークルとして利用され受益権が転々流通した場合に、受益者に無限責任が課されるとするなら受益者が不測の損失を被りひいては取引流通が阻害されるおそれがあるためともされる（井上聡編『新しい信託 30 講』45 頁（弘文堂 2007）参照）。

ただし、信託財産が費用等の償還に不足しており、相当の期間内に委託者または受益者から費用等の償還または費用の前払を受けなかったとき、受託者は信託を終了させることができる（信託 52 条）。これは、委託者または受益者から支払を受けることができないことから、委託者および受益者に通知を行った上で、受託者に信託を終了させる権限を与えるものされている（新井誠『キーワードで読む信託法』126 頁（有斐閣 2007）参照）。

³¹⁹ 中里実教授は、証券化に利用される商事信託において、不動産所得となる点はともかく、不動産の譲渡として取り扱われる点は、「証券化がファイナンス……の手段であるという点を無視しているといえるのではなかろうか」とされ、「信託が導管であるという理論は、あくまでも、課税上の取扱の説明のための技術にすぎないのであり、所得税法や法人税法が本来予定していたような個別信託についてはそのまま貫徹することが可能であるとしても、証券化のようなファイナンスの一形態にすぎないような場合にまで、それを形式的に貫徹することにどれほどの意味があるのか疑わしいようなことも生ずるであろう」と疑問を呈されている（中里・前掲注 71、108 頁）。

³²⁰ 中村真由子弁護士は、本規定に関し、①受託者を無視して受益者に課税するのに、所得計算上何処にも損失が反映されないのは妥当ではない、②信託段階で稼得した「事業所得」が受益者段階で「雑所得」になるという立案担当者の見解は、条文の文言から読み取れないとされる（中村真由子「新・信託税制の批判的検討」税研 144 巻 103 頁、同「新・信託税制の批判的検討－受益者等課税信託における損失の取り扱いを中心に－」日税研究賞入選論文集 31 回 54 頁以下参照）。しかし、所得税法 13 条 1 項はあくまでも所得の帰属に関する規定であり、所得区分は各納税者に応じて判断すべきものと筆者は考える。

³²¹ 政府税制調査会「平成 17 年度の税制会計に関する答申」12 頁（2004 年 11 月）。本改正は、名古屋高裁平成 17 年 10 月 27 日判決（税資 255 号順号 10180）、原審は名古屋地裁平成 16 年 10 月 28 日判決（税資 254 号順号 9800）を受けて導入されたものとされている。

³²² 増井良啓教授は、組合課税の今後の動きについて、平成 17 年税制改正前の時点で、「組合に関する課税ルールを法令上整備した上で、濫用事例に対して個別的否認規定によって対処していくべきであろう。」と述べられていた（増井・前掲注 105、155 頁）。細川健氏は、本規定につき「特定の納税者の租税回避行為を防止するために、日本経済の再生・活性化のための貴重なビークルである民法上の任意組合そのものの使い勝手を悪くしてしまうことは大きな問題である。」とされる（細川・前掲注 116、160 頁）。酒井克彦教授はこの規定について「いわゆる航空機リース事件（名古屋地裁平成 16 年 10 月 28 日判決・判タ 1204 号 224 頁）が係争中に国税庁からの働きかけで立法提案に結びついたものである。」とされる（酒

れ³²³、この規定は「個別的否認規定」であるとされる³²⁴。措置法 41 条の 4 の 2 は、「特定組合員（組合契約を締結している組合員（……）のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外のものをいう。）又は特定受益者（信託の所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。）に該当する個人が、平成 18 年以後の各年において、組合事業又は信託から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上当該組合事業又は信託による不動産所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額に相当する金額は、同法第 26 条第 2 項及び第 69 条第 1 項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。」とし、受益者の不動産所得にかかる損失は損益通算できないとする。

本規定は、「特定受益者に該当する個人が、信託から生ずる不動産所得を有する場合において」とするため、文理に忠実に解釈を行えば、信託における所得区分を受益者が引継いでいるものと解せる。しかし、当該規定が不動産所得のみを対象とし事業所得にかかる損失が対象外とされる理由を、「組合事業や信託において事業を営んでいた場合には、個人の組合員

井・前掲注 163、474 頁）。

³²³ 租税特別措置に関しては、様々な意見がある。

立法者は、租税を政策手段として活用するために、敢えて公平性を犠牲にして税制上の特例（租税特別措置）を定めることがある。その場合には、特定の要件に該当する者の租税負担を加重する特例（租税重課措置）についてはもちろんのこと、減免する特例（租税優遇措置）についても、当該措置に関する立法目的の正当性および目的・手段の合理的関連性に加えて、当該措置の実効性および不公平の程度をも考慮に入れて、より慎重かつ自制的に裁量権を行使すべきである。……また、いったん採用された租税特別措置については、その適用実態を明らかにし、その効果を検証することによって、必要に応じてその改廃を行い課税の公平を回復することが必要である。そのために、平成 22 年度税制改正によっていわゆる租特透明化法……が制定された（谷口勢津夫・前掲注 49、19 頁参照）。特定の政策目的をを実現するために、特定の要件に該当する者に対して、一般の場合に比べ、税負担を軽減ないし過重するもの（水野勝・前掲注 310、94 頁以下参照）。租税特別措置法は、いわば、同様の所得について異なって課税するものであり、課税ベースを侵食するものであり、水平的公平の観点からみて問題が多い（水野忠恒・前掲注 110、17 頁）。租税特別措置は、租税の軽減・免除を誘因手段として特定の政策目的を達成しようとするものであり、従って、租税負担の公平の原則を犠牲にし租税の中立性を阻害することは避けがたい（田中二郎・前掲注 60、475 頁）。原則的取扱いを、当面の産業経済政策的要請等から暫定的に修正する取扱い（北野弘久『租税法原論〔第 6 版〕』68 頁（青林書院 2007））とし、租税特別措置法とは租税特別措置を最狭義にとらえた措置を指称したものとされる（同『現代企業税法論』311 頁（岩波書店 1996）参照）。租税特別措置には、①担税力その他の点で同様の状況にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減しあるいは加重することを内容とする措置（狭義）、②本法においてただちに実施することが適当かどうかについて疑問があり、これを暫定的に施行する意味を有するもの、すなわち、その意味においては必ずしも特別措置とはいえないが、少なくとも臨時的、例外的な措置であるもの（広義）がある（佐藤英明「みなし法人課税制度の検討と今後の問題点」租税法 19 号 42 頁参照）。

³²⁴ 金子宏・前掲注 53、220 頁参照。

や受益者のその事業への関与度合いが希薄であれば、その生ずる収益及び費用は雑所得として扱われ、その損失については損益通算が認められていないことからあえて損失制限の対象とする必要性が乏しいことによるものと考えられます。なお、信託の受益者については上記で述べたとおり、信託における事業への関与度合いは希薄であることから、信託による事業に係る収益及び費用については雑所得として取り扱われることになると考えられます。」とすることから³²⁵、受益者が収受する所得にかかる所得区分は、受益者が収受する所得の性質や態様等により判断するとした規定と解することもできる。租税特別措置法が政策目的で設けられた規定であることは思慮すべき事項であるが、この規定からも所得区分の判断には慎重な判断が求められているといえるであろう。

小括

本節では、(1)所得税法 13 条 1 項の解釈、(2)他の事業体における所得区分の判断基準、(3)損失負担との関係、の観点から受益者課税制度における所得区分判断の基準について検討を行った。所得税法は信託の経済的特質に着目し、収益の帰属に関しては、信託財産の法的所有者である受託者ではなく経済的利益の享受者である受益者が信託財産に属する資産・負債を有するものとみなして、所得税法を適用するとし、経済的実質課税に基づく受益者課税の原則を採用している。しかし、本節で検討した内容を踏まえると、所得の帰属と所得区分は分けて検討する事項であり、所得区分は納税義務者たる受益者にて判断することが所得区分制度に対し合目的であるといえよう³²⁶。

³²⁵ 齋地義孝・前掲注 1、113 頁。

³²⁶ 受益者において判断する場合も、受益者は信託財産に属する資産・負債を有するものとして取扱われることとなる。なお本稿では詳しく検討しなかったが、現行法の下、受益者における所得区分の判断が問題となるのは、対象となる所得が行為性所得である場合や受益者において他の所得がある場合であると考えられる。

結びに代えて

受益者課税の原則は、大正 11 年の信託税制創設時より採用されているが、その理由は当初、「(イ)所得財産より生ずる収益は、一旦其の財産所有者たる受託者が取得するものなるが故に、現行所得税法の儘にては、受託者に対して所得税を課し、更に受託者より収益の引渡を受くるが故に、受益者にも亦其の収益に對し所得税を課するの外なく、即ち同一の収益に對し二重に課税することとなるも、改正法に依れば受益者に対してのみ課税することとなりて、實際に適合す。(ロ)受益者が受託者より受くる所得は受益権なる一種の債権より生ずるものなるを以て、現行法の儘にては受託財産の種類如何を問はず、其の収入金全部に對し課税することとなり、受益者が直接信託財産を所有するものと看做すを以て、信託財産が田畑なるときは前三年の平均に依り所得を算定し、株式なるときは配當金中より四割を控除し、社債なるときは第二種所得税を課して第三種所得税を課せず、國債なるときは其の利子に對して所得税を免除する当、總て一般の場合と同一に取扱はれ、課税の公平を得ることとなる。」と、二重課税排除のみならず、課税の公平がその目的とされていた³²⁷。現行所得税法 13 条 1 項を根拠に、受益者における所得区分を受託者における所得区分の導管と理解することは、上述したとおり疑問も多いが、多くの学説や通達(旧土地信託)などが採用するこの考え方は、上述した創設趣旨に基づくものともいえる。

しかし、信託の独自の機能である財産権の轉換機能や所得区分制度の意義等を勘案すれば、受益者が収受する所得にかかる所得区分は、納税義務者たる受益者における判断が適当であり、導管理論を採用する受益者課税の下でも所得区分の判断主体は受益者となり、このような判断を行うことが、応能負担の原則に基づく課税の実現を可能にすると筆者は考える。本稿では、各種所得区分における問題点にまで詳細に触れることができなかつたが、所得区分判断における行為性・規模・継続性なども検討事項となるであろう。また、所得区分の判断主体は、信託はじめ他の事業体(匿名組合や民法上の組合など)においても重要な論点となるが、本稿で紹介した最近の裁判実務では事業体の法的性質や納税義務者に着目した判断が行われているように思える。

平成 18 年信託法の改正に伴い、多様な信託の利用ニーズに対応するための新たな類型の信託制度の創設(自己信託や目的信託など)や従来と異なる信託の利用形態に対応した制度整備が行われ、これに合わせ平成 19 年に信託税制も大幅改正された。信託法改正後、信託の独自の性質を生かした多様な信託の利用が進みつつあるが、多様化する信託制度と根幹原則を維持する信託税制との間にひずみが生じているように感じる。本稿では、受益者課税制度における所得区分の判断メルクマールについて、現行所得税法の解釈を中心に検討を行ったが、多様な信託の

³²⁷ 大蔵省編纂・前掲注 230、1154 頁。

利用がさらに進んだ場合、現行法の解釈のみで対応することには限界もある。あるべき信託税制論については、従前より多くの研究者の先達により研究が行われてきたテーマであるが、他国の信託税制なども参考にし、多様な信託に適合する信託税制のあり方を研究テーマとし模索し続けることになるであろう。本稿は、そのための準備作業である。

参考文献（書籍）

1. 租税法

- 阿南主税『所得税法体系』（ビジネス教育出版社 1969）
- 池本征男『所得税法 理論と計算〔六訂版〕』（税務経理協会 2010）
- 井出文雄『要説 近代日本税制史』（創造社 1959）
- 岩崎政明『ハイポセティカル・ステディ租税法〔第3版〕』（弘文堂 2010）
- 確井光明ほか『公法学の法と政策（上）』（有斐閣 2000）
- 占部裕典『信託課税法』（清文社 2001）
- イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説（トラスト 60 研究叢書）』（清文社 1994）
- 大蔵省内『明治財政史編纂会編纂』（明治財政史発行所 1927）
- 大蔵省編纂『明治大正財政史 第6巻』（経済往来社 1957）
- 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第5巻租税』（東洋経済新報社 1957）
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史－終戦から講和まで 第8巻租税』（東洋経済新報社 1977）
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史－昭和 27～48 年度 第6巻租税』（東洋経済新報社 1990）
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史－昭和 27～48 年度 第15巻租税・国債』（東洋経済新報社 1997）
- 岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂 2007）
- 岡村忠生『新しい法人税法』（有斐閣 2007）
- 小田満『例解問答式所得税の実務〔新訂版〕』（日本税経研究会 1993）
- 片岡政一『国民の税法』（第一書房 1940）
- 金子宏『所得課税の研究』（有斐閣 1991）
- 金子宏『租税法の発展』（有斐閣 2010）
- 金子宏『所得課税の法と政策』（有斐閣 2012）
- 金子宏『所得税・法人税の理論と課題』（日本租税研究協会 2010）
- 金子宏『租税法〔20版〕』（弘文堂 2015）
- 金子宏『租税法〔7版補正版〕』（弘文堂 2000）
- 金子宏『租税法と市場』（有斐閣 2014）
- 金子宏『租税法理論の形成と解明〔上巻〕〔下巻〕』（有斐閣 2010）
- 金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣 2008）
- 金子宏編『国際課税の理論と実務－移転価格と金融取引』（有斐閣 1997）
- 兼平裕子『民法と税法の交錯－フラットな社会を構築するために－』（愛媛大学法文学部総合政策学科 2012）
- 川北英隆『証券化－新たな使命とリスクの検証』（きんざい 2012）
- 北野弘久『コンメンタール相続税法』（頸草書房 1974）
- 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店 1996）
- 北野弘久『現代税法の構造』（勁草書房 1975）
- 北野弘久『現代税法講義』（法律文化社 2009）
- 北野弘久『租税法原論〔第6版〕』（青林書院 2007）

木村弘之亮『租税法』（税務経理協会 1999）
清永敬次『税法〔新訂版〕』（ミネルヴァ書房 2013）
小林長谷雄＝岩本巖『実務本意所得税法詳解』（経済図書 1943）
財務省『平成 19 年度税制改正の解説』
佐藤英明『スタンダード所得税法〔補正 3 版〕』（弘文堂 2014）
佐藤英明『信託と課税』（弘文堂 2000）
酒井克彦『スタートアップ租税法〔第 3 版〕』（財經詳報社 2015）
酒井克彦『ステップアップ租税法』（財經詳報社 2010）
酒井克彦『ブラッシュアップ租税法』（財經詳報社 2011）
酒井克彦『裁判例からみる法人税法』（大蔵財務協会 2012）
酒井克彦＝池本征男『裁判例からみる相続税・贈与税〔三訂版〕』（大蔵財務協会 2013）
酒井克彦『所得税法の論点研究』（財經詳報社 2011）
酒井克彦『「正当な理由」をめぐる認定判断と税務解釈』（清文社 2015）
さくら総合事務所編『SPC&匿名組合の法律・会計税務と評価
－投資スキームの実際例と実務上の問題点〔第 3 版〕』（清文社 2005）
鯖田豊則『信託の会計と税務』（税務経理協会 2007）
住友信託銀行編『成功事例に学ぶ 土地信託活用のすべて』（金融財政事情研究会 1986）
高木文雄＝小平敦『信託論叢－その本質的展開を求めて－』（清文社 1986）
高倉明ほか『所得税基本通達逐条解説〔平成 16 年版〕』（大蔵財務協会 2004）
高田琴三郎『昭和 26 年度改正 所得税法図解』（國元書房 1951）
高橋祐介『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』（清文社 2008）
武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法〔加除式〕』（第一法規出版 2015）
武田昌輔監修『DHC コメントール法人税法〔加除式〕』（第一法規出版 2015）
田中勝次郎『所得税法精義』（巖松堂書店 1930）
田中二郎『租税法〔第三版〕』（有斐閣 1990）
田邊昇『〔新版〕投資ファンドと税制』（弘文堂 2006）
田邊昇ほか『実務・不動産証券化』（商事法務 2003）
谷口勢津夫『税法基本講義〔第 4 版〕』（弘文堂 2014）
注解所得税法研究会編『注解 所得税法〔五訂版〕』（大蔵税務協会 2011）
苫米地邦男編『回答事例による所得税質疑応答集』（大蔵財務協会 2006）
中里実『ビジネス・タックス』（有斐閣 2005）
中里実『金融取引と課税』（有斐閣）
中山信弘＝中里実『政府規制とソフトロー』（有斐閣 2008）
西村善朗『プライベート・エクイティ・ファンドの仕組みと会計・税務』（中央経済社 2007）
矢内一好ほか『信託の法務・税務・会計』（学陽書房 2007）
橋本守次『ゼミナール相続税法』（大蔵財務協会 2011）
平川忠雄『新しい信託の活用と税務・会計』（ぎょうせい 2007）
平田敬一郎『新税法』（時事通信社 1950）
久禮義継『流動化・証券化の会計と税務〔第 4 版〕』（中央経済社 2008）
藤本幸彦ほか『投資ストラクチャーの税務〔改訂版〕』（税務経理協会 2005）

増井良啓『租税法入門』（有斐閣 2014）
松沢智『租税実体法の解釈と適用 2』（中央経済社 2000）
水野勝『租税法』（有斐閣 1993）
水野忠恒『租税法〔第 5 版〕』（有斐閣 2011）
水野忠恒『所得税の制度と理論』（有斐閣 2006）
三菱 UFJ 信託銀行編『信託の法務と実務〔6 訂版〕』（きんざい 2008）
森谷義光ほか『所得税基本通達逐条解説〔平成 26 年度〕』（大蔵財務協会 2014）
矢内一好ほか『実務解説 信託法 Q&A』（ぎょうせい 2008）
山田二郎編『実務 租税法講義』（民事法研究会 2005）
山田二郎『山田二郎著作集 I 租税法の解釈と展開(1)』（信山社出版 2007）
吉国一郎『昭和 40 年度版 改正税法総覧』（財政経済弘報社 1965）
吉國二郎『法人税法』（財経詳報社 1965）
渡邊善蔵『所得税法資本利子税法釈義』（自治館 1927）
渡辺淑夫＝山本清次『法人税基本通達の疑問点〔五訂版〕』（ぎょうせい 2012）

2. 民法・信託法ほか

青木徹二『信託法論』（財政経済時報社 1926）
青木徹二『商行為法』（有斐閣 1909）
天野佳洋＝久保淳一『図解よくわかる信託と信託ビジネス』（学陽書房 2008）
新井誠『キーワードで読む信託法』（有斐閣 2007）
新井誠『財産管理制度と民法・信託法』（有斐閣 1999）
新井誠『信託ビジネスのニュートレンド』（財団法人経済産業調査会 2005）
新井誠『信託法〔第 4 版〕』（有斐閣 2014）
新井誠監『コンメンタール信託法』（ぎょうせい 2008）
新井誠編『新信託法の基礎と運用』（日本評論社 2007）
新井誠編『信託法実務判例研究』（有斐閣 2015）
池田虎二郎『担保付社債 信託法論』（清水書店 1909）
石井照久＝鴻常夫『商法総則〔第 3 版〕』（勁草書房 1977）
石田穰『民法大系(1)民法総則』（信山社 2014）
石田文次郎『債権各論講義〔第 10 版〕』（弘文堂 1941）
石田文次郎『債権各論〔第 5 版〕』（早稲田大学出版部 1951）
伊藤眞＝萩原正佳『金融商品会計の完全解説〔改訂 8 版〕』（財経詳報社 2009）
井上聡編『新しい信託 30 講』（弘文堂 2007）
入江眞太郎『全訂信託法原論』（巖松堂 1933）
鳥賀陽然良『商行為法』（弘文堂 1935）
内田貴『民法 I〔第 4 版〕』（東京大学出版会 2008）
内田貴『民法 II〔第 3 版〕』（東京大学出版会 2011）
内田貴『民法 IV〔補訂版〕』（東京大学出版会 2007）
梅謙次郎『初版 民法要議卷之三 債権編』（信山社 1992）

江頭憲治郎ほか『現代企業立法の軌跡と展望』（商事法務研究会 1995）
大阪谷公雄『信託法の研究（上）〔理論編〕』（信山社出版 1991）
大阪谷公雄『信託法の研究（下）〔実務編〕』（信山社出版 1991）
太田洋監修『新しい持株会設立・運営の実務－日本版 ESOP の登場を踏まえて』（商事法務 2011）
大森忠夫『商法総則・商行為法〔第7版〕』（三和書房 1973）
大森忠夫『商法総則〔第3版〕』（青林書院 1960）
岡野敬次郎『商行為及保険法 日本立法資料全集 別巻 611』（信山社出版 2009）
金子宏ほか『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』（有斐閣 2011）
江頭憲治郎ほか『現代企業立法の軌跡と展望』（商事法務研究会 1995）
神田秀樹『信託法講義』（弘文堂 2014）
神田秀樹＝新井誠『信託法制の展望』（日本評論社 2011）
鴻常夫『商法総則〔新訂第5版〕』（弘文堂 1999）
鴻常夫ほか『演習 商法（総則・商行為）〔新演習法律学講座 8〕』（青林書院新社 1984）
小町谷操三『海商法研究第三巻』（有斐閣 1931）
小町谷操三『商行為法論』（有斐閣 1943）
近藤光男『商法総則・商行為法〔第6版〕』（有斐閣 2013）
志田鉦太郎『日本商法典の編纂と其改正』（明治大学出版部 1933）
四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣 1989）
鈴木竹雄『新版 商行為法・保険法・海商法〔全訂第二版〕』（弘文堂 1993）
鈴木祿弥『民法総則講義〔二訂版〕』（創文社 2003）
鈴木祿弥『新版 注釈民法（17）債権（8）』（有斐閣 1993）
関俊彦『商法総論総則』（有斐閣 2003）
高木文雄＝小平敦『信託論叢－その本質的展開を求めて－』（清文社 1986）
田中耕太郎『商行為法講義要領』（田中耕太郎 1938）
田中誠二『コンメンタール商行為法』（頸草書房 1973）
田中誠二『商行為法概説』（有斐閣 1949）
田中誠二『新版 商行為法〔再全訂版〕』（千倉書房 1983）
田中誠二『新版 商法〔11全訂版〕』（千倉書房 2012）
田中實＝山田昭（雨宮孝子補訂）『〔改訂〕信託法』（学陽書房 1998）
田中實『信託法入門』（有斐閣 1992）
田村諄之輔＝平出慶道『現代法講義 商法総則・商行為法』（青林書院 1990）
寺本振透編集『解説 新信託法』（弘文堂 2007）
寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務 2008）
道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣 1996）
西村総合法律事務所編『M&A 法大全』（商事法務研究会 2001年）
西本辰之助『私法学の諸問題』（慶応義塾大学法研会 1967）
西原寛一『商行為法』（有斐閣 1968）
能見善久『現代信託法』（有斐閣 2004）
能見善久『信託の実務と理論』（有斐閣 1997）

能見善久『信託法セミナー（1）』（有斐閣 2013）
能見善久『信託法セミナー（2）』（有斐閣 2014）
野村豊弘『民法Ⅰ 序論・民法総則〔第2版補訂〕』（有斐閣 2008）
服部栄三＝柿崎栄治『演習 商法（上巻）』（法学書院 1964）
服部栄三『商法総則〔第三版〕』（青林書院新社 1983）
樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅠ』（弘文堂 2000）
樋口範雄『フィデュシャリー〔信託〕の時代』（有斐閣 2004）
廣中俊雄『第九回帝国議會の民法審議』（有斐閣 1986）
平出慶道『商行為法』（青林書院新社 1980）
平出慶道『商法概論Ⅰ－商法総則、商行為法、手形・小切手法』（青林書院 2007）
ヘルマン・ロエスレル『商法草案（上）』（司法省 1884）
法務大臣官房司法法制調査部『日本近代立法資料叢書 19』（商事法務研究会 1985）
星野英一『民法概論Ⅳ』（有斐閣 1994）
細矢祐治『金融及信託（下巻）』（瞭文堂 1924）
松波仁一郎『改正 日本商行為法』（有斐閣 1913）
松本丞治『商行為法〔第35版〕』（有斐閣 1931）
丸山長渡『改正商法〔明治32年〕要義 上巻 日本立法資料全集 別巻358』
（信山社出版 2005）
みずほ信託銀行編者『詳解信託判例』（きんざい 2014）
森泉章『新・法人法入門』（有斐閣 2004）
米倉明『信託法の新展開』（商事法務 2008）
我妻栄ほか『我妻・有泉コンメンタール民法〔第3版〕』（日本評論社 2013）
我妻栄『債権各論 中巻二』（岩波書店 1963）
『三井信託銀行五十年史』（三井信託銀行株式会社 1974）
『三菱信託銀行六十年史』（三菱信託銀行株式会社 1988）
『安田信託銀行五十年史』（安田信託銀行株式会社 1976）

参考文献（論文）

1. 租税法

- 秋元秀仁「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部改正に伴う税法の改正 法人税関係」税理 43 巻 10 号
- 秋葉賢一「実務対応報告第 23 号『信託の会計処理に関する実務上の取扱い』について」信託 232 号
- 秋葉賢一「債権流動化における劣後受益権に関する収益認識」税弘 61 巻 4 号
- 秋葉賢一「信託を利用した流動化スキームと会計問題」金融研究 17 巻 4 号
- 浅井要「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部改正に伴う税法の改正 所得税関係」税理 43 巻 10 号
- 浅妻章如「Reich 論文の”Super-Matching”Rule の紹介及び信託等を通じたマッチングの意義と限界」『金融取引と課税(3) (トラスト 60 研究叢書)』 (トラスト 60 2013)
- 浅妻章如「フランス信託税制」信託 242 号
- 浅妻章如「信託と租税条約の適用に関する考察」『金融取引と課税(2) (トラスト 60 研究叢書)』 (トラスト 60 2012)
- 浅妻章如「信託税制の国際的側面」信託法 37 号
- 浅妻章如「債権流動化における信託受益権者の元本充当・益金算入の振り分け (金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法) の是非に関する東京地裁平成 24 年 11 月 2 日評釈」立教 87 号
- 阿部泰久「自己信託の創設～その仕組みと受益者課税」税理 50 巻 6 号
- 阿部雪子「空中権取引の促進と課税－課税繰延べと信託－」税経通信 69 巻 6 号
- 阿部雪子「土地信託方式における空中権取引の課税」一橋法学 14 巻 2 号
- 天野佳洋「セキュリタイゼーションにおける信託の利用と税のかかわり」『ビジネスタックス』中里実＝神田秀樹 (有斐閣 2005)
- 雨宮孝子「不動産を利用した公益信託の問題点」信託研究奨励金論集 18 号
- 雨宮孝子「米国の公益法人・公益信託 (Foundation) の現状と税制の概要」信託研究奨励金論集 7 号
- 雨宮孝子「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」判時 1794 号
- 飯塚孝子「遺言代替の生前信託と課税」日税研究賞第 26 回
- 伊川正樹「任意組合から生ずる所得の計算方法」税研 178 号
- 池田道彦「匿名組合契約における特約と税務の取扱い」税弘 44 巻 3 号 117 頁
- 泉絢也「租税法と信託法の交錯」租税資料館賞 21 回
- 泉絢也「租税法上の信託の意義」税務事例 44 巻 1 号
- 磯部喜久男「創設所得税法概説－明治 20 年の所得税法誕生物語－」税大論叢 30 号
- 市木雅之「任意組合形態のりんご生産組合の組合員が提供した作業労務の報酬として受ける金員が、給与所得に該当するとされた事例」税務事例 38 巻 9 号
- 市野瀬音子「匿名組合契約による航空機リース過少申告加算税の『正当な理由』」

税研 182 号

伊藤義一「りんご生産組合の組合員が組合事業に係る作業に従事して支払を受けた収入は給与所得か事業所得か」TKC 税研情報 12 巻 6 号

伊藤義一＝濱田全紀「譲渡所得の金額の計算上控除されるべき取得費の範囲」TKC 税研情報 17 巻 3 号

伊藤剛志「外国投資信託に係る課税上の問題」
中里実ほか『クロスボーダー取引課税のフロンティア』（有斐閣 2014）

伊藤剛志「プライベート・エクイティ・ファンドと組合課税」
金子宏『租税法と市場』270 頁（有斐閣 2014）

井上一郎「安井・今村・鍋島による明治 20 年所得税法逐条解説」税大論叢 23 号

岩崎政明＝岩崎いずみ「イギリスにおける商品ファンドの法規制と租税制度」
信託研究奨励金論集 14 号

岩崎政明「UK-REIT（イギリス型不動産投資信託）の導入と課税制度の特色」
租税研究 698 号

岩崎政明「ドイツの信託税制」信託 245 号

岩崎政明「米国における REIT Spin-off の意義－不動産の非課税 spin-off は許容されるか？－」
証券税制研究会『企業行動の新展開と税制』（日本証券研究所 2006）

岩崎政明「信託課税の理論と運用 事業信託を利用した租税回避の防止措置について」
新井誠編『新信託法の基礎と運用』（日本評論社 2007）

植松守雄「多様化するピークルー租税法の視点から」ノモス第 12 号

植松守雄「所得税法の諸問題 第 9 回～142 回 納税義務者・源泉徴収義務者（続 8～141）」
税経通信 42 巻 6 号、7 号、8 号、9 号、11 号、12 号、13 号、43 巻 1 号、2 号、3 号、
13 号、44 巻 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、7 号、8 号、9 号、10 号、11 号、12 号、
13 号、45 巻 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、7 号、9 号、10 号、11 号、12 号、14 号、15 号、
46 巻 1 号、2 号、3 号、5 号、6 号、7 号、9 号、11 号、12 号、13 号、14 号、15 号、47 巻
1 号、2 号、4 号、5 号、6 号、7 号、9 号、10 号、11 号、12 号、13 号、15 号、48 巻 1 号、
2 号、3 号、5 号、6 号、7 号、9 号、10 号、12 号、13 号、14 号、15 号、49 巻 1 号、2 号、
3 号、5 号、6 号、7 号、8 号、10 号、12 号、13 号、14 号、15 号、50 巻 1 号、3 号、4 号、
5 号、7 号、8 号、10 号、11 号、12 号、13 号、14 号、16 号、51 巻 1 号、2 号、3 号、4 号、
5 号、7 号、9 号、10 号、11 号、12 号、14 号、52 巻 1 号、2 号、3 号、5 号、7 号、8 号、
10 号、11 号、12 号、14 号、15 号、16 号、53 巻 1 号、2 号、3 号、4 号、6 号、7 号、9 号

内川澄男「同業者からなる企業体の性格、収益計上時期、企業体と構成員との取引に対し消費税を課税することの適否」税経通信 57 巻 2 号

内芝良輔「FX 取引に係る売買差損益金等の所得区分と収入すべき時期」法セ増刊 9 号

碓井光明「株式信託契約に基づく信託受益権の評価に際し相続開始後少なくとも五年間解除しえないという事情を考慮する必要がないとした事例」ジュリ 617 号

碓井光明「共同事業と所得税の課税－任意組合課税方式の検討－」税理 25 巻 6 号

碓井光明「減額再更正処分の取消しを求める訴えの利益（①事件）、増額再更正処分後に当初更正処分の取消しを求める訴えの利益（②事件）が、それぞれ否定された事例」
判時 1020 号

- 占部裕典「英国の信託税制」『創立 20 周年記念論文撰集』（トラスト 60 2007）
- 占部裕典「我が国における信託税制の発展と改革～改正信託税制の特徴と課題～」
会計監査ジャーナル 623 号
- 占部裕典「個人信託課税の課題－多様な個人信託の発展可能性に影響を与える信託税制等－」
信託 215 号
- 占部裕典「高齢化社会における信託税制・相続税制のあり方」
新井誠『高齢社会における信託と遺産承継（トラスト 60 研究叢書）』（日本評論社 2006）
- 占部裕典「裁量信託及び受益者連続型信託の課税関係－イギリス信託課税からの示唆－」
神院 25 巻 2 号
- 占部裕典「信託による後継ぎ遺贈の課税関係－民法、信託法、相続税法の視点から－」
総合税制研究 9 号
- 占部裕典「信託課税における受益者課税・受託者課税の再検討－信託所得課税の比較法的
考察－」総合税制研究 2 号
- 占部裕典「経済変動期における信託課税－投資信託・投資法人課税を中心にして」
法時 75 巻 4 号
- 占部裕典「信託課税の基本的仕組み－わが国の信託税制の特徴と問題点」税研 132 巻
- 占部裕典「信託課税法の課題と改革の展望」信託法 27 号
- 占部裕典「信託税制について」信託 245 号
- 占部裕典「多様な信託の活用に対する課税の影響」信託法 39 号
- 漆さき「匿名組合契約に係る利益分配金の所得区分と信義則の適用」ジュリ 1473 号
- 遠藤克博「企業の海外投資をめぐる会計監査と税務調査の接点－外国パートナーシップに係
る組合型所得計算方式の問題点を中心に－」税大論叢 30 号
- 太田洋「自己株式による代物弁済に伴って生じる債務消滅益とみなし配当－竹中工務店従業
員持株会事件」税研 178 号
- 大淵博義「任意組合による航空機リース事業の損失は利益配当契約による雑所得の損失とし
て損益通算を否認した課税処分の可否（上）（下）」税務事例 37 巻 7 号、8 号
- 大雄智「信託を利用した不動産証券化の会計問題」企会 59 巻 10 号
- 岡正晶「民事信託と新しい信託税制」税事 100 号
- 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集 31 号
- 岡村忠生「不完全移転と課税」論叢 164 巻 1 号－6 号
- 岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について（一）（二）（三）」
論叢 135 巻 1 号、3 号、5 号
- 岡村忠生「組合員がその組合事業に従事して得た収入と給与所得」民商 126 巻 6 号
- 岡村忠生「永久信託増加の原因－永久支配か税負担軽減か？」アメリカ法 2009-1
- 荻野豊「債務整理事務を受任した弁護士が委任事務処理に充てるために交付された金銭を預
け入れた銀行預金が、弁護士に帰属するとされた事例」TKC 税研情報 12 巻 6 号
- 小沢進「不動産の証券化を巡る実務上の留意点」税経通信 46 巻 7 号
- 海原文雄「ビジネストラストの団体制と課税の問題」信託復刊 63 号
- 海原文雄「信託の所得税におけるクリフォード原則」信託復刊 73 号

景山智全「集団投資スキームにおける課税上の問題点」税大論叢 40 号
加瀬昇一「匿名組合契約－商法・民法及び税法の交錯」
松沢智『租税実体法の解釈と適用 2』（中央経済社 2000）
片岡義広ほか「債権流動化における劣後受益権の収益配当金に係る会計処理」
企会 67 卷 2 号
片岡義広＝永井利幸「判批」企会 65 卷 10 号 49 頁
加藤玲子「船舶リース事件」税弘 57 卷 1 号、2 号
加藤玲子「船舶リース事件の経緯と争点」税法 562 号
香取稔「条件・期限・負担付の遺贈についての相続税課税上の問題」税大論叢 28 号
金子宏ほか「信託法制と信託税制の改革」税研 133 卷
金子宏「任意組合の課税関係」『租税法理論の形成と解明（下巻）』（有斐閣 2011）
金子宏「匿名組合契約に対する所得課税の検討－ビジネス・プランニングの観点を含めて－」
『租税法理論の形成と解明（下巻）』（有斐閣 2011）
金子宏「匿名組合契約に対する所得課税の検討－ビジネス・プランニングの観点を含めて－」
金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣 2008）
金子宏「税法の解釈態度－借地権金は、昭和 34 年法律 78 号による改正前の所得税法上不動産所得、譲渡所得のいずれに属するか」判時 389 号
兼平裕子「国際課税と国内法－匿名組合と LPS をめぐって－」税法 568 号
川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税大論叢 57 号
川田剛「任意組合を利用した航空機リース取引による損益通算が租税回避にあたらぬとされた事例」税経通信 60 卷 3 号
川端康之「租税条約における受益者の意義と機能」
碓井光明ほか『公法学の法と政策（上）』（有斐閣 2000）
神田秀樹＝弥永真生＝増井良啓「商事信託の税制及び会計に関する研究」
信託研究奨励金論集 26 号
菅野真美「限定責任信託と受益証券発行信託の創設～その仕組みと課税」税理 50 卷 6 号
岸田雅雄「信託の会計と税務」信託法 26 号
岸田貞夫「任意組合からの所得の計算方法についての事例」TKC 税研情報 21 卷 1 号
岸田貞夫「組合契約に基づく新株予約権に係る利益は雑所得とされた事例」ジュリ 1460 号
喜多綾子「『受益者等が存しない信託』の課税と受益者等の意義－目的信託を中心として」
立命 318 号
喜多綾子「個別信託の発展と課税問題」税法 556 号
喜多綾子「信託課税における所得計算ルールの課題と理論的検討」立命 331 号
喜多綾子「信託税制における受益者課税の問題」税法 568 号
北武雄「構成処分後に減額再更正処分がされた場合の課税処分取消訴訟の対象とすべき処分等」税理 25 卷 16 号
北崎進「信託課税制度に関する若干の問題」信託協会会報 5 卷臨時号
北崎進「新税法に依る信託課税の検討」信託協会会報 11 卷 3 号
北澤達夫「外国為替証拠金取引により生じた売買差損益金等は、雑所得に当たるとされた事例」税務事例 43 卷 6 号

北野弘久「所得税法一条二号三号の『匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令に定めるもの』にあたらぬとされた事例」シュト5号

北野弘久「共同事業的性格を有する事業からの所得の帰属」シュト99号

木山泰嗣「株式の譲渡対価のうち評価額を超える部分（高額譲渡における時価との差額）が一時所得に該当すると判断された事案」税経通信70巻3号

木山泰嗣「民法上の任意組合に対して発行された新株予約権によって組合員が得た利益に対する所得課税が争われた事案」税経通信67巻6号

行徳一人「資産流動化・投資信託と法規制」法時75巻4号

清永敬次「いわゆる減額再更正処分の取消を求める訴の利益の有無」民商85巻6号

窪田好秋「信託と相続税の課税」税16巻7号・8号

窪田好秋「信託受益権に対する相続税の課税（一）～（三）」
税16巻11号、12号、17巻1号

神山弘行「信託を用いた資産形成と課税」信託法37号

神山弘行「世代間資産移転のための『公的基金』と信託的ガバナンスに関する研究ノート～地方財政法と杉並区減税自治体構想を題材に～」
『金融取引と課税(1)（トラスト60研究叢書）』（トラスト60 2011）

神山弘行「年金信託と課税－租税法と意思決定理論－」信託研究奨励金論集32号

神山弘行「年齢・主体・課税に関する研究ノート－教育資金贈与信託を出発点に」
『金融取引と課税(3)（トラスト60研究叢書）』（トラスト60 2013）

小西三郎「貸付信託に所謂運用の『限定』と第二種所得税（一）～（五）」
税11巻11号、12号、12巻1号、5号、6号

小平敦＝白崎浅吉「信託と税制をめぐって」信託132号、134号、135号

小平敦＝吉牟田勲「信託と税制をめぐってⅡ」信託142号、143号

小林一夫「信託税制の問題点について」信託復刊91号

小林秀太「土地信託通達にみる信託課税の一側面」
中山信弘＝中里実『政府規制とソフトロー』（有斐閣2008）

後藤喜一「信託課税の問題点」税務会計研究13号

蔦永竜一「多様な事業体における課税の相違」フィナンシャル・レビュー69号

椛島文子「任意組合を用いた航空機リース事業による所得は不動産所得であり損益通算が認められるとされた事例」税法559号

斉木秀憲「従業員持株会の課税関係に関する一考察」税大論叢70号

宰田高志「航空機リースを行う任意組合を用いた節税目的の投資に係る事件」税研119号

酒井克彦「組合課税と導管理論に関する一考察（上）（下）－いわゆる航空機リース事件（名古屋地裁平成16年10月28日）判決に触れて－」税務事例37巻5号、6号

酒井克彦「匿名組合契約に基づく分配金に係る所得区分－いわゆる航空機リース事件の検討を契機として－」税大ジャーナル2号

酒井克彦「任意組合の構成員課税における所得区分の考え方－『導管理論に基づく所得区分』と『構成員の担税力に応じた所得区分』－」税務事例40巻10号

佐々木浩「信託税制について～信託税制の基本的考え方等について」信託239号

佐藤孝一「任意組合等の事業に係る組合員の所得金額の計算に当たり総額方式、中間方式又は純額方式を均しく採用できるとして処分を取り消した事例－審理の課程（対象）からの検討」税務事例 44 巻 1 号

佐藤修二「流動化取引につき納税者の行った会計処理が法人税法上正当なものであるとされた事例」ジュリ 1475 号

佐藤英明「REIT における『受動性』規制の変遷」神戸 45 巻 3 号

佐藤英明「委託者・受益者不存在の場合の信託課税」総合税制研究 1 号

佐藤英明「資産流動化と課税－アメリカ法の概観－」租税法 24 号

佐藤英明「事業信託と法人の分類基準（上）（下）」ジュリ 998 号、1001 号

佐藤英明「受益権が証券化された土地信託法の課税方法」ジュリ 951 号

佐藤英明「受益権分離型信託を用いた公益的寄付をめぐる税制」総合税制研究 9 号

佐藤英明「受益権分離型信託を用いた公益的寄付をめぐる税制」
『資産の管理運用制度と信託（トラスト 60 研究叢書）』（関西信託研究会 2002）

佐藤英明「新信託法の制定と 19 年信託税制改正の意義」日税研論集 62 巻

佐藤英明「信託をめぐる相続税・贈与税の若干の問題点」税研 87 号

佐藤英明「信託収益課税に関する基礎的一考察」
金子宏『所得課税の研究』（有斐閣 1991）

佐藤英明「信託税制の沿革－平成 19 年改正前史」日税研論集 62 巻

佐藤英明「信託税制の課題と解決の方向」信託 214 号

佐藤英明「信託留保所得課税の立法的検討」『法形式と方実質の調整に関する総合研究Ⅱ（トラスト 60 研究叢書）』（関西信託研究会 2000）

佐藤英明「他益信託と課税－平成 19 年改正後の信託課税」税事 109 巻

佐藤英明「他益信託にかかわる相続・贈与課税の立法論的検討」総合税制研究 7 号

佐藤英明「他益信託をめぐる課税に関する覚書」総合税制研究 5 号

佐藤英明「投資信託と課税」『法形式と方実質の調整に関する総合研究Ⅰ（トラスト 60 研究叢書）』（トラスト 60 1998）

佐藤英明「投資信託課税の日米比較（上）（下）」ジュリ 1035 号、1036 号

佐藤英明「投資信託課税の日米比較」信託研究奨励金論集 14 号

佐藤英明「不動産の信託に関する所得税法、租税特別措置法の適用関係」税事 3 号

佐藤英明「みなし法人課税制度の検討と今後の問題点」租税 19 号

佐藤英明「新しい組織体と税制」フィナンシャルレビュー 65 号

佐藤英明「アメリカにおける中小企業形態の多様性と税制－企業レベルでの非課税制度の可能性－」税研 80 号

佐藤英明「アメリカ連邦所得税における『パートナーシップ』の範囲に関する問題点」
日税研論集 44 巻

佐藤英明「組合による投資と課税」税事 50 号

佐藤英明「民法上の組合の組合員が受ける『給与』の所得分類」ジュリ 1189 号

佐藤英明「民法上の組合の組合員が受ける『給与』の所得分類」租税 29 号

佐藤英明「信託の『受益者』と所得計算について－名古屋地裁平成 23 年 3 月 24 日判決を題材として－」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』（清文社 2012）

佐藤英明「『外国信託』と課税」

金子宏編『国際課税の理論と実務－移転価格と金融取引』（有斐閣 1997）

佐藤徹「土地信託受益権の分割・譲渡に係る税制改正要望について」信託 195 号

座談会「土地信託通達と実務問題」税経通信 41 巻 13 号

鯖田豊則「信託スキームをめぐる会計・税務上の論点」企会 59 巻 10 号

品川芳宣「従業員持株会に対する貸付金回収のための自己株式の取得とみなし配当課税」

TKC 税研情報 20 巻 3 号

品川芳宣「任意組合等から組合員が得る損益（所得）の計算方法」

TKC 税研情報 20 巻 5 号

品川芳宣「任意組合等から組合員が得る損益（所得）の計算方法」税研 160 号

品川芳宣「任意組合を利用した航空機リースに係る不動産所得の損益通算の可否」

TKC 税研情報 14 巻 2 号

品川芳宣「任意組合を利用した航空機リースに係る損失の損益通算と禁止措置」

税研 120 号

品川芳宣「金融商品（信託受益権）に係る収益配当金の収益計上時期」税研 172 号

下野博文「相続税法第 4 条に関する一考察」研究科論文集第三分冊（資産税編）

昭和 53 年 6 月税大研究資料第 131 号

末崎衛「『私法上の法律構成による否認』の問題点－民法上の組合による航空機リースに関する名古屋地裁判決を題材として－」税法 553 号

須貝脩一「権利金と所得類型」シュト 30 号

杉本茂「不動産証券化の課税」田邊昇ほか『実務・不動産証券化』（商事法務 2003）

杉山肇「エステイト・プランニングにおける撤回可能信託（revocable trust）の活用に関する一考察」信託 226 号

関戸隆夫「特定信託課税における一考察」成蹊大学経済学部論集 31 巻 2 号

首藤重幸「新信託法と贈与税・相続税」税事 98 号

渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」日税研論集 62 巻

白石健三「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」

『租税判例百選』別冊ジュリ 17 号

菅原万里子「租税法主義と合法性原則・所得分類」

山田二郎編『実務 租税法講義』（民事法研究会 2005）

関子善信「任意組合から生ずる所得の計算方法」法セ増刊 13 号

政府税制調査会「平成 17 年度の税制会計に関する答申（2004 年 11 月）」

税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申（昭和 38 年 12 月）」

税制調査会基礎問題小委員会「個人所得課税に関する論点整理（2005 年 6 月）」

園部逸夫「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第 2 版〕』別冊ジュリ 79 号

園部逸夫「いわゆる減額再更正処分の取消しを求める訴えの利益の有無」

判解民事篇昭和 56 年度

園部逸夫「いわゆる減額再更正処分の取消しを求める訴えの利益の有無」法時 35 巻 4 号

代田純「イギリス年金信託税制」信託研究奨励金論集 21 号

高倉明「損益通算制度についてータックス・シェルターへの対応を含めてー」
税大論叢 52 号

高須要子「民法上の組合の組合員が組合から支払いを受けた収入に係る所得が給与所得に該当するとされた事例」判タ 1096 号

高杉尚志「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」税経通信 53 卷 11 号

高津吉忠＝星田寛「土地利用と公益信託(1)公益信託をめぐる税制上の諸課題」信託 193 号

高野幸大「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第 4 版〕』別冊ジュリ 178 号

高野幸大「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第 5 版〕』別冊ジュリ 207 号

高橋靖「信義則」税研 106 号

高橋祐介「共同事業から生ずる所得の課税に関する一考察(一)(二)」
論叢 141 卷 6 号、143 卷 4 号

高橋祐介「パートナーシップと国際課税」フィナンシャル・レビュー 84 号

高橋祐介「パートナーシップ持分の基準価格について」税法 534 号

高橋祐介「事業体課税論」岡村忠生『新しい法人税法』79 頁(有斐閣 2007)

高橋祐介「民法上の組合の稼得した所得の課税に対する基礎的考察」税法 543 号

高橋祐介「任意組合等の組合員の所得計算方法」ジュリ臨時増刊 1440 号

高橋祐介「組合員が組合から受ける給与ーりんご生産組合事件」
『租税判例百選〔第 5 版〕』別冊ジュリ 207 号

高橋祐介「事業体課税ーアメリカ法を題材にしてー」税法 559 号

武田昌輔「信託課税」税務事例 39 卷 11 号、12 号、40 卷 1 号、2 号、3 号

竹内茂樹「フレキシブルな事業体を媒介した損益の水平的配分
ーわが国組合税制と米国パートナーシップ税制を中心にー」税大論叢 41 号

田島秀則「匿名組合契約に係る利益分配金の所得区分と信義則の適用の可否」
ジュリ 1394 号

田中真次「所得税法一条二号三号の『匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令に定めるもの』にあたらないとされた事例」判解民事篇昭和 36 年度

田口聡志「信託スキームを用いた知的財産証券化と企会の論理」企会 59 卷 10 号

谷口勢津夫「公益課税信託」日税研論集 62 卷

谷口勢津夫「匿名組合の課税問題ーTK スキームに関する租税条約の解釈適用」
日税研論集 55 卷

谷口勢津夫「ドイツにおける人的会社(共同事業者)課税」日税研論集 44 卷

谷口勢津夫「英国領バミューダ諸島の法律に基づいて組成された事業体である『リミテッド・パートナーシップ』の我が国の法人税法上の納税義務者該当性」判時 2253 号

谷口聡志「信託スキームを用いた知的財産証券化と企会の論理」企会 59 卷 10 号

玉國文敏「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選〔第 3 版〕』別冊ジュリ 120 号

種五誠二「組合契約における構成員課税の在り方ー組合員に係る帰属損益額の計算方法の検討を中心にー」税大論叢 66 卷

垂井英夫「代物弁済と看做し配当をめぐる税務問題(上)(中)(下)」
税理 56 卷 14 号、15 号、57 卷 1 号

長籾「日本所得税法における信託精神の欠如について」信託法 3号
辻美枝「G-REITと課税」税弘 58巻 9号
中江博行「組合契約によるリース事業の損失についての損益通算の可否－航空機リース事件」
税研 148号
中里実「structured financeにおける信託の利用と課税－覚書－」
『国際商取引に伴う法的諸問題(8)(トラス 60 研究叢書)』(トラス 60 1999)
中里実「各国の信託税制」信託 190号
中里実「経済社会の変化に対応した信託税制の構築に向けて」信託 250号
中里実「集団信託」日税研論集 62巻
中里実「信託税制の国際的概観」『創立 20 周年記念論文撰集』(トラス 60 2007)
中里実「信託法理の生成」『金融取引と課税(2)(トラス 60 研究叢書)』(トラス 60 2012)
中里実「法人格を有する信託としての財団法人」
『金融取引と課税(3)(トラス 60 研究叢書)』(トラス 60 2013)
中里実「パートナーシップ課税の国際的側面」日税研論集 44巻
中島孝一「目的信託の創設～その仕組みと受託者課税」税理 50巻 6号
仲谷栄一郎＝田中良「海外の信託を利用した租税軽減策－名古屋地裁平成 23 年 3 月 24 日判
決－」国際税務 31巻 9号
長戸貴之「自己株式による代物弁済に伴い生じる債務消滅益とみなし配当」ジュリ 1461号
中原裕彦「信託法改正の全体像～新信託法元年とその期待」税理 50巻 6号
中村秋市「任意組合からの所得の計算方法についての事例」TKC 税研情報 21巻 1号
中村真由子「新・信託税制の批判的検討」税研 144巻
中村真由子「新・信託税制の批判的検討－受益者等課税信託における損失の取り扱いを中心
に－」日税研究賞入選論文集 31回
成道秀雄「信託と税務」税務会計研究 13号
奈良梵夫「信託に於ける相続税関係」税 11巻 1号、2号
西川昌孝「信託税制に関する一考察」租税資料館賞 22回
西巴愛「信託税制について」信託復刊 98号
西中間浩「従業員持株会からの自己株式の取得による同会の借入金債務の消滅(代物弁済)
は『金銭その他の資産の交付を受けた場合』に該当する等として、株式発行会社にみなし
配当の源泉徴収義務があるとした事例」税経通信 69巻 13号
西村善朗「任意組合等と組合員との役務提供に関する課税問題」税弘 54巻 15号
日本税理士会連合会税制審議会「所得税制における所得区分と課税方式のあり方について
－平成 16 年度諮問に対する答申－(平成 16 年 12 月 13 日)」
野島喜一郎「受益者連続型信託の創設～その仕組みと相続税課税」税理 50巻 6号
野一色直人「相続法における信託の受益者の意義」
村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』(成文社 2012)
野田秀三「組合におけるリース取引をめぐる諸問題」税事 104号
橋本守次「信託設定時に受益者は利益を取得する地位にないとされ、贈与税課税が取り消
された事例」税務事例 43巻 12号
長谷部啓「パス・スルー課税のあり方－組合事業における組合員の課税関係とその諸問題」

税大論叢 56号

波多野弘「株式取引による所得が雑所得と認められた事例」シュト 139号

濱田洋「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」
『租税判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ 207号

濱田洋「劣後受益権に係る収益配当金に対する会計処理の適否が問題となった事例」
法学増刊 15号

濱田明子「匿名組合契約に基づく分配利益の課税問題」税務事例 44巻4号

濱田徳海「信託と其の税制（一）～（九）」
税 11巻9号、10号、11号、12号、12巻2号、5号、6号、8号、9号

原田宗蔵「信託税制論」税 5巻7号、8号、9号

原田宗蔵「信託関係税法雑題」信託協会会報 3巻1号、2号、3号

原田宗蔵「租税と信託」信託協会会報 3巻第4号

原田宗蔵「不動産の信託に因る租税関係の展望」信託協会会報 8巻1号、2号

原田宗蔵「不動産の信託に対する租税関係の展望（三）」信託協会会報 8巻4号

林麻里子「信託のパス・スルー課税について」金融研究 20巻1号

伴蔵人「不動産信託に於ける登録税と相続税」信託協会会報 9巻6号

伴義聖「更正と再更正」ひろば 28巻11号

久乗哲「民法組合における労務対価提供の所得区分」税理 56巻9号

日野雅彦「所得区分の在り方－不動産所得を中心として－」税大論叢 58号

平川忠雄「自己信託の事業への活用～受託者課税」税理 50巻6号

平川忠雄「信託を活用した企業の経営計画の策定と税制上の規制措置への対応事例」
税事 99号

平田敬一郎「信託と改正税法に就て」第13回信託講習会講演録

平野嘉秋「SPVとしての信託に係る税務会計上の諸問題
－法人課税信託を中心としての日米比較による考察－」会計学研究 26号

平野嘉秋「信託税制の課題と展望」租税研究 698号

平野嘉秋「多様な事業体の課税問題－信託税制の改正に伴う課税の整合的問題を中心として」
租税研究 698号

平野嘉秋「不動産の証券化と信託税制」税務会計研究 13号

平野嘉秋「ビックバン・規制緩和等により広がる企業形態及び投資形態の選択肢（上）（下）」
税経通信 53巻6、7号

平野嘉秋「ベンチャー・キャピタルと資産証券化のための税務会計（1）～（5）」
税経通信 53巻9号、10号、11号、12号、13号

平野嘉秋「パートナーシップ税制の法的構造に関する一考察－日米比較を中心として－」
税大論叢 23号

藤沢邦弘「公益信託とその税制についての一考察」
税務大学校昭和 55年度研究科論文集第2分冊

藤谷武史「イギリス信託税制」信託 243号

藤谷武史「公益信託と税制」信託法 37号

藤谷武史「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」

『金融取引と課税(1) (トラス 60 研究叢書)』 (トラス 60 2011)

藤曲武美「公正処理基準に関する最近の裁判例」税弘 61 卷 10 号

藤曲武美「債権流動化に伴う劣後受益権に係る金融商品実務指針と構成処理基準」
税弘 63 卷 1 号

藤曲武美「構成処理基準に関する最近の裁判例」税弘 61 卷 10 号

藤曲武美「任意組合の組合員が行った労務提供の対価の所得区分」税経通信 58 卷 4 号

藤本哲也「航空機リース事業を行う民法組合の構成員が得る所得は不動産所得か雑所得か」
中央ロージャーナル 2 卷 1 号

藤本哲也「信託に関する国際課税上の論点についての基礎的考察」
中央ロージャーナル 2 卷 4 号

藤原拓哉「英国 REIT 税制における論点整理」関法 56 卷 4 号

渕圭吾「アメリカ信託税制の諸問題」信託 239 号

渕圭吾「民事信託と課税」信託法 37 号

渕圭吾「民事信託と相続税・贈与税に関する研究ノート」
『金融取引と課税(2) (トラス 60 研究叢書)』 (トラス 60 2012)

渕圭吾「民事信託をめぐる相続税・贈与税課税のタイミングと『受益者等』の範囲について」
学習院 48 卷 1 号

渕圭吾「匿名組合契約と所得課税ーなぜ日本の匿名組合契約は節税目的で用いられるのか？」
ジュリ 1251 号

渕圭吾「組合員が組合から受ける給与ーりんご生産組合事件」
『租税判例百選〔第 4 版〕』別冊ジュリ 178 号

福田智子「租税法における『信託財産』の意義」税務事例 47 卷 8 号

福田智子「流動化取引における劣後受益権に係る収益配当金の会計処理が争われた事案」
税務事例 47 卷 7 号

古川悌二「減額再校正処分の取消しを求める訴えの利益及び弁護士顧問料収入は給与所得
ではなく事業所得に当たるとされた事例」税弘 29 卷 10 号

古川悌二「減額再更正処分の実質は当初更正処分の変更であるから減額再更正処分の取消し
を求める訴えはその利益を欠くとされた事例」税務事例 13 卷 6 号

星田寛「福祉型信託、目的信託の代替方法との税制上の比較検討」信託 232 号

堀口和哉「信託法の改正と租税法」
本庄資『関連法領域の変容と租税法の対応』 (財経詳報社 2008)

細川健「民法上の任意組合の税務とその問題点ー航空機リース事件 (平成 17 年 10 月 27 日
名古屋高等裁判所判決) を題材にして」税弘 54 卷 8 号

細川健「匿名組合の税務とその問題点」税弘 54 卷 11 号、14 号、15 号

細矢祐治「信託と諸税 (上) (下)」税 11 卷 8 号、9 号

細矢祐治「信託と税務問題 (一) (二)」税 17 卷 7 号、8 号

堀口和哉「明治 32 年の所得税法改正の立法的沿革」税大論叢 28 号

本並尚紀「外国の信託制度を利用した租税回避への対応」税大論叢 71 号

増井良啓「信託と国際課税」日税研論集 62 卷

増井良啓「組合形式の投資媒体と所得課税」日税研論集 44 卷

増井良啓「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」ファイナンシャルレビュー69号
増井良啓「投資ファンド税制の国際的側面－外国パートナーシップの性質決定を中心として－」日税研論集55巻
増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」租税30号
増井良啓「有限責任事業組合から生ずる損失と所得税」税事90巻
増井良啓「組合損益の出資者への帰属」税事49号
増井良啓「租税法の形成における実験－国税庁通達の機能をめぐる－考察」
中里実＝中山信弘『政府規制とソフトロー』（有斐閣2008）
増田晋「節税目的を理由とした税務否認に対する司法の判断－航空機リース事件を素材として－」税理49巻4号

増田晋「リミテッド・パートナーシップ財産の所有権帰属についての初判断」
税理50巻7号
増田晋「国際的リース取引をめぐる税務訴訟の終焉」税理51巻8号
松井宏「上場株式の相対取引と税務上の問題点」税理58巻1号
松島諄吉「所得税法一条二号三号の『匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令に定めるもの』にあたらなさとされた事例」民商46巻4号
松永和美「財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察」信託法32号
松永和美「米国の信託の税制について」信託238号
松崎為久「財産管理・承継制度における信託の新しい活用法と税務上の課題」
日税研究賞第28回
三木義一＝奥谷健「所得税」北野弘久『現代税法講義』（法律文化社2009）
水野恵子「『受益者等課税信託』と『受益者等が存しない信託』との関係における検討」
一橋法学14巻2号
水野忠恒「アメリカ信託税制」『創立20周年記念論文撰集』（トラスト60 2007）
水野忠恒「後継ぎ遺贈の効力と課税関係」税事51巻
水野忠恒「受益者等課税信託（個人信託）の課税問題」日税研論集62巻
水野忠恒「信託法の全面改正と平成19年度税制改正」税研133巻
水野忠恒「組合と信託における相続税の課税関係」税事57巻
水野忠恒「相続・贈与税の一体化と個人信託の方向」信託212号
水野忠恒「土地の信託と相続税・贈与税」税事26巻
水野忠恒「損益通算制度」日税研論集47巻
水野忠恒「パートナーシップ課税とパススルー方式－アメリカ法を中心にして－」
日税研論集44巻
水野忠恒「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」
『租税判例百選〔第3版〕』別冊ジュリ120号
水野忠恒「私法上と同一の概念の解釈－匿名組合契約の意義」
『租税判例百選〔第4版〕』別冊ジュリ178号
水野忠恒「組合員が組合から受けた金銭の所得区分－りんご生産組合事件」税研106号
嶺山登「出資金の運用益の分配金の所得区分」税務事例40巻5号

宮崎綾望「民法上の組合を通じて得られた新株予約権の権利行使益が雑所得に該当するとされた事例」法セ増刊 14号

宮武敏夫「匿名組合契約と税務」ジュリ 1255号

宮塚久「相続税法4条1項の『受益者』該当性が否定された事例」ジュリ 1433号

宮本十至子「国境を越える REIT と課税ードイツにおける最近の動向を中心にー」関法 56 卷 2=3号

宮本十至子「投資ビークルとしての信託と課税ー信託法改正を踏まえてー」信託研究奨励金論集第 30号

森稔樹「自己株式による代物弁済と『みなし配当』該当性」法セ増刊 15号

森稔樹「任意組合等から生じた所得の計算方法に関する所得税法の解釈と課税要件明確主義」法セ増刊 10号

森信茂樹「新たな事業体と組合税制構築の論点」
中里実＝神田秀樹『ビジネス・タックス』（有斐閣 2005）

森信茂樹「わが国における法人形態の多様化と税制の展望」税弘 52 卷 3号

森信茂樹「新たな事業体と組合税制」フィナンシャル・レビュー 69号

森信茂樹「多様な事業体と税制を考える（上）（下）」資本市場 210号、212号

森富義明「民法上の組合の組合員が、組合から委嘱された作業に従事したことの対価として得た収入について、所得税法上の給与所得に該当するとされた事例」判タ 1065号

森若代志雄「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」税弘 46 卷 9号

安井栄二「事業信託に関する税法上の問題の一考察」大阪経大論集 60 卷 2号

安岡克美「租税回避行為の否認のあり方についてー任意組合等を利用した租税回避スキームを中心としてー」税大論叢 39 卷

矢内一好「日米租税条約と信託課税」商学論叢（中央大学）49 卷 3=4号

山崎昇「匿名組合と国際税務」税大論叢 52号

山田熙「信託受益権のみなし贈与」税研 75号

山田熙「信託受益権の譲渡」税事 33 卷

山田二郎「『土地利用と公益信託』に関する報告書の提出にあたって」
信託研究奨励金論集第 18号

山田二郎「民法上の組合から組合員が受ける所得の所得分類」ジュリ 1250号

横山茂晴「商法上の匿名組合契約と租税特別措置法 63 条の特別税率による法人税額の納税義務者」税務事例 20 卷 6号

吉村政穂「UCITS IV に対応した英国税制の動向」
『金融取引と課税(3)（トラスト 60 研究叢書）』（トラスト 60 2013）

吉村政穂「カナダ信託税制」信託 244号

吉村政穂「金融スキームと信託に関する税制」信託法 37号

吉村政穂「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する一考察」
金融庁金融研究センター

吉村政穂「パス・スルー課税と 2 つの帳簿価額」ジュリ 1296号

吉村政穂「劣後受益権に係る収益配当金に対する会計処理の適否が問題となった事例」

ジュリ 1451 号

吉村正男「個人信託の利用と課税問題」租税法 24 号

吉田徹「複数の出資者から出えんされた資金を基にしてなされた土地の購入及び譲渡が、民法上の組合契約ではなく、商法上の匿名組合契約に基づいて行われたものであるとして、

右譲渡の名義人である営業者にその譲渡利益が帰属するとされた事例」税理 34 卷 10 号

吉牟田勲「現行法人税法各条の立法過程の研究－第 12 条関係」税弘 45 卷 13 号

吉牟田勲「昭和 62 年の本格的な公益信託税制改正の経緯

－みなし法人税制の協会提案から現実的な寄付金税制の容認へ－」信託 191 号

渡辺健樹「組合の税務問題と米国のパートナーシップ課税」税弘 52 卷 3 号

渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集 62 卷

渡邊善蔵「信託に関する租税の話」信託協会会報 5 卷臨時号

渡辺幸則「ドイツにおける裁量信託の課税について」

『税法の課題と超克－山田二郎先生古希記念論文集－』（信山社 2000）

渡辺裕泰「投資ファンドの課税」金子宏『租税法の発展』（有斐閣 2010）

2. 民法・信託法ほか

赤木暁「匿名組合員の出資」志林 14 卷 10 号

新井誠「平成 18 年信託法と民事信託」信託法 35 号

新井誠＝米倉明「日本における信託の素地と展望」信託フォーラム 2 卷

天野佳洋ほか「預金の帰属をめぐる最新判例と実務対応」金法 1686 号

天野佳洋「セキュライゼーションと信託」信託法 13 号

雨宮孝子「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」

判時 1794 号

甘利公人「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社にではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」判時 1840 号

石毛和夫「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社にではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」銀法 630 号

石毛和夫「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」銀法 630 号

井上聡「金融取引実務が信託に期待するもの」信託法 30 号

伊室亜希子「預り金の信託的管理－当事者が信託として認識していないのにその契約を信託と認定するメルクマールは何か」米倉明『信託法の新展開』（商事法務 2008）

岩原紳作「保険料保管専用口座と預金債権の帰属」

『商法（総則・商行為）判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ 194号
内田護文「匿名組合に付て（一）－（三）」
日本大学法学部法律学研究 25巻9号、10号、11号
遠藤美光「匿名組合を利用したレバレッジド・リース」
『商法〔総則・商行為〕判例百選〔第4版〕』別冊ジュリ 164号
遠藤美光「匿名組合を利用したレバレッジド・リース」
『商法〔総則・商行為〕判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ 194号
遠藤曜子「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社にではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」NBL782号
大賀祥充「『社団・財団・組合』管見（一）（二）（三）」
法研 46巻8号、9号、10号
大場茂行「銀行に対する特別当座預金債権が、信託財産と認められた事例」金法 61号

大橋寛明「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」ジュリ 1262号
大橋寛明「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」曹時 58巻3号
大橋寛明「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」『最高裁判所判例解説 民事篇（平成15年度）』
大山和寿「公有地の信託契約において、旧信託法36条2項本文（受益者に対する費用補償請求権）の適用を排除する合意の成立が、否定された事例」判時 2163号
小賀野晶一「信託の設定」金判 1261号
沖野眞已「保証事業制度下の保証に係る公共工事の前払金と信託」
『倒産判例百選〔第4版〕』別冊ジュリ 184号
沖野眞已「保証事業制度下の保証に係る公共工事の前払金と信託」
『倒産判例百選〔第5版〕』別冊ジュリ 216号
沖野眞已「公有地信託における受託者の受益者に対する費用補償請求の可否
－最一小判平 23.11.17をめぐって」金法 1940号
尾島明「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社にではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」曹時 58巻1号
尾島明「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社にではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」『最高裁判所判例解説 民事篇（平成15年度）』
越智伝「法人格なき社団の財産関係と社員の責任」民研 25号
小野傑「新しい新多雨法実務の展望と課題」金判 1261号

折原誠「新しい信託法のポイント」信託 239号

角紀代恵「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」
金法 1684号

勝田信篤「公共工事の請負人の破産と前払金の帰属
—最判平成 14年 1月 17日民集 56巻 1号 20頁」清和 13巻 2号

勝田信篤「弁護士の預り金の帰属—最判平成 15年 6月 12日民集 57巻 6号 563頁」
清和 14巻 1号

加藤正治「訴ノ原因ニ変更ナシトスル裁判ノ適用範囲」法協 42巻 4号

加藤正治「債務名義ノ送達其他執行ノ前提要件欠缺ノ場合ノ異議ノ申立殊ニ轉付命令送達後ノ異議ノ申立及ヒ確認ノ訴ニ依ル救済」法協 44巻 9号

金子敬明「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」
法協 123巻 1号

金子堅太郎「講演」法曹會雑誌 11巻 1号

神作裕之「交互計算・匿名組合—商行為法と金融法の交錯」NBL935号

加毛明「預金債権の帰属」『民法判例百選 2債権〔第 6版〕』別冊ジュリ 196号

加毛明「預金債権の帰属」『民法判例百選 2債権〔第 7版〕』別冊ジュリ 224号

加毛明「損害保険料保管専用口座に関する預金者の認定」法協 121巻 11号

神田秀樹「平成 18年信託法と商事信託—理論的観点から」信託法 35号

神田秀樹「日本の商事信託—序説」
江頭憲治郎ほか『現代企業立法の軌跡と展望』（商事法務研究会 1995）

木村仁「他人のために管理する専用預金口座に係る預金債権の帰属と信託の成否」
リマークス 48号

清河雅孝「匿名組合員の氏の使用による責任が認められた事例」商事 1236号

国土交通省「平成 26年度不動産証券化の実態調査（平成 27年 5月 29日）」

後藤元伸「法人格のない人的結合体（団体）と権利共同関係—権利能力なき社団と民法上の組合の財産関係、ならびに、法人—」阪法 41巻 4号

佐久間毅「公共工事の前払金保証制度の下での前払金支払と信託契約の成立」
『平成 14年度重要判例解説』

篠田四郎「非典型的匿名組合—その類型論的・法的構成（一）（二）」
名城 31巻 1号、3=4号

白井皓喜「減額更正後に更正処分取消を求める利益」別冊判タ 2号

末川博「民法上の組合の本質」法と経済 13巻 4号

杉浦宣彦「新信託法の概要—新たな信託手法の可能性と今後の課題について」
企会 59巻 10号

末弘陽一「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」
判タ 1125号

角紀代恵「公有地信託において旧信託法に基づく受託者の受益者に対する費用補償請求権が

認められた事例」金法 1953 号

角紀代恵「損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとされた事例」金法 1716 号

高田晴仁「会社、組合、社団」法研 83 卷 11 号

高橋寿一「公有地の信託契約と受益者に対する費用補償請求権」法の支配 167 号

高山浩平「ステーキ店の経営について匿名組合の成立を認め、かつ、氏名使用許諾につき商法 537 条の責任を認めた事例」判タ 706 号

田中和明「信託実務の視点から」ジュリ 1335 号

田中和明「平成 18 年信託法と商事信託－実務的観点から」信託 35 号

田中壯太「友人 4 名の海外旅行資金等の積立てを目的とし、うち 1 名を代表者としてされた銀行預金が、当該代表者を受託者とし、残り 3 名を委託者兼受託者とする信託財産であると認められた事例」NBL999 号

田爪浩信「損害保険代理店口座の取扱実務－最二小判 15.2.21 を契機として－」金法 1683 号

段磊「公有地信託における受託者の費用補償請求権」ジュリ 1445 号

寺本昌広「新しい信託法の概要」ジュリ 1335 号

道垣内弘人「新信託法によって認められた新たな信託の形態」税研 132 号

道垣内弘人「信託法改正と実務」ジュリ 1322 号

道垣内弘人ほか「新しい信託法改正と実務」ジュリ 1322 号

道垣内弘人「新しい信託法理論の展望と課題」金判 1261 号

道垣内弘人「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」法学 263 号

時友聡朗「信託を利用した資産流動化・証券化に関する一考察」信託法 19 号

中田裕康「わが国における信託法制の発展と改革」税研 132 号

中務嗣治郎「公有地信託における受益者に対する費用補償請求権と受益権の放棄」金法 1940 号

中西正明「損害保険代理店の保険料専用口座の預金債権の帰属」リマークス 28 号

中村也寸志「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」ジュリ 1229 号

中村也寸志「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」『最高裁時の判例Ⅱ 私法編(1)』

中村也寸志「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」『最高裁判所判例解説 民事篇(平成 14 年度(上))』

能見善久「新しい信託法の理論的課題」ジュリ 1335 号

能見善久「総論」信託法 30 号

野口恵三「レバレッジド・リース契約のリース事業者に対して法人格否認論を適用しうるか」
NBL597号

馬場正利「『コンメンダ』に関する研究」早法9巻

馬場潤「他人のために預けられた預金の預金者」銀法638号

原田尚彦「減額再更正処分と訴えの利益」ジュリ臨時増刊768号

樋口範雄「土地信託あるいは公有地信託とは何か—大阪高判平成22.5.14について」
NBL937号

福井章代「預金債権の帰属について」判タ1213号

福井修「新しい信託法と実務対応」金判1261号

福地俊雄「組合と法人」松坂佐一ほか『契約法大系 VII補巻』（有斐閣1962）

星光「公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金
について地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例」
新報113巻5=6号

星野豊「公共工事の前払金に関する信託契約の成否」法時78巻3号

星野豊「公有地信託契約における受託者の受益者に対する費用補償請求」ジュリ1464号

本間靖規「損害保険代理店の保険料専用口座の預金債権」
『倒産判例百選〔第4版〕』別冊ジュリ184号

升田純「預金帰属の主観説、客観説、折衷説—二つの最高裁判例の検討と今後の動向—」
金法1686号

水野信次「土地信託契約に基づく費用補償請求が認められた事例」銀法739号

村田裕「預金債権の帰属者決定に関連する信託構成の可否—最判〔第一小〕平成十四年一月
十七日を主たる手がかりとして—」名城ロースクール・レビュー30号

森田宏樹「損害保険代理店の開設した保険料保管専用の普通預金口座の預金債権の帰属」
ジュリ臨時増刊1269号

安永正昭「預かり金の預金口座の差押え等と信託成立の抗弁」
『創立20周年記念論文撰集』（トラスト60 2007）

安永正昭「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金
銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」
民商130巻4=5号830頁

山下純司「旧信託法下の信託における受託者の受益者に対する費用補償請求の成否」
ジュリ臨時増刊1453号

山田直大「匿名組合と消費寄託との区別」金法152号

吉岡伸一「代理店・管理者等が預かる預金の帰属について」判タ1123号

吉田光碩「普通預金の預金者認定と滞納処分による差押え」金法1690号

吉永一行「公有地信託における受益者に対する費用補償請求権」民商146巻6号

米倉明「信託法のわが国における素地」信託159号、161号、162号、164号

渡辺隆生「預金の帰属に関する二つの最高裁判決と銀行実務」金法1686号